

Ⅱ 平成 23 年度項目別業務実績

業務実績報告書で使用した事業実績額（調整値）について

業務実績報告書に記載されている事業実績額においては、前年度との比較を評価の観点からの確に行うために、以下の条件・調整により算出した金額を使っているものがある。

1. 用途を特定された寄附金（特定寄附金）を財源とする事業支出額については、基金自身の計画による国・地域別、分野別の事業実績額の比較を行う観点から実績額から除いた。
2. 海外拠点派遣職員人件費及び海外事務所借料については、平成 19 年度から「在外事業費」となっているが、拠点の具体的事業プロジェクトへの投入額を比較する観点から実績額から除いた。
3. 海外拠点が自身の企画によって実施する各種事業プロジェクト（「在外事業費」として支出）の支出実績額は、分野別の投入額の比較のため、プロジェクトの内容により「文化芸術交流事業」「日本研究・知的交流事業」「その他事業（広報・図書館運営・調査）」に算入した。
4. これら国・地域別、分野別の事業実績額は、年度終了後速やかに業務実績の評価を実施するために、決算確定前に暫定値として集計を行ったものであり、決算確定後に集計される正式な業務実績額とは、若干の異動が出る可能性もある。
5. 上記の条件、調整による事業実績額を記載したものについては、「*金額、シェアの根拠は「事業実績額調整値」による。」と注を付した。（管理費の削減に関する項目（No.1）、業務経費の削減に関する項目（No.2）、予算・決算等に関する項目（No.8）では同調整値は使用していない。）

以上

No. 1 一般管理費の平成18年度比15%削減

大項目	1 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 業務の合理化と経費節減
小項目	<p>一般管理費（退職手当及び本部移転経費を除く。）について、以下のような合理化や経費の節減によって中期目標期間の最終事業年度までに平成18年度に比べて15%に相当する額の削減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本部事務所借料について、移転等の措置により削減する。 ● 本部事務所借料以外の運営管理経費について、各種経費の節約、資源の有効利用等により一層節減する。 ● 人件費については、平成18年度からの5年間で5%以上の削減を着実に実行するとともに、前中期目標期間中に導入した新しい給与制度に基づく見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

■一般管理費全体の削減状況

(単位:百万円)

		18年度 (基準)	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	23年度 (計画)	23年度 実績
一般管理費合計額(※1)		2,764	2,660	2,396	2,310	2,255	2,300	2,180
うち本部事務所借料		653	622	409	410	410	409	410
運営管理費(※2)		428	413	399	381	375	365	363
人件費		1,682	1,625	1,588	1,519	1,470	1,526	1,407
対H18	額	—	▲104	▲368	▲454	▲509	▲464	▲584
増減	率	—	▲3.8%	▲13.3%	▲16.4%	▲18.4%	▲16.8%	▲21.1%

※1・・・一般管理費は退職手当を除く効率化対象分。

※2・・・本部事務所借料及び人件費以外の運営管理費。

以下に掲げる評価指標の経費削減への取り組みを通じ、平成23年度の一般管理費(退職手当を除く)全体の実績は、計画を120百万円下回るとともに、対18年度比584百万円(▲21.1%)の削減を行った。

業務
実績

評価指標1 本部事務所借料の削減(中期目標期間最終年度までに平成18年度比35%程度減を目標)

■本部事務所借料削減状況

(単位:百万円)

		18年度 (基準)	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	23年度 (計画)	23年度 実績
本部事務所借料		653	622	409	410	410	409	410
対H18	額	—	▲31	▲244	▲244	▲244	▲244	▲244
増減	率	—	▲4.8%	▲37.3%	▲37.3%	▲37.3%	▲37.4%	▲37.3%

本部事務所借料については、平成20年4月に経費削減のための本部事務所移転を行ったことにより、対18年度比で244百万円(▲37.3%)削減した。

評価指標2 本部事務所借料及び人件費以外の運営管理費の削減(中期目標期間最終年度までに平成18年度比15%程度減を目標)

■本部事務所借料及び人件費以外の運営管理費削減状況

(単位：百万円)

		18年度 (基準)	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	23年度 (計画)	23年度 実績
本部事務所借料及び人件 費以外の運営管理費		428	413	399	381	375	365	363
対H18 増減	額	—	▲15	▲30	▲48	▲53	▲64	▲65
	率	—	▲3.6%	▲6.9%	▲11.1%	▲12.3%	▲14.9%	▲15.2%

本部事務所借料及び人件費以外の運営管理費については、コンピューター関係費及び水道光熱費の削減等の措置により、23年度実績額は計画を1.4百万円下回るとともに、18年度比で65百万円（▲15.2%）の削減を行った。

評価指標3 人件費の削減（平成18年度からの6年間で6%以上の削減、新給与制度による見直し）

1. 人件費の削減

■人件費（総人件費改革対象分）削減状況

(単位：百万円)

		17年度 (基準)	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 実績	23年度 実績
人件費		2,221	2,204	2,201	2,146	2,034	1,960	1,907
対H17 増減	額	—	▲18	▲20	▲76	▲188	▲261	▲315
	率	—	▲0.8%	▲0.9%	▲3.4%	▲8.4%	▲11.8%	▲14.2%
	率（補正）		▲0.8%	▲1.6%	▲4.1%	▲6.7%	▲8.6%	▲10.7%

注1：一般管理費の人件費と改革対象分の総人件費には、後者は第2期中期計画において在外事業費からの支出となった海外事務所の職員人件費を含む等の違いがある。

注2：対H17増減の「率（補正）」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

中期計画では、人件費について17年度を基準として18年度からの5年間で5%以上の削減を計画している。（人件費改革は23年度まで継続して、17年度を基準として6%以上の削減を目標としている。）

この削減の対象となる人件費（国内・在外全職員の人件費。法定福利費、退職手当は除く。）について、22年度に、5年目の目標である5%を大幅に上回る削減を達成しているが、中期計画最終年の23年度には、対17年度（基準年）比で6年目の目標であ

る6%を大幅に上回る10.7%の削減を達成した。

2. 給与水準

基金は、その業務が国際文化交流事業を通じてわが国の対外関係の維持及び発展に寄与することを目的としているために国からの財政支出割合が大きいこと、また、財務諸表において繰越欠損金が発生しているが、これは会計基準に定められた方法により外貨建債券にかかる為替評価損を計上したものであることなどを踏まえた上で、人事院勧告等を考慮して給与水準が社会一般の情勢に適合したものになるよう努めている。また、役職員給与には、国（国家公務員）と異なる種類の諸手当は無い。

(1) 給与水準適正化への取組み

給与水準については、18年度に導入した新給与制度を適切に運用しつつ、18年度以降、昇給幅の抑制、管理職の賞与を国家公務員より0.03か月分低い支給率とする等の抑制努力を継続してきた。22年度は管理職の賞与支給率を更に削減（対国公▲0.05か月）し、23年度も同様の措置を継続した。この結果、国家公務員給与水準（指定職を除く）と比較したラスパイレス指数の23年度の値は以下（2）の通り前年度に比べて低下した。

(2) 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況

	ラスパイレス指数	地域・学歴を 換算補正した指数
平成18年度	126.1	107.9
平成19年度	124.2	106.5
平成20年度	122.8	104.6
平成21年度	122.0	101.7
平成22年度	120.5	100.2
平成23年度	119.5（対前年度△1.0）	99.2（対前年度△1.0）

(3) 国と比べて給与水準が高くなっている理由

在職地域・学歴構成による影響が挙げられる。特別都市手当（給与に地域毎の賃金水準を反映させるための手当。国家公務員の地域手当に相当）が高く給与水準の高い東京特別区内に所在する本部の勤務者数が、国内在勤者数に占める比率が国家公務員より高い（当法人：91.1%）。同じく給与水準の高い大学・大学院卒業者の比率が国家公務員より高い。これらの影響を勘案し補正した指数は23年度では99.2である。

3. 福利費

(1) 法定福利費

23年度の法定福利費は、265,539千円（22年度は274,160千円）であった。

国際交流基金は経済産業関係法人健康保険組合に加入しているが、同組合の保険料の負担割合は22年度で事業主58.33%、加入者41.67%であったところ、保険料負担を国と同様に事業主・加入者間で折半とする見直しを各独立行政法人が政府から要請されたことを受け、他の加盟法人とともに健康保険組合と調整した結果、保険料は平成23年4月より事業主・加入者間で50%ずつとなった。

（2）法定外福利費

23年度の法定外福利費の合計は30,024千円（22年度は27,729千円）であり、その使途は、職員宿舍経費、海外派遣職員の医療保険、職員の医療・健康関係支出（健康診断、産業医等）等である。

<法定外福利費内訳>

（単位：千円）

項目	23年度	【参考】22年度
職員宿舍	19,994	18,153
在外職員の医療保険等	6,789	5,773
共済会（互助会）への拠出	0	0
医療・健康関係支出（健康診断、産業医等）	2,995	3,540
その他	246	263
計	30,024	27,729

平成20年8月4日付け総務省行政管理局長通知「独立行政法人のレクリエーション経費について」によって国に準じた取組が求められているレクリエーション経費に該当する予算及び支出は無かった。また、食事手当や給食費補助の支出も無い。

職員個人に対する表彰等については、永年勤続者表彰を23年度も実施したが、公費支出による対象者への給付（金銭、物品）は伴っていない。

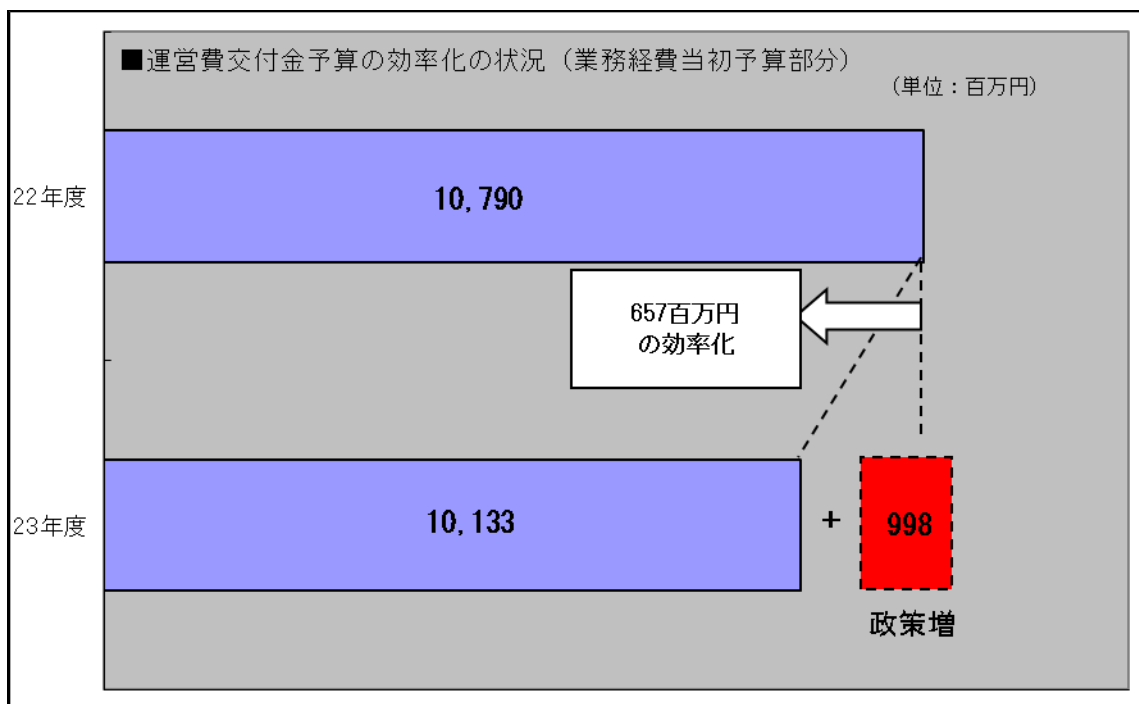
また、福利厚生のための役職員互助組織（国際交流基金共済会）に対して、国際交流基金は、21年度まで同共済会の運営費用の半分を拠出（各会員役職員の支払う負担分と折半）してきたが、21年度を最後に基金から同共済会への拠出を廃止し、22年度以降は国際交流基金共済会への公費支出は無い。

以上のように、職員の給与水準の抑制に加えて、福利厚生費の合理化を進めた。

No. 2 業務経費の毎事業年度 1.2%以上削減

大項目	1 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 業務の合理化と経費節減
小項目	<p>運営費交付金を充当して行う業務経費については、以下のような効率化を行い、毎事業年度1.2%以上の削減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">● 外部の国際文化交流事業の担い手との連携や受益者負担の適正化等により、国際交流基金が負担する経費を削減する。● 各種契約において価格競争をさらに促進すること等により経費を削減する。● デジタル化やインターネット等のIT活用により印刷費や輸送費を節減する。● 調達契約において、海外調達の推進や契約の集約・統合等により経費を節減する。

評価指標 1 削減の状況（外部団体との連携促進による経費削減、受益者負担の適正化、価格競争の促進、デジタル化・IT活用による印刷費・輸送費の節減、調達契約における海外調達の推進や契約の集約・統合、その他）



業
務
実
績

運営費交付金を充当する業務のうち、削減対象となる既存分の業務経費（年度当初予算）については、23年度は対22年度比657百万円（▲6.1%）の効率化を織り込んだ計画とし、以下のような措置等により経費削減を行った。

1. 外部団体との連携促進による経費削減と受益者負担の適正化

- (1) 海外公演主催及び国際舞台芸術共同制作の各事業について、実施した全てのプログラムで、会場提供等現物供与も含めた現地協賛を獲得した。
- (2) 日本語国際センター及び関西国際センターの研修プログラムについて横断的に研修補助費（交通費等）の減額や現物支給化、配付教材費の削減等を行った。

2. 価格競争の促進

日本語国際センターの施設・運営管理に関する市場化テストを新規に導入したことにより、従来経費と比較して27百万円（削減率▲28.6%）の削減効果があった。

業 務 実 績	<p>3. デジタル化・IT活用による印刷費・輸送費の節減</p> <p>(1) 次年度事業申請に係る書類等を基金海外拠点及び在外公館に送付した際、マニュアル書について紙媒体から電子ファイルの提供に切り替えたことにより、印刷製本費と海外送料の合計で前年度比約1.5百万円の削減効果があった。</p> <p>(2) 在外フィルムライブラリー所蔵プリントのデジタル化を推進し、新規購送作品109本は全てDVD作品（22年度購送作品内訳は、16mmフィルム17本、35mmフィルム5本、DVD88本）とすることにより送付経費削減を行った。</p> <p>4. 海外調達の推進や契約の集約・統合等による経費の削減</p> <p>(1) 「市民青少年交流プログラム（主催）」の一つとして実施した中学高校教員交流（招へい）事業において、ドイツ及びエジプトからの参加者国際航空券について現地購入することにより経費節減を行った。</p> <p>(2) 日本語国際センターにて実施している中国日本語教師研修事業（大学・中等学校）において、昨年に引き続き、中国からの参加者国際航空券を現地購入することにより経費節減を行った。</p>
------------------	--

No. 3 機動的かつ効率的な業務運営

大項目	1 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 組織運営における機動性、効率性の向上
小項目	<p>機構の簡素化をはじめとして、法人の自律性及び法人の長の裁量等の独立行政法人制度の特長を活かし、機動的かつ効率的な業務運営を行う。</p> <p>随意契約による委託等について、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人をはじめ特定の団体との契約のあり方につき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札の範囲拡大を含め競争性のある契約の範囲拡大等により、業務運営の一層の効率化を図る。</p>

業務実績	<p>評価指標 1 機動的かつ効率的な業務運営の実施状況</p> <p>1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応</p> <p>平成 22 年 4 月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの結果、及び平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受けて平成 22 年度末までに以下の対応・検討を行っている。</p> <p>(1) 平成 22 年 4 月の事業仕分け結果とその対応</p> <p>ア. 日本語国際センターの設置運営及び海外日本語教師を対象とする日本語研修</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)</p> <p>【実施・検討状況】</p> <p>海外の日本語教師に対する日本語研修については、23 年度より、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等を行うこととした。また、研修手当の単価を下げるとともに食費の一部を除いて現金支給を廃止するなど、受益者負担についての更なる見直しを含む業務効率化を図ることによって、事業規模及び国費負担を縮減した。</p> <p>さらに、23 年度から日本語国際センターの施設運営管理を公共サービス改革法に基づく民間競争入札としたことに伴い、23 年度の契約金額は 22 年度比▲27.2 百万円 (▲28.6%) となった (22 年度 95.2 百万円→23 年度 68.0 百万円)。平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 3 年間の契約についても、23 年度に民間競争入札を実施した結果、22 年度比で 1 年あたり▲22.3 百万円 (▲23.4%) の経費削減となった。また、24 年度の契</p>

約より、海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入した。

イ. 関西国際センターの設置運営及び外交官・公務員を対象とする日本語研修

【仕分け結果】

当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)

【実施・検討状況】

在日外交官研修とアジアユースフェローシップ(高等教育奨学金訪日研修)を22年度の実施を最後に廃止した。また、研修手当の単価を下げるとともに、食費の一部を除いて現金支給を廃止するなど、受益者負担についての更なる見直しを含む業務効率化を図ることによって、事業規模及び国費負担を縮減することとした。

また、23年度の日本語国際センターの施設運営管理を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札としたことにより契約金額の節約が実現したことから、関西国際センターにおいても平成24年4月から平成27年3月までの3年間の施設運営管理契約を同様に公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、23年度に同入札を実施した結果、23年度比で1年あたり▲29.1百万円(▲26.8%)の経費削減となった(23年度108.6百万円→24年度79.5百万円)。

ウ. 日本語能力試験

【仕分け結果】

当該法人が実施し、事業規模は維持(国費への依存から一日も早く脱却)

【実施・検討状況】

試験の実施回数や実施地の増等による試験収入の増加により、本事業の事業費は21年度以降、全額自己収入化を実現している。今後も国費に依存しない形で事業を実施できるよう、海外における試験実施地の増加等を進め、自己収入の拡大を図っていく。

(2)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応(日本語教育事業については、上記(1)にまとめて対応を記載。)

ア. 日本研究・知的交流

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

・知的交流の効果的な実施

知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。(22年度から実施)

【実施・検討状況】

招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上を図っている。

イ. 文化芸術交流の促進

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

- ・海外に重点化した事業の実施

文化芸術交流事業については、原則として国内における事業は実施しない。(22年度から実施)

【実施・検討状況】

22年度より、外交上の必要性等によるものを除き、国内事業は実施しないこととしている。

ウ. 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

- ・広報関係予算の削減

定期刊行物、年次報告、一般広報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。(23年度中に実施)

- ・国内における地域交流事業の廃止

国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。(23年度中に実施)

- ・情報ライブラリーの利用者数の増大

本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。(22年度から実施)

【実施・検討状況】

- ・機関誌(「をちこち」)の紙媒体の廃止及びウェブ化を22年度までに実施済みであり、また、23年度において、ウェブサイトとメールマガジンの経費、一般広報費の一層の効率化を図った。(22年度予算比▲4百万円)
- ・23年度に、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加による国内連携促進プログラムを終了した。
- ・利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した(22年度利用者数 20,053人→23年度 21,704人)。

エ. 在外事業その他

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

- ・海外事務所の事業の効率化

海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により効率化・合理化を図る。(23年度中に実施)

【実施・検討状況】

従来どおり、海外事務所に対し、事業計画を立てる際に在外公館と協議するよう指示すると共に、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有し、年度計画作成時に事業に重複のないことを確認している。また計画策定時のみならず、日頃から海外事務所と在外公館との協議をさらに密にするよう海外事務所に指示しており、事業の重複が起らないようにすると共に、協力関係をより一層強化して事業が効率的・合理的かつ相乗効果を発揮して実施されるようにした。

また、様々な国で行われるジャパンフェスティバルやジャパンウィーク等の日本紹介の大きな催し等の際には、在外公館のとりまとめにより、基金海外事務所やその他関係機関が協力してオールジャパンで取り組んでいる。

オ. 不要資産の国庫返納

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

・運用資金（基金）

日米親善交流基金及び日中 21 世紀基金を除く運用資金（基金）342 億円を国庫納付する。(22年度中に実施)

・不要資産の譲渡収入等

不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8 億円）を国庫納付する。(22年度中に実施)

・区分所有の宿舍

職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。(23年度中に実施)

【実施・検討状況】

・運用資金に関し、改正独法通則法施行前の譲渡収入は平成 23 年 2 月 17 日に 241.7 億円、施行後の譲渡収入等は平成 23 年 3 月 11 日に 100.4 億円、合計 342.1 億円を国庫納付することにより、国庫納付を求められた額の全額を 22 年度中に国庫納付済み。

・不要財産の譲渡収入等については、平成 23 年 2 月 17 日に 7.7 億円を国庫納付することにより、国庫納付を求められた額の全額を 22 年度中に国庫納付済み。

・区分所有宿舍 35 戸中 4 戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、売却手続きを 23 年度中に終了した（国庫納付は 24 年度を予定）。なお、当該物件は東日本大震災の被災者受入施設として提供リストに登録されていたため、平成 23 年 9 月まで手続きを中断していたが、

同時点で登録から外れていたため手続きを再開したもの。

カ. 事務所等の見直し

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

・ 海外事務所の見直し

北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。(23年度中に実施)

北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。(22年度中に実施)

【実施・検討状況】

平成23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。

また、平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有した。また、情報セキュリティ管理の必要性にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意した。

さらに、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合のあり方につき、平成24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行い、関係省庁間の中間報告書(平成24年3月30日付)のとりまとめに参画した。

キ. 人件費の見直し

【対象となる事務・事業と講ずべき措置】

・ 在勤手当の見直し

外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。(22年度中に実施)

【実施・検討状況】

平成23年3月末までに海外事務所所在地の生計費・給与水準調査を実施し、その結果を踏まえ、在勤手当見直しの方向性についてとりまとめた。26年度までに見直し結果を反映すべく準備を進めた。

(3) 公益法人に対する会費の支出

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）の基本方針を踏襲した国際交流基金としての取組み方針の策定及び、23 年度に会費支出を行った個々の法人に対する今後の対応についての具体的な検討を開始した。

（4）職員宿舎の見直し

項目 No. 8 に記載のとおり。

2. 機構の見直し

国・地域別方針に即した事業展開を推進するため、事業部門で 21 年度から導入したチーム制の機動性・柔軟性という利点を活かし、24 年度当初より文化事業部のチーム編成を分野別から地域別に改めるべく、必要な諸準備を行った。また、国内広報機能の強化と国内連携機能の効率化、及び管理部門の業務効率化のため、23 年度末をもって事業開発戦略室と調査室を廃止し、24 年度から情報センター等の既存部門に吸収するための準備を行った。

評価指標 2 入札と契約の適正な実施状況（随意契約の件数等及び随意契約見直し計画の実施状況）

1. 適正な入札等契約手続きの執行体制及び審査体制

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の趣旨に基づき、「契約監視委員会」の意見を踏まえた契約の点検や見直しを継続するとともに、23 年度に策定した「随意契約等見直し計画」の着実な実施に向け、適正な入札等契約手続きの執行体制及び審査体制を保持した。

契約事務における一連のプロセスに関し、契約は一般競争入札を原則とし、予定価格の設定、入札の公告（入札期日から起算して 10 日前まで）、入札の執行（入札事務に関係ない職員の立ち会い）、契約の相手方の決定及び契約書の締結等の入札事務は、会計規程に規定する会計機関（本部においては会計課）が行うこととしている。23 年度においても、当該基本プロセスは遵守された。

審査体制については、監事のほか内部組織として監査室があり、監査計画に基づく実地監査を実施している。

2. 平成 23 年度の契約実績

23 年度に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検を受けつつ、契約の適正性確保を進めた結果、23 年度における全契約件数に占める競争入札等による契約の比率は、対 22 年度で、ほぼ横ばい（▲1.7%）となったが（同随意契約比率は、対 22 年度で 1.7% 拡大）、件数は 22 件増加し

ている（対 22 年度 10.4%増）。

〔競争入札等による契約件数比率：59.6% →57.9%〕

〔随意契約件数比率：40.4% → 42.1%〕

また、金額ベースにおいては、23 年度における全契約金額に占める競争入札等による契約の比率は、対 22 年度で 3.4%増加し、金額も 507 百万円増加している（対 22 年度 32.9%増）。

〔競争入札等による契約金額比率：50.8% →54.2%〕

〔随意契約金額比率：49.2% → 45.8%〕

競争入札等による契約の比率が前年度と比較して、件数では改善せず、金額では改善したことの要因は以下の通りである。

件数ベースでは、補正予算により東日本大震災の復興を目的として実施した映像、公演等事業に関する契約（競争入札等 5 件、随意契約 18 件）を 23 年度契約件数から除くと、競争入札等契約は 229 件（60.1%）、随意契約は 152 件（39.9%）となり昨年度の比率を上回る。従って、件数の比率が改善しなかったことは補正予算への対応という単年度の要因と考えられる。

他方、金額ベースでは、23 年度から計上した単価契約 51 件中、競争入札等契約件数が 38 件あり、かつ、人材派遣等金額が大きい契約が含まれるため、金額の比率が改善された。

（件数ベース）

契約形態等		23年度		22年度		21年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
随意契約		170	42.1%	144	40.4%	156	47.6%
競争 入札等	競争入札	193	47.8%	186	52.2%	155	47.3%
	企画競争	41	10.1%	26	7.3%	17	5.2%
	小計	234	57.9%	212	59.6%	172	52.4%
合計		404	100.0%	356	100.0%	328	100.0%

（注 1）23 年度から単価契約についても件数に含めることとし 51 件を計上。

（金額ベース）

（百万円）

契約形態等		23年度		22年度		21年度	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合
随意契約		1,734	45.8%	1,495	49.2%	1,304	48.7%
競争 入札等	競争入札	1,621	42.9%	1,368	45.1%	1,202	44.9%
	企画競争	427	11.3%	173	5.7%	172	6.4%
	小計	2,048	54.2%	1,541	50.8%	1,374	51.3%
合計		3,782	100.0%	3,036	100.0%	2,678	100.0%

(注1) 23年度から単価契約についても金額に含めることとし725百万円を計上。

(注2) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

3. 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく、契約の点検及び見直しの取り組み状況

(1) 「随意契約等見直し計画」の着実な実施

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において「着実に実施する」こととされている「随意契約等見直し計画」では、随意契約については「真にやむを得ないもの」のみに限り、それ以外については一般競争入札等へ移行することで、全契約件数に占める競争入札等による契約件数の比率を77.9%に引き上げることとしている。

(23年度実績と見直し計画との対比表)

	平成23年度実績		見直し計画	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(60.4%) 244	(55.8%) 2,110,653	(77.9%) 247	(68.1%) 2,075,200
競争入札	(47.8%) 193	(42.9%) 1,620,890	(65.6%) 208	(57.2%) 1,745,008
企画競争、公募等	(12.6%) 51	(12.9%) 489,762	(12.3%) 39	(10.8%) 330,191
競争性のない随意契約	(39.6%) 160	(44.2%) 1,671,366	(22.1%) 70	(31.9%) 973,344
合 計	(100.0%) 404	(100.0%) 3,782,018	(100.0%) 317	(100.0%) 3,048,544

(注1) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

(注2) 「平成23年度実績」においては、「見直し計画」策定基準と同様に、「入札不調」による随意契約10件(62,413千円)について、便宜的に「企画競争、公募等」として計上することで、比較を行っている。

「随意契約等見直し計画」における、全契約件数に占める「競争性のある契約」比率の目標値77.9%と比較すると、23年度の同比率は60.4%と依然として改善の余地が存在する(入札不調による随意契約を「競争性のない随意契約」に分類した場合の「競争性のある契約」の全契約件数に占める比率は57.9%)。

なお、23年度に締結した随意契約は、契約監視委員会による点検の結果、放映権や公演等の知的所有権に係るもの、共催契約によるもの等、「独立行政

法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）のとおり、基金事業の実施に不可欠な「真に合理的な理由がある」随意契約によるものが主であった。

国際交流基金の締結する契約の特徴としては、放映・上映契約、公演契約、著作権関連契約、共催契約等、基金が中期目標及び計画に基づき実施する事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」ものが全随意契約の8割を占めていることがあげられる。

具体的には、23年度に締結した随意契約170件から、入札不調による10件と24年度以降に競争性のある契約に移行する等とした9件とを除く151件（契約監視委員会の点検を経て「真に随意契約によらざるを得ない」とされた案件）の内訳は以下のとおりとなる。

ア. 映画・TV番組の上映・放映に係る契約	: 31件 (20.5%)
イ. 公演団との公演契約	: 24件 (15.9%)
ウ. 出版物・美術品等に係る著作権、企画制作等契約	: 10件 (6.6%)
エ. 他団体との共催契約	: 41件 (27.2%)
オ. 基金拠点がない海外都市での契約(美術品国際輸送等)	: 16件 (10.6%)
カ. 不動産関係賃借契約	: 9件 (6.0%)
キ. 公共料金	: 3件 (2.0%)
ク. その他(IT関連契約等)	: 17件 (11.2%)

この内、基金の事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約が80.8%（151件中122件、上記ア.～オ.）、それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約が19.2%（151件中29件、上記カ.～ク.）となっている。

昨年、評価委員会から意見のあった「随意契約の見直しは、基金によって重要課題であるが、業務の性格上、一定程度の随意契約が残らざるを得ない事情は理解できるものであり、個々の契約の類型ごとに適正な対価での契約がより良く保証される方法について検討するなど、次期中期計画に向けて、評価指標のあり方を検討する必要があると史料する。」という点については、これまでも予定価格の作成にあたり、市場価格や過去の類似契約を参考に適正な価格を保証すべく心がけてきたところであるが、さらに、23年度においては、他団体との共催契約（上記エ.）の類型について、共催相手方が、基金負担の共催分担金を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、契約の手続きや内容について確認する場を設けることで共催分担金への統制の強化を図り、経費の節減につなげる方策を導入した。24年度以降も随意契約の上記類型毎に、適正な対価での契約がより良く保証される方法について分析・検討の上、導入を図りたい。

随意契約の見直しは基金にとり、最重要課題の一つであると認識してお

り、このような改善を図りつつ、今後も、随意契約の締結は、基金事業の特性を考慮した上で、「真に随意契約によらざるを得ないもの」に限るよう、契約監視委員会による点検を受けつつ、引き続き努力を継続していく。

(2) 23年度に締結した契約の点検結果

23年度に締結した契約404件については、個別に自主点検を行うと共に、契約監視委員会による点検を受け、24年度以降に必要な改善を実施することとした。

ア. 404件中25件は、22年度に競争性のない随意契約を締結していたものである。点検の結果、「24年度以降に一般競争契約に移行することとしたもの」が1件、事務所賃借や共催に係る契約等「引き続き随意契約によらざるを得ないもの」が24件であり、後者の場合にも、価格について不断の見直しを行うこととした。

イ. 404件中23件は、22年度に一者応札・応募であった契約である。これらのうち5件については、23年度中に応札者又は応募者数が改善されたが、残る18件については、23年度も一者応札又は一者応募となった。このため、見直し策として、9件について仕様書の変更を、12件について公告期間の見直しを、3件については参加要件の変更を行い、4件についてはその他の措置を取ることとした（一部案件については、複数の見直し策を実施する）。

ウ. 404件中、上記ア. 及びイ. 以外の356件のうち、「競争性のある契約」については「一層の競争性の確保を図るべく、競争参加者の拡大等に引き続き努めていく」こととし、22年度に企画競争を行った2件について23年度は一般競争による入札を行った。また、「真に随意契約によらざるを得ない」契約についても「価格の不断の見直しを行う」こととした。また、随意契約又は企画競争によって契約したもののうち10件（うち企画競争2件）については、一般競争契約への移行による契約方式の見直しを検討することとした。

4. 契約監視委員会による点検

(1) 点検結果の反映

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき21年度に設置した「契約監視委員会」による点検を、23年度においても実施した。

契約監視委員会においては、少額随意契約を除く全ての契約を対象として、契約方式の決定方法や随意契約理由の妥当性等についての審議がなされ、同委員会では出された改善措置等に係る意見を、「随意契約等見直し計画」

の着実な実施のため、随意契約の見直しや一般競争入札等における真の競争性の確保のための方策、入札・契約業務についての統制に反映している（審議対象案件については、契約の全体を網羅できるよう、総ての契約を複数の類型に分類した中から、委員会が抽出）。また、同委員会における審議結果は、委員長より理事長に報告され、理事長がこれを主務大臣に報告・外部公表することを、閣議決定内容を踏まえ、規程で定めており、23年度に開催した4回の委員会の議事概要についても主務省における確認を経てホームページ上に公表した。更に同委員会における審議結果の実効性確保の方策の一環として、指摘事項とこれに基づく契約事務の執行を、内部職員向け執務用マニュアルの作成及び改訂等に反映した。また、同委員会における審議結果は、内部監査の観点から、事業部門への確実なフィードバックと、改善措置の有効性に関して、監事による点検を加えた。

(2) 主たる指摘事項への対応

契約監視委員会の意見を踏まえ、より競争性を高めるため、従来から実施している「適正な公告期間の確保」、「仕様の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成」等の措置の一層、着実な実施に加え、以下の改善措置を実施した。

ア. 競争参加資格の一層の柔軟な運用

一者応札・応募を避け、より競争性を高めるため、現行の通達に基づく競争参加資格の決定方法を踏まえ、中小企業への配慮を引き続き行っただうえで、業界の事情等を勘案して、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定することとした。

イ. 共催分担金の使途への統制強化

共催相手方が、基金負担の共催分担金を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化した。

ウ. 再委託に関する通達の改正

通達「委託契約に係る一括再委託の禁止について」を、再委託の承認手続きを官民競争入札等に対応したものに改正した。

この他、「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成22年5月26日付総務省行政管理局長事務連絡）による通知のとおり、一者応札・応募案件のみならず、「再委託率が高率となっている契約」、「真に随意契約によらざるを得ない契約における費用逡減の取組」等について契約監視委員会による点検を受けるととともに、同通知に従って、多くの入札者の参加を促し、競

争性を確保するため、事前説明会を開くなど事前説明の機会を設けることを、内部職員向け執務用マニュアルの大幅改訂の際に反映する等の措置を通じて、従来以上に徹底することとした。

5. 一者応札・応募及び再委託に対する対応

23年度の競争入札等234件のうち一者応札・応募となった案件は29件（22年度：26件）であった。このうち、当年度に新規に発生したものが11件（22年度：10件）、複数年契約等により前年度から継続しているものが18件（22年度：16件）であり、全一者応札・応募案件数に占める新規発生案件の件数比率は対22年度で、ほぼ横ばいであった（▲0.6%）。

[全発生件数に占める新規に発生した件数：10件 → 11件

新規に発生した件数比率：38.5% → 37.9%]

当該29件について、その要因を概略区分すると、①業務の特殊性から市場規模が小さく履行可能な者が限られたと考えられるもの（17件、うち23年度新規発生8件）、②限られた期間の中で業務を行うための人員などの確保が困難であったため履行可能な者が限られたと考えられるもの（5件、うち23年度新規発生0件）、③性質の異なる業務が一体として行われることにより成果が得られる業務であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（3件、うち23年度新規発生1件）、④要求された仕様が高度であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（2件、うち23年度新規発生1件）、⑤その他の理由によるもの（2件、うち23年度新規発生1件）となる。

これを踏まえ、24年度以降も、特に連続で一者応札・応募となった案件について契約監視委員会による点検を経て改善を図りつつ、上記と同種の契約に係る競争入札等を行うにあたっては、平成22事業年度監事監査報告において指摘され、23年度までにも実施してきたとおり、「適正な公告期間を確保」とともに、可能な範囲で「仕様の汎用性拡大」や「分割調達の検討」を実施する。また、契約監視委員会による指摘を基に改善を行った「企画競争等による入札実施時における評価基準の可視化」、「競争参加資格の拡大」を継続することにより、複数の入札参加者を確保し、競争性をより高めるための努力を継続する。

23年度に発生した全再委託案件数は9件であるが、うち1件の一者応札・応募案件を含め、公益法人との契約はなく、基金と、契約相手方並びに再委託相手先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係は存在しない。また、これら9件のうち、再委託率が50%以上の高率となっている案件は6件であり、再委託を行う業務の範囲とその必要性については、他の再委託案件とともに、契約監視委員会による点検を受けたものである。

なお、新たな通達の制定により実施した特定委託契約を締結する場合の一括

再委託禁止及び再委託情報の把握のための措置については、23 年度においても、再委託の承認手続等、当該措置に基づく契約事務の執行手続が遵守された。

また、契約監視委員会の指摘をもとに、通達「委託契約に係る一括再委託の禁止について」のうち手続きに関する規定を、官民競争入札等の手続きに対応した形に改正した。

6. 手引きの整備

調達における競争性の一層の導入及び関連資料の作成等により事務が増加していることを受け、内部職員の理解を高め、より適正かつ効率的な調達事務の遂行に資するため、内部職員向け執務用マニュアルの大幅な改訂を行った。この際に、契約監視委員会における指摘を受けて対応した新たな措置や改正等を反映させたほか、古くなった記述や矛盾が生じた一部の内容を改正するなど、内容の見直しを行った。

また、従来個別に作成されていたマニュアルや、都度発出された通知などを統合・電子化することにより、一覧性と検索機能を向上し、参照の際の利便性を大幅に高めた。

評価指標 3 関連公益法人への業務委託等の妥当性、入札・契約の状況、情報開示状況

21 年度における二つの関連公益法人中、(財) 国際文化交流推進協会は、平成 22 年 4 月 1 日に解散した。また、(財) 放送番組国際交流センターに対する随意契約による TV 番組の放映等に係る業務委託については、22 年度から総て、番組制作者等との直接契約に変更し、切り替え後の随意契約について、契約監視委員会における点検を受けた。過去 3 年間における両法人との契約の状況は以下のとおり。(両法人への発注金額は全て業務委託契約に基づくもの。)

(財) 国際文化交流推進協会

年度	総事業収入	左記のうち、当基金の発注金額 (うち競争的契約による額)	総事業収入に占める当基金発注金額比率 (%) (うち競争的契約額の比率)
21 年度	33,001,790 円	33,001,790 円 (30,225,530 円)	100.0% (91.6%)
22 年度	解散 (平成 22 年 4 月 1 日)		
23 年度	解散 (平成 22 年 4 月 1 日)		

(財) 放送番組国際交流センター

年度	総事業収入	左記のうち、当基金の発注金額	総事業収入に占める当基金発注金額比率 (%)
21 年度	181,020,473 円	72,320,766 円	40.0%
22 年度	—	0 円	0.0%
23 年度	—	0 円	0.0%

なお、両法人との過去の取引等の情報については、当基金ホームページの「法第 22 条第 1 項第 3 号に規定する法人に関する情報」の項目において一般に情報開示している。

評価指標 4 情報開示の充実

基金では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第 22 条第 1 項及び同法施行令第 12 条の規定に基づき、提供することとされている情報を基金のウェブサイト上で公開している。23 年度は、平成 23 年 4 月 1 日に施行された「公文書等の管理に関する法律」及び「公文書等の管理に関する施行令」で定められた事項を新たに掲載した形での法人文書ファイル管理簿をウェブサイト上で公表した。また、文書管理に係る研修プログラムに担当職員が参加する等を通じ、組織内における制度の理解と措置の徹底を図った。

他方、当基金の事業に関し、ウェブサイト上の公開情報以外について情報提供の依頼があった場合には、可能な限り情報提供を行うとともに、情報開示請求が必要な事項については、同請求を受けて速やかに情報開示を行った。

調達情報については、従来より、締結した契約を、国内の契約については毎月、海外における契約については四半期ごとに公表し、また公益法人に対する支出状況を四半期ごとに公表していたが、これに加え、透明性を高めるため、基金と一定の関係を有する法人との契約が生じた際には、その法人における基金在職経験者の再就職状況や、当該法人の総売上高又は事業収入に占める基金との取引高の比率などを公表する措置を開始した。

評価指標 5 内部統制の強化のための具体的措置、監事監査結果への対応状況

1. 内部統制の強化のための具体的措置

内部統制の前提となる公正性及び透明性を確保し、合理的かつ効率的に業務を実施するため、従来より、資金運用、契約監視、助成事業及び各種の事業審査事務において、諮問委員会を設置し、外部専門家の客観的視点を導入する仕組みを構築しているが、22年度には、コンプライアンス推進体制の構築と具体的な取り組みなどコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を制定した。そして、23年度には外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を開催し、コンプライアンスの推進に関する今後の計画策定、及び関連規程等の確認を行ったほか、専門家によるコンプライアンスの基本理念や歴史的背景についての講演会を実施し、内部統制の基盤の更なる強化を図った。

同委員会による監視体制の設置に加え、助成金確定事務の有効性及び効率性を確保するための取り組みとして、「助成金確定内訳」書式の標準化を進めた。この改善により、各部門において確定事務を実施する際の確認ポイントを示すこととなり、また審査部門である経理部においては、確定内容の審査効率が向上し、適切な指導に結びつけることができ、内部統制の強化が図られた。

内部規程等の遵守及び運用状況に関しては、従来より内部監査が行われている。本部の内部監査においては、対象となる10部門（部・センター）の監査を効率的・効果的に実施するために、リスクマネジメントの観点から業務上のリスクの発生可能性が比較的高く、かつ万一発生し問題となった場合の影響度が大きい職務に重点をおいて監査を実施している。23年度においては、リスクアプローチによる更なる業務改善に向けて、全部門を対象にしてリスクの再検証を実施し、個々の事業現場における項目別のリスクマネジメント・リストを作成するとともに、リスクの防止策と発生時の影響範囲や具体的な対処法を詳細に調査することで、関連情報の全組織的な共有化に向けての集約を行った。

また、附属機関・支部の日本語国際センター（埼玉県）、関西国際センター（大阪府）及び京都支部については、原則として毎年交互に監査を実施しており、23年度は、関西国際センター及び京都支部の内部監査を実施した。

このように、内部監査においては、規程類の遵守のみならず、問題の発生を未然に防ぐことも重点事項として取り組んでいる。例えば、一定額以上の支出を予定する案件等に関する決裁書は、必ず監査室が書面審査を行っており、内規に従った処理が行われているか等、決裁事項の妥当性の確認（随意契約の契約理由の明確性等）といった観点から審査を行い、不備・問題点がある場合には、担当部署に指摘を行って事前の対処を徹底している。

海外事務所に対する内部監査も引き続き実施した。23年度は、全22海外事務所のうち、ソウル、北京、ジャカルタ、ロサンゼルス、メキシコ、サンパウロ、ケルンの7か所について実地監査（監事及び監査室）を実施したところ、一事務所においては、現地職員給与の控除額を個別に計算し源泉徴収を行っていたが、計算に誤りのある場合が認められたので、正確な控除と源泉徴収を実

施するように即座に改善を行った。

その他はいずれの事務所においても業務管理体制上の重大な問題点は見受けられなかった。海外事務所の監査にあたっては、リスクアプローチの手法を用い実施しており、リスクの洗い出し、対応すべきリスクの検討、既に構築されている統制体制の有効性を検証することにより、業務運営管理の維持向上を図るよう努めた。

平成 23 年度の会計監査人監査においては、本部、日本語国際センター、関西国際センター、海外事務所 2 か所（マドリッド、カイロ）で実地検査が実施され、会計業務を中心に内部統制状況のチェック、アドバイスを受けた。改善を要するとして特に指摘を受けた事項はなかったが、今後も内部統制の強化に向け、指導・アドバイスを受けることとしたい。

2. 法人の長のマネジメント

(1) 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備、法人のミッションの役職員との共有・課題の把握及び対応、内部統制の状況・課題の把握及び対応の状況等

以下のような措置により、法人の長がリーダーシップを発揮できる、または、それに必要な組織運営・業務遂行に必要な情報等を収集できる環境、及び法人のミッションや内部統制に関する諸課題の把握・対応指示が行える環境を整備し、かつ、これを有効に運用している。

ア. 会議等

- ・理事会（理事長及び理事を構成員として、法人の経営上の重要事項に関する審議及び報告が行われる会議。原則として月 2 回開催。）において、組織、管理、人事、給与、経理及び業務に関する制度や基本方針に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項等についての審議や報告が行われている。

【理事会議題例】

- ▶ 平成 22 年度決算について
- ▶ 平成 22 年度監事監査報告について
- ▶ 平成 23 年度監事監査計画について
- ▶ 平成 24 年度計画について
- ▶ 平成 23 年度第 3 次補正予算について(東日本大震災関連)
- ▶ 文化事業部の実施体制の見直しについて
- ▶ 職員採用計画
- ▶ 在勤手当の見直しについて
- ・運営検討会議（理事長、理事、各部部長等を構成員として、法人の業務を執行する上での重要事項に関する審議または報告が行われる会

議。原則月 2 回以上開催。)において、個別事業に関する事項、業務の進捗(予算執行等を含む。)の定期報告等についての審議や報告が行われている。

- ・上記の会議の他にも、理事長、理事、関係する部門の長等が集まる会議を定期的に行い、管理部門、事業部門それぞれの業務の状況、課題を共有し、効果的に業務を遂行できるようにしている。
- ・不定期に、理事長と若手職員との意見交換会、事業部門職員からのヒアリング等も行い、事業運営の方向性を直接職員に伝え、現場の問題意識を聴取する機会を設けている。

イ. 自然災害等に関するリスクへの対応状況

国内外での治安の悪化や自然災害等による緊急事態発生時(中東地域の政情不安、大規模地震等)には、迅速に情報を収集し、理事長、理事、関係部門の長による会合を開いて、現地に滞在する関係者(派遣専門家、事務所所在地・国においては派遣職員その他スタッフ)の安全確保の方策、当面の業務遂行体制、予定事業の実施・中止等を決定し、その内容を予め設定した緊急連絡網を使い現地関係者に伝達するなど即座に対処している。また、被派遣者、招へい者の急病や突然の事故等、緊急に対処が必要な事項が生じた場合には、個別に理事長又は理事の指示を仰ぎつつ、迅速に対応している。なお、理事長不在時には理事が代行し、意思決定の遅れ等が生じることがない体制としている。

【具体例】

・タイにおける洪水発生時には、現地基金事務所と緊密に連絡をとるとともに、国内・現地双方で外務省やその他独立行政法人とも連携して情報収集と事態把握にあたり、独立行政法人としての適切なタイミングでの的確な対応を心がけ、現地における業務継続手段の確保、現地における事業参加者(日本語学習者等)の安全確保、及び派遣専門家・随伴家族等の一時帰国を実施した。また、本部派遣職員のみならず、現地職員についても、即刻の安否確認を行うとともに、居住地の危険度等に応じた自宅待機の指示や定期的な連絡手段の確保により、安全と業務の継続性を確保した。

・平成 22 年 1 月の政変以降断続的に衝突が発生しているエジプトにおいても同様の措置をとるとともに、本邦からの出張者を伴う事業実施時には、本部と事務所の間で情報収集、事業実施の可否判断、実施時における安全確保の方策検討において連携・協力し、困難な状況下での効果の高い事業実施を実現した。

・23 年度に開催された、基金海外事務所長が一堂に会する海外事業戦略会議(理事長が召集)においてタイとエジプトの経験を両事務所長

が報告・質疑応答・分析することで、危機管理の方策につき、実感を伴う認識を組織内で共有した。

- ・東日本大震災後の取組みを教訓に、自然災害等に対する危機管理対策の一環として、防災マニュアルの内容を大幅に改訂するとともに防災用品や連絡網の一層の充実を図った。

- ・事業継続計画について、試案作成、職員の情報セキュリティに関する研修参加等を通して、検討に着手した。

ウ. 人事の基本方針や、外部との人事交流など重要な人事事項の方針は、理事長がイニシアティブを取って決定している。管理職級以上の役職員（海外事務所の所長を含む）の個々の人事は、理事長が人事担当部署を適宜用いて検討し、決定している。また、非管理職の一般職員の人事は担当理事の権限となっているが、一部重要なものについては理事長と協議を行っている。

エ. 理事長のリーダーシップにより、経理業務に関するコンプライアンスを強化するための特別チームを経理部内に設け、契約業務や助成金確定業務のさらなる適正化を図るための作業を行っている。

オ. 24年度の事業方針・事業計画策定においては、理事長のイニシアティブにより、組織的課題と認識し全体で取り組むべき課題の洗出しとこれに対する措置に議論を集中させることで審議のための会議時間の短縮を図り、前年に比べ会議数を半減させた。予算についてもこの過程の中で配分が討議・検討されている。

当年度の予算の執行状況については、四半期ごと（必要に応じて随時）に調査が行われ、理事長に対する報告及び上記ア. の運営検討会議における討議が行われ、その後の予算執行方針について決定されている。

カ. 理事長のリーダーシップにより、海外における広域的な地域の視点から、本部での方針策定（事業の企画立案、実施、評価等）に資する提言等を行うための機能を強化するため、従来、東南アジアにのみ置いていた総局を、米州地域及び欧州地域にも設け、両地域に所在する海外事務所の中から理事長が指定する1事務所に総局の機能を持たせた。

キ. 監査室による内部監査の実施においては、理事長の具体的な指示に基づき年間監査計画を策定している。また、運営上の必要に応じて臨時に監査実施を指示し、組織全般の運営状況を把握している。

ク. 外部専門家の知見が必要な課題、内部統制に関する課題等については、

以下のような理事長の諮問委員会を設置し、外部の専門家の意見を聴取することによって課題の把握、改善のための適切な指示が行える環境を整備している。

- ▶ 資金運用諮問委員会
- ▶ 特定寄附金審査委員会
- ▶ 契約監視委員会
- ▶ 助成金確定審査委員会
- ▶ 評価に関する有識者委員会
- ▶ コンプライアンス推進委員会

(2) マネジメントの単位ごとのアクションプラン

上記(1)エ.のとおり、次年度の事業方針・事業計画が国・地域別、分野別(管理部門含む)に策定されており、それぞれの課題などが明示されている。プロセス等については、当該年度の予算の執行状況においても確認されるとともに、年度開始から半年後に始まる次年度の方針・計画策定時に確認され、次年度の予算配分にも反映される。

(3) 法人の長のマネジメントに関する監事の活動

法人の長のマネジメント環境として整備されている上記(1)の諸制度について、監事は理事会、運営検討会議その他重要な会議に出席し、それら制度の有効性をモニタリングするほか、必要に応じてコメントするなどして留意している。

3. 監事監査への対応

「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)に掲げられた観点等を含め、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況、情報開示の状況等の重要課題を中心に監事監査を行い、平成22事業年度監事監査報告書をウェブサイト上で公表した。特に重大な指摘事項はなかったが、監事意見としてあげられた「22年度支出予算の執行状況について、予算額と執行額に差額が発生した。この差額の主な理由は、特定寄附事業の減による支出の減に加えて、3月に発生した東日本大震災等のやむを得ない事情による事業の遅れ、縮小及び事業の次年度への繰越等であるとの説明を受けた。上記理由については、やむを得ない事情であると認められるが、本中期計画の最終年度である23年度においては、予算執行管理について一層留意する必要がある」については、23年度においては、引き続き、経理部による予算執行部門に対する予算執行見込額のヒアリング等により、よりきめの細かい定期的なチェック・管理(7月、10月、1月に実施)を強化し、早期の予算執行状況の把握及び対応がなされたことを確認した。

更に、監事の業務監査としては、監査室を監事の補助者として指揮する方法

により、監査室から資料の提出や説明をさせる等により行うほか、法人の長のマネジメントに対しても理事会、運営検討会議、その他重要な会議に出席し、監事として意見を申し述べ、また、監事に回付される重要な文書の確認により随時行っている。

なお、監事監査結果及びそれによりとられた措置は、文書又は口頭の報告により、理事会等の場において法人の長及び関係役員に対して報告がなされている。

平成 23 事業年度監事監査報告書は作成中であり、報告書の提出後はウェブサイト上で公開するとともに、指摘事項・意見に対する対応を検討する。

No. 4 事業目的等の明確化・外部評価の実施

大項目	1 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 業績評価の実施
小項目	個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。その上で、評価の結果を事業選択や事業運営の効率化に反映させること等により、見直しの実効性の確保に努める。

業務実績	<p>第2期中期計画に対応した事業の評価指標や評価プロセスを踏襲しつつ、個々のプログラムの目的・達成目標等の明確化の試み、適切な評価指標の設定、評価データの収集、外部有識者による評価を実施するとともに、評価の結果を事業選択や事業運営の効率化に反映させた。</p> <p>評価指標 1 指標設定の状況</p> <p>1. プログラム別自己評価（事後評価）の評価指標 平成23年度事業のプログラム別自己評価（事後評価）については、第2期中期計画の内容の実現状況を確認するため作成した評価指標等を基本的に踏襲しつつ、より客観的、成果指向的な評価を行うための指標の設定や自己評価書の記述の仕方について評価担当部署と各事業担当部署との間で意見交換を行い、改善に努めた。</p> <p>2. 事業審査段階、実施決定段階（事前評価）の評価指標 各事業部門に共通の「事業案件審査基準に関するガイドライン」を作成し、24年度事業計画策定時の事前評価における評価項目（「必要性」「有効性」「効率性」）と、21年度から整備を進めてきたプログラム別のアウトカムとの整合性確認、整理を更に進めた。</p> <p>3. 評価手法に関する調査研究</p> <p>評価手法開発のための調査研究としては、基金事業への参加による日本に対する姿勢や認識の変化を把握することを目的として、22年度に実施した事業分野別の調査について、23年度に社会調査の手法を用いた専門家による分析を行った。その結果、調査対象とした事業について、実施目的に沿った一定の成果が発現していることが確認され、その調査手法についても、調査票の内容や結果の分析方法などが今後の評価のあり方の見直しに有用な材料となること</p>
------	---

確認できた。

評価指標 2 評価データの収集状況

在外公館及び基金海外事務所の報告書、事業対象者などからの報告書、アンケート等を通じて、実施された事業案件の反響、参加者数、事業対象者からの評価等、事業評価に用いるデータを収集した結果、一部回収率の改善の余地があるものの、全てのプログラムについてデータを収集することができた。

また、基金事業及び基金の海外事務所に対する在外公館からの評価についても、これまでと同じく外務省を通じて在外公館に評価を依頼し、170 公館から回答を得た。

評価指標 3 外部評価の実施状況（外部専門家の選定方法も含む）

基金内部においては、独立行政法人化以後の評価体制の整備の結果、以下のプロセスで各年度事業の事後評価を行っている。

- ・事業実施担当部署は、事業プログラムごとに、そのプログラム中の個々の実施案件（プロジェクト）の評価用データを海外・国内の現場から収集。
- ・事業実施担当部署で、案件ごとに自己評価した後、それらを集計して、プログラム単位の自己評価を行う。
- ・その結果を業績評価担当部署（企画・評価課）に提出、評価担当部署は外部専門家に各プログラムの評価を依頼。
- ・以上の結果を集約し、外部有識者からなる「国際交流基金 評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価の方法や内容、今後の課題等について意見を求め、基金の自己評価の妥当性を点検する。

22 年度業績のプログラム自己評価においては、昨年と同様、各プログラムがカバーする分野について知見を有する外部専門家 2 名に評価を依頼し、評価（事後評価）の客観性を確保すると共に、評価において得られた意見をプログラム運営の改善に繋げた。評価を依頼した外部専門家は、計 36 名であった。（同一の外部専門家へのプログラム評価依頼は連続 3 年までを上限としている。）

また、「評価に関する有識者委員会」については、19 年度に同委員会の機能を

①基金の業務について基金が各年度終了後に行う自己評価の妥当性について意見を述べる。

②基金の業務についての評価の方針及び方法並びに評価結果を踏まえた基金の業務の改善について、意見を述べる。

と定義し直し、評価の業務への反映、業務改善についての助言機能も重要視しており、23 年度は自己評価の妥当性について意見を聴取した。

各プログラムの専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。(専門評価者には企業メセナ協議会や財団法人澁澤栄一記念財団等から、評価に関する有識者委員会にはセゾン文化財団から。)

評価指標 4 評価結果の事業選択や事業運営の効率化への反映

1. 事業自己評価の結果反映

21年度事業についての外部専門評価者の評価結果及び意見を反映して改善を図った例は、以下のとおりである。

- ・21年度業績に対する評価において、事業の効果や成果を目に見える形にするため、招へい中に講演会を実施する等の国内への還元の工夫や被招へい者のフォローアップ強化等の外部専門家コメントがあった「文化人招へい」プログラムについて、招へいの成果を今後の交流事業に繋げていくとの目的を明確にし、より実施しやすい体制とするため、23年度から舞台芸術、造形美術、映像・出版等の分野ごとに人物交流を行う形とした。

2. 外務省独立行政法人評価委員会の評価結果反映

外務省独立行政法人評価委員会の22年度実績評価(平成23年8月)における各種指摘については、例えば次のように、順次対応を行っている。

- ・契約監視委員会の意見を取り入れた一者応札・応募の解消に向けた原因分析と対応策の実行。
- ・フィルムライブラリー収蔵作品の利用回数増加のための運営改善施策の継続。
- ・「日本語教育は日本文化理解促進の基盤となる」とのコメントを踏まえた、文化日本語講座の試み(戯曲リーディング講座、日本の歌をテーマにした講座等)。
- ・「東日本大震災を契機に日本への関心が高まっている機会をとらえるなど、より一層の海外における日本研究の促進を図る」とのコメントを踏まえ、支援対象の日本研究機関において被災地復興に関する事業を促進。
- ・「知的交流事業においては、重点化だけでなく対象を広げた事業の実施も必要」とのコメントを踏まえ、これまでの地域・国別の重点化のほかに、日本が各国に先駆けて経験している問題(超高齢化社会等)のように将来的に日本研究の新たなジャンルとなり得るテーマに関する事業を実施。

No. 5 外交政策を踏まえた事業の実施

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施
小項目	<p>国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。</p> <p>海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館の意見を踏まえ、効果の高い事業を実施する。</p> <p>事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。</p>

業務実績	<p>評価指標 1 外交上必要性の高い事業への重点化</p> <p>外務大臣の中期目標及びそれを踏まえた基金の中期計画には、事業分野ごとに事業の重点化の方針が示されており、基金では、これらを外交上の必要性の高い事業への重点化の中期的な基本方針と位置付けている。</p> <p>平成 23 年度事業においても、事業分野毎に、中期計画に示された重点化方針に基づき事業配分の重点化を図ったところ、その概要は次の 1～4 の通りである。</p> <p>1. 文化芸術交流事業の重点化（詳細は、項目 No. 14 参照） 中期計画に基づいて、主に次の（1）～（3）に重点配分を行った。</p> <p>（1）周年事業実施国</p> <p>23 年度事業計画策定に際して、外務省との協議に基づき次の 4 か国との周年事業を最重要と定め、これらに事業を重点配分した。</p> <p>その結果、これらの国に対する 23 年度の文化芸術交流事業支出額と、文化芸術交流事業支出額全体の中に占めるその国への支出額のシェアは、それぞれ前年度より増加した。それらの具体的な数字は次の通り。</p> <p style="text-align: center;"><u>*金額、シェアの根拠は「事業実績額調整値」による。</u></p> <p>ア. ドイツ（平成 23 年が日独交流 150 周年） 23 年度 172 百万円、5.0%（22 年度：107.1 百万円、4.1%） （23 年度実績のうち周年事業に関するもの：112.5 百万円（22 年度：63.3 百万円））</p> <p>イ. クウェート（平成 23 年が日本・クウェート国交樹立 50 周年） 23 年度 17.0 百万円、0.5%（22 年度：1.1 百万円、0.04%） （23 年度実績のうち周年事業に関するもの：17.0 百万円（22 年度：1.1 百万円））</p>

ウ. イスラエル（平成 24 年が日本・イスラエル外交関係樹立 60 周年）

23 年度 31.6 百万円、0.9% （22 年度：8.4 百万円、0.3%）

（23 年度実績のうち周年事業に関するもの：9.6 百万円）

エ. 東ティモール（平成 24 年が日本・東ティモール外交関係樹立 10 周年記念平和年）

23 年度 2.4 百万円、0.07% [22 年度：0 百万円、0%]

（23 年度実績のうち周年事業に関するもの：2.0 百万円）

（2）外交上重要な要人往来や外交イベントに合わせた事業

- ・サウジアラビアで開催された国民祭典「ジャナドリヤ祭」にて、日本政府主導によるオールジャパンでの取り組みの一環として神楽公演や武具展示、古武道レクデモ等のイベントを主催、サウジ王族を含む多数の要人が来訪し、日-サウジの外交関係の発展に寄与した。（平成 23 年 4 月）
- ・日本で開催された日中韓 3 か国首脳会談「日中韓サミット」の晩餐会において、日本の村治佳織氏（ギター）、中国の姜建華氏（二胡）、韓国の李京美氏（ピアノ）によるジョイント演奏を披露した。（平成 23 年 5 月）
- ・第 35 回ユネスコ世界遺産委員会にて「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」が世界遺産に登録され、文化庁長官、岩手県知事を始めとする多くの要人が渡仏した機会を捉えて、パリ日本文化会館にて平泉写真展を開催した。（平成 23 年 6 月）
- ・中国で開催された日中映像交流事業「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」は 6 月の開幕行事に麻生太郎元首相が政府特使と派遣されるなど外交的観点からも極めて重要なイベントであったが、基金も「映画ドラえもん 新・のび太と鉄人兵団～はばたけ 天使たち～」 「劇場版 NARUTOーナルトー疾風伝」等の最新アニメ映画の上映を行った。（平成 23 年 12 月）

（3）政府の各種政策方針に関連した内容の事業

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、「クール・ジャパン」事業、食文化紹介、ポップカルチャー紹介等、現在のわが国政府の政策に沿った事業を優先的に実施する、または、各種事業にそれらの要素を含めるように努めた。

また、政府方針「日米同盟深化のための日米交流強化」で定められた「米国の有力な美術館における本格的な近現代美術展開催」の実現に向け、ニューヨーク近代美術館（MOMA）において平成 24 年秋に、戦後から 1970 年までの東京の美術の潮流を紹介する展覧会を開催すべく準備を行った（なお、本企画は、これまでの日米学芸員交流事業や、同美術館が企画した戦後日本の前衛美術ソースブックの出版プロジェクトに協力してきたことが基盤となって実現した）。

さらに、23 年度は、主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクトとして、ニューデリーやムンバイを始めとするインド国内複数都市において、1 月から 3 月の 3 ヶ月間で、展覧会（「Omnilogue: JOURNEY TO THE WEST」展、「現代日本デザイン」

展等)、舞台公演(「KENTARO!!コンテンポラリーダンス」「Looking In and OUT」等)、震災復興をテーマとした映画上映会等 20 件の事業を集中実施し、延べ約 11 万 6 千人を動員、期間中の報道件数も告知報道を含め 580 件を超え、事業がより多くの人の目に触れる形となった。

2. 日本語教育事業の重点化(詳細は、項目 No. 17 参照。)

中期計画に基づいて、主に次の(1)～(4)の重点化を図った。

(1) 支援型事業から推進型事業への重点シフト

現地日本語教育機関・教師を支援し長期的自立化を助けるという従来の基金の日本語普及事業から、より能動的な日本語普及事業の展開に重点をシフトする方針を打ち出した第2期中期目標・計画に基づき、23年度も引き続き、「JF日本語教育スタンダード」(以下、「スタンダード」)の普及、「JFにほんごネットワーク(通称: さくらネットワーク)」を活用した各国・地域における日本語教育事業の拡充、基金の海外事務所等における「スタンダード」を用いた日本語講座運営等を複合的に組合せて、海外における日本語普及活動を進めた。

「スタンダード」普及事業については、22年度に一般公開した「スタンダード」の英文版をウェブサイトに掲載し、「スタンダード」に即した日本語教材用素材を提供する「みんなの教材」サイトや学習者が熟達度の確認に使用できる「みんなの『Can-do』」サイトの安定的運営のためのクラウド化(災害等によるサーバーの停止などのリスクを予防する)等の業務を行った。また、国内外での日本語教育関係者向けのセミナーの実施等により、「スタンダード」の考え方を広く伝えると共に利用促進を図った。さらに、「スタンダード」に基づき、入門レベルと初級1レベルの教材(「まるごと 日本のことばと文化」)を制作し、入門レベルのものを試用版として海外で運営する日本語講座での使用を開始した。

「さくらネットワーク」は、22年度末までにネットワークの中核機関を100機関とするとの目標を達成した後、23年度末時点で118機関まで拡大した(中核機関の71%は日本語学習者数上位50か国に所在)。23年度は、各中核機関における日本語普及活動の充実に留意し、対前年度比12%増の202件の事業が実施された。

海外における日本語講座運営事業においては、23年度に7都市(ニューデリー、トロント、キエフ、アルマティ、ニューヨーク、ロスアンゼルス、メキシコシティ)で新規講座を開講し、計23都市での講座運営を行い、7,576人の受講者を得た(22年度:16都市、3,818人)。

(2) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じた対象と目標の重点化が中期目標・中期計画で定められており、23年度は、高等教育機関における日本語専攻学科の立ち上げ支援としての施策(サウジアラビア、ラオス、カンボジア、シリア、エジプト等。但しシリアは現地情勢悪化により専門家派遣を中断)、アジアを中心に中

等教育レベルでの日本語教育導入の動きを支援・促進する施策（インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン等）に加え、財政難に起因する米国内の日本語教育プログラム縮減の危機に対応する緊急特別支援「米国グラントプログラム」を前年度に引き続き運用した。

また、22年度から開始した「さくらネットワーク」の中核機関を活用したプログラム運用により、各国・地域の実情・必要性に対応した支援を柔軟かつ機動的に行えるようになり、42か国2地域・118の中核機関において、教師研修、巡回型講座・セミナー、教材制作、日本語教育リソースセンター運営等、計202件の事業を実施した。

（3）地域的な必要性に対応した支援状況（近隣諸国等）

近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が特に高い等の理由で、積極的支援を行うことが中期計画で定められている。基金の日本語事業の多くの部分がアジア地域に向けられており、23年度のアジア地域向け日本語事業支出額は計1,352百万円（22年度は1,172百万円）、日本語事業全体の28.3%（22年度は27.5%）を占めた（対象国・地域が特定されない共通的な日本語事業費を除くと、アジア地域向けの割合は54.7%。22年度は56.2%）。23年度は経済連携協定（EPA）に基づく研修事業の拡充によって、アジア地域の比率は微増した。

（4）政府の「新成長戦略」に対応した新たな重点事業

ア．「新成長戦略」推進の一環としての海外における日本語教育の拡充

平成22年6月閣議決定「新成長戦略」において、日本語教育等の強化による高度人材等の育成・確保が方針の一つとして示されたことを受け、下記イのEPAに基づく研修事業、海外における日本語講座運営事業の拡充（海外事務所の日本語講座の拡充と新規講座の開設）に取組み、23年度末までに23都市での講座運営を実現した（22年度16都市）。

イ．EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修事業の実施

経済連携協定（EPA）を締結したインドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受け入れ政策に関連して、日本と相手国政府との協議に基づき、来日前に日本語予備教育を実施することが決定されたが、基金では、22年度にこの来日前研修を受託し、同年度末から23年度前半に両国において現地教育機関の協力を得て3～4か月の研修を行った（インドネシア104人、フィリピン131人）。また、23年度に本事業を行うための予算が手当てされたことから、22年度の経験を踏まえ、授業カリキュラム作成、実施体制の整備を早急に進めた上で、インドネシアにおいては平成23年10月～平成24年4月、フィリピンでは平成24年1月～4月の日本語研修を行った。

3. 日本研究・知的交流事業の促進（詳細は、項目No.22、No.23参照。）

中期計画に基づいて、主に次の（１）（２）のように重点化を図った。

（１）日本研究の中核機関や対日理解の中核となる者等に対する支援の重点化

日本研究については、「各国・各地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化」との中期計画の方針を踏まえつつ、日本研究機関支援事業においては、22年度に引き続き米国・中国・韓国への重点的な支援を行った。「対日理解の中核となる者への支援」として実施する日本研究フェロシップ事業では、日本研究が盛んで申請件数の多い米国・東アジア・欧州からの採用に加えて申請件数の少ない中南米、南アジア及びアフリカ地域からの採用にも留意した。

日本研究機関支援事業については、米国において19年度に開始した、より競争性の高い公募型の支援プログラムを引き続き運用しつつ、22年度に日本政府が示した「日米同盟深化のための日米交流強化」の方針を踏まえて米国内高等教育機関での日本研究促進に注力した。また、重点国以外の地域・国における支援については、各国の日本研究の発展状況に応じて支援の内容を決定する（日本研究が盛んでない地域・国では日本研究者または日本に関わる研究者育成のための個別小規模支援に取組む等）などの現状に即したきめ細かい対応をとった。また、台湾における日本研究促進の開始にあたり、中核となる大学への支援を行った。23年度の支出実績は326百万円（22年度312百万円）で、日本研究事業全体の支出額の25.0%（22年度28.4%）を占めた。

日本研究フェロシップ事業については、22年度と同様に、次世代研究者の育成に重点を置き、博士論文執筆を目的とする訪日フェロシップのプログラムにおいて35歳以下の者を優先的に採用し、また、日本研究機関支援事業と連動した採用を行い、事業効果を高める運用にも留意した。23年度の支出実績は821百万円（22年度551百万円）で、日本研究事業全体の支出額の63.0%（22年度50.3%）を占めた。

（２）我が国が直面する課題を抱え、早期の関係改善・発展に取り組むべき国・地域との知的交流

知的交流事業は、「我が国が直面する課題を抱え、早期の関係改善・発展に取り組むべき国・地域との交流」に重点化するとの中期計画の方針に従い、引き続き東アジア（中国／韓国）と米国を重視した。また、「特に、アジア・太平洋地域については、将来に向けた対日理解の中核となる指導者を養成し、域内のネットワークを構築していくことが重要であるとの観点から、知的交流のスキームを強化し、域内各国の次世代指導者候補を我が国に招へいする事業を実施する。」との中期計画を踏まえ、受託事業（JENESYSプログラム）を含む同地域の若手リーダーや社会的影響力がある知識人を短・中期間招へいする事業に積極的に取組んだ。いくつかの事業においては、東日本大震災の被災地訪問や復興支援に取り組む市民団体からのブリーフィングを組み込み、自国の防災・減災対策を考える上で極めて有用であったとの評価を参加者から得た。

*金額、シェアの根拠は「事業実績額調整値」による。

ア. 東アジア（中国／韓国）

23年度 中韓向け知的交流事業支出額：308百万円（22年度：293百万円）
内訳 中国 272百万円（22年度：254百万円）
韓国 36百万円（22年度：39百万円）

上記支出額が知的事業全体に占める割合：21.2%（中国：18.8%、韓国：2.5%）
（22年度：22.6%（中国：19.6%、韓国：3.0%））

東アジア向けの実績額は前年度に比し増加しているが、米国向け実績額や欧州・中東向けの実績が増えたことから、同地域の割合は僅かに低下した。

イ. 米国

23年度 米国向け知的交流事業支出額：821百万円（22年度：720百万円）
米国向け知的交流事業が支出額全体に占める割合：56.6%（22年度：55.4%）

4. その他の重点化

(1) 東日本大震災からの復旧・復興に資する事業の実施

平成23年3月に起きた東日本大震災からの復旧・復興を図る「東日本大震災復興基本法」に基づく取り組みとして、大震災の教訓を踏まえた国づくりの推進を図り、日本の再生を海外の人々に文化芸術活動を通して知ってもらふ事業を、平成23年11月に第3次補正予算で承認された財源に既存予算を加えて実施するとともに、その内容を基金ウェブサイトにより国内外に広報した。主な実施事業は以下のとおりである。

- ・「東北民俗芸能と鬼太鼓座&Musicians」米仏中巡回公演（平成24年3月。3か国8都市、米国では国連総会議場でも上演）
- ・建築展「3.11—東日本大震災の直後、建築家はどう対応したか」（平成24年3月。フランス・パリ）
- ・ドキュメンタリー「LIGHT UP NIPPON」上映（平成24年3月。13か国+日本外国特派員協会で上映）
- ・東日本大震災後のドキュメンタリーを含め災害などからの復興・再生をテーマにした日本映画7作品のDVD配付と各地での上映（平成24年3月～。基金の海外事務所及び在外公館126か所に配付）
- ・シンポジウム「東日本大震災と新旧メディアの役割 ～日独における地震報道に関する比較の視座」（平成23年7月。ドイツ・ベルリン）
- ・JENESYS次世代リーダープログラム招へい「防災と人々のつながり : 災害に強い社会の構築を目指して」（平成23年11～12月。アセアン9か国及び中国・韓国・インド・オーストラリア・ニュージーランドの防災関係行政官、NGO、研究者24名を招へい）

- ・東アジア日本研究フォーラム&公開シンポジウム「東アジアは東日本大震災をどう論じたか」（平成23年12月。日本・中国・韓国・台湾の研究者によるフォーラムとシンポジウム。松島・仙台で開催）
- ・米国 JET 記念高校生招へい事業（平成23年7月。震災で亡くなった米国の2名の外国語指導助手の遺志を継ぎ、日米の架け橋となる人材を育てることを目的とする5年間のプロジェクト）

上記の他にも、海外事務所所在国を中心に、震災に関連するコンサート・写真展・講演会等200件を超える事業を実施し、また被災地訪問を含む海外からの招へい事業も行い、事業参加者から高い評価を得ている。

一方、震災の影響は23年度事業にも及び、前年から日本に滞在していたフェローや日本語教師長期研修生等の途中帰国、23年度に来日予定であった研修生の一部の参加辞退、一部の国・地域では日本留学希望者の減少に伴う日本語能力試験受験者数減等の状況が生じた。

(2) 「日米同盟深化のための日米交流強化」に基づく事業の実施

政府が示した日米交流強化の具体的施策（ファクトシート）として、主として以下の事業を行った。

- ・日本人若手日本語教員派遣による日本語講座拡充（派遣15名）
- ・米国向け日本語教育インターン・プログラム（派遣37名）
- ・米国の高等教育機関における日本語講座開設・拡充支援（3機関）
- ・米国の高等教育機関における日本研究への支援（2機関。日本研究拠点機関支援事業において追加的に実施）
- ・米国有力シンクタンクとの交流強化（日本関係プロジェクトの実施支援。2機関、うち1機関に対しては2件の助成を実施）
- ・米国大学生のための短期訪日研修支援（学部学生の訪日研修事業を企画する米国大学に対する支援。10大学）
- ・米国のアジア研究専門家招へいによる日米間の知的交流促進（招へい5人）
- ・ニューヨーク近代美術館（MoMA）における日本美術展開催準備
- ・「米国桜寄贈100周年」記念行事参加事業への支援

評価指標2 在外公館との協議による国別ニーズを把握した事業の実施

23年度の事業計画策定にあたって、当該国のニーズを把握すべく、海外事務所の所在国においては在外公館と協議を行うとともに、在外公館から特に優先度の高い要望を「外交政策との連動という観点からの必要性」として受理した。同「必要性」に記載された在外公館が要望する具体的事業の実施率は、要望の一部が実現したものを含め、採用82.9%（975件中808件、22年度は68.7%（1,334件中917件））であった。

この「必要性」として挙げられた具体的事業の採否の検討にあたっては、外務本省

は、外交上の必要性の高さ（例えば、各公館の館務目標を達成するために最重要の事業であること、政治的コミットメントをフォローアップする事業であること、人物招聘案件については高い波及効果をもたらす事業であること等）について在外公館から具体的説明を得て、事業費の地域的配分等の観点からスクリーニングを行い、優先度のコメントを付して、基金側に伝達した。基金ではこれを受けて検討を行い、事業計画を策定した（なお、外務省より優先度が高いとの指定を受けた案件の実施率は88.5%となった）。

採用されなかった案件は、主に以下の5つの理由により不採用としたものである。

- 適正な事業量を考慮の上、周年事業対象国向け事業等の採用を優先した結果、その他の国向け事業が不採用となったもの（例：日本文化紹介派遣（主催）、海外公演（主催））
- 近隣国で同様の要望が無く、効率性の観点から、一都市のみでの単独実施が困難なもの（例：日本文化紹介派遣（主催）、海外公演（主催））
- 事業の目的や効果、実施内容がプログラム趣旨と合致しないもの（例：知的交流会議（助成））
- 研究計画が不十分であり且つ具体性がないもの（例：日本研究フェローシップ）
- 事業内容等につき、専門家の評価が低かったもの（例：日本理解促進出版・翻訳助成、海外展助成、ドキュメンタリー制作助成）

更に、23年度事業のための「必要性」を取り纏めた平成22年12月以降も、その後発生したニーズに対応するために在外公館より要望を聴取し、外交上の必要性の高さ、事業費の地域的配分バランス等の観点からスクリーニングをかけた上で外務本省とも調整を行い、追加案件を採択した。

評価指標3 在外公館による評価

23年度の基金事業に対する在外公館（計170公館）による評価を、「文化芸術交流事業」、「日本語事業」、「日本研究事業」、「知的交流事業」、「周年事業等大型文化事業への対応」の5つの項目別に取りまとめた結果は以下のとおりであった。

	イ (特に優れている)	ロ (優れている)	ハ (真調)	ニ (やや真調でない)	ホ (真調でない)	計
文化芸術 交流事業	80 53.5%	57 38.0%	12 8.0%	1 0.7%	0 0.0%	150 100%
日本語事業	56 43.4%	61 47.3%	11 8.5%	0 0.0%	1 0.8%	129 100%
日本研究 事業	17 23.6%	32 44.4%	22 30.6%	1 1.4%	0 0.0%	72 100%
知的交流 事業	21 33.3%	28 44.4%	14 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	63 100%

周年事業等 への対応	19	7	2	0	0	28
	67.9%	25.0%	7.1%	0.0%	0.0%	100%

(注1) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

(注2) 「周年事業等への対応」については、23年度より、外務省が対応の必要性が高いと判断する「A周年」指定の事業を実施した公館に加え、優先度がやや低い「B周年」指定の事業を実施した公館からの回答を含めているため、22年度よりも回答数が増えている。(下表参照)

※参考：22年度の評価結果（175公館）

	イ (特に優れている)	ロ (優れている)	ハ (順調)	ニ (やや順調でない)	ホ (順調でない)	計
文化芸術 交流事業	82 51.9%	58 36.7%	17 10.8%	1 0.6%	0 0.0%	158 100%
日本語事業	60 43.5%	55 39.9%	15 10.9%	8 5.8%	1 0.7%	138 100%
日本研究 事業	24 32.0%	32 42.7%	18 24.0%	1 1.3%	0 0.0%	75 100%
知的交流 事業	18 29.0%	29 46.8%	14 22.6%	1 1.6%	0 0.0%	62 100%
周年事業等 への対応	5 55.6%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	9 100%

「ハ：順調」以上の評価の割合

	今回（23年度）	22年度
文化芸術交流事業	99.3%	[99.4%]
日本語事業	99.2%	[94.2%]
日本研究事業	98.6%	[98.7%]
知的交流事業	100.0%	[98.4%]
周年事業等への対応	100.0%	[100.0%]

評価指標4 外交上重要な文化事業の実施

外交関係樹立に係る周年等の外交的機会を捉え、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づいて一定の期間を通じて集中的に文化交流事業を展開することによって、親日感の醸成や対日理解の促進において高い効果の実現を目指す「大型文化事業」に関し、23年度は外務省より国際交流基金に対し「日独交流 150 周年」「日本・クウェート国交樹立 50 周年」「日本・イスラエル外交関係樹立 60 周年」「日本・東ティモール外交関係樹立 10 周年記念平和年」の 4 つの事業について、その中核となりうる文化事業を実施するよう要請があった。

これに対し、国際交流基金側は、主に以下のような事業を実施し、23年度の国際交

流基金事業に対する各在外公館のコメントにおいても高い評価を得た。

(以下、カッコ内は集客人数〔概数〕。)

● 日独交流 150 周年 (平成 23 年)

- ・ セラピー用ロボット「パロ」レクデモ (5 月：ベルリン、フランクフルト、ダルムシュタット、ポツダム) [179 人]
- ・ 「昭和 40 年会－We are boys!」展 (5 月～7 月：デュッセルドルフ) [4, 200 人]
- ・ 「キャラクター大国 ニッポン」展 (6 月～7 月：ビーティヒハイム・ビッシンゲン) [2, 842 人]
- ・ シンポジウム「東日本大震災と新旧メディアの役割」(7 月：ベルリン) [200 人]
- ・ 北斎展 (8 月～10 月：ベルリン) [90, 000 人]
- ・ 浮世絵版画レクデモ (8 月～9 月：ベルリン、ライプチヒ) [600 人]
- ・ 黒澤明監督回顧特集 (9 月～1 月：ケルン、ミュンヘン、デュッセルドルフ、フランクフルト、ニュルンベルク) [13, 549 人]
- ・ 綿矢りさ氏による日本文学講演会 (9 月：ボン、ケルン、ベルリン、ハンブルク) (230 名)
- ・ 青木保教授講演会「グローバル化する現代日本文化と東アジア文化圏の挑戦」(9 月：ケルン) [75 人]
- ・ フランクフルトブックフェアへの参加 (10 月：フランクフルト) [10, 000 人]
- ・ からくり人形レクデモ (10 月：ケルン、デュッセルドルフ) [368 人]
- ・ 琉球料理レクデモ (11 月：ミュンヘン) [76 人]
- ・ 日独対話展「サインとサインー菅野麻依子&カブリエル・ホーンダッシュ (12～2 月：ケルン) [5, 503 人]

● 日本・クウェート国交樹立 50 周年 (平成 23 年)

- ・ 日本語スピーチコンテスト (4 月：クウェート) [200 人]
- ・ ロボット技術レクデモ (5 月：クウェート) [420 人]
- ・ 「現代日本の陶磁器」展 (12 月～1 月：クウェート) [1, 100 人]
- ・ 和太鼓を中心とした邦楽アンサンブル公演 (11 月：クウェート) [500 人]
- ・ 日本アニメ上映祭 (11 月：クウェート) [500 人]
- ・ 第 36 回クウェートブックフェア参加 (10 月：クウェート) [6, 000 人]

● 日本・イスラエル外交関係樹立 60 周年 (平成 24 年)

- ・ 蛭川幸雄氏による演劇ワークショップ (1 月：エルサレム) [25 人]
- ・ 日本を代表するジャズ演奏者「渡邊香津美・吉田美奈子デュオ」によるジャズコンサート (3 月：テルアビブ) [147 人]

● 日本・東ティモール外交関係樹立 10 周年記念平和年 (平成 24 年)

- ・ 日本の遊びレクデモ (2 月：ディリ他) [230 人]

評価指標 5 我が国対外関係への配慮

平素より、基金は事業の実施・中止等に関して、我が国の対外関係を損なわないよう注意をしており、23年度中、国際交流基金の事務・事業に関連して外交上問題が発生した事例は特になかった。

No. 6 地域・国別の政策等に応じた事業の実施

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施
小項目	外務省による地域別の重点施策、重点事業及び政策的課題を踏まえつつ、海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国別に事業方針を作成の上、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応し、事業を実施する。 海外事務所が置かれていない国については、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないように配慮する。

業務 実績	評価指標 1 国別事業方針の作成状況		
	<p>事務所所在国について、外務省と協議しつつ平成 20 年 12 月に国別事業方針を作成した。平成 23 年度は、この国別事業方針を踏まえ、国別の状況の変化を確認しつつ事業計画を策定し、事業を実施した。</p> <p>24 年度計画についても、同様に国別事業方針を重視し、予算配分については実績を基にした国別参考値を確認しつつ、事業計画を作成した。</p>		
	評価指標 2 地域別・国別の事業実施の状況		
	1. 地域別の事業実績割合		
	*シェアの根拠は「事業実績額調整値」による。		
	地域区分	23 年度	22 年度
	東アジア地域	10.65%	11.30%
	東南アジア地域	12.20%	12.33%
	南アジア地域	3.68%	2.73%
	アジア地域横断・共通経費	0.10%	0.09%
	大洋州地域（共通経費含）	3.15%	3.32%
	北米地域	13.73%	12.71%
	中米地域	1.04%	1.37%
	南米地域	2.26%	3.00%
	米州地域横断・共通経費	0.01%	0.00%
西欧地域	13.74%	12.64%	
東欧地域	6.17%	5.46%	
欧州地域横断・共通経費	0.06%	0.13%	
中東地域	2.15%	2.67%	
北アフリカ地域	1.09%	1.13%	
中東地域横断・共通経費	0.00%	0.01%	

アフリカ地域（共通経費含）	0.84%	1.15%
世界横断・共通経費	29.14%	29.95%

2. 国別事業方針の実施状況

基金の海外事務所所在国 21 か国について、各方針に沿った 23 年度の事業実施状況の概要を「平成 23 年度国別事業実施状況」としてまとめた。また、同 21 か国の分野別事業実績額は別添のとおり。

3. 在外公館の要望に配慮した、海外事務所の無い国での事業の実施

基金の海外事務所が置かれていない国についても、現地のニーズ、在外公館の要望、各地域大使会議や広報文化担当官会議での議論などを踏まえつつ、基金の各種事業を実施し、海外事務所所在国とその他の国とで、外交上の重要性の観点から不合理な不均衡が生じないように配慮した。海外事務所所在国と非所在国向けの支出額実績は以下の通り。

*シェアの根拠は「事業実績額調整値」による。

	23 年度		22 年度	
	所在国	非所在国	所在国	非所在国
1. 文化芸術交流	69.6%	30.4%	67.0%	33.0%
2. 日本語	81.1%	18.9%	74.1%	25.9%
3. 日本研究	82.7%	17.3%	83.2%	16.8%
4. 知的交流	92.2%	7.8%	93.1%	6.9%
5. 拠点運営	99.9%	0.1%	100.0%	0%
6. その他	98.0%	2.0%	100.0%	0%
合計	82.3%	17.7%	80.9%	19.1%

<参考>海外事務所所在国向けと非所在国向けの支出額の割合について、適正な水準を判断するのは困難であるが、人口、GDP、在留邦人数、長期滞在者数、日系企業数のデータを見ると、事務所所在国の割合は、人口 63.8%、GDP 76.2%、在留邦人数 86.4%、長期滞在者数 86.4%、日系企業数 88.0%となっており、概ね支出実績額の割合と大きな乖離は生じない数値となっている。（データ出典は次のとおり。人口、GDP：総務省統計局「世界の統計 2012」、在留邦人、長期滞在者、日系企業：外務省「海外在留邦人統計（平成 23 年速報版）」）

平成23年度 21か国分野別事業実績額

*金額の根拠は「事業実績額調整値」による。

上段:円

	計	文化芸術交流	日本語	日本研究・知的交流		拠点運営	その他
				日本研究	知的交流		
韓国	400,036,124	85,929,915 21.5%	91,438,177 22.9%	122,087,195 30.5%	35,718,835 8.9%	51,004,385 12.7%	13,857,617 3.5%
中国 ※日中センターは「知的交流」に計上。	938,858,171	231,542,606 24.7%	131,767,265 14.0%	272,683,210 29.0%	272,429,800 29.0%	26,695,701 2.8%	3,739,589 0.4%
インドネシア	475,021,799	31,988,798 6.7%	351,065,477 73.9%	21,548,037 4.5%	13,228,931 2.8%	52,029,065 11.0%	5,161,491 1.1%
タイ	228,522,019	42,639,062 18.7%	108,207,206 47.4%	30,161,916 13.2%	5,144,332 2.3%	38,231,228 16.7%	4,138,275 1.8%
フィリピン	275,654,175	28,331,438 10.3%	196,865,623 71.4%	14,301,747 5.2%	19,424,858 7.0%	14,306,591 5.2%	2,423,918 0.9%
マレーシア	232,660,823	30,105,553 12.9%	135,931,325 58.4%	17,859,655 7.7%	6,109,853 2.6%	39,402,619 16.9%	3,251,818 1.4%
インド	326,952,736	171,277,922 52.4%	77,435,284 23.7%	27,318,488 8.4%	15,237,517 4.7%	29,862,333 9.1%	5,821,192 1.8%
オーストラリア	339,080,412	73,798,679 21.8%	110,173,978 32.5%	33,012,053 9.7%	15,113,142 4.5%	96,089,259 28.3%	10,893,301 3.2%
カナダ	199,814,285	56,893,391 28.5%	38,167,984 19.1%	33,354,674 16.7%	6,935,027 3.5%	57,544,065 28.8%	6,919,144 3.5%
米国 ※日米センターは「知的交流」に計上。	1,630,048,434	217,191,869 13.3%	255,882,156 15.7%	204,875,284 12.6%	820,860,524 50.4%	117,684,160 7.2%	13,554,441 0.8%
メキシコ	81,394,587	22,376,821 27.5%	27,144,895 33.3%	15,327,656 18.8%	656,094 0.8%	13,528,911 16.6%	2,360,210 2.9%
ブラジル	201,549,089	58,487,844 29.0%	41,424,036 20.6%	16,820,326 8.3%	8,012,561 4.0%	71,468,390 35.5%	5,335,932 2.6%
イタリア	268,688,443	134,947,495 50.2%	29,859,116 11.1%	16,760,631 6.2%	5,225,589 1.9%	76,203,104 28.4%	5,692,508 2.1%
英国	197,379,700	55,912,233 28.3%	25,386,415 12.9%	33,294,032 16.9%	15,620,199 7.9%	63,207,357 32.0%	3,959,464 2.0%
スペイン	131,456,766	69,526,794 52.9%	24,158,129 18.4%	10,508,604 8.0%	4,159,154 3.2%	19,456,274 14.8%	3,647,811 2.8%
ドイツ	371,479,440	172,426,512 46.4%	54,075,113 14.6%	33,693,605 9.1%	18,969,228 5.1%	84,516,481 22.8%	7,798,501 2.1%
フランス	697,125,808	259,184,808 37.2%	45,988,081 6.6%	17,278,248 2.5%	15,616,852 2.2%	329,614,759 47.3%	29,443,060 4.2%
ハンガリー	85,623,357	23,525,272 27.5%	36,624,533 42.8%	3,830,136 4.5%	1,865,245 2.2%	17,835,103 20.8%	1,943,068 2.3%
ロシア	303,394,068	134,519,994 44.3%	68,161,042 22.5%	59,106,084 19.5%	8,818,862 2.9%	27,331,020 9.0%	5,457,066 1.8%
エジプト	110,295,808	26,511,596 24.0%	44,572,127 40.4%	13,245,336 12.0%	2,614,715 2.4%	16,551,141 15.0%	6,800,893 6.2%
ベトナム	223,740,713	56,475,092 25.2%	98,471,513 44.0%	28,013,892 12.5%	8,439,341 3.8%	27,941,298 12.5%	4,399,577 2.0%

No. 7 他団体との連携

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	(2) 国民に対して提供するサービスの強化
小項目	関係省庁、他の国際交流関係団体と連携し、共催、協力、情報共有・情報交換等を通じて、国際交流事業が実施しやすくなるような環境作りに努める。

業務実績	<p>評価指標 1 国内及び海外の公的機関との連携の取組及び成果</p> <p>1. 文化庁との連携</p> <p>文化庁が行う文化交流使派遣事業によって、一流の芸術家が海外事務所所在国を訪問、滞在する機会を捉え、文化交流使の現地での事業実施の手配・協力などを積極的に行った。具体的な事例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ及びその周辺国に派遣された邦楽ユニット「AUN」による公演をバンコク及びホアヒンで実施した。若い層に訴求するため学生対象のワークショップやタイの著名なミュージシャンとの競演を組み込んだ企画とし、約2,500人の観客を得た。また、本事業をタイ国王の誕生日祝賀行事と位置づけ、タイ国王が作曲した曲を演奏したことで外交上も肯定的な評価を得ることができた。 <p>また、文化庁とは、文化芸術交流事業及び日本語教育事業を中心に、実施予定事業についての情報共有や連携の可能性等について意見交換する場を設けている。</p> <p>2. その他の国内省庁との連携</p> <p>文化協力事業においては、外務省が行う文化無償協力事業に連動する事業を実施し、効率化と効果の向上を図っている。平成23年度は、下記3のカマン・カレホユック遺跡に関連する事業を行ったほか、外務省草の根無償資金協力により南京市に開設された日中友好柔道館で使用する初心者用の柔道教則本（中国語版）の作成や、文化無償協力により建設されるティカル国立公園文化遺産保存研究センターの遺物の保存修復やデータベース化等を中心としたスタッフ養成への支援を行った。</p> <p>また、平成22年10月に内閣官房知的財産戦略本部に設置された「クール・ジャパン連絡会議」への参加、パリにおける「Japan Expo」での事業（ポップス・コンサート、「アニメ・マンガのにほんご」web体験コーナー設置）実施など、他省庁や民間企業も関わるオール・ジャパンのプロジェクトへ積極的に関与し、複数の主催事業を実施して事業全体の効果を高めることに貢献した。さらに国土交通省の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の広報についても前年度同様に海外事務所を中心に協力を行った。</p> <p>23年度に開始したEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者訪日前日本語研修事業に関し外国人看護師・介護福祉士の受入政策に係る省庁との情</p>

報共有に留意した。

以上に加え、平成 24 年 1 月の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」で指摘された国際観光振興機構との統合或いは連携強化、国際協力機構・日本貿易振興機構・国際観光振興機構の海外事務所との機能的統合について検討と調整を行うため、関係省庁及び独立行政法人との意見交換・協議の場を設けた。

3. 文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加

外務省、文化庁、国立文化財機構などとともにメンバーとなっている標記コンソーシアムによる連携活動の一環として、過去に遺跡の保存修復や人材育成プロジェクトが実施されたカマン・カレホユック遺跡（トルコ）に関して、外務省文化無償資金協力事業で建設され 22 年度に開館した博物館において展示に関する技術をもつ学芸員が不足している状況を改善するため、前年度に引き続き、展示の専門家 1 名を派遣し、若手学芸員を対象とするフィールドコースを実施した。

4. 独立行政法人、政府関係機関等との連携

(1) 国際協力機構（JICA）との連携

海外日本語講座の新規拡充方針に基づき、JICA が海外 8 か国 9 都市で運営に協力している「日本人材開発センター」の日本語講座のうち、ウクライナ、カザフスタンの 2 か所の講座を 23 年度より国際交流基金の直営とし、さらにラオス、ウズベキスタンの日本語講座についても同様の移管を行うべく調整を進めた。

また、JICA が移住事業の一環として実施してきた日系人の日本語教師の本邦研修について、閣議決定「独立行政法人の事務及び事業の見直しの基本方針」を踏まえつつ、24 年度から日本語教育に関する研修部分を基金が担当することとした。

このほかにも、主に日本語教育の分野で、JICA とは海外事業の実施において連携・協力を行っている。

(2) その他の機関との連携

海外事務所や中国国内で展開している「ふれあいの場」において、日本貿易振興機構（JETRO）や日本学生機構（JASSO）等の事業ポスター掲出や資料掲示等の広報協力を行った。

5. 国内地方自治体等との連携

地方自治体等との協力・共催等による連携事業が多数実施されたが、単に地方を訪問するだけでなく、地域のニーズを反映し企画段階から共同で進める事業、地域が抱える課題の解決や地域の活性化に資する企画を実施することにも留意し、以下のような事業を行った。

- ・移民の受入れから生じる都市の課題「多文化共生」を「文化の多様性を活用した街の活性化」と捉え直す欧州の試み「インターカルチュラル・

シティ」プログラムを巡り、欧州3都市、韓国3都市、日本3都市（浜松市、新宿区、大田区）の首長と実務者によるシンポジウムを欧州評議会との共催で実施。同じ課題を抱える日欧韓の関係者間のネットワーク構築を促進した。

- ・震災からの復旧・復興に関連する事業として、海外の市民団体関係者や日本研究者、アーティスト等の被災地訪問や現地でのセミナー、シンポジウム等の実施にあたって、被災自治体からの理解と協力・参加を得た。（インドネシアからのイスラム知識人招へい、ブラジル人アーティストによる仮設住宅壁画プロジェクト、東アジア日本研究フォーラムの宮城・松島での開催等）
- ・「中国高校生の長期招へい事業」の実施に不可欠な国内の受入高校とホストファミリー探しと生活開始後のフォローにおいて、地方自治体及び自治体の国際交流協会の推薦や仲介等の協力を得ている。

6. その他国内の公的機関との連携

21年度に開始した「海外日本語教育実習生（インターン）派遣」プログラムを継続実施するため、前年度と同様に、日本語教員養成課程を持つ国内の大学・大学院と連携し、所属学生・大学院生を海外に派遣した。23年度は45の大学・大学院と協力関係を締結し、380名の日本語インターンを派遣（22年度は、37の大学・大学院から286名）。また、インターンを受け入れている海外の大学の学生を対象に訪日研修を実施し、海外と日本の大学間の連携強化も支援した。

その他、社団法人日本ペンクラブの協力を得て、外国語に翻訳されている日本文学作品をインターネット上で探すことができる「日本文学翻訳書誌検索」サイトを運営、水戸芸術館現代美術センターの企画協力で22年度に制作した「新次元 マンガ表現の現在」展のベトナム、フィリピンでの開催等、国内の公的機関と互いのリソースや知見を活かす連携事業に積極的に取り組んだ。

7. 海外の公的機関等との連携

(1) 海外の文化交流機関との連携

23年度に、トルコの文化交流機関であるユヌス・エムレ・インスティテュートと新たな協力協定を締結した。また、協力協定を有しているスペインのカーサ・アジア、独のベルリン日独センター、インド文化関係評議会（ICCR）、また、基金と類似の任務を持つ各国の文化交流機関（ゲーテ・インスティテュート、ブリティッシュ・カウンシル、韓国国際交流財団等）との相互連絡や連携を23年度も引き続き図った。

主な実績は次の通り。

- ・ベルリン日独センターとの人事交流を維持。23年度は、7月に日独シンポジウム「東日本大震災と新旧メディアの役割～日独における地震報道に関する比較の視座～」、8-10月に「日独交流150周年記念 北斎展」を共同実施した。

- ・韓国国際交流財団（Korea Foundation）と中華全国青年連合会との共催で、日中韓3か国の政・官・財・学・メディア・NPO各界の若手リーダーによる10日間の合宿形式（3か国を訪問）の対話プログラム「日中韓次世代リーダーフォーラム」が、14年度の開始から10年を迎えることを記念して、同事業の過去の参加者29名を日本に集め、日中韓の今後について議論する特別フォーラムを実施した（議論の結果を提言の形で外務大臣に手交）。
- ・ブリティッシュ・カウンシルとの間では、20年度以降、両国或いは国際社会に共通する課題をテーマに据えたシンポジウムや講演会等の共同事業実施に取り組んでいる。23年度は、アートやクリエイティブ産業等の所謂「文化セクター」の社会発展への寄与に着目した、英国の人材育成プログラム「カルチャー・リーダーシップ」を巡り、日欧の識者と活動家による公開シンポジウムを、東京、仙台、京都の3つの会場をインターネットで繋いで実施した。

（2）その他の海外の公的機関との連携

海外で実施する基金事業の大半は、相手国・現地の機関（文化担当省庁、文化芸術施設、大学他研究機関、各種協会、他）との何らかの協力を伴って実施しているが、中でも中国における「ふれあいの場」は、中国側機関と共同で施設を運営していくことを前提としており、四川省成都市所管の広島・四川駐日友好会館、吉林省長春市立図書館、江蘇省南京市立図書館、青海省西寧市の青海民族大学等 11 か所で現地の公的機関と連携して主に若年層を対象とした日常の運営と交流事業を実施した。

また、22年度に正式にオープンしたマドリッド日本文化センターは、基金の海外事務所開設を希望したマドリッド市により、市所有施設のスペースの無償提供を受けている。

その他、EUNICジャパン（在京EU加盟国文化機関ネットワーク）との共同事業として、東日本大震災を機にその重要性が再認識された「コミュニティ」について、欧州における状況との比較、コミュニティの求心力を高める試みの事例紹介等、今後の活性化に繋げる情報共有と意見交換を図る「日欧 絆プロジェクト」を東京で実施した。

評価指標 2 企業セクターとの連携の取組及び成果

民間との連携促進、民間と連携した新しい事業手法の検討、寄附金・自己収入確保のための方策検討などを行う「事業開発戦略室」では、基金と企業のマッチングファンド形式による新規事業として 21 年度にロッテ社と共同で（基金、ロッテの双方が 15,000 千円を負担）立ち上げた「日韓パッケージデザイン交流プロジェクト」がデザイン関係者を中心に高い評価を受け継続実施を求める声が上がったことから、同社と前回同様のスキームで 24 年度にコンテストを実施すべく、共催契約を結び、準備を進めた。

また、CSR連携事業として 19 年度に開始した「海外における日系企業の社会貢献活動調査」については、これまでの 11 か国に加え 23 年度にインド

ネシア、マレーシアで調査を行った。

さらに、海外での事業実施においても企業との協力・連携の実現に努めており、23年度には以下のような事業が実現した。

- ・クアラルンプール日本文化センターが毎年実施している日本映画祭において、松竹の全面協力を得て、マレーシアがロケ地となった映画「セカンド・バージン」のワールドプレミア上映が実現し、日本から監督や主演俳優も参加する華やかなオープニングイベントを行い、商業ベースでの日本映画の公開が極めて限られている同国で例年を上回る一般国民からの注目を集めることができた。
- ・資生堂カナダとの共同事業として「3.11 肖像写真」展を実施。プロのカメラマンやヘアメイク有志がボランティアで撮影した東日本大震災の被災者の肖像写真 120 点を応援メッセージと共に展示。小規模な展覧会ながら、同国内での注目度は高く、トロントでの実施後にカナダ各地の大学からの要望を受け、各大学の震災復興関連イベントにあわせて作品の一部の展覧会を実施するなど、波及効果の高い事業となった。

海外拠点における事業実施において、現地の民間企業からの協賛金や現地文化団体等からの共催分担金等、全海外拠点で約 54,000 千円の外部資金を獲得した（22年度：約 53,000 千円）。

評価指標 3 非営利組織・ボランティア等一般市民との連携の取組及び成果

1. 国内外の非営利組織との連携

市民団体や学生が企画・実施する対話型交流事業への支援を通じて、日本の国際交流事業の担い手の育成・拡大を図ることを目的とした「人材育成グランド」プログラムにおいて以下のような事業を支援した。

- ・「第9回日本・イスラエル・パレスチナ合同学生会議」
現地では交流の機会を持つことが難しいイスラエル及びパレスチナ人の学生を日本に招き、日本の学生も交え合宿形式で様々な問題を議論する。「平和構築」に貢献する人材の育成を目的とする。
- ・「日韓友好交流ボランティアワークキャンプ」
若者の視野を広げ社会活動への参加を促す目的で国内外でワークキャンプを実施しているNPO法人グッドの企画による、韓国の農村での日韓の若者による約2週間の農作業の共同体験、文化体験事業。
- ・「スポーツ大会実施を通じたホームレス自立支援事業担い手育成」
ホームレスの自立支援活動を行っているNPO法人ビッグイシュー基金が、64か国のホームレスと支援関係者が集まるストリートサッカーの国際試合「ホームレスワールドカップ・パリ大会」にホームレス日本代表選手と共に参加し、各国参加者との情報共有や今後の活動に関する意見交換を行う。

この他にも、NPO・非営利組織との共催や連携、助成により以下のような事業を実施した。

- ・「パキスタン-アフガニスタン部族地域安定のための政策提言」
パキスタンとアフガニスタンの国内情勢安定には、部族地域の安定が不可欠であるとの認識のもと、日本のイスラム研究者とFRC（FATA Research Centre）等の同地域に詳しい現地機関の研究者から成る「パキスタン-アフガニスタン部族地域安定のための政策提言実行委員会」で政策提言に向けた共同研究を行った。
- ・「虐待防止のための市民参加型ホームビジットに関する国際交流」
市民参加の家庭訪問により子供への虐待を無くす活動を世界的に展開している市民団体「ホームスタート」の海外15か国の関係者が日本に集まり、NPO法人「ホームスタート・ジャパン」のメンバーと現場視察、意見交換、公開フォーラム等を実施。
- ・「メディアアートによる文化産業創造と市民参画への挑戦」
札幌の街の活性化を目的に、札幌市民・関連業界・大学関係者等をメンバーに設立された「創造都市さっぽろ市民会議」が、メディアアートやソーシャルネットワークの活用により都市における市民参加型の新しい文化の創造をテーマとして、海外で同様の取組みで実績を上げている5都市の関係者を招き、情報・意見の交換を行った。

なお、23年度に、石巻ふるさと復興協議会の協力を得て駐日ブラジル大使館と共同で企画実施した、日系ブラジル人アーティストによる仮設住宅壁画制作事業は、作品が完成するまでのアーティストとの交流を含め住民から高い評価を得、アーティスト自身からも同様に希望が寄せられたことから、平成24年4月に石巻市内最大の仮設住宅団地に新たな壁画を描く事業を行った。

また、海外事務所においては、現地の非営利組織や文化団体が実施する日本との交流事業や文化紹介事業に対して、事務所が保有する文化備品の貸出や後援名義の付与等の経費の支援以外の方法による協力・支援によって、事業数の増大、活動の活性化を図った（23年度の海外事務所による協力事業件数は460件で、対前年度比7.2%増加）。

2. ボランティアとの連携

海外事務所においては、所在地の在留邦人・日本人留学生や日本文化に関心をもつ現地の一般の人のボランティア参加を得て、日本語分野を中心に以下のような事業を実施し、事業の活性化と波及効果の増大を図った。

- ・ ロンドン日本文化センターでは、日本語教育の導入を検討している英国の初・中等教育機関にボランティアを派遣して日本語のトライアルレッスンを行う事業「Japanese Taster for Schools」において、約200名をボランティアとして登録、23年度は29校に対し約61名を派遣し（22年度：15校、27名）、約3,000名の生徒がレッスンを受けた。また、ボランティアのための研修会も年に5回実施し、質的向上にも努めている。

る。

- ・ローマ日本文化会館では、ローマ在住の日本人ボランティアの協力を得て、日本語学習者に日本語で会話をする機会を提供することを目的とした会話会「しゃべりあーも」を開催しており、23年度は計8回実施した(22年度:10回)。学習者とボランティアの交流の機会として定着し恒常的に参加者が来場しているほか(年間で約155名)、会話の実地訓練の場として講座を補完する役割も担っている。

また、日中交流センターが運営する中国国内「ふれあいの場」では、各所在都市在住の日本人ボランティア、日本人留学生の協力・参加を得て、日本の文化や習慣について日本語で語り合う「日本語コーナー」の定期開催、初学者も参加可能なゲームを取り入れた日本語交流会や日本文化体験事業の随時開催などの活動を進めている。

評価指標4 定型プログラム(主催・共催・助成事業)以外での、わが国の各種組織・団体等の国際交流活動への各種の協力・支援の実績(幹旋、助言、後援名義提供他)

1. 府省や地方自治体に対する協力

府省・地方自治体からの要請により、委員会の委員等として協力を行った例が以下を含めて26件あった。

- ・農林水産省「食と農林漁業の祭典実行委員会」
- ・文化庁「文化交流使事業委員会」
- ・文化庁「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」
- ・東京都「芸術文化発信事業助成審査会」

2. その他の機関・団体等に対する協力

文化交流、国際交流に関する情報提供依頼に対しては、基金の全部署で対応しているが、主として以下のような内容の照会がある。

- ・国内のメディア関係者より海外の文化事情、文化政策等に関するブリーフィング、コンタクト・パーソンなどの情報提供依頼
- ・国内の地方メディア関係者より日本のアーティスト・イン・レジデンスに関するコメント依頼
- ・国内の文化関係者から国際シンポジウムやセミナー及びプロジェクトに関する企画に対する助言、コンサルティングの依頼
- ・海外の国際展主催者から日本各地で開催されているビエンナーレ・トリエンナーレ等の情報提供依頼

また、23年度に、国内団体が実施する文化交流事業等に付与した後援名義

	<p>は82件であった（22年度90件）。</p> <p>海外事務所においては、海外での文化交流活動を希望する日本の団体等への各種情報提供・アドバイス、現地の日本関係機関が実施する文化事業への情報提供、委員会委員就任、審査員就任等多数の協力を行っている。</p>
--	---

No. 8 予算・収支計画・資金計画及び財務内容の改善に関する事項

大項目	3 予算、収支計画及び資金計画
中項目	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画 (4)財務内容の改善
小項目	<p>以下のように、税制措置も活用した寄附金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資金の運用については、安全性、安定性を重視しつつ、より効率的な運用を行う。外国通貨による支払経費の財源を安定的に得るために外貨建債券による運用も行いつつ、その収入確保に努める。なお、資金運用にあたっては、適正かつ効率的な管理責任体制を整備する。 ●事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れを促進していく。また、財政的基礎（運用資金）に充てることを目的とした民間出せん金としての寄附金についても受け入れを図る。 ●経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催し事業における入場料等の受益者負担の適正化を図る。また、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。 ●業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産の売却等により、土地・建物等の効率的な活用を促進するよう見直しを行うものとする。 <p>基金法第14条第1項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額について、経費の効率化のために本部移転する場合の経費、やむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び寄附金収入、運用収入を充てるべき業務等の財源に充てることとする。

	<p>評価指標 1 決算情報・セグメント情報の公表の充実等</p> <p>(1) 財務情報開示については、『独立行政法人の事業報告書における記載事項について』（平成20年1月29日付総務省行政管理局管理官発各府省担当課長宛事務連絡）に基づき、財務諸表の添付書類である事業報告書において簡潔に要約された財務諸表を開示するとともに、当期総損益等の主要な財務データ並びにセグメント別の事業損益及び総資産の状況等について経年比較・分析内容（増減理由等）を明らかにするなど、国際交流基金の運営状況等についての情報開示の充実を図っている。また、独立行政法人会計基準及</p>
業務実績	

び独立行政法人会計基準注解（平成 22 年 10 月 25 日改訂）を受けた不要財産の国庫納付及び資産除去債務に係る注記等も行っている。

(2) 平成 23 年度においては、財務諸表の附属明細書「有価証券の明細」に有価証券の種類ごとの個別銘柄名を記載することとし、さらなる財務情報の開示を行った。

(3) 今後も、引き続き適切な情報開示に努めるとともに、独立行政法人の運営状況等にかかる情報開示について今後更なる内容の整備が図られる場合には適切に対応する。

評価指標 2 運用収入、寄付金収入等、自己収入の確保状況

運営費交付金以外の自己収入の確保実績は、計画を 830 百万円上回る 4,200 百万円となった。自己収入内訳については以下のとおりである。

(1) 23 年度運用収入実績額は 1,112 百万円であり、23 年度計画額 1,251 百万円を 139 百万円下回った。これは、償還された債券について再投資する際の平均利回りが市場の動向により当初の計画より低くなったため、全体として利回りが下がったことによることが主な要因である。

(2) 寄附金全体については、計画を 496 百万円下回る 259 百万円の収入となった。これは主に、昨今の厳しい経済危機情勢や震災の影響等によるものと推測される。なお、特定寄附金助成件数は 21 件（22 年度 30 件）。

(3) 受託収入については、計画よりも 1,509 百万円上回る 1,957 百万円となった。なお、このうち 1,784 百万円については、24 年度以降に実施する受託事業の前受金相当である。

(4) その他収入については、東日本大震災の影響等による応募者数の減少に伴う日本語能力試験の事業収入減が主な要因となり、計画を 19 百万円下回る 857 百万円となった。

評価指標 3 受益者負担の適正化、外部リソースの活用状況

項目別評価シート No.2（業務経費の毎事業年度 1.2%以上削減）において言及した事例以外で、受益者負担の適正化、外部リソースの活用の例として、以下の

ような事例もあげられる。

(1) 日本語能力試験の海外各実施地の現地実施経費は当該地の受験料収入で賄うことを基本としているが、現地実施機関の収支事情からやむをえない一部の実施地のみ、現地実施経費の一部を国際交流基金が負担してきた。22年度は、1件50千円を国際交流基金が負担したが、23年度については、現地実施経費の負担は皆減した（21年度は1都市82千円、20年度は3都市445千円）。

(2) 日本語国際センターにおいて実施している大韓民国及びマレーシアの中等教育日本語教師研修について、来日時の航空運賃を引き続き参加者の自己負担とすることにより、国際交流基金が負担する経費の削減を図った。

評価指標 4 支出予算の執行状況

1. 支出予算の執行状況について

(単位：百万円)

予算額	前年度からの繰越	改予算額	実績額	差額	執行率
18,350	287	18,637	17,297	1,340	92.8%

23年度改予算額18,637百万円に対し、実績額については、17,297百万円となり改予算額を1,340百万円下回った。

この差額の主な内訳は、事業の中止、縮小による支出減等834百万円、特定寄附金事業の減による支出減506百万円である。

2. 運営費交付金債務の状況について

(単位：百万円)

運営費交付金 当期交付額	業務実施による 当期振替額	執行率	精算収益化	残高
11,471	11,159	97.3%	311	0

23年度の運営費交付金債務残高は0円となっている。当期振替額の内訳は、通常の費用進行基準による収益化等11,159百万円及び中期目標期間最終年度における債務残高の収益化311百万円である。

22年度末までに3,350百万円が計上されていた運営費交付金債務は、23年度補正予算による運営費交付金の1,799百万円減額に対し支出計画は変更しなかったこと、震災復興関連の事業などを実施したことにより、全額を執行し

た。

評価指標5 当期損益等の状況

(単位：百万円)

経常費用 臨時損失	経常収益 臨時利益	当期純利益	当期総利益
17,152	17,408	256	256

1. 当期損益の状況

(1) 23年度決算は、中期目標期間最終年度における債務残高の収益化311百万円を主な要因として、当期純利益256百万円を計上している。

なお、利益の減要因の1つとして、独立行政法人会計基準に則って計上した、保有する外貨建債券(※注1)にかかる未実現の為替差損80百万円があった。

保有債券の為替評価による損益は、毎年度末時点の為替レートによる評価上の損益であり、為替動向によって大きく変動することから、職員の収支改善に向けたインセンティブを大きく左右するものではないと考えるが、定期的に当該年度の収支見込、削減目標の達成状況等を調査・報告することにより、職員が目標意識をもって事業を遂行できるよう留意している。

(2) 基金が保有する外貨建債券に評価上の為替差損が生じたのは、欧州の政府債務リスクの増大や長期化、米国における政治・財政政策への信認低下等により円高が進行したことが主な要因と考えられる(※注2、注3)。

※注1：基金が保有する外貨建債券

1. 外貨建債券運用の根拠

基金は、独立行政法人国際交流基金法第16条の規定により、支払が外国通貨で行われる事業の実施に必要な経費の財源を得るため、外貨建債券による運用ができることとされている。

2. 23年度末残高

米ドル建米国債 6,935百万円(額面：8,440万ドル)

※注2：為替変動の要因分析は野村証券発行のグローバル・エコノミック・アウトックレポートによっている。

※注3：為替レートの状況

(22年度決算日)

(23年度決算日)

米ドル：83.15円

⇒

82.19円(0.96円高)

2. 為替差損の内容

- (1) 基金の資金運用に当たっては、基金法第 16 条の規定により、業務上必要となる外貨払経費に充てる財源を得るため、外貨建債券による運用を行うことができることとされている。この外貨建債券運用は、期間途中での売買による売却益の確保を目指したものではなく、満期保有を前提とした運用である。
- (2) 外貨建債券については、23 年度末において米ドル建債券として米国債 8,440 万ドルを保有しており、同年度末（平成 24 年 3 月末日）の為替レート（米ドル 82.19 円）で計算した結果、80,945,083 円の評価損を、損益計算書上の雑損に含めて計上している。
- (3) 外貨建債券運用については、財務諸表上の損益への影響も含め、為替レートの変動が及ぼす様々な影響を考慮しつつも、業務の特質として、一定規模の外貨払経費がある基金においては、個々の送金時の為替レートの影響を小さくしうる、現状の内外金利差が存在する状況において資金運用の効率化に資する等の効果が高いと考えられる。こうした方向性は、資金運用に関する理事長の諮問機関で外部の専門家から成る資金運用諮問委員会においても審議されており、この運用の基本方針は、その審議結果も踏まえて決定されている。
- (4) ただし、外貨建債券運用による為替差損の発生についての外務省評価委員会等からの意見も踏まえ、24 年度からの第 3 期中期目標、中期計画においては、「運用資金は、原則安全性を最優先する」こととし、米国債の今後の新規購入については極めて慎重に検討する方針とした。

3. 当期総利益、繰越欠損金等の分析について

23 年度は当期純利益を計上しているが、第 2 期中期目標期間を通じては上記 2. の外貨建債券の為替差損を要因とする繰越欠損金が発生しており、第 2 期中期目標期間が終了したことに伴う積立金の国庫納付は生じない。

他方、運営費交付金債務の不要財産認定については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」（2012 年 1 月 20 日行政管理局改定）において、運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているものがないか、あるいは、当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているものがあるか、等につき精査を行うべきとされている。

23 年度決算において、中期計画最終年度における交付金残額の収益化が 311 百万円、当期総利益が 256 百万円、次期繰越欠損金が 2,180 百万円発生

しており、これらの中で、精算収益化を行った「実質的に当該額を留保する必要が認められない」金額、及び、当期総利益及び繰越欠損金中「キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されている」金額、等を精査の上、不要と認められる部分については国庫返納を行う予定である。

評価指標 6 資産の利用・見直しの状況

1. 資金の運用・管理の状況

(1) 国際交流基金の資金運用は、政府からの出資金と民間からの出せん金からなる独立行政法人国際交流基金法第 15 条第 1 項の規定により保有する運用資金を原資として、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金運用は、法令等により指定された債券を、資金運用に関する理事長の諮問機関で外部の専門家からなる資金運用諮問委員会に諮ったうえで、毎年度の理事会において決定される資金運用方針・計画に則り、格付の高いもののみ対象にしていることから、信用リスクは僅少である。

(2) 23 年度運用実績は、23 年度中の平均残高 639 億円に対し運用収入は 11.1 億円であり、運用利回りは 1.73%となった。

これは 22 年度の 1.96%に比べ 0.23%低いものとなっているが、その主たる要因は、満期償還を迎えた債券の平均利回りが 1.688%だったのに対し、新規購入債券の平均利回りが市場金利の低下局面により 1.168%と低かったため、再投資の結果、全体として利回りが下がったことによるものである。

(3) また、上記資金運用諮問委員会にも諮った上で、より適正かつ効率的な資金運用・管理体制を整備することを目的として、「独立行政法人国際交流基金資金運用管理規程」を制定した（施行は平成 24 年 4 月 1 日）。

(4) なお、資金運用は国際交流基金自身が行っており運用委託は行っていない。

2. 資産の見直しの状況

(1) 基金は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において「職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する」ことが構すべき措置とされたのを踏まえ、保有宿舎の中には、少数ながら、老朽化等のため入居が困難、または入居希望者が減少した宿舎があるため、これらについては一定の基準を定めて国庫返納の

対象とすることとし、必要数の点検を行った。

他方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災者に対する受け入れ可能施設提供の一環として、国際交流基金の保有する宿舎の一部についても平成 23 年 3 月 27 日に被災者生活支援特別対策本部が HP 等で発表した被災者に提供する公務員宿舎等のリストに含まれることとなったため手続きを中断したが、平成 23 年 9 月にリストに掲載していた職員宿舎が登録の対象外となったことから処分手続きを再開した。

検討の結果、毎年 9 月末時点にて、「2 年間以上使用されていない宿舎」、「今後も使用（入居）の見込がない宿舎」については、不要財産として処分を行う、という基準を決定し、個別の物件に即して売却可能性の検討を行った結果、区分所有宿舎 35 戸中 4 戸を売却することとした。

売却の公示、入札、開札、売買契約締結等の諸手続きを経て、平成 23 年 3 月末までに 4 戸すべてを売却し、所有権移転登記を完了した。

なお、売却収入のうち売却に要した手数料を控除した 14,526,981 円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、平成 24 年 5 月 2 日に国庫納付を完了した。

(2) 保有職員宿舎（31 戸、23 年度中に売却した 4 戸除く）の 23 年度における利用率は 79.8%（利用月数 297 カ月／総月数 372 カ月）であった。

保有職員宿舎については、上記（1）でも記述したとおり、23 年度中に必要性の精査を行った上で 4 戸を処分したところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）で示された方針を踏まえ、再度借上宿舎も含めた保有宿舎数の見直しを行い、さらに踏み込んで処分を進めていくことを計画している。

(3) その他の主な保有資産には、日本語国際センター、関西国際センター、パリ日本文化会館の建物があるが、日本語国際センター、関西国際センターについては、項目別評価シート No. 13 のとおり施設・設備の適切な運営・改修に努め、宿泊施設の稼働率については、それぞれ 60.2%（22 年度 62.2%）（宿泊棟工事に伴う使用不可能な部屋を控除した稼働率は 23 年度 64.3%、22 年度 64.7%）、65.1%（22 年度 68.7%）であった。パリ日本文化会館についても、民間支援組織との連携のもと、展示・公演事業を含む多彩な事業を実施し、施設を有効に活用した。

(4) 上記（1）で記述した保有職員宿舎 4 戸については、23 年度中に売却処分を行うことに決定したため減損を認識したが、同年度内に売却処分が完了したため、年度末の減損額はゼロとなった。また、マニラ日本文化センターに

	<p>については、移転が決定したため減損を認識したが、同年度内に移転が終了し除却処理をしたため、年度末の減損額はゼロとなった。</p> <p>また、ロサンゼルス日本文化センターについては平成 24 年 5 月に事務所移転を行うことが決定したため、減損の兆候を認めている。</p>
--	---

No. 9 短期借入金の限度額

大項目	4 短期借入金の限度額
中項目	
小項目	短期借入金の計画なし
業務実績	短期借入金の実績なし

No. 10 重要な財産の処分

大項目	5 重要な財産の処分
中項目	
小項目	重要な財産の処分の計画なし
業務実績	重要な財産の処分の実績なし

No. 11 剰余金の使途

大項目	6 剰余金の使途
中項目	
小項目	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流の促進、海外日本語教育・学習への支援、海外日本研究及び知的交流の促進、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等のために必要な事業経費に充てる。
業務実績	剰余金の使途実績なし

No. 12 人事管理のための取組

大項目	7 その他省令で定める業務運営
中項目	(1)人事管理のための取組み
小項目	<p>職員の能力・実績を公正に評価し、適正な人事配置、職員の能力開発、他団体との人事交流、意識改革などを通じて組織の活性化と中長期的な視野に立った人材育成を図り、良好な組織運営を可能にする人事管理を行う。 また、現行の人事評価制度について、より効率的・効果的な処遇反映や能力開発に活かせるよう、必要な見直しを行う。</p> <p>(参考1) イ 期初の常勤職員数 224人 ロ 期末の常勤職員数 224人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,662百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>

	<p>評価指標 1 組織の活性化、人材育成のための取組み</p> <p>1. 新人事制度、給与制度による組織の活性化の取組み</p> <p>(1) 現場の部署編成の柔軟化（チーム制の導入、運用等） 職員のマンパワーを、より柔軟かつ機動的に活用し、組織の効率化と活性化を図るため、平成21年4月から事業部門に導入したチーム制を、平成23年度も運用した。チーム制の特徴は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業部門は従来の「課」を廃止し、職員は、従来の課単位に配属でなく、より大きな部単位で配属。 ・部内における各チームへの人員配置は各部長の裁量権限とする。 ・管理職級職員だけでなく、非管理職の職員も能力・適性に応じてチーム長に指名され得る。 <p>チーム制の利点を活かし、一部の非管理職職員を重要なチームのチーム長に任命し、若手人材の登用、管理職準備の訓練に活用したり、日本語教育専門員出身者を、正職員を含むチームの長に登用する等の試みを、22年度に引き続き行った。</p> <p>また、23年度には、日本語事業部門において新しい事業に対応するための</p>
業務実績	

チームの編成（派遣管理チーム）を行う等、チーム制の柔軟性を活かした。

また、22年度に引き続き、管理部門においても、業務上の新たなニーズに機動的に対応するため、契約・調達のコンプライアンス強化（競争契約促進）や、事業情報システム再構築のためのユニットを、従来の課に属さない形で編成する等、柔軟な人員・組織の運用を図った。

（2）各種の組織活性化、人材育成策の継続

ア．組織活性化策のひとつとして、若手管理職登用を促進するため、平成21年3月から部課長職に役職定年制（部長は58歳まで、課長は56歳まで）を導入しており、これに沿って人事運用を行い、若手管理職の登用などを進めた。

イ．人事評価を反映した能力重視の賞与支給、昇給の方針を継続した。

ウ．職員の配置・進路希望自己申告制度（年1回人事申告カード提出）を23年度も実施し、各職員から今後の配置希望及び長期的に専門としたい業務分野または国・地域について詳しく申告を受け、各職員の人事配置及び育成上の重要な参考情報としている。

2. 人事交流、外部人材の登用などによる組織の活性化、人材育成

（1）人事交流

23年度には、中央省庁、地方自治体、国際交流団体等との間で計18件（22年度23件）の人事交流を行った。外部人材を受け入れることにより、広く専門性・知見を組織外から導入するとともに、組織内において考え方に多様性を持たせ、組織の活性化を図っている。また、人事交流で職員を外部に派遣することにより、新たな経験、視野拡大及び人脈形成の機会を与え、長期的人材育成に役立てている。主な事例は次のとおりである。

・愛知県職員1名が基金の横浜トリエンナーレのノウハウを吸収のため1年間基金にて研修出向した。（22年度には、横浜トリエンナーレ開催業務を経験した若手職員を、愛知県の要望に応じて、約4か月間、愛知トリエンナーレ事務局に出向させ、第1回愛知トリエンナーレ業務の支援にあたらせた。）

(2) 外部人材の登用

組織の専門性向上と活性化のために、一部の役職については外部から有識者・専門家を採用している。

23 年度も、ケルン、パリの両日本文化会館の館長及び北京、ロサンゼルス両所長のポストを、引き続き民間企業出身者（北京、ロサンゼルス）及び学識経験者（パリ、ケルン）に委嘱した。

本部の情報センター部長、日中交流センター事務局長などのポストを引き続き民間企業出身者に委嘱した。

3. 研修による人材育成

23 年度には 89 件（22 年度 86 件）の研修を実施し、職員の能力開発を図った。

<内訳>

海外研修（海外派遣）

若手職員海外実務研修 5 件（5 名、各 3 週間）

その他 3 件（3 名、各 1 週間。訪中団参加等）

国内研修（グループ研修）

基金内で開催する講義・演習等 4 件

外部のセミナー・講義等への職員の参加 32 件

外国語研修（業務時間外）

赴任前語学研修 9 名（5 言語）

海外在勤者 11 名（5 言語）

国内勤務者 25 名（10 言語）

職員研修については、職員の能力開発、実務能力向上の観点から、以下の研修を実施した。

・新採用職員に対し、採用時の全体研修（2 週間）及び採用 2 年目の海外拠点での実務経験研修（3 週間）を実施した。

・実務担当者が最新情報を共有するために、内部で研修会を実施した（会計実務研修等）。また、実務に必要な知識・ノウハウを得るための外部セミナー・講義等への参加を職員に奨励した。

・業務上必要な外国語の研修（業務外）については、自主外国語研修の補助額を拡大するとともに、組織として特に必要度の高い外国語を特定対象言語に指定し、加算額を設けた。その結果、36名（22年度は32名）が同制度を活用した。

4. その他

(1) 大学等への講師派遣

国内の各大学等の依頼に応じて、延べ20人の職員が国際文化交流等に関する講義を実施した。大学生等の若年層に対して、自らの業務経験を分かりやすく講義することを通じて社会貢献を行い、国際交流分野における若手人材育成に寄与することができた。また、職員自身も自らの経験を客観的に見直し、業務能力の向上につなげることができた。

(2) インターンシップの受け入れ

協定を締結している国内の大学から、11大学19名のインターンを受け入れた。インターンの指導を通じて若手職員も成長し、また社内も活性化した。

(3) 育児休業等の制度の活用

男女を問わず、育児をする職員が安心して働けるよう、産前産後休暇、育児休業、ならびに復帰後の短時間勤務などの各制度を活用し、人材の確保に努めた。

評価指標 2 人事評価制度の運用及び必要な見直しの状況

1. 人事評価制度の運用状況

現在の人事評価制度は能力評価及び実績（個人目標達成）評価からなり、18年度から本格運用している。

23年度第1四半期には、各職員の22年度分の能力評価と通年の実績評価（当初設定の個人別目標に照らした事後評価）を行い、昇給・昇格及び賞与に反映させるとともに、結果を上司から本人へフィードバックし、職員の指導・育成の手段とした。

また、23年度当初には部署目標及び各職員の個人目標の設定を行い、23年10月には全職員の上半期分の実績評価を実施し、結果を賞与に反映させ

	<p>た。(なお、23年度の能力評価及び通年の実績評価は年度終了後の24年度第1四半期に実施。)</p> <p>以上のような人事評価制度は、主体的な目標管理と人材育成のための制度としても職員の間で定着してきており、安定運用の段階に入りつつあるといえる。</p> <p>2. 人事評価制度の必要な見直しの状況</p> <p>評価者間の評価基準の共通化が課題であるが、22年度に引き続き1次評価結果の横断的チェックを行って、評価結果の適正化を目指した。</p> <p>また、22年度に引き続いて職員へのアンケート調査を行い、評価制度の定着状況と、制度に対する職員からの評価を調べた。アンケートでは、今後の改良や見直しの方向性を考えるための意見も収集するとともに、新たに勤労意欲（モチベーション）についての質問も行い、その結果を反映させることとした。</p>
--	---

No. 13 施設・設備の運営・改修

大項目	7 その他省令で定める業務運営
中項目	(2) 施設・設備の運営・改修
小項目	長期的視点に立った施設・設備の保守・管理を行うとともに、防災、研修、各種活動の充実、快適な研修環境や機能の確保の観点から、業務実施状況等を勘案した施設整備や、施設・整備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等を実施し、効率的な運営に努める。

業務実績	評価指標 1 施設の運営状況（施設稼働率、運営状況等）																	
	<p>日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、以下の取組みをおこなった。</p> <p>1. 日本語国際センター及び関西国際センターの施設稼働率等</p> <p>両附属機関では、それぞれの主催研修事業に加え、連携機関や地元地方自治体及び関連国際交流団体等の事業に協力するかたちで、施設を効率的に利用すべく鋭意取り組んだ。</p> <p>結果として、日本語国際センターでは、東日本大震災のため、研修自体の中止、参加予定者の多数の辞退があったものの 60.2%（日本語国際センターでは、宿泊室ユニットバス改修工事実施による稼働不可室数が延べ3,361室あったため、当該室数を稼働率計算の分母より控除すると、年間稼働率は64.3%となる。）、関西国際センターでは65.1%と稼働率は堅調に推移した。</p> <p>※宿泊施設稼働率推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語国際センター (埼玉)</td> <td>64.5%</td> <td>64.7%</td> <td>64.0%</td> <td>62.2% (64.7%)</td> <td>60.2% (64.3%)</td> </tr> <tr> <td>関西国際センター (大阪)</td> <td>65.1%</td> <td>71.4%</td> <td>63.1% (65.3%)</td> <td>68.7%</td> <td>65.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、日本語国際センターでは、平成23年度に施設管理・運営業務等について民間競争入札を導入、従来経費と比較して単年度で27,241千円（削減率 ▲28.6%）の削減効果があった。</p> <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語国際センター <p>日本語教育専門図書館として、図書資料 40,412 冊、視聴覚資料 6,847 点、雑誌・紀要 607 タイトル、ニューズレター119 タイトル、電子資料 809 点、マイクロ資料 427 点、グラフィック資料・キット 331 点を所蔵し、延べ 19,666 人（22 年度： 19,744 人）の来館利用者に貸出、レファレンス、文献複写サービスを行った。（23 年度の利用者数目標値：研修参加者数 30,723 人・日×1/2=15,362 人）。</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	日本語国際センター (埼玉)	64.5%	64.7%	64.0%	62.2% (64.7%)	60.2% (64.3%)	関西国際センター (大阪)	65.1%	71.4%	63.1% (65.3%)	68.7%
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度													
日本語国際センター (埼玉)	64.5%	64.7%	64.0%	62.2% (64.7%)	60.2% (64.3%)													
関西国際センター (大阪)	65.1%	71.4%	63.1% (65.3%)	68.7%	65.1%													

● 関西国際センター

研修参加者支援を中心に、図書資料 48,003 冊、視聴覚資料 1,713 点、雑誌 266 タイトル、新聞・雑誌・百科事典等のオンラインデータベース 5 タイトル、マイクロ資料 1,378 点等を所蔵し、延べ 16,320 人（22 年度：15,836 人）の来館利用者に、貸出し、レファレンス、文献複写サービスを行った。（23 年度の利用者数目標値：研修参加者数 30,518 人・日×1/2=15,259 人）

2. 広報への取組み

両センターにおいて、以下のとおりセンターの認知度を高めるために積極的な広報活動を行なった。

(1) 日本語国際センター

日本語国際センターで制作、運営しているウェブサイトは、日本語教師支援サイトとして「みんなの教材サイト」「JF 日本語教育スタンダード」「みんなの『Can-do』サイト」「日本語教育通信」（基金本部サイト内での運営）、日本語学習者支援サイトとしては「Web 版『エリンが挑戦！にほんごできます。』」がある。

このうち、23 年度に行った主な制作は、「Web 版『エリンが挑戦！にほんごできます。』」に新たに 4 言語（既存の日本語、英語に加えてスペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語）版を追加し多言語展開を行った。また、「みんなの『Can-do』サイト」については、ユーザビリティ向上と管理機能の充実を図るためにサイト開設（平成 22 年 3 月）後初めての大規模改修を行った。これら各種サイトの総アクセス（ページビュー）数は、年間で約 930 万件であった（22 年度：約 880 万件）。

日本語国際センターのパンフレット及びウェブサイトの大幅な改訂を行い、施設・事業の紹介と情報公開を積極的に行うとともに、地域の関係団体（埼玉県、さいたま市、埼玉県国際交流協会等）への施設貸出等を行うなど地域交流を進めた結果、日本語教育関係者や国際文化交流を目的とした一般市民等によるセンター事業見学・施設見学は計 1,421 名に上った（22 年度：1,486 名）。ウェブサイトの年間アクセス（ページビュー）数は 523,017 件で、前年度（22 年度：619,274 件）より減少したが、これを改善すべく 23 年度末に大幅な改訂を行ったので、24 年度以降はアクセス数の回復が見込まれる。

広く日本語教育関係者に対し研究発表等を行う「第 17 回海外日本語教育研究会」を平成 24 年 3 月に開催した。今回は「JF 日本語教育スタンダード」準拠教材をテーマに新教材の説明と意見交換を行い、約 100 名が出席した。

埼玉県国際交流協会が主催する国際交流イベント「国際フェア 2011」（開催地：さいたま新都心。来場者約 10 万人）に本年も参加し、センター事業を紹介した。また当センター専任講師が、さいたま市教育委員会、共立女子大学、戸田市国際交流協会等、地方公共団体・民間団体が実施した 24 の日本語教師養成講座／研修会／講演会／日本語スピーチコンテスト等に参加し、地域の国際化に貢献するとともに、日本語教育機関としての

専門性をアピールできた。

(2) 関西国際センター

関西国際センターは、日本語学習者向けのウェブ教材として、19年度には看護や介護分野で働く人々をサポートする「日本語でケアナビ」、21年度はアニメ・マンガのキャラクターやジャンルの日本語が楽しく学べる「アニメ・マンガの日本語」、22年度には日本語学習に役立つサイトやツール、アイデアを紹介する日本語学習ポータルサイト「NIHONGO e な (いいな)」を開発し公開している。

23年度は「アニメ・マンガの日本語」にフランス語版を新たに追加するとともに、スペイン語版、韓国語版、中国語版、フランス語版で英語版のすべてのコンテンツを利用可能とし、また、場面別表現などのコンテンツで音声機能を追加。これをもって多言語化を終了した。「NIHONGO e な」は、毎月新しい記事を公開し続け、情報更新に努めた。23年度のこれら3つのウェブサイトの総アクセス（ページビュー）数は約400万件を記録した（22年度：約360万件）。

また、JF日本語教育スタンダード準拠コースブック『まるごと 日本のことばと文化』を使用する学習者をサポートすることを目的とした自習用のウェブサイトの開発を開始した（平成24年5月から順次提供予定）。

センターの概要紹介、事業内容の広報のみならず、センターの利用者・訪問者や関西地域に対する広報ツールとして運営している関西国際センターホームページの年間アクセス（ページビュー）数は252,841件であった（22年度：151,576件）。ホームページのさらなる情報発信力、広報機能の強化を目指し、22年度に行った新たなシステムの構築（ホームページのレイアウト変更、サーバーを含む運営体制の全般的な見直し）により、更新作業の簡素化も可能となったことで発信力が増し、アクセス数がおよそ1.7倍になった。

23年度における、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のメディアによる報道件数は90件であった（22年度：38件）。継続的な地域交流や広報活動の結果、前年の約2.3倍の報道件数を記録したものである。

また、一般の日本語教師あるいは日本語教育に興味のある人を対象にした公開講座を年間5回実施し、平均約40名（合計延べ198名）の外部参加者を得た。さらに近隣市町で活動している国際交流団体やグループが開催した、交流会、講演会・セミナー、日本文化紹介などの催しに延べ500名の研修生が参加し、地域と研修生との交流が深められた。平成24年2月には、大阪国際交流センターで開催されたワン・ワールド・フェスティバル（主催：ワン・ワールド・フェスティバル実行委員会）に参加した。国際交流基金ならびに関西国際センターの活動を紹介するとともに、関西国際センター設立15周年記念事業として副所長による講演を実施した。

評価指標 2 施設・設備の保守・管理、改修等の検討・実施状況

1. 日本語国際センター

- (1) 宿泊室のユニットバスの改修工事を完了した。
- (2) 中央監視設備、冷温水・消化栓などのポンプ類、給排気ファン、ファンコイル、管理棟回廊・ホール等の空調機、全熱交換器、直流電源装置、ホールの音響システム、消防設備などの改修工事を実施した。
- (3) 省エネ対策のため、南向きのガラスの断熱シートの貼り付け、電球のLED型電球への交換等の措置を行った。
- (4) 快適な研修環境を維持するため、経年劣化した宿泊棟のベッドや冷蔵庫の備品などを廃棄し、新規のものと交換した。

2. 関西国際センター

- (1) 全面的な外壁シーリング打替改修工事を実施した。
- (2) 外構の一部に錆による腐食部分が見られるようになったため、事故防止の点から、塗装工事を行った。
- (3) 図書館、第二研修棟の各研修室において、無線によるインターネット接続が可能となるよう無線LAN接続ポイントの設置を行った。
- (4) 防火管理を徹底すべく、館内禁煙化を実施し、宿泊棟8階のバルコニーに倒防止用のネット工事を行い、喫煙スペースを設置した。
- (5) 快適な研修環境を維持するため、宿泊室のカーペット及びクロスの張替え工事、冷蔵庫入れ替え、カードキー機械入れ替えを実施した。

No. 14 文化芸術交流事業の重点化

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	文化芸術交流の促進
小項目	<p>【中期計画本文】</p> <p>1 効果的な事業の実施</p> <p>(1) 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施していくために、以下の分野別に別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。</p> <p>イ 文化芸術交流の促進</p> <p>ロ 海外日本語教育、学習への支援及び推進</p> <p>ハ 海外日本研究及び知的交流の促進</p> <p>ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援</p> <p>ホ その他</p> <p>(2) (中略)</p> <p>イ 文化芸術交流分野については、各国・各地域の事情に配慮しつつ、政府間の合意に基づく大型の周年事業の中核となる事業や、相手国側機関からの要請又は協力に基づく事業等、外交政策上必要かつ重要な事業に重点化する。</p>

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	文化芸術交流の促進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>文化芸術交流の促進は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させ、多種多様な日本文化の諸相を、等身大の姿で海外に伝達することを通じて、諸外国の国民の対日理解を促進させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であることを踏まえ、かかる交流を効果的に促進するよう努める。</p> <p>このため、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しながら、外交上の必要性及び重要性に基づいた事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。</p> <p>(イ) 共通項目</p> <p>① 相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、海外で実施される大型イベント（パリ Japan Expo 等）を活用した“クール・ジャパン事業”等、我が国の外交上の必要性及び重要性に対応した事業に重点を置き実施する。平成23年度においては、日米同盟深</p>

	<p>化のための日米交流強化事業、インドにおける主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクト、日中韓首脳会談に時期を合わせた事業、周年事業（日独交流 150 周年事業等）を行うとともに、インターネット等のメディアを活用した新たな事業展開を図る。</p>
<p>業務実績</p>	<p>評価指標 1：外交上の必要性の高い事業への重点化</p> <p>平成 23 年度の文化芸術交流事業は、中期計画及び年度計画を踏まえて、主に次のような形で外交上の必要性に基づいた事業の重点配分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> －周年事業実施国への重点 －外交上重要な要人往来に合わせた事業は優先的に実施 －政府の政策方針に関連した内容の事業を優先的に実施 －外交政策上の必要性を踏まえ、基金が 23 年度重点的に行うと位置付けた事業の重視 <ul style="list-style-type: none"> ・日米同盟深化のための日米交流強化事業 ・インドにおける主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクト <p>各観点からの、具体的な事業重点実施の状況は次の 1～5 の通り。</p> <p>1. 周年事業実施国における事業実施状況</p> <p>23 年度事業計画策定に際して、外務省との協議に基づき、23 年度に予定されていた二国間外交上の周年記念事業のうち、次の 2 つを最重要の周年事業と定め、これらに関連する事業案件を優先的に選定した。</p> <p>「日独交流 150 周年」（ドイツ） 「日本・クウェート国交樹立 50 周年」（クウェート）</p> <p>これら、周年事業の対象となる 2 カ国に対する 23 年度の文化芸術事業の規模及び前年度との比較を見ると、次の(1)～(2)の通りとなっており、量的に事業を重点的に実施した状況が表されている。</p> <p>(注：なお、周年事業期間が暦年の 2011 年であるため、前年度（22 年度）の事業実績の額の中に、当該周年事業に応じた事業案件が一部含まれている場合がある。)</p> <p>(1) ドイツ：2011 年（23 年、暦年）が「日独交流 150 周年」である。</p> <p>ア. ドイツへの文化芸術交流事業 支出実績： 23 年度：172 百万円 [22 年度：107.1 百万円]</p> <p>イ. 文化芸術交流事業全体におけるドイツ向け事業の割合： 23 年度：5.0% [22 年度：4.1%]</p> <p>ウ. 主たる事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本文学講演会（23 年 9 月／ケルン、ハンブルク、ベルリン） 若手女性作家の綿矢りさ氏を派遣し、現地語翻訳者や日本文学研究者等との対談を実施。イタリアにも巡回。

業務実績

- ・ 和食レクデモ 琉球料理 (23年11月/アウグスブルグ)
琉球料理専門家を派遣し、琉球料理についてのレクデモを実施。フランス、スウェーデンにも巡回。
- ・ 「北斎展」(23年8月~10月/ベルリン)
マルティン・グロウピウス・バウ(ベルリン)において、北斎の画業を総合的に紹介する展覧会を実施。
- ・ 巡回展「キャラクター大国、ニッポン」(23年4月~5月/ビーティヒハイム・ビッシンゲン)
これまで日本社会でブームを引き起こした国民的キャラクターを画像やパネルで紹介し、そのキャラクターが日本社会に与えた影響を検証するとともに、その世界を幅広く紹介する展示。
- ・ 「昭和40年会」展(23年5月~7月/デュッセルドルフ)
昭和40年に生まれたアーティストグループ「昭和40年会」の海外での初めての大規模展覧会。ウクライナにも巡回。
- ・ 「黒澤明特集」(23年9月~12月/ケルン、ベルリン、ミュンヘン、デュッセルドルフ、フランクフルト、ニュルンベルク、ハンブルク)
黒澤明監督の業績を振り返る特集上映をドイツ7都市で実施。
- ・ 活弁・演奏付き無声映画欧州巡回上映会(23年11月~12月/ベルリン。イタリア、フランスにも巡回)
- ・ 第63回フランクフルト国際図書展(23年10月/フランクフルト)

(2) クウェート：2011年(平成23年、暦年)が「日本・クウェート国交樹立50周年」である。

ア. クウェートへの文化芸術交流事業 支出実績：

23年度：17百万円〔22年度：1.1百万円〕

イ. 文化芸術交流事業全体におけるクウェート向け事業の割合：

23年度：0.5%〔22年度：0.04%〕

ウ. 主たる事業例

- ・ ロボット技術・パロ レクチャー・デモンストレーション(23年5月/クウェート、ドイツ、ポーランド)
セラピー用ロボット「パロ」の開発者らにより、ロボットについてのレクチャーとデモンストレーション、ワークショップを実施

※「レクチャー・デモンストレーション」は、以下「レクデモ」と略す。

- ・ 巡回展「現代日本の陶磁器」(23年12月~24年1月/クウェート)
特色のある窯をもつ有田・唐津、萩、備前、京都、久谷、瀬戸・美濃、益子で、日本の窯の伝統を引き継ぎながら優れた陶芸作品を生み出している若手作家の作品71点を紹介。
- ・ 和太鼓公演(23年11月/クウェート、ヨルダン)
和太鼓・ヴァイオリン・サクソフォンのアンサンブルの公演。

業務実績

- ・ 日本アニメ祭（23年11月／クウェート）
『カムイの剣』『銀河鉄道999』『マイマイ新子と千年の魔法』『時をかける少女』を上映。
- ・ 第36回クウェートブックフェア（23年10月／クウェート）
日本ブースを出展して日本文化紹介図書等を展示。

2. 要人の往来や外交イベントなどにあわせて必要とされる文化交流事業の実施状況

23年度、重要な要人往来や外交イベントに合わせて行った事業案件の例は次の通り。

○ 平泉写真展

第35回ユネスコ世界遺産委員会にて「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」が世界遺産に登録され、文化庁長官、岩手県知事を始めとする多くの要人が渡仏した機会を捉えて、パリ日本文化会館にて平泉写真展を開催した。（23年6月）

○ ジャナドリヤ祭

サウジアラビアで開催された国民祭典「ジャナドリヤ祭」にて、日本政府主導によるオールジャパンでの取り組みの一環として神楽公演や武具展示、古武道レクデモ等のイベントを主催、サウジ王族を含む多数の要人が来訪し、日-サウジの外交関係の発展に寄与した。（23年4月）

○ レナード衛藤 Blendrums 東アフリカ公演

日本タンザニア国交樹立50周年の外交周年を、太鼓というアフリカとの文化的共通項を通じて記念するため、和太鼓奏者のレナード衛藤が主宰する和太鼓とタップダンスのユニット「ブレンドラムス (Blendrums)」を、タンザニア、マラウイ、エチオピア、ジブチの4か国に派遣し、公演とワークショップを実施した。マラウイでは政府関係者のほか各国の外交団、ジブチでは首相や閣僚も来場し、観客からも高い評価を得た。（23年9月～10月）

○ 日中映像交流事業

22年の日中首脳会談における温家宝首相と菅前首相との合意に基づき中国で開催された日中映像交流事業「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」は、6月の開幕行事に麻生太郎元首相が政府特使として派遣されるなど外交的観点からも極めて重要なイベントであったが、基金は北京での『映画ドラえもん 新・のび太と鉄人兵団～はばたけ 天使たち～』『劇場版 NARUTOーナルトー疾風伝』等の最新アニメ映画の上映を行った。（23年12月）

○ 世界各国の図書展では、多くの要人、政府関係者が日本ブースを訪問した。特にリマの図書展では、図書展開催期間と大統領就任式が重なり、ペルーの政府関係者以外にも、エクアドル大統領など、就任式に出席する各国の要人が来場した。

- ・ 第36回クウェート図書展（クウェート）：アル・ヨウハ文化庁長官（23年10月）
- ・ 第22回ドーハ国際図書展（カタール）：クワーリー文化・芸術大臣（23年12月）

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第56回ベオグラード国際図書展（セルビア）：ブラディッチ前文化大臣ほか（23年10月） ・ 第16回リマ国際図書展（ペルー）：オッシオ文化大臣ほか（23年7月） <p>○ 日中韓首脳会談に時期を合わせた事業として、日本で開催された日中韓3ヶ国首脳会談「日中韓サミット」の晩餐会において、日本の村治佳織氏（ギター）、中国の姜建華氏（二胡）、韓国の李京美氏（ピアノ）によるジョイント演奏を披露した。（23年5月／東京）</p> <p>3. 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、食文化紹介、ポップカルチャー紹介など、政府の政策に関連した文化交流事業の実施状況</p> <p>「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、食文化紹介、ポップカルチャー紹介等、現在のわが国政府の政策に沿った事業を優先的に実施する、または、各種事業にそれらの要素を含めるように努めた。おもな事業例は以下の通り。</p> <p>〔ビジット・ジャパン・キャンペーン〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外での催し物事業にてビジット・ジャパン・キャンペーンの広報に協力した。カナダで実施した日本映画巡回上映（23年9月～12月）において、トロントほか2都市での上映では、本編上映前にビジット・ジャパンのビデオ放映や、観光パンフレットを配布するなどした。 <p>〔食文化紹介〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和食・食文化に関するレクデモの主催事業5件（延べ11カ国・14都市）を実施。新潟、山形、沖縄の郷土料理の紹介や、年中行事と食との関係なども含めてレクチャーするなど、多彩な内容で実施した。5件合計でレクデモ回数は26回。 ・ 和菓子に関するレクデモの主催事業2件（4カ国・4都市）を実施。和菓子の技術だけでなく、日本人の季節のとらえかたや茶道との関係なども織り交ぜてレクチャーを実施した。2件合計でレクデモ回数は9回。 <p>〔ポップカルチャー紹介〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンガ、アニメに関する講演、レクデモなどの主催事業5件（10カ国・18都市）を実施。 ・ 企画展・巡回展として「新次元ーマンガ表現の現在」、「キャラクター大国、ニッポン」展を実施・巡回。「新次元ーマンガ表現の現在」展は、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ）にて展覧会を実施。「キャラクター大国、ニッポン」展は、フランス、ドイツ、ポルトガル、スペイン、英国、オーストラリア、フィリピン、ベトナム、マレーシアを巡回させ展示を実施。 ・ アニメ文化大使に選ばれたドラえもんの作品「ドラえもん のび太の恐竜 2006」の外国語字幕版DVDの上映会を、計6カ国6都市で計24回実施（20年度以降継続して実施）。 ・ 「日本アニメ・フェスティバル」（北京）を実施したほか、インド等でアニメ映画の
------	--

業務実績	<p>上映を実施した。アニメ上映を行った催しの総入場者数は 6,512 人（4 件）。また、「富川国際学生アニメーションフェスティバル」（韓国）、「アニメボリューション」（スウェーデン）、「日本アニメ映画祭」（エストニア）等、アニメに特化した映画祭に積極的に助成した。（9 件）</p> <p>4. 外交政策上の必要性に基づき重点的に行うと位置づけた事業の実施状況</p> <p>23 年度の年度計画においては、日米同盟深化のための日米交流強化事業、インドにおける主要都市向け文化集中発信プロジェクト、日中韓首脳会談に時期を合わせた事業を重点として行うこととしている。各事業の実施状況は次の通り。</p> <p>(1) 日米同盟深化のための日米交流強化事業（米国）</p> <p>政府方針「日米同盟深化のための日米交流強化」で定められた「米国の有力な美術館における本格的な近現代美術展開催」の実現に向け、ニューヨーク近代美術館（MOMA）において平成 24 年秋に、戦後から 1970 年までの東京の美術の潮流を紹介する展覧会を開催すべく準備を行った。</p> <p>この企画は、これまで実施してきた、米国の現代美術専門の若手学芸員を日本へ招へいし、日本の現代美術の現況への理解を深めるための視察、交流会を実施する「日米学芸員交流」や、日米の専門家の協働による戦後日本の前衛美術に関する英語基礎文献（ソースブック）の刊行に向けた情報の提供、準備会議等の協力などが基盤となって実現したものである。</p> <p>(2) 主要都市向け戦略的文化集中発信事業（インド）</p> <p>日本との関係上重要な国の主要都市に向け、日本の特徴、日本人の感性等を体現し、社会的、文化的に影響力を有する秀でた文化人・専門家及びグループを派遣し、文化発信事業を体系的かつ集中的に展開するもので、23 年度は、24 年 1 月から 3 月にかけて若者世代の交流を念頭においた事業を中心にインドで実施した。</p> <p>実施時期の集中だけでなく、例年以上の事業量も投入し、23 年度のインドに対する文化芸術分野での支出実績は 171 百万円（22 年度：50 百万円）、文化芸術事業におけるインド向け事業の割合は 5.0%（22 年度：1.9%）となった。</p> <p>○ 主たる事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「折り紙ワークショップ、デモンストレーション」（24 年 1 月／コルカタ、チェンナイ、ニューデリー） <p>日本折紙協会所属の折紙作家・講師 3 名をインド、スリランカへ派遣し、幅広い年齢層向けにワークショップとデモンストレーションを実施すると共に、現地折紙講師向け講習も行い、折紙普及活動の担い手の技術向上を図った。</p>
------	--

業務実績

- ・和風ワークショップ（24年1月／アーメダバード）
宮城県（仙台・気仙沼）及び日本の凧の会の専門家をインドへ派遣し、クジャラート州にて開催される国際凧揚げ大会に参加するとともにデリー及びコルカタで凧のワークショップを実施した。
- ・巡回展「現代日本デザイン100選」展（23年12月～24年4月／ムンバイ、チェンナイ、ニューデリー、アーメダバード、ラクナウ）
1990年代に製作された生活用品のデザイン約100点と、その原点ともいえる50年代に製作された作品13点を展示した。
- ・「Omnilogue: JOURNEY TO THE WEST」展（24年1月～2月／ニューデリー）
「21世紀東アジア青少年大交流計画」（JENESYS）により2010年夏に日本に滞在する機会を得た東アジアのキュレーターと、日本人キュレーターとの共同キュレーションによる、現代日本アーティストのグループ展「Omnilogue」シリーズの第2弾。
- ・日印舞台芸術公演「Looking IN and OUT」（24年1月／ニューデリー、アムリットサル）
デリーの国立演劇学校（National School of Drama）が主催する国際的な演劇フェスティバル「インド国際演劇祭」にて日印共同制作による演劇作品『Looking IN & OUT』（岡田圓、サヴィータ・ラニ共同脚本・演出）を上演した。
- ・日印舞台芸術公演「KENTARO!! コンテンポラリーダンス」（24年3月／デリー、ムンバイ、バンガロール）
デリー、ムンバイ、バンガロールの3都市でコンテンポラリーダンス公演を実施。今年度の主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクトのテーマである「Passage to the Next Generation」の観点から、新世代のコンテンポラリーダンスの旗手として注目を集める KENTARO!! の作品を上演した。
- ・日本映画上映「増村保造監督特集」（24年3月／ニューデリー）
増村監督作品18本を上映。映画評論家の大久保賢一氏を派遣し、増村監督や60年代の日本映画に関する講演も行った。

5. 震災に対応した事業の実施状況

東日本大震災の復旧・復興に向けた事業を、積極的に実施した。

○ 主たる事業例

・震災に関連した講演会の実施

東日本大震災から1年の日に全米各地で行われる「SHINSAI: Theaters for Japan」と題したドラマリーディングの催しで紹介される震災関連戯曲のうちの1つを書いた劇作家、篠原久美子氏を派遣し、戯曲執筆背景や自身の被災地支援活動などについての講演を、米国で実施した。また、東北復興へのメッセージを発信し続ける学習院大学の赤坂憲雄教授を派遣し、講演会を中国で実施した。

・展示セットの制作

業務実績	<p>東日本大震災の被災地・東北地方の持つ本来の魅力を世界に示すとともに、復興に向かう日本の姿を示す、東北をテーマとした巡回展3種類5セット（建築展2セット、写真展2セット、民芸展）を新規に作成し、24年3月から巡回実施を開始した。</p> <p>「美しい東北の手仕事」（ケルンから巡回開始）</p> <p>「3.11－東日本大震災の直後、建築家はどうか対応したか」（パリから巡回開始）</p> <p>「東北－風土、人、暮らし」（ローマ、北京から巡回開始）</p> <p>・海外公演</p> <p>東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県宮古市に伝わる民俗芸能「黒森神楽」（国指定重要無形民俗文化財）の公演をモスクワ及びモスクワ近郊の町ゼレノグラードにて実施した。被災地で地域コミュニティに支えられながら受け継がれている文化の重要性を紹介すると共に、力強く勇壮な神楽の姿を通して、各国からの支援への感謝の意と復興に向けた被災地の人々の思いを伝えた。</p> <p>また、和太鼓グループ「鬼太鼓座」を中心とした音楽集団「ミュージック&リズムス」（以下「M&R」）と東日本大震災被災地の民俗芸能グループ（湧水神楽（米国公演）、黒森神楽（フランス公演）、臼澤鹿子踊（中国公演））が、東日本大震災から1年を迎えるにあたり、復興に向かいつつある日本の姿と、復興支援に対する各国国民への感謝と平和の祈りをテーマとする音楽公演を実施した。NYでは、国連総会議場で公演を行い、潘基文事務総長をはじめとする国連関係者等1600人が参加した。</p> <p>・映像事業</p> <p>復興や、東北に関係のある7作品を基金海外拠点、在外公館に配付し、各地で上映を行った。上映は延べ138都市521回。配付した作品は、「ロック わんこの島」、「カルテット!」、「春との旅」、「エクレール・お菓子放浪記」、「がんばんペ フラガール! ～フクシマに生きる。彼女たちのいま～」、「東北 夏祭り ～鎮魂と絆と～」、「ガレキのなかからの再出航 ～漁業の町・岩手県大船渡市～」。</p> <p>6. 外部専門家による評価</p> <p>「文化芸術交流事業の重点化」について外部専門家2名に評価を依頼したところ、2名とも「ハ：順調」との評価であった。</p>
------	--

No. 15 人物交流、市民青少年交流、文化協力

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	文化芸術交流の促進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>(イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流</p> <p>文化人、専門家、芸術家等を以下の通り派遣・招聘することにより、多種多様な日本文化の等身大の姿の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。</p> <p>事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きいため、特に適切な人選がなされるよう配慮するとともに、新しい分野での人材開拓を進める。</p> <p>緊急かつ必要性の高い事業については可能な限り機動的に対応する。</p> <p>① 文化人、芸術家等の派遣、招聘など文化芸術分野での日本理解や国際的な対話を促進する人物交流事業を実施する。専門家間の相互交流・ネットワーク作りの構築を図るとともに、交流を進める。平成23年度は、学芸員交流を前年度に引き続き実施するほか、アジア次世代キュレーター会議の実施、国内外の大型文化事業への専門家派遣・招聘を行い、ネットワークの拡充・強化を図る。</p> <p>② 海外において、幅広く日本文化に関する講演、ワークショップ等を実施する。表面的な紹介にとどまらず、深い理解が得られるような事業内容とする。</p> <p>(ロ) 文化芸術分野における国際協力</p> <p>文化諸分野の人材育成や文化遺産保存・継承等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。</p> <p>事業実施にあたっては、日本の知見が活かされるテーマに沿った事業を重視し、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。特に文化無償協力との連携については、引き続き留意していく。</p> <p>(ハ) 市民・青少年交流</p> <p>各国と我が国の市民・青少年の交流を以下の通り推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。</p> <p>事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいため、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。</p> <p>① 文化芸術交流の担い手支援、幅広い交流を促進するため、文化芸術各分野で活動する市民・青少年及びその交流の指導者・企画者等の派遣、招聘などの人物交流事業を行い、また、会議・ワークショップ等の催しを企画、実施または支援する。</p>

評価指標 1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置

1. プログラムの評価と見直し

● 派遣案件の「メニュー方式」化

日本文化紹介事業では、文化紹介のために派遣する案件を、在外公館・基金海外事務所からの要請に基づき決めてきたが、23年度より基金の国・地域別方針や分野別方針、重点分野に沿って、実施案件の分野を予めある程度定めたうえで、在外公館、海外事務所からの派遣要請を受ける方式に変更した。

● 文化人招へいプログラム

22年度まで実施していた「文化人招へい」プログラムについては、各事業分野での人的ネットワークの形成につなげるため、芸術分野の各事業がもつプログラムで実施することとして廃止した。

2. 新規事業の開拓に向けた取組（ポップカルチャーの活用含む）

● ポップカルチャー関連事業

漫画、アニメに関する講演、レクデモなどの主催事業5件（10か国・18都市）を実施し、ポップカルチャーを用いた日本文化紹介を実施した。

3. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）

各事業の実施にあたっては、通常、基金単独ではなく国内の関係団体、海外の受入機関等との共催、協力により行っている。文化無償資金協力、草の根文化無償協力（ともに外務省の事業）を実施した案件に対して、文化協力プログラムで関与・フォローアップをしている。

● プロポーザル方式による事業案件の策定・実施

事業実施に当たり、テーマや巡回国等の基礎的な情報を提示し、専門の団体等からの提案（プロポーザル）を受けて実施する形態で、案件を実施した。23年度においては、食文化レクデモについて、実施内容を公募し、新潟、山形、沖縄の郷土料理のレクデモを採用した。案件形成に、民間団体の専門性や知見を生かせるように配慮した。

● 無償協力案件との連携

無償資金協力により建設されるティカル国立公園文化遺産保存研究センター（グアテマラ。21年度案件）に移送される遺物の保存修復やデータベース化指導のための活動に助成した。また、同じくカマン・カレホユック考古学博物館（トルコ。19年度文化無償案件）に専門家を派遣し、若手学芸員を対象に博物館学フィールドコースを実施するなど、ODA案件のフォローアップや、活用のための事業を実施した。

● 文化遺産国際協力コンソーシアムとの連携

アゼルバイジャン国立美術館所蔵日本関係美術品の調査に関して、文化遺産国際協力コンソーシアムの協力を得て派遣する日本近代工芸及び日本絵画の専門家を選定した。

業務実績

4. 経費効率化のための取組

● 共催実施による経費分担

シンガポールにおいて実施した一連のファッション事業は、学校法人文化学園と共催し、在シンガポール大使館とも連携して実施した。ファッションコンテストの日本側・シンガポール側双方の入賞者の相互訪問の旅費や、ファッションに関する講演の講演者の旅費、コンテスト実施経費、派遣者の滞在費等を、三者（および協賛の現地企業）が分担して実施した。

5. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応

指摘事項は特にない。

評価指標 2：人物交流事業の実施状況

1. 日本文化紹介派遣

(1) 概要

内容	日本文化に関する講演、デモンストレーション、指導、ワークショップ等の実施及び支援。
主催実績	38件（64か国・98都市、入場者総数：82,257名） 〔22年度：28件（60か国・106都市、入場者総数：28,344名）〕
助成実績	82件（44か国・102都市） 〔22年度：56件（41か国・86都市）〕

※実績国・都市数ののべ数は、主催：80か国112都市、助成：98か国136都市。

(2) 主要事業例：

● 「日本の遊び」実演・ワークショップ（24年2月、東ティモール）

日本・東ティモール外交関係樹立10周年記念平和年の周年事業のオープニング事業として実施。3名の日本グッド・トイ委員会認定おもちゃコンサルタントを東ティモールに派遣し、4か所の学校、孤児院、聾啞学校で竹馬、剣玉、福笑い、折り紙等の日本の遊びを紹介。東ティモールは、日本文化に触れる機会が極めて少なく、また若年人口が多い国のため、将来の親日家を育成するために若年層を対象とする事業を実施した。いずれの会場でも、子どもたちは食い入るように専門家の手元を見つめ、体験する際には、大人も含めて目を輝かせて日本の遊びを楽しみ、参加者の満足度も高かった。紙飛行機や、折り紙（花かご）等の作りかたも教えたことから、専門家の帰国後も遊びが継承されることが期待される。（来場者：230名）

● 「和風」実演・ワークショップ（24年1月、インド）

宮城県（仙台、気仙沼）及び日本の風の会員10名を派遣し、アーマダバード

業務実績

で実施されるクジャラート州国際凧揚げ大会に日本代表として参加するとともに、デリー及びコルカタでワークショップを実施した。平成23年度主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクト（インド）の一環であるとともに、東日本大震災復興に資する事業でもあり、震災の状況をDVD等を通じて紹介するとともに、仙台の伝統的な凧（するめ天旗）や被災六県をモチーフにした凧等を紹介・作り方の指導、大会での凧揚げを行った。東日本大震災を経験した日本からの代表として、特別にスペースが設けられ、凧だけでなく、コマや折り紙等も用いて日本文化紹介を行ったところ、多くの参加者が集まって、人だかりができるほどであった。また、デリー及びコルカタの学校や凧フェスティバル等でワークショップを実施し、受け入れ機関からも高評価をえた。インドでは凧揚げ愛好者が多いものの日本の伝統的な凧には馴染みがなく、凧を通じた交流を行ったことは非常に好評であり、また、専門家が被災地に在住し、被災地で凧揚げを通じた復興活動を行っていることから、インド各地でも支援に対する感謝のメッセージを掲げて事業を行った。（来場者：40,440名）

● 周年事業に関連した事業

- ・ 伝統建築に関する講演会（24年2月～3月、ドイツ、ハンガリー、英国）
日本の山海や平地等に応じて発展した伝統建築を紹介し、自然豊かな日本の気候風土とそこに発達した美意識、現代建築にまで通底する日本建築の美の原理を解説する講演会を実施した。（来場者：575名）
- ・ ロボット文化（平成23年4月～5月、クウェート、ドイツ、ポーランド）
セラピーロボット「パロ」に関する講演・実演を実施した。事業実施後、実際にパロを貸し出して、在クウェート日本大使館の医務官を中心に病院等でのデモを積極的に行った。その結果、平成24年3月に、クウェートのアミール首長訪日時になされた日本・クウェート共同声明の中で、本事業にも触れた上で、医療分野における協力強化があげられた。（来場者：1,089名）

2. 文化人招へい（「文化人短期招へい」から名称を変更）

23年度より、それぞれ関係のある芸術分野の各スキームで実施。

内容	諸外国において社会的・文化的に大きな影響力を有しているが日本との接点が少ない一流の文化人・知識人を招聘する。
招聘実績	ロシア学芸員の招へい(12名)、ブラジルの舞台芸術専門家(批評家、フェスティバル監督の2名)の招へいを実施した。 〔22年度：26名（22か国・21件（20名+1グループ））〕

評価指標3：文化芸術分野における国際協力事業の実施状況

1. 文化協力事業の概要

内容	開発途上国の文化諸分野の人材育成や有形・無形の文化遺産保存・修復等のため、専門家の派遣、研修、セミナーやワークショップ等の実施及び支援。
----	--

	主催実績	派遣：10件（11か国・15都市）、招へい：2件（4か国・12名）、 催し：2件（2か国・4都市） 〔22年度：派遣：8件（8か国・13都市）、招へい：1件（1か国）〕					
	助成実績	14件（13か国・14都市）〔22年度：12件（13か国・17都市）〕					
業務実績	<p>2. 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立美術館所蔵日本関係美術品調査（アゼルバイジャン、23年11月－12月） アゼルバイジャン国立美術館に日本近代工芸及び日本絵画の専門家を派遣し、同美術館が所有する約300点の東洋美術品の中から日本関係美術・工芸品を選別した上で、その調書を作成した。アゼルバイジャン国立美術館には東洋美術品の専門家がおらず、長い間収蔵品は未整理のまま放置されていたが、今回初めて外部専門家による調査が行われた。調査の結果、日本の作品は約80点あることが判明し、その作成時代等の特定もでき、同美術館が、今後、日本関係美術品の収蔵・展示を行う上で非常に有効な基礎資料情報をまとめることができた。 ● 日本画等修復専門家招へい研修（モンゴル、ルーマニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、23年12月） 17年度から21年度にかけて、各国に日本画等の修復専門家を派遣したが、今回は、派遣先各国から専門家9名を招へいし、日本国内の専門機関において研修を実施したほか、美術や修復に関係する施設を訪問した。 						
	<p>評価指標4：市民・青少年交流事業の実施状況</p> <p>1. 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深め、日本における国際交流の担い手を拡充するため、我が国と諸外国の市民・青少年交流の実施及び支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>主催実績</td> <td>中学高校教員交流：52名（12か国）〔22年度：63名（12か国）〕 ※ 市民青少年交流事業は、日本文化紹介事業に統合</td> </tr> <tr> <td>助成実績</td> <td>市民青少年交流事業：61件〔22年度：104件〕 ※ 22年度よりプログラム構成に変更があり、市民青少年交流事業に対する助成は、芸術、知的交流各分野のプログラムで実施することとなった。23年度は、市民青少年交流事業を廃止し、各分野で61件の市民青少年交流事業に助成した（22年度の実績は、直接採用した48件と、他の各分野のプログラムで助成した市民青少年交流案件56件の合算）。</td> </tr> </table> <p>2. 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学高校教員交流 主として社会科、国際理解教育に携わる教員を、12か国52名（2グループ）、14日間招へいし、日本の教育、文化、社会等の実情を視察し、関係者との意見交換を実施した。 		内容	市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深め、日本における国際交流の担い手を拡充するため、我が国と諸外国の市民・青少年交流の実施及び支援を行う。	主催実績	中学高校教員交流：52名（12か国）〔22年度：63名（12か国）〕 ※ 市民青少年交流事業は、日本文化紹介事業に統合	助成実績
内容	市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深め、日本における国際交流の担い手を拡充するため、我が国と諸外国の市民・青少年交流の実施及び支援を行う。						
主催実績	中学高校教員交流：52名（12か国）〔22年度：63名（12か国）〕 ※ 市民青少年交流事業は、日本文化紹介事業に統合						
助成実績	市民青少年交流事業：61件〔22年度：104件〕 ※ 22年度よりプログラム構成に変更があり、市民青少年交流事業に対する助成は、芸術、知的交流各分野のプログラムで実施することとなった。23年度は、市民青少年交流事業を廃止し、各分野で61件の市民青少年交流事業に助成した（22年度の実績は、直接採用した48件と、他の各分野のプログラムで助成した市民青少年交流案件56件の合算）。						

● 市民青少年交流・各種助成事業

造形美術事業では4件、舞台芸術事業では23件、映像・文芸では2件、知的交流事業では32件に対して助成を実施した。

評価指標5：被派遣者・招聘者等の事業対象もしくは観客、研修参加者等の裨益者からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応

1. 評価結果

中期計画でデータ収集を義務付けられた各プログラムに関し、アンケート調査等（4段階評価）を行ったところ、派遣・招聘プログラムでは98%以上の回答者が「とても有意義」又は「有意義」と評価しており、目標は達成されたと判断できる。

日本文化紹介（主催）	現地受入機関：99%（102機関/103機関） [22年度：100%（84機関/84機関）] 被派遣専門家：100%（38組/38組） [22年：100%（28組/28組）] 参加者等の満足度：99.8%（8,876名/8,892名） [22年：97.9%（5,761名/5,885名）]
文化協力（主催）	事業裨益者満足度（派遣・催し）：100%（12件/12件） [22年度：100%（8件/8件）] 被派遣専門家：100%（10名/10名） [22年度：86%（6名/7名）] 被招へい者：100%（12名/12名）
中学高校教員交流	被招聘者：98%（52名/53名） [22年度：100%（60名/60名）]

業務実績

2. 評価結果への対応

プログラムごとに、アンケートに記された意見、指摘事項等を分析し、以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する

評価指標6：内外メディア、論壇等での報道件数

確認された報道件数は次のとおり。

日本文化紹介派遣（主催）	684件 [22年度：549件] ※ 22年度の実績には「文化人短期招へい」での報道件数19件を含む
文化協力（主催）	39件 [22年度：43件]
中学高校教員交流	1件 [22年度：9件]
合計	724件 [22年度：601件]

※ 22 年度は、601 件の他に、市民青少年交流（主催）で 8 件の報道があった。

評価指標 7：中長期的な効果が現れた具体的なエピソード

- カマン・カレホユック考古学博物館への専門家派遣（トルコ、文化協力プログラムで 21 年度、22 年度に専門家派遣）

平成 19 年度外務省文化無償資金協力事業のもと建設されたトルコのカマン・カレホユック考古学博物館に対し、博物館の展示・陳列計画の策定、展示方法の指導のために専門家を派遣し、開館準備に協力した。同博物館は 22 年 7 月に開館したが、同博物館は欧州の「The Best Green Museum 賞」を受賞する等、博物館としての質を社会的、世界的にも評価されている。

同博物館は、遺物展示のみならず、今後、トルコ国内での若手学芸員育成の中心的な機関として、トルコにおける文化遺産保存技術の指導的役割を担うことが期待されている。博物館を中心としてトルコ全土から集まった約 20 名の若手学芸員を対象とした発掘現場実習、展示、遺物整理等の博物館学フィールドコース実施にも、基金は専門家を派遣して協力した（23 年度事業）。

評価指標 8：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

プログラム毎の外部専門家各 2 名による評価結果は以下のとおり。

日本文化紹介	ロ	ハ	文化協力	イ	ハ
--------	---	---	------	---	---

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）

(1) 文化協力

- 【イ評定】このプログラムによる協力・助成があったからこそ成し得た事業が各地で実施された。とりわけ美術工芸品や遺跡の修復・保全や文化財調査、町並み保存や伝統芸能・工芸技術の継承支援など、放っておけば消えゆくものに対する協力・助成は、高く評価したい。また、柔道や空手など、諸外国からの要請が高く、日本にとってもその普及が重要であるスポーツの技術指導も、安定して展開していることを評価したい。文化やスポーツの支援・助成環境が厳しさを増すなか、国際交流基金でないと手を差し伸べられない案件もあるように見受けられ、事業の必要性も高い。

また、「カマン・カレホユック博物館」への協力・支援が The Best Green Museum 賞受賞に結びついたという、中長期的な効果が現れた事例（そうした効果を把握しようと努めていること）も、本プログラムの成果として高く評価したい。

3. 評価結果への対応

業務実績

業務実績	外部評価者からは、効率性を考える上で、資金的な面のみを強調せずに、ネットワークや経験知など、基金ならではの様々なリソースの有効活用がもたらしたものだとも言え、経費が大きくとも経験と専門性を生かして挑戦する事業が正しく評価されるため、効率性の評価指標を幅広く考えることを検討してほしいとのコメントがあった。事業の効果を把握・確認するためにも、新たな指標の検討に取り組みたい。
-------------	--

No. 16 文化芸術交流

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	文化芸術交流の促進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>(二) 造形芸術交流</p> <p>各国と我が国の造形芸術分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業が、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう、広報方法等実施態様に配慮する。</p> <p>① 海外において、日本の造形芸術の企画展を実施するとともに、経費の一部助成を行う。また基金が所蔵する展示セットを海外に巡回する。平成23年度においては、日独交流150周年事業の主要事業として、葛飾北斎の画業を総合的に紹介する展覧会をベルリンで実施するほか、ロシア・モスクワの近代美術館において日本の最先端の現代美術を紹介する展覧会を実施する。また、日本の美術や文化を紹介する展覧会が少ない地域を中心に、美術、工芸、デザイン、建築、写真等のコンパクトな展示セット（20セット）を、約100都市に巡回させる。</p> <p>② 日本の参加が求められる権威ある国際美術展に対して、作品の出展や芸術家の派遣を行う。平成23年度は第54回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展に参加するほか、インド・トリエンナーレにも参加する。</p> <p>③ 大型国際美術展（トリエンナーレ）国内開催の機会を利用し、関係機関との連携により、シンポジウムや招へい事業を実施すると共に、海外広報協力等により同展への側面的な支援を行う。</p> <p>④ 造形芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。</p> <p>(ホ) 舞台芸術交流</p> <p>各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業が、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう、広報方法等実施態様に配慮する。</p> <p>① 海外において、日本の舞台芸術の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。平成23年度は、北米・東南アジア・バルト三国での邦楽公演、東欧での操り人形公演などを実施する。</p> <p>② 舞台芸術の分野で国際的な共同制作事業を行い、国内と海外の両方で公演を行う。芸術交流の成熟状況等をふまえて、重点地域を定めて実施する。日本イスラエル外交関係樹立60周年」にあわせた日本イスラエル現代演劇共同制作事業を実施する</p> <p>③ 日本の参加が求められる権威ある国際芸術フェスティバルに対して、公演団及び専門家の派遣を行う。サウジアラビアで開催されるジャナドリア祭で石見神楽の上演、カナダ文明博物館が実施する大規模な日本特集企画にあわせ邦楽グループを派遣する。</p> <p>④ 舞台芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。</p>

小項目	<p>(へ) メディアによる交流</p> <p>映画、TV、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。</p> <p>事業が、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、TV、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めよう努める。</p> <p>① 海外において、日本映画の上映会を実施、共催するとともに、経費の一部を助成する。また日本映画上映のために、在外・本部のフィルム・ライブラリーに映画フィルムを配付する。平成23年度は、フィルムライブラリー所蔵作品を積極的に活用し、スペインやイタリアにおいて「山本薩夫監督特集」巡回上映会、中南米において「増村保造監督特集」巡回上映会などを実施する。また上映の利便性を高めるため、平成23年度に購入する作品はDVDを基本とする。</p> <p>② 海外放送局において、日本のテレビ番組等を提供し、日本のテレビ番組の放映を促進する。また、日本に関する映画・テレビ番組等の制作を支援する。平成23年度は、アジア、中南米、東欧、中東等に番組提供を行うほか、年度途中の追加要望にも対応する。</p> <p>③ 日本が参加する意義の高い国際映画祭に対して、作品の出品や専門家の派遣を行う。</p> <p>④ 日本理解につながる図書の外国語への翻訳と、外国語で書かれた日本に関する図書の出版を支援する。また海外図書展等への参加等、日本の出版物を海外に紹介する。平成23年度は、第24回テヘラン国際図書展、第37回ブエノスアイレス国際図書展、第63回フランクフルト国際図書展等に参加する。</p> <p>⑤ メディア交流の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。</p>
-----	--

業務実績	<p>評価指標 1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置</p> <p>1. プログラムの評価と見直し</p> <p>日本映画上映プログラムでは、フィルムの効率的な利用を図るため、基金で上映セット（パッケージ）を組んで、上映計画を立て、上映の促進を図るように運用方法を工夫している。</p> <p>2. 新規事業の開拓に向けた取組（ポップカルチャーの活用含む）の例</p> <p>伝統文化だけでなく、現代的な内容や、若者に向けた事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「キャラクター大国、ニッポン」展の巡回展示（海外展事業） <p>22年度に制作した、日本のキャラクター文化を年代別に紹介するとともに、いわゆる「ゆるキャラ」やフラッシュアニメなど、最新のキャラクター事情について紹介する巡回展示セットを、9か国13都市で展示。56,950名の来場者があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ニューデリー国際図書展（図書展事業） <p>ニューデリー国際図書展（インド）では、ポップカルチャーの紹介として、「マンガ・カフェ」をブースに設置し、500冊を超えるマンガや、関連するフィギュアやポスターの展示を行った。日本、インド国内外のメディアに取り上げられ、反響</p>
------	--

が大きかった。

- マンガ・アニメに関する事業や「アニメ文化大使」への協力
項目 No. 14「文化芸術交流事業の重点化」の「評価指標 1」3. に記述。

3. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）

各事業案件は、通常、基金単独ではなく国内の関係団体、海外の受入機関等との共催、協力により実施している。

「国際舞台芸術ミーティング in 横浜」では、神奈川県、横浜市の各芸術文化財団と共催し、前年度からの課題についても協力して改善して実施した。

また、能楽のアルジェリア・フランス公演（24年1月）は、社団法人能楽協会と共催して実施、「日本・イスラエル現代演劇国際共同制作『トロイアの女』」（2012年の日本イスラエル国交樹立 60周年に向けて制作中。23年度はイスラエルでの調査を実施）は東京芸術劇場との共催として制作している。

サウジアラビアの「ジャナドリヤ祭」への日本館出展に対し、JETRO や民間企業と連携して参加した。

美術面では、MoMA、グッゲンハイム美術館、ワシントン・ナショナルギャラリー等と連携して情報交流事業を実施した（学芸員グループ招へい、日本前衛美術の英文ソースブック出版のための調査、共同研究支援等）。

4. 経費効率化のための取組

海外での展示事業に関し、企業、民間財団等からの協賛金を得て事業を実施した。田中敦子展や北斎展、ヴェネチア・ビエンナーレなどで協賛金を得た。

5. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応

フィルムライブラリー事業について、会計検査院からの指摘に対応した改善により、実施状況は良好であり、今後もこれらの措置を通じて事業の効果が一層高まることを期待したい旨のコメントがあった。

23 年度においては、上映作品をパッケージでまとめて巡回させるなどの工夫をしつつ、本部フィルムライブラリーで 1,916 回を上映した。上映期限、上映回数に制限が付いているフィルムについても積極的に活用するように上映計画を立てて実施した。（評価指標 4 「1. 海外における日本映画の上映」に記載）

評価指標 2：造形芸術交流事業の実施状況

1. 海外展

(1) 概要

内容	日本の美術・文化を海外に紹介するため、国内外の美術館・博物館等との共催により展覧会を企画・実施。また海外の美術館・博物館等が企画する展覧会の経費の一部を助成。
----	---

業務実績

業務実績	主催実績	① 企画展12件 (15か国・21都市、入場者数：595,872名) [22年度：9件 (8か国・13都市、229,389名)] ② 巡回展114件 (67か国・114都市、入場者数：433,004名) [22年度：93件 (48か国・90都市、1,078,484名)]				
	助成実績	① 海外展：60件 (29か国) [22年度：59件 (34か国)] ② 市民青少年美術交流助成：4件 [22年度：7件]				
<p>* トルコ・アンカラ市にて開催された巡回展「現代日本デザイン100選」は、会場がショッピングセンターであったため、通常の美術館での開催よりも多い入場者数を記録している。平成22年11月にアンカラ市ジェパ・ショッピングセンターで開催、入場者数は627,861名。</p> <p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日独 150 周年関連展覧会 (「北斎展」「昭和 40 年会展」「桂離宮展」) 「日独 150 周年事業」として、葛飾北斎の約 70 年に及ぶ創作活動をたどる展覧会で、「富嶽三十六景 神奈川沖浪裏」など北斎生誕の地である墨田区所蔵の北斎コレクションや、「北斎漫画」シリーズなどの版本、肉筆画、版画や摺物などを含む約 440 点により、西洋印象派にも影響を与えた北斎の画業の全容を紹介する「北斎展」(23 年 8 月～10 月、ベルリン。90,000 名)、日本の現代美術アートシーンで活躍中のアーティスト会田誠、有馬純寿らが参加するグループ「昭和 40 年会」の活動を包括的に紹介する展覧会「昭和 40 年会：We are boys!」展 (23 年 5 月～7 月、デュッセルドルフ、4,200 名。ウクライナにも巡回。)、石元泰博氏の桂離宮の写真作品 50 点により構成され、伝統の中に見出されるモダンな造形性という日本美の一面を提示する「桂離宮展」(23 年 4 月～24 年 3 月、ケルン他計 5 都市を巡回。43,824 名) を実施した。 ● 呼吸する^{アトール}環礁：モルディブ・日本現代美術展 (24 年 3 月～4 月、マレ) 環境をテーマとした、モルディブ初の日本現代美術展。日本人アーティストたちが、日本とは異なる地理的・文化的環境にあるモルディブで、地元の協力も得ながら滞在制作と展示発表を行った。モルディブ国立芸術センターとの共催事業。(10,172 名) <p>2. 国際展</p> <p>(1) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>日本としての参加が求められる国際美術展に、日本人作家の作品を出展するとともに作家を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>主催実績</td> <td>国際美術展参加 1件 (1か国) [22年度：3件 (3か国)]</td> </tr> </table> <p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 54 回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展 (23 年 6 月～11 月、ヴェネチア) 指名コンペ方式により選定された、日本館コミッショナーの植松由佳氏 (国立国際美術館主任研究員) の企画による、アーティスト、^{たばいも}東芋のビデオインスタレーション作品「てれこスープ」を展示。日本館への入場者数は、279,320 名であった。 <p>3. 国内展</p>			内容	日本としての参加が求められる国際美術展に、日本人作家の作品を出展するとともに作家を派遣する。	主催実績	国際美術展参加 1件 (1か国) [22年度：3件 (3か国)]
内容	日本としての参加が求められる国際美術展に、日本人作家の作品を出展するとともに作家を派遣する。					
主催実績	国際美術展参加 1件 (1か国) [22年度：3件 (3か国)]					

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月）および事業仕分け結果に沿って、国内展事業は廃止。

評価指標 3：舞台芸術交流事業の実施状況

1. 海外公演

(1) 概要

内容	わが国の優れた舞台芸術を海外に紹介するため、公演団を派遣し公演、レクチャー・デモンストレーションを実施。また海外公演を行う公演団に対し、経費の一部を助成。
主催実績	公演ツアー23件（46か国・82都市、入場者数：177,916名*） 〔22年度：20件（40か国・70都市、44,580名）〕 * ジャナドリヤ祭での公演で、121,500人の入場者があったため、大幅に人数が増加している。
助成実績	① 海外公演助成：105件（のべ167か国）（海外公演82件、市民青少年23件）〔22年度：124件（のべ185か国）（海外公演96件、市民青少年28件）〕 ② パフォーミング・アーツ・ジャパン ・北米：12件〔22年度：13件〕 ・欧州：13件〔22年度：10件〕

※ パフォーミング・アーツ・ジャパン事業：日本の舞台芸術を紹介する外国の非営利団体に対して経費を助成するプログラム。現在、米国内と欧州地域で公募を行っている。

業務実績

(2) 主要事業例：

- 心を伝える民(たみ)の謡(うた) 大和×沖縄民謡 南米公演（平成23年9月～10月、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル）
東北地方を中心に、本州～九州の民謡と、日本の最南西に位置する沖縄・八重山地方の民謡を取り上げ、南米4か国5都市を巡回。木津茂理を中心とし、南北の大御所民謡奏者である澤田勝秋（青森）、大工哲弘・大工苗子（沖縄）により、民謡に込められた心、被災地で愛された唄に込められた人々の生活や魅力、民俗芸能と地域社会や生活との密接なつながりを紹介した。また、各地のアーティストと互いの唄を交換しあう共演等を通じ、一方的文化発信ではない相互交流的な公演を実現した。（入場者数：4,622名、報道件数：52件）
- ジャナドリヤ祭における公演（平成23年4月、サウジアラビア）
サウジアラビアで年に1回開催される国民的文化祭の「ジャナドリヤ祭」において、日本がゲスト国となった。官民が連携して「日本館」を設置し、総合的に日本文化紹介事業を実施する中で、「伝統文化ゾーン」で“Authentic Japan”を基金が担当し、公演部分では、和太鼓や三線、津軽三味線、ジャズトリオなど、多様な音楽家から構成される Music & Rhythms による音楽公演と石見神楽の公演を実施した。宗教的理由から文化事業の実施機会が極めて少ないサウジアラビアにおける日本文化紹介の絶好の機会となり、多くの観客が参加した。（入場者数：121,500名、報道件数：171件）

2. 国際舞台芸術共同制作

業務実績

(1) 概要

内容	海外の舞台芸術関係者と日本の関係者が、海外または日本において共同で作品を制作し、公演を行う。
主催実績	プロジェクト 1件 (準備のみ) [22年度：3件 (参加5か国、8,304名)]

(2) 主要事業例：

- 日本・イスラエル国際共同制作事業・蜷川幸雄演出「トロイアの女」(準備)
日イスラエル外交関係樹立60周年を迎える2012年の上演を目指し東京芸術劇場と共同で制作準備を行った。22年度には日本へイスラエルの俳優を招へいしてワークショップを実施し、23年度はイスラエルへの調査出張を実施した。

3. 国内公演

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月) および事業仕分け結果に沿って、国内公演事業は廃止。

評価指標4：映像出版事業の実施状況

1. 海外における日本映画の上映

(1) 概要

内容	<p>① 海外日本映画祭 在外公館、基金海外事務所が主催する各種日本映画上映事業に対し、本部所蔵プリントを提供し、映画専門家渡航費、字幕制作費等を負担。 また、海外の国際映画祭等が企画する日本映画上映事業に対し経費の一部を支援。</p> <p>② フィルムライブラリー (FL)： 海外16カ所及び基金本部に外国語字幕付のフィルムをストックした「フィルムライブラリー」を設置し、所蔵する劇映画や文化映画を在外公館、基金海外事務所、海外の国際映画祭等における日本映画上映会で上映する。現在、劇映画4,546本、文化映画3,796本を所蔵。(特に本部FLは、海外の国際映画祭等にとって、英語字幕付プリントの最大の供給源。)</p>
主催実績	<p>① 海外日本映画祭：90件 (53か国、入場者数：215,226名) [22年度：84件 (55か国、217,556人)]</p> <p>② FLの利用： ・ 本部FL：367作品を1,916回上映 (53か国・124都市) [22年度：362作品を1,829回上映 (58か国・139都市)] ・ 在外FL (16ヶ所)：1,273回上映 [22年度：1,298回]</p> <p>③ 東日本大震災復旧・復興映像事業：</p>

		・ 7作品を521回上映（138都市、入場者数35,363名）
	助成実績	海外日本映画祭助成：73件（29か国、入場者数：190,039人） 〔22年度：46件（25か国、166,261人）〕

※ New Cinema from Japanは、22年度で紙媒体による発行を中止し、公益財団法人ユニジャパンと共同で、ウェブ上のデータベースとした。

(2) 主要事業例：

- 「増村保造レトロスペクティブ」（23年9月～10月/サンパウロ、クリチバ、23年11月/ボルダー、24年3月/ティルバナナタプラム、ニューデリー）
増村監督作品18本を、ブラジル（クリチバ及びサンパウロ）、米国（ボルダー）、インド（ティルバナナタプラム及びニューデリー）に巡回させ、合計75回上映した。主要都市集中事業と重なったニューデリーには、映画評論家の大久保賢一氏を派遣、増村監督や60年代の日本映画に関する講演を行った。
- フィルムライブラリー（本部）
海外日本映画祭や外部貸出しにより、収蔵映画作品のうち367作品を、1,916回上映。世界各地で、1日平均で5本のフィルムライブラリー収蔵作品が上映されたこととなる。新たにFLに加えた作品のうち、5作品10本はDVDで収蔵した。

(3) フィルムライブラリーに収蔵する制限付きフィルムの運用状況：

上映許諾期間があり上映権を前払いしている「制限付きフィルム」の運用状況は次の通り。なお、25年度に許諾期限の終了時期を迎える作品が多いため、25年度までに許諾期間が終了するものと26年度以降のものに分けて運用状況を確認する。

ア. 23年度始めの制限付きフィルム所蔵本数及び上映権の残状況

（ア）25年度末までが期限のもの	： 159本 2,122回分
（イ）26年度以降に期限を迎えるもの	： 43本 385回分
（合計）	： 202本 2,507回分

イ. 23年度の制限付きフィルムの利用状況

（ア）25年度末までが期限のフィルムの上映回数	： 551回
-------------------------	--------

※ 23年から25年までの3年間の目標上映回数は1,268回（目標の1,800回から22年度実施の532回を差し引いたもの）。

※ 25年度末が期限のフィルムのうち、23年度中に許諾期間が終了するフィルムは11本・119回分。このうち98回を上映、1本・8回分は契約を延長し、2本・13回分については、前払い上映権が失効した。

（イ）26年度以降に期限を迎えるフィルムの上映回数	： 158回
---------------------------	--------

ウ. 23年度中の制限付きフィルムの変動状況

（ア）23年度中に前払い上映権を全て使用したもの	： 19本
（25年度末までのもの：14本、26年度以降が期限のもの：5本）	
（イ）23年度中に前払い上映権が失効したもの	： 2本
（ウ）23年度中に制限なしの契約に変更したもの	： なし
（エ）23年度中に追加で購入した制限付上映権の回数	： 8本 54回分
（25年度末までのもの：3本20回、26年度以降が期限のもの：5本34回）	
（オ）23年度中に新規に購入した制限付フィルム	： 5本 79回分
（25年度末までのもの：1本13回、26年度以降が期限のもの：4本66回）	
（カ）23年度中に上映権を全て使用し、契約更新したもの	： 2本 20回分

(25年度末までのもの：0本0回、26年度以降が期限のもの：2本20回)
 エ. 23年度末の制限付きフィルム所蔵本数及び上映権の残状況
 (ア) 25年度末までが期限のもの : 143本 1,583回分
 (イ) 26年度以降に期限を迎えるもの : 45本 355回分
 (合計 : 188本 1,938回分)

[23年度制限付フィルムの状況]

	23年度始		使用数		減少		増加		23年度末	
	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降
本数	159	43	114	29	16	5	4	11	143	45
回数	2,122	385	551	158	13	0	33	120	1,583	355
合計	202本・2,507回		143本・709回		21本・13回		15本・153回		188本・1,938回	

[増減の内訳]

	減少 (21本13回)						増加 (15本153回)			
	上映権を全て使用		失効		契約の変更		上映権を追加購入		フィルムを購入	
	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降	H25まで	H26以降
本数	14	5	2	0	0	0	3	7	1	4
回数	0	0	13	0	0	0	20	54	13	66

2. 国内映画祭

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月) および事業仕分け結果に沿って、国内映画祭事業は廃止。

3. テレビ番組交流促進、映画・テレビ番組制作助成

(1) 概要

内容	<p>①テレビ番組交流促進 日本のテレビ番組の海外放映を促進するため、基金が素材作成費と放映権料を負担の上、海外の放送局(主にODA対象国)に番組を提供。また、海外の優れた教育番組等を顕彰するNHK主催の「日本賞」において、「国際交流基金理事長賞」を授与。</p> <p>②ドキュメンタリー制作助成(旧「映像制作助成」) 海外における日本理解及び日本研究を促進するため、内外の団体が制作する日本に関するドキュメンタリー映像作品に助成。</p>
主催実績	<p>番組の提供 28件(23か国) [22年度: 26件(23か国)] 日本賞(国際交流基金理事長賞)の授与 1件</p>
助成実績	<p>19件(13か国) [22年度: 9件(7か国)]</p>

(2) 主要事業例:

- コスタリカ民営 Canal ExtraTV42 へのテレビ番組提供
コスタリカのテレビ局に対し、NHKの長編ドラマ『すずらん』スペイン語吹替

業務実績

業務実績

え版（全 156 話）を提供した。テレビ局からは、一般的なドラマより圧倒的に多い反響が寄せられたとの報告があり、「ドラマに出てくる風景、歴史、人々の生活は、普段垣間見ることのできない日本の姿で、非常に興味深く、日本に愛情を感じるようになった」、「非常におもしろい内容で、欠かさず最後まで見た」、「他のドラマとは全く違う質の高いドラマ。中南米のドラマは恋愛や殺人ばかりで、価値観をテーマにしたものに乏しい。今後も日本のドラマを放送し続けてほしい」、「日本の美しい雪景色に感動した。観光旅行に行きたくなった」といった感想が寄せられた。

● フィジー民営 MaiTV へのテレビ番組提供

フィジーのテレビ番組局に対し、NHK の教育番組『からだのちから』（全 5 話）、『台所でおもしろ実験』（全 10 話）、『アイデア実験室』（全 20 話）等を提供した。テレビ局からは、「対象となる年齢の子どもやその保護者だけでなく、年齢がより上の若者や一般の大人からも反響を得ているので、放送時間帯を変えて再放送予定」との報告があった。

● 日本賞における国際交流基金理事長賞の授与

国際交流基金理事長賞は、米国ロサンゼルス地域の民放テレビ局 KCET が制作した、多くの移民で構成されるロサンゼルス近郊の多様な文化史を学ぶウェブサイト“Departures”に授与した。地区別に整理された写真に、40 時間を越える動画やインタビューの録音、地元の人たちの物語が掲載されたもので、制作には地元の高校生も参加し、デジタル・リテラシー教育やオンライン・ジャーナリスト、映像プロデューサーなどの仕事を体験させるプロジェクトでもある。

● 『Akira's Lover』制作助成（キューバ）

1960 年代に制作された、現在まで唯一の日・キューバ共同制作映画である、黒木和雄監督『キューバの恋人』をめぐる当時の証言を集めたドキュメンタリー作品に対して助成した。本作品は、60 年代のキューバの政情や映画事情も網羅しており、キューバ国内では、アジア博物館、ハバナ大学、ハバナ国際映画祭等で上映が決まっており、日本でも、立教大学で上映されたほか、山形国際ドキュメンタリー映画祭や、早稲田大学、明治学院大学といった、映画分野で特に実績のある研究機関で上映が予定されている。60 年代のキューバ映画界のみならず、故黒木和雄監督に関する映画史的な資料としても稀有な存在と言える作品であり、日本の映画研究者からの注目度も高い。

4. 図書・出版交流

(1) 概要

内容	<p>①出版・翻訳（助成/主催） 海外における日本研究・日本理解促進に資するため、内外の出版社と連携・協力して、優れた日本文学作品等の翻訳、日本文化紹介図書の出版を推進。</p> <p>②国際図書展参加 日本の出版文化紹介と対日理解促進のため、海外で開催される国際図書展に参加。</p>
主催実績	<p>国際図書展参加 14件（14か国、日本ブース来場者は98,000人）*</p>

		[22年度：14件（14か国、282,852人）]	
	助成実績	出版・翻訳助成 57件（28か国）[22年度：57件（25か国）]	
業務実績	<p>※ 日本ブース来場者数は、前年度のモロッコ図書展で20万人もの来場者が日本ブースを訪れたが、本年度は小規模の図書展にも参加したため、来場者数は減少している。なお、小規模な図書展であったトゥルク国際図書展（フィンランド）では、入場者数は21,000名だったが、全体入場者数のうち47.6%が日本ブースに来場しており、参加の意義が高かったと考えられる。</p> <p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「総員玉砕せよ」（英語版）への出版・翻訳助成（カナダ） 「総員玉砕せよ」（水木しげる）の英語への翻訳・出版事業に対して助成を実施。23年6月に出版された（初版6,464部発行）。水木しげるの自伝的戦記マンガで、2009年にはフランス語版がアングレーム国際マンガフェスティバルの「遺産賞」を受賞するなど、すでに評価を得ている作品であるが、水木しげるの初めての英語翻訳作品として、The Gazette 誌、The Brooklyn Rail 等で紹介され、高い評価を得た。The Gazette 誌では、日本軍での経験に基づく戦記だが、軍人としての日常の普遍性も描いた作品であること、またあわせて水木の独特の作風や、同図書が日本で出版されているマンガと同様に右から左に読む方法で出版されたことなどもあわせて紹介された。アメリカのマンガ情報サイト「Comic Books Resources」では、2011年の漫画100選の一つに選ばれた。なお、2012年5月には水木しげる著「のんのんばあとオレ」の英語版が同じ出版社から、基金への助成申請なしに出版される予定である。 ● 国際図書展参加 図書展を開催する各国では、対象層、日本図書の普及状況等が異なるため、状況に合わせて様々な工夫を行って実施した。日本ブースにおいては、図書に留まらず、折り紙等の伝統文化から、ポップカルチャーの紹介まで、幅広い日本文化紹介を行うことを方針としており、折り紙のデモンストレーションや現地でも人気の高いマンガの展示、基金が作成した日本語教育コンテンツ（「エリンが挑戦！日本語できます！」「アニメ・マンガの日本語」）の紹介を行うなどした。 また、希望の多い図書の販売については、ソウル国際図書展（韓国）では、ソウルの書店「教保文庫」の協力の下、「図書販売コーナー」を設置し、来場者から好評を博した。クウェートブックフェア（クウェート）では、基金事業で出版した「基礎日本語学習辞典」（アラビア語）を、会場（出版社のブース）で販売した。他にも、ブエノスアイレス、アブダビの図書展で、一部ではあるが図書の販売が実現した。 		
	<p>5. ポップカルチャー</p> <p>(1) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>①国際漫画賞 海外の新進マンガ作家を顕彰する賞で、授賞式に合わせ受賞者を招聘し、今後の創作活動に来日の機会を活用してもらうための招聘プログラムを実施。</td> </tr> </table>		内容
内容	①国際漫画賞 海外の新進マンガ作家を顕彰する賞で、授賞式に合わせ受賞者を招聘し、今後の創作活動に来日の機会を活用してもらうための招聘プログラムを実施。		

		②アニメ文化大使 日本を代表するアニメ作品をアニメ文化大使として任命し、海外で上映する。							
	実績	①国際漫画賞 4名〔22年度：4名〕 ②6都市・24回上映〔22年度：18都市・46回〕							
業務実績	<p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 19年度に「ドラえもん」がアニメ文化大使に任命され、映画「ドラえもん のび太の恐竜 2006」に英語字幕を付して海外で巡回上映を行っている。23年度においては、海外6か国（6都市）において計24回の上映を実施した。（入場者数1,700名） 								
	<p>評価指標5：文化芸術交流に関する情報収集・発信・ネットワーク形成</p> <p>1. 造形美術情報交流</p> <p>(1) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>造形美術分野の国際交流を促進するため、美術専門家間の交流及び美術関連情報の収集・発信を実施・支援。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>8件（23か国）〔22年度：5件（16か国）〕</td> </tr> </table> <p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日韓キュレーター・ミーティング 日韓の現代美術専門のキュレーター合計8名が集い、グローバルな視点から美術のあり方、日韓美術交流の可能性について話し合いを行った。2日間にわたる話し合いの記録は、会場であり共催者である現代美術センターCCA 北九州によって報告書としてまとめられた。 ● 学芸員交流 米国及びロシアよりキュレーターをそれぞれグループ招聘し、美術の現場視察や意見交換の場を提供した。米国学芸員に関しては、現代美術を専門とするグループに特化されていたため、美術館やギャラリー訪問に限らず、作家アトリエ訪問や普段公開されていない住宅建築の視察をスケジュールに組み込み、「生」の情報提供に努め、日本美術や日本文化への理解と関心の深化、日本の専門家との間でのネットワーク構築を目指した。 <p>2. 舞台芸術情報交流</p> <p>(1) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>舞台芸術分野の国際交流を促進するため、国内外の舞台芸術見本市・フェスティバル等を支援するとともに、専門家間の交流及び関連情報の収集・発信を実施・支援。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>12件〔22年度：10件〕</td> </tr> </table>		内容	造形美術分野の国際交流を促進するため、美術専門家間の交流及び美術関連情報の収集・発信を実施・支援。	実績	8件（23か国）〔22年度：5件（16か国）〕	内容	舞台芸術分野の国際交流を促進するため、国内外の舞台芸術見本市・フェスティバル等を支援するとともに、専門家間の交流及び関連情報の収集・発信を実施・支援。	実績
内容	造形美術分野の国際交流を促進するため、美術専門家間の交流及び美術関連情報の収集・発信を実施・支援。								
実績	8件（23か国）〔22年度：5件（16か国）〕								
内容	舞台芸術分野の国際交流を促進するため、国内外の舞台芸術見本市・フェスティバル等を支援するとともに、専門家間の交流及び関連情報の収集・発信を実施・支援。								
実績	12件〔22年度：10件〕								

(2) 主要事業例：

● 舞台芸術ウェブサイト (Performing Arts Network Japan)

日本の現代舞台芸術情報を海外に発信する、日英2ヶ国語によるウェブサイト
で、2004年以降、アーティスト・インタビュー、戯曲紹介、データベース等
を通じて最新状況を紹介している。日本の舞台芸術事情・潮流や内外における関心
事にあわせたセレクションを行い、タイムリーなトピックについて情報発信をし
た。インタビュー等は日本人アーティストの海外公演時にも頻繁に活用されてお
り、韓国でも PANJ を手本としたウェブサイトが開設されるなど、評価を得てい
る。訪問者数は約45万人。年間ヒット数は約1,090万回〔22年度：訪問者数約
49万人、年間ヒット数約1,237万回〕

3. 映像・出版分野における情報交流

(1) 概要

内容	映像・出版分野の国際交流を促進するため、関連情報の収集・ 発信及び市民青少年の活動に対する助成等を実施・支援。
実績	5件〔22年度：3件〕

(2) 主要事業例：

● 各種情報の収集・発信

書誌情報誌 Japanese Book News の発行 (5,000部×4回)、日本ペンクラブと
共同で、翻訳された日本文学作品データベースの作成・公開 (データ数：24,536
件) 等を行った。

〔22年度： Japanese Book News : 5,000部×4回
翻訳日本文学作品データベース：23,783件〕

日本映画情報の提供は、公益財団法人ユニジャパンと共同で、14年以降に劇
場公開された日本映画のオンライン・データベースを運営した。23年度の総ア
クセス数は123,060件、23年度公開作品の新規データ追加数は、398件。〔22
年度の冊子発行部数は、3,000部×2回〕。

● 市民青少年映像・文芸交流助成

映像・文芸分野における市民や青少年の活動に対し、助成した (2件)。23年
度は、日韓学生映画共同制作に向けた相互理解促進を行う事業等に助成した。

● Japanese Book News サロン

日本に在住する翻訳者、研究者、滞日中の基金日本研究フェロー等を対象とし、
Japanese Book News で紹介した角田光代氏、川上弘美氏をそれぞれゲストに迎
え、東京大学の沼野充義教授との対談を実施。ジュリエット・カーペンター氏を
はじめとする大御所的存在の翻訳者から、基金フェローや、翻訳や日本文学研究
を志す研究者、留学生等が参加し、ゲスト作家の作品について語り合った。

参加者のうち、特に若い留学生等からは、この催しは良い刺激であり、将来的
に作品の翻訳に取り組みたいとの意見が寄せられた。また、事業に協力してい
ただいた出版社の編集担当者からは、今後、日本人作家の作品の翻訳及び海外での
普及を進める上で、たいへん有益であったとの感想が寄せられた。

角田光代氏は、3月にフランスで開催されたサロン・ド・リーブルに参加し、

その関連事業である「日本語キャラバン」事業（パリ日本文化会館が館内及びパリ市内、地方都市で実施している日本語アウトリーチ事業）にも参加、協力いただいた。川上弘美氏は、24年度にロシアで開催される non/fiction 国際図書展に参加の予定であり、本事業を通じて形成された人脈・信頼関係が、基金各チームの事業に有効活用されている。

評価指標 6：観客等の裨益者からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応

1. 評価結果

中期計画でデータ収集を義務付けられた各プログラムに関し、入場者等に対するアンケート調査（4段階評価）を実施したところ、回答者の80%以上から「とても有意義」又は「まあ有意義」（または「とても満足」「まあ満足」）との評価を得た。

業務実績

海外展（企画展）	来場者： <ul style="list-style-type: none"> ・新次元 マンガ表現の現在 93%（130名/140名） ・北斎展 98%（490名/500名） ・JENESYS フォローアップ事業 87%（1,245名/1,438名） ・桂離宮 99%（154名/156名） ・ジャナドリヤ祭日本館展示「武道の精神」展 97%（93名/96名） ・「昭和40年会」展 95%（18名/19名） ・世界遺産登録記念—平泉写真展 93%（55名/59名） ・呼吸する環礁：モルディブ・日本現代美術展 91%（118名/130名） ・杉戸洋展 80%（24名/30名）
海外展（巡回展）	来場者：91%（17,302名/18,932名） 〔22年度：93%（12,230名/13,098名）〕
国際展	来場者：第54回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展 90%（284名/314名） 〔21年度実施の第53回展：84%（73名/87名）〕
造形美術情報交流（主催）	会議参加者・招へい者：100%（71名/71名） 〔22年度：94%（186名/198名）〕
海外公演（主催）	来場者：95%（4,542名/4,799名） 〔22年度：96%（5,176名/5,367名）〕
国際舞台芸術共同制作	※日本・イスラエル国際共同制作事業は制作段階のため調査なし。
舞台芸術情報交流	アンケート実施5事業 91%（297名/327名） 〔22年度：88%（149名/169名）〕
海外日本映画祭（主催）	映画祭来場者：94%（18,959名/20,142名） 〔22年度：95%（23,950名/25,155名）〕 フィルムライブラリー利用事務所・在外公館： 本部 FL 作品 100%（6FL/6FL）

	海外 FL 作品 100% (16FL/16FL) [22 年度 : 本部 FL 作品 100% (10/10) : 海外 FL 作品 100% (16/16)]
テレビ番組交流促進	供与先テレビ局 : 100% (19 局/19 局) [22 年度 : 100% (11 局/11 局)]
国際図書展参加	参加者 94% (3,861 名/4,107 名) [22 年度 : 91% (1,584 名/1,739 名)]
映像出版情報交流 (主催)	Japanese Book News 読者 : 98% (58 名/59 名) [22 年度 : 94% (35 名/37 名)]

2. 評価結果への対応

プログラムごとに、アンケートに記された意見、指摘事項等を分析し、以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する。

評価指標 7 : 内外メディア、論壇等での報道件数

確認された報道件数は次のとおり。

海外展 (主催)	330 件 [22 年度 : 351 件]
海外展 (巡回展)	1,008 件 [22 年度 : 797 件]
国際展	155 件 [22 年度 : 17 件]
海外公演 (主催)	663 件 [22 年度 : 759 件]
国際舞台芸術共同制作	3 件 [22 年度 : 69 件]
舞台芸術情報交流	38 件 [22 年度 : 22 件]
海外日本映画祭 (主催)	2,927 件 [22 年度 : 1,304 件] ※
国際図書展	151 件 [22 年度 : 277 件]
映像出版情報交流 (主催)	24 件 [22 年度 : 4 件]
国際漫画賞・アニメ文化大使	31 件 [22 年度 : 7 件]
合計	5,330 件 [22 年度 : 3,607 件]

※ 海外日本映画祭は、いくつかの映画祭で報道件数が突出して多く、前年度より大幅に増加した。
第15回巡回日本映画祭 (オーストラリア7都市) 600件、篠田正浩監督特集 (メキシコ) 732件、
大島渚監督特集 (メキシコ) 500件

評価指標 8 : 中長期的な効果が現れた具体的なエピソード

● 日米学芸員交流事業 (造形美術情報交流事業)

22 年度の日米学芸員交流事業 (造形美術情報交流事業プログラム) で招へいたマッシミリアーノ・ジオーニ氏 (ニューミュージアム (ニューヨーク) のアソシエイトディレクター、ニコラ・トラッサルディ財団芸術監督 (ミラノ)) が、2013 年のヴェネチア・ビエンナーレ美術展の総合ディレクターに任命された。ジオーニ氏は光州ビエンナーレ 2010 の総合監督も務めたが、基金は、同氏の日本での現地調査に協力するとともに、2010 年の同ビエンナーレには、海外展助成

業務実績

プログラムにて、日本人作家（工藤哲巳、大竹伸朗、実験工房など）の出版に協力した実績を持つ。次回ヴェネチア・ビエンナーレにおいても、これまでに培われたネットワークを通して、日本人作家の紹介が十分期待される所であり、基金の情報交流事業、海外展助成プログラム、国際展プログラムが相互に機能して効果を生み出している。

● 「病院と看護師職：日仏比較研究」の英語版出版（フランス）

21 年度に Philippe Mosse によってフランス語で書かれた書籍の英語版出版に対して、出版・翻訳経費の一部を助成した。日本において実務上問題を抱えている看護師職をめぐる問題について歴史的な視点とともに、フランスとの比較研究を行ったものであり、学問研究（社会学）としても、制度改革への視座提供の意味でも大きな意味を持つものであった。図書出版後、22 年度に著者らが日本国内でのセミナーを企画し、東京では 23 年 3 月に「病院と看護－フランスと日本の比較から学ぶ－」が聖路加看護大学で実施された。また同年 9 月にはフランスのパリ日本文化会館でその成果を発表する場として日仏 7 人の専門家が集まり一般公開のシンポジウムを行った。英語版が出版されたことにより日本の研究者を含めより多くの人を読めることとなり、これらのセミナーやシンポジウムが開催され、図書の出版をきっかけに専門家同士の人的な交流が促進されている。

評価指標 9：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

業務実績

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家 2 名による評価結果は以下のとおり。

海外展	ロ	ハ	テレビ番組交流促進	ハ	ハ
国際展	ロ	ハ	日本映画上映	ロ	ロ
造形美術情報交流	ロ	ハ	ドキュメンタリー制作助成	ロ	ハ
海外公演（主催）	ロ	ロ	出版・翻訳（助成）	ロ	ロ
海外公演（助成）	ハ	イ	国際図書展参加	ロ	イ
舞台芸術情報交流	ハ	ハ	映像出版情報交流	ロ	イ

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）

(1) 海外公演（助成）

- 【イ評価】欧州内の基金海外拠点があり責任を持つ形でプログラムの広報や申請団体の手続きを支援する等より効果的な支援を行ったことは大変評価できる。有効性・効率性ともに大変に優れている。

(2) 国際図書展参加

- 【イ評価】長年課題となっていた国際図書展での、「図書販売」が南米（ブエノスアイレス）、東アジア（ソウル）、中東（クウェート、アブダビ）の世界の複数にわたる地域で実現したことは特筆に値する。23 年度計画の「アジアにおける一体感を醸成」、「東アジア共同体構築に向けた日本の積極的な取り組み」の点から、ソウルでの実現は重要だった。また、アラブ首長国連邦の「カリマ・

<p>業務実績</p>	<p>プロジェクト」に呼応した積極的な対応は今後のモデルケースになるべきものとして、周知されるべきである。アラビア語と、「ブエノスアイレス」のスペイン語はともに国連公用語であり、また使用国数、人口ともに非常に重要な位置を占めることから、貴重な一歩となったと考えられる。</p> <p>(3) 映像出版情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【イ評価】 Japanese Book News サロンで、若手の留学者や研究者を含め、潜在的な翻訳者の発掘を試みたことは、先行投資としては非常に有意義だったと考えられる。また第1回のゲスト作家の角田光代氏が24年3月にフランスで開催されたサロン・ド・リーブルに参加したことは、異なる事業間が有機的なつながりをもったという点で高く評価できる。角田氏がパリで存在感を示し、角田氏の作品の翻訳の需要が高まる、そこへ「サロン」で翻訳への意欲を持った留学生、研究者が結びつくといったフィードバックは、今後非常に有益に機能すると思われる。 <p>3. 評価結果への対応</p> <p>外部評価者から、事業実施の際に、相互の有機的な関連付け、相乗効果に気を配ったプログラムを実施してほしいとのコメントがあった。分野横断的な視点や、国だけでなく地域的な視点での事業企画や、時機をとらえた実施等、事業効果を高められるような企画・実施を検討したい。</p>
-------------	---

No. 17 日本語事業の重点化

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援
小項目	<p>【中期計画本文】</p> <p>1 効果的な事業の実施</p> <p>(1) 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施していくために、以下の分野別に別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。</p> <p>イ 文化芸術交流の促進</p> <p>ロ 海外日本語教育、学習への支援及び推進</p> <p>ハ 海外日本研究及び知的交流の促進</p> <p>ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援</p> <p>ホ その他</p> <p>(2) (中略)</p> <p>ロ 日本語分野については、各国・各地域の教育政策及びニーズに配慮しつつ、各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じて対象と目標を明確にし、これらに係る事業に重点化する。</p> <p>ハ 附属機関において実施している研修事業については、国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて外交上必要性の高い事業への重点化を図りつつ、必要性が低下した研修の廃止など研修のあり方を見直す。</p>

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援
小項目	<p>【年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>2. 海外における日本語教育、学習への支援及び推進</p> <p>基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。</p> <p>特に、基金と支援・協力関係にある海外の日本語教育機関「JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）」を通じた支援と、「JF日本語教育スタンダード」の普及を通じた日本語普及施策を重点的に展開する。</p> <p>平成23年度については、政策的要請に基づく新規事業（EPAに関する看護師・介護福祉士候補者訪日前研修、日米同盟深化のための日米交流強化事業、海外日本語直営講座の拡充）を着実に実施する。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>海外における日本語の普及にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における日本語教育基盤の整備状況等の事情に応じ、下記(イ)～(ニ)の基本方針をふまえ、</p>

小項目	<p>最も効果的な事業が実施されるよう努める。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。</p> <p>(イ) 一般市民・初学者を対象とする日本語教育支援の充実</p> <p>多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応するため、海外で日本語直営講座を開設、拡充する。国際交流基金の海外事務所所在国において事務局が運営する講座の拡充を図るほか、現在 8 か国 9 都市で国際協力機構が協力している日本人材開発センターの日本語講座について、平成 23 年度より、同講座を引き継ぎ直営の講座を開設する（平成 23 年度はウクライナ、カザフスタン、モンゴルで実施）。これらの講座においては、「JF 日本語教育スタンダード」の理念に沿った運営を行う。</p> <p>また、既に開発済みのインターネットを利用した教師・学習者支援ツールの広報に努め、日本語教育・学習に必要な手段へのアクセスを容易にする。</p> <p>(ロ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援</p> <p>海外における日本語教育の現地化・自立化を目的とした事業については、各国・地域の教育政策及び日本語学習ニーズに配慮し、また、各国・地域の日本語教育基盤の発展段階を踏まえて、優先的に支援すべき教育機関・学習者層等の事業対象や、優先的に取り組むべき教材開発・拠点機関整備・ネットワーク形成等の諸施策を明確にし、これらに係る事業に重点化する。</p> <p>地域・国別方針に基づく事業の実施に際しては、事業プログラムを適切に運用し、海外拠点との連携を強化する。特に、異文化理解、多文化共生の流れの中で、中等教育段階に日本語科目を新規導入する国が増えてきているため（インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン等）、プログラムを複合的に組み合わせた総合的支援を行う。</p> <p>ギリシャ、ラオス、カンボジア、シリア、エジプト等において高等教育レベルでの日本語教育の立ち上げを支援する一方、自立化・現地化が達成された機関に対しては専門家派遣ポストを段階的に廃止する。また、財政難により日本語教育プログラムが縮減している米国においては、緊急特別支援を継続する。</p> <p>(ハ) 地域的な必要性に対応した支援</p> <p>近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。</p> <p>(ニ) 附属機関の運営</p> <p>附属機関の運営にあたっては、上記の諸点を踏まえつつ、国際社会における日本語学習ニーズの変化に応じて外交上の必要性の高い事業への重点化を図るべく、一部の研修事業の休止・廃止や採用人数の削減を行う。また、研修生に対する手当てについて、食費の一部を除く現金支給を廃止することにより、国際交流基金が負担する経費を削減する。また、教師研修事業への補欠制度の導入や研修スケジュールの調整、さくらネットワーク中核メンバーを対象とする研修事業の拡大などにより、宿泊施設の稼働率を維持、向上させる。</p>
-----	---

評価指標 1：従来の支援型事業から推進型事業への重点シフトの状況

第2期中期目標・中期計画（平成19～23年度）では、「多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応するため、国際標準としての「日本語教育スタンダード」の構築及びモデルとしての日本語講座運営を行いつつ、現地官民機関が基金との連携を通じて一般市民や初学者向けの日本語教育施設を拡充展開できるような事業形態へ従来の支援型事業から重点をシフトする。」として、現地日本語教育機関・教師を支援し長期的自立化を助けるという従来の基金の日本語普及事業（いわば「援助型、支援型」）とは異なる、より能動的な日本語普及事業の展開に重点をシフトする方針を打ち出した。

具体的な取り組みとしては、「JF日本語教育スタンダード」（以下、「スタンダード」と表記）の開発と「JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）」（以下、「さくらネットワーク」と表記）の構築があるが、23年度の具体的実施状況は次の1.～2.）の通り。

1. 「スタンダード」開発の進捗状況

「相互理解のための日本語」という理念のもと17年度より「スタンダード」を開発してきた。20年度には「スタンダード」試行版を発表し、22年度には、その内容を印刷物として刊行し、ウェブサイトでも提供した。「スタンダード」では、日本語を使って何がどのようにできるかという能力に重点を置き、日本語の熟達度をA1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階で提示している。

23年度には英訳し、ウェブサイト（<http://jfstandard.jp>）から自由にダウンロードできるようにするなどして普及に努めた。一方で、国内外でのセミナー実施（11回）、学会での発表（1回）も行った。

さらに、「スタンダード」の理念（課題遂行能力と相互理解）を日本語教育の現場に反映させるため、具体的な実践のモデルとして準拠教材（コースブック）の開発をすすめ、「スタンダード」が示す上述の6段階のうち、22年度に一番下の入門（A1）レベルの教材を、23年度に初級1（A2-1）レベルの教材を作成した。23年度は、基金の海外拠点等で実施している日本語講座のうち、13講座がA1レベルの「スタンダード」準拠教材を使用している。

学習者からは、「日本に旅行に行った時など、実際の場面で役立ちそうだとイメージできた。使える実践的な内容に満足。」「語彙帳のおかげで初日から恥や恐れなく話そうとすることができた。日本語は難しいという偏見が消えた。」といった感想や、教師からは「活動編ではトピック、場面、会話などがわかりやすくセッティングしてあるので、学習者も教材に引き込まれ、教師はそこから無理のない形で、コミュニケーション活動へ誘導することができた。」等の感想が寄せられている。

なお、入門（A1）レベルに関しては、この準拠教材に対応した自習用ウェブサイトの制作に着手した。（24年度から順次提供予定。）

2. JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）

海外日本語教育拠点の整備拡充を実現するため、特に日本語教育が盛んな国・

業務実績

業務実績

地域を中心に、基金海外拠点、基金と連携・協力して日本語普及を推進する機関による「さくらネットワーク」の構築を19年度に開始。22年度末までに中核メンバー（機関）を100機関まで増やすとの目標を設定していたが、20年3月末に39機関、21年3月末に54機関、22年3月末に32か国74機関となり、23年3月末には33か国1地域で102機関となり、目標を達成した。24年3月末には、42か国2地域で118機関となりこれら中核メンバー（機関）により、それぞれの国・地域で、日本語教育の普及・拡大・発展のためのプロジェクト202件が実施された。

評価指標2：外交上の必要性の高い事業への重点化

上記1の新機軸と並んで、第2期中期目標・中期計画は、各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じた対象と目標への重点化も定めている。また、中期目標・中期計画では、地域的な必要性に対応した支援として、近隣諸国・地域において積極的な支援を行う旨を併せて特に明記している。また、23年度においては、政策的要請に基づく新規事業（EPAに関する看護師・介護福祉士候補者訪日前研修、日米同盟深化のための日米交流強化事業、海外日本語直営講座の拡充）を実施することとしていた。

これらについての23年度の実施状況は次の通りである。

1. 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援状況

これまで、支援内容により細分化されていた海外日本語教育機関向けの助成プログラムを22年度より統合し、基金海外拠点所在国については、各海外拠点が実施する日本語事業である「さくら中核事業」に一元化した。また、基金海外拠点が所在しない国については、「日本語普及活動助成」を新設し、現地のニーズに合わせた自由な企画に対する支援を実施できるようにした。23年度においては、教師研修会、教材作成プロジェクト、教材の拡充等、さくらネットワークのメンバーによる「さくら中核事業」プロジェクトが202件（22年度：195件）、その他の機関・団体による「日本語普及活動助成」によるプロジェクトが161件（22年度：148件）実施された。

2. 地域的な必要性に対応した支援状況（近隣諸国等）

我が国の近隣地域である、アジア各地域に対する事業実績額、主要国での事業実施の例は以下のとおり。

(1) アジア地域の事業実績

ア. 東アジア地域：	2 5 7 百万円	[22年度： 2 3 1 百万円]
イ. 東南アジア地域：	9 7 3 百万円	[22年度： 7 9 1 百万円]
ウ. 南アジア地域：	1 2 1 百万円	[22年度： 1 4 9 百万円]
エ. アジア地域合計：	1, 3 5 2 百万円	[22年度： 1, 1 7 2 百万円]

(2) アジア地域の日本語事業全体における割合

ア. 東アジア地域：	5. 4 %	[22年度： 5. 4 %]
イ. 東南アジア地域：	2 0. 3 %	[22年度： 1 8. 5 %]

業務実績	<p>ウ. 南アジア地域： 2.5% [22年度： 3.5%] エ. アジア地域合計： 28.3% [22年度： 27.5%] ※ 地域区分が可能な事業の実績額に限定したアジア地域の割合 23年度： 54.7% [22年度： 56.2%]</p> <p>(3) 主要な国の例</p> <p>ア. 韓国</p> <p>(ア) 総実績額： 91百万円 [22年度： 83百万円] (イ) 日本語事業全体における割合： 1.9% [22年度： 1.9%] (ウ) 主たる事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語専門家等をソウルに2名、釜山に1名配置。(継続) ・ 日本語能力試験では、江陵で新規に試験を実施。また、高陽、富川、梁山でも7月試験を開始。 ・ 韓国全土の中高生を対象とした日本語による演劇大会「第4回全国学生日本語演劇発表大会」を開催、46校の368名が参加した(さくら中核事業)。韓国においては、2012年より高校での第二外国語(日本語を含む)が必修科目より選択必修科目となることが決定しており、日本語を学習する中高生にとって、習い覚えた日本語を活用でき、学習の意欲を向上させる機会が益々重要となっている。 <p>イ. 中国</p> <p>(ア) 総実績額： 132百万円 [22年度： 119百万円] (イ) 日本語事業全体における割合： 2.8% [22年度： 2.8%] (ウ) 主たる事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語専門家等を北京に3名、香港に1名配置。 ・ 日本語能力試験では、南通、西寧、福州の3都市で新規に試験を実施。 ・ 上級研修では、西安交通大学による「西安交通大学日本語のシラバス改善におけるJFスタンダードの応用」プロジェクトが、シラバス一覧表・授業案・評価基準・評価シートからなる制作物(総合日本語・聴解)を24年4月に完成させる予定。また、厦門大学による「中日通訳基礎課程 教材開発」プロジェクトは、大部分が完成し、24年6月に、別冊も含めた教材および音声資料が完成する予定。 <p>ウ. インドネシア</p> <p>(ア) 総実績額： 351百万円 [22年度： 201百万円] (イ) 日本語事業全体における割合： 7.3% [22年度： 4.7%] (ウ) 主たる事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語専門家等を合わせて12名派遣。(EPA研修のための派遣は除く) ・ 日本語教師研修プログラムに、長期研修3名、短期研修20名が参加。 ・ EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者訪日前研修を200名に対して実施。 <p>3. 政策的要請に基づく新規事業</p> <p>(1) EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者訪日前研修</p> <p>経済連携協定(EPA)に基づき実施されるインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の日本受け入れについては、22年度から、日本政府と</p>
------	--

業務実績

インドネシア・フィリピン両国政府との合意により、看護師・介護福祉士候補者の日本語能力が、日本の病院・介護施設における就労・研修活動に従事するために十分となるよう、協定に定められた来日後6か月研修に入る前に現地にて日本語予備教育を実施し、一定の日本語能力を有する候補者が訪日する仕組みとなった。

22年度はアセアン事務局からの委託事業であったが、23年度は基金事業として、インドネシアおよびフィリピンにおいて、経済連携協定（EPA）に定める有資格者（看護師・介護福祉士候補者）を対象に、現地で日本語予備教育を実施した。

インドネシアでは、200名（看護師候補者52名、介護福祉士候補者148名。日本側の受け入れ先とマッチングする前で、来日するかどうか未定）、フィリピンでは100名（看護師候補者28名、介護福祉士候補者72名。日本側で受入が決まり、来日することが確定している）に対し、それぞれ6ヵ月、3ヵ月の研修を実施した。

研修は合宿形式で実施し、10名から15名程度の小規模クラスで、各クラス日本人講師2名と現地人日本語講師1名のチームティーチングで日本語教育を行った。月曜日から金曜日までは午前から夕刻までは日本語の授業が中心、土曜日午前中はおもに社会文化理解の授業を行った。

本訪日前研修に参加した看護師・介護福祉士候補者は、インドネシアは24年4月11日、フィリピンは24年4月26日に研修の全日程を修了し、24年5月、インドネシアからは受入が決まった101名（看護師候補者29名、介護福祉士候補者72名）が、フィリピンからは99名（看護師候補者28名、介護福祉士候補者71名。介護福祉士候補者1名が病気のため来日中止）が来日し、財団法人海外産業人材育成協会が実施する訪日後6か月日本語研修に参加している。

EPA協定で定められている訪日後6か月研修終了時には、従来、日本語能力試験N3レベル以上に達する者が1～2割であった。22年度に現地での訪日前教育事業を3ヵ月行なったところ、訪日後の日本語研修終了時にN3レベルに達する者が5～6割に増加しており、病院・介護施設配属時の日本語力が向上したとの報告を得ている。

(2) 日米同盟深化のための日米交流強化事業

米国各都市の日本語講座を有する初中等教育機関に若手日本語教員を派遣し、受入機関の日本語教師の指導のもとティーチングアシスタントとして日本語の授業を行い、また受入機関や受入コミュニティーにおいて日本文化・社会を理解するための活動に協力した。23年度は派遣者15名を13州14機関（うち1機関へは2名派遣）の受入機関へ派遣した。

また、日本の大学13校に対し助成を行い、日本語教育を学ぶ日本人大学生が米国の大学で実習生（インターン）として日本語教育の現場での経験を積むことを支援した。

(3) 海外日本語直営講座の拡充

国際交流基金の海外拠点では21都市、日本センターでは2都市（キエフ、アルマティ）において、国際交流基金の直接運営、もしくは他機関との連携による日本語講座を開設・運営した。22年度までの16都市に7都市（ニューデリー、

業務実績	<p>トロント、キエフ、アルマティ、ニューヨーク、ロサンゼルス、メキシコ)を加え、23都市での実施となった。国際交流基金の拠点以外では、ニューヨークは日本クラブ、メキシコは日墨文化学院、マドリードはカーサ・アジア、モスクワはモスクワ市立大学、キエフはキエフ工科大学、アルマティはカザフ経済大学との連携により講座が開設された。受講者総数は7,576人。また、新規開講の準備も進め、24年度からはモンゴルでも実施の予定。</p> <p>現在運営している23か所の講座のうち、13か所では、日本語国際センターで開発した、「スタンダード」に基づく日本語教材『まるごと』を用いた講座を実施している。</p> <p>(4) 米国 JET 記念高校生招へい</p> <p>東日本大震災からの復興・復旧に向けた対応の一環として、23年度から5か年計画にて「米国 JET 記念高校生招へい」事業を開始した。本事業は、JETプログラムにより来日し外国語指導助手として活躍されていた二人の米国人、テイラー・アンダーソンさん(石巻市・バージニア州出身)とモンゴメリー・ディクソンさん(陸前高田市・アラスカ州出身)の遺志をつぎ、将来日米の架け橋となる米国人高校生を対象に、日本語・日本文化への理解を深め、同世代の日本の高校生たちと交流を深めるものである。</p> <p>平成23年度は、全米各地から高校生32名を招へいし、関西国際センターを拠点に、高校生交流、ホームステイ、JET外国語指導助手や国際交流員との交流、京都・神戸への研修旅行、東日本大震災犠牲者慰霊のための灯籠流し用灯籠作成などを体験したほか、希望者は岩手県立不來方高等学校を訪問、その歓迎式典のなかで、米国からの被災者の方々へのメッセージを届けた。</p> <p>4. 外部専門家による評価</p> <p>「日本語教育の重点化」について外部専門家2名に評価を依頼したところ、1名からは「ハ：順調」の評価、1名からは「ロ：優れている」の評価であった。</p>
------	---

No. 18 多様化する日本語への関心やニーズを日本語教育へつなげるための施策、日本語教育の総合的ネットワーク構築

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援及び推進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>(イ) 多様化する日本語への関心やニーズを日本語教育へつなげるための施策</p> <p>日本語学習者の裾野を広げるという観点から、平成21年度に公開した「アニメ・マンガの日本語」サイトのコンテンツを拡大してさらなる内容充実を図るほか、「エリンが挑戦！ にほんごできます」「みんなの教材サイト」「NIHONGO eな」といった教師向け・学習者向けのサイトを通じた情報提供や動機付けにより、日本語学習支援を引き続き実施する。</p> <p>また、JF日本語教育スタンダードの運用（平成22年度に公開したJF日本語教育スタンダードの広報、「みんなの『Can-do』サイト」の充実及び同スタンダードに準拠した教材の開発）、日本語能力試験の実施地の拡大に取り組む。</p> <p>(ロ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策</p> <p>① ネットワーク形成</p> <p>附属機関、海外事務所の運営を通じて、海外日本語教育の総合的ネットワークを構築しつつ、定期的に全世界における日本語教育機関、教師、学習者の調査を実施し、海外日本語教育に関する情報の収集を行い、その情報を印刷物、電子媒体、セミナー等を通じ広く内外に提供する。</p> <p>基金海外事務所は、海外日本語教育の総合的ネットワークの一翼を担い、相手国の事情及びニーズに応じて最も効果的に日本語普及に関与する。</p> <p>ウェブサイトを通じた日本語教育に関する情報提供については、年間アクセス件数が前期中期目標期間中の平均年間アクセス件数を上回ることを一つの指標として、内容の充実に努める。</p> <p>② 機関強化</p> <p>各国の日本語教育の拠点となる機関を強化するため、以下の支援事業を実施する。</p> <p>(i) 当該国で拠点となる日本語教育機関、基金海外事務所等に日本語教育専門家を派遣し、当該国の日本語普及の側面支援を行う「アドバイザー型」派遣を引き続き実施し、必要に応じて現地で日本語教育・学習の指導にあたる。機関の自立化、現地化が達成されたポストは段階的に派遣を終了する。また、日本語教員養成課程を持つ国内大学の学生・大学院生を若手日本語教師（将来の日本語教師）として海外に派遣する事業を引き続き実施する。</p> <p>(ii) 基金海外拠点を含むさくらネットワークの中核メンバーによる、周辺波及型事業（巡回指導、リソースセンターの設置・運営等）の展開を図るとともに、海外拠点が所在しない国においては、教材購入、講師謝金、学習者奨励活動など日本語教育を実施するための各種経費を助成する。</p> <p>(iii) 基金自らが実施する事業に関しては支援対象機関等にアンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。助成事業等、アンケート実施が困難な事業については、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。</p>

評価指標 1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置

1. プログラムの評価と見直し

● 日本語教育関係支援プログラムの統合

22 年度より、従来の「海外日本語講座現地謝金助成」、「日本語教育プロジェクト支援」、「日本語教材寄贈」に細分化されていた海外日本語教育機関向けの助成プログラムを統合し、弁論大会や発表会等の学習者奨励事業、講座立ち上げや増設のための謝金助成、教材の購入助成やセミナー等会議開催のための助成、教材制作のための助成、その他現地のニーズに合わせた事業への助成等、様々な種類の支援を組み合わせることを可能とした。結果として 23 年度には、202 件（22 年度：195 件）と、前年度より多いプロジェクトが実施されており、プログラム統合により日本語教育普及の活動が活発になっている。

2. 新規事業の開拓に向けた取組

● J F 日本語講座の拡充

従来も海外事務所において日本語講座を実施してきたが、従来の 16 都市に加え 7 都市に新規に日本語講座を開設した。これらの講座は J F 日本語教育スタンダード（以下「スタンダード」と表記）の理念に沿った運営を行うこととし、13 講座でスタンダードに沿って開発された教材「まるごと」を利用して日本語講座を運営した他、「まるごと」を使用しない拠点においてもスタンダードの最も重要な要素である Can-do（日本語で何がどれだけできるか）を取り入れた学習目標や評価を取り入れて講座を運営した。

3. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）

● 日本国内大学・大学院との協力・連携

21 年度から日本国内で日本語教育を学ぶ学生をインターンとして海外に派遣するプログラムを開始。日本国内で教師養成課程を有する大学・大学院と連携し、大学の協定機関等をインターン先として選定する等、大学側のイニシアティブも活用しつつプログラムを実施している。23 年度は 45 機関と連携して 380 名のインターンの派遣を実施した。

● 日本・ハンガリー協力フォーラムとの協力・連携

日本企業 11 社により発足した「日本・ハンガリー協力フォーラム」からの寄附金を得て、19 年度から様々な日本語教育支援事業をハンガリーにおいて実施した。23 年度にはハンガリー人のための日本語教材を出版した。

4. 経費効率化のための取組

日本語専門家等派遣事業において、各ポストの業務内容を精査したうえで専門家の派遣終了、種別の変更を実施している。これらの見直しにより、23 年度は約 1,339 万円を節減した（見直しの節減額と新規派遣による経費増の差額）。

業務実績

5. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応

指摘事項は特にない。

評価指標 2：日本語教育スタンダードの構築と普及状況

項目 No. 17「日本語事業の重点化」評価指標 1（1）に詳述

評価指標 3：一般市民や初学者向けの日本語教育施設拡充のための支援状況

（1）海外日本語教育拠点の整備拡充を実現するため、特に日本語教育が盛んな国・地域を中心に、基金海外拠点、基金と連携・協力して日本語普及を推進する機関による「さくらネットワーク」の構築を19年度に開始。22年度末までに中核メンバー（機関）を100機関まで増やすとの目標を設定していたが、23年3月末に33か国1地域102機関となり、24年3月には42か国2地域118機関となった。

（2）国際交流基金の海外事務所等で、直接あるいは他機関との連携による日本語講座を開設・運営した。23年度は、23か所で実施し、7,576名が講座を受講した。

業務実績

評価指標 4：ポップカルチャーの活用や「e-ラーニング」等多様なメディアの活用

1. ポップカルチャーを利用した教材の作成

アニメーションも用いたテレビ放映用教材「エリンが挑戦！ にほんごできます。」（18年度に制作）について、Web版「エリンが挑戦！ にほんごできます。」の多言語化をすすめ、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語版を公開した。（年間ページビュー数は約 480 万件）。また、アニメ・マンガに現れる多様な日本語（セリフ、擬音語等）を通して日本語を学習できるウェブサイト「アニメ・マンガの日本語」も、サイトの多言語化に取り組み、すべてのコンテンツについてスペイン語、韓国語、中国語、フランス語に対応させた。また、音声機能も拡充し、ユーザーの要望に応えた（年間ページビュー数は約 240 万件）。

2. e-ラーニングサイトの制作

以下のようなe-ラーニングサイトを制作し運営している。また、それぞれのサイトで、多言語化に取り組んだ。

- ・日本語でケアナビ：看護・介護現場で働く人を対象とした日本語学習サイト（英語、インドネシア語）
- ・NIHONGO eな：インターネット上の日本語学習関連情報を紹介するポータルサイト（英語、中国語、韓国語）。
- ・インターネット日本語試験「すしテスト」：中等教育レベルの学習者を対象とし

業務実績	<p>たインターネット日本語試験サイト（英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ポルトガル語）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニメ・マンガの日本語：（英語、スペイン語、中国語、韓国語、フランス語） ・エリンが挑戦！にほんごできます：（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）。 <p>3. 日本語教師支援のためのウェブサイト</p> <p>世界の日本語教師の活動支援のため、以下のウェブサイトを作成し、情報を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J F 日本語教育スタンダード ・ みんなの「Can-do」サイト ・ みんなの教材サイト
	<p style="text-align: center;">評価指標 5：海外日本語教育の総合的ネットワーク構築のための努力の実施状況</p> <p>1. 海外日本語教育機関のネットワーク形成の基盤的事業</p> <p>(1) 海外日本語教育機関に関する調査及び日本語教育情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基金海外拠点、在外公館、現地日本語教師会等の協力を得て、201 か国・地域に対して日本語教育の有無、日本語教育の現状調査を実施し、ウェブサイトで公開した。 ● 21 年度に実施した海外日本語教育機関調査について、報告書を刊行し、個別の機関情報をウェブサイト上で検索、閲覧が出来るようにした。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【平成 21 年調査結果の概要】</p> <p>海外の日本語学習者数：3,651,232 人（平成 18 年調査：2,979,820 人）</p> <p>海外の日本語教育機関数：14,925 機関（平成 18 年調査：13,639 機関）</p> <p>海外の日本語教師数：49,803 人（平成 18 年調査：44,321 人）</p> </div> <p>同調査結果は基礎的情報として活用されており、本調査結果は、世界の日本語学習の規模を示す唯一の統計として様々な場で引用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外日本語教師向けの情報提供として、「日本語教育通信」をウェブサイトで掲載した（年間アクセス数は約 21 万件）。「国際交流基金日本語教育紀要」は、基金の日本語事業に従事する専任講師や専門員、派遣専門家、職員等による研究・実践報告を収載するもので、第 8 号を発行（950 部）。国内外の高等教育レベルの日本語教育機関に無償配布したほか、ウェブサイトでも全文を公開した。 <p>(2) 「J F にほんごネットワーク」の拡充 上記「評価指標 3」に記載のとおり。</p> <p>(3) その他</p>

- 「第 52 回外国人による日本語弁論大会」を（財）国際教育振興会との共催にて町田市で実施。74名の応募者の中から、12名が出場した。
- 日本語教育学会が協力した日本語教育国際研究大会 2 件、看護・介護分野の日本語教師短期研修 1 件（2 都市で開催）に対し、支援を行った。

2. 海外日本語教育機関の強化

(1) 日本語教育専門家派遣

イ. 概要

内容	各国の日本語教育に協力するため、日本語教育専門家を、派遣先機関の要請に基づき派遣。
日本語上級専門家 (旧「日本語教育専門家」)	38ポスト (26か国) [22年度：50ポスト (30か国)] ※ この他に、学科設立準備のため短期 (1か月間) でサウジアラビアに1名を派遣した。 ※ 22年度のマラヤ大への派遣実績12ポストは、日本語上級専門家の22年度実績数に含む。
シニア専門家	1ポスト (1か国) [22年度：1ポスト (1か国)]
日本語専門家 (旧「日本語教育ジュニア専門家」)	47ポスト (24か国) [22年度：38ポスト (23か国)]
日本語指導助手 (旧「日本語教育指導助手」)	22ポスト (14か国) [22年度：12ポスト (10か国)]
合 計	108ポスト (39か国) [22年度：101ポスト (39か国)]

米国初等・中等教育機関への若手日本語教師派遣	15ポスト (1か国)
------------------------	-------------

ロ. 派遣状況

派遣先機関や、派遣国の状況に応じ、必要とされる日本語教育専門家を派遣した。状況に応じ、派遣の増加や打ち切り、上級専門家と専門家の派遣切り替え等を実施した。23年度は、中等教育レベルでの日本語教育導入支援や、海外事務所におけるアドバイザー機能の強化のために日本語専門家の派遣を増加させ、ネイティブ教師を希望する機関への対応として日本語指導助手の派遣を増加させた。一方で、プロジェクトの終了や、派遣先における現地化・自立化が進んだことから、モンゴル、ウクライナ、インドネシアへの派遣を終了し、政情不安によりシリア (2ポスト) への派遣を中断した。

派遣先ポスト推移

22年度末	23年度新規	23年度中に終了(中断)	23年度末
101ポスト	12ポスト	5ポスト	108ポスト

(2) その他の日本語教育機関支援

業務実績

プログラム名	実績
さくら中核事業	海外拠点141件（21機関） 〔22年度：153件（21機関）〕 非海外拠点61件（41機関） 〔22年度：42件（25機関）〕
日本語普及活動助成	161件（65か国、123機関） 〔22年度：150件（62か国、124機関）〕
海外日本語インターン派遣	派遣対象者：380名（国内45機関） 派遣先：海外112機関（28か国1地域） 〔22年度：286名（国内37機関）を海外94機関（26か国）に派遣〕

3. 海外における日本語講座の運営

(1) 概要

内容	国際交流基金の海外事務所及び日本人材開発センターにおいて、直接または他機関との連携により、日本語講座を運営する。
J F 日本語講座の実施	海外拠点：21か所〔22年度：16か所〕※ 非海外拠点：2か所〔新規〕 ※ 22年度はさくら中核事業内のプロジェクトとして実施した。
専門家・調整員の派遣	専門家：9名〔新規〕 調整員：8名〔新規〕 ※ 講座運営のために新規に派遣された専門家及び調整員。すでに派遣されている専門家が講座を担当している場合もある。（既に派遣されている専門家は、2.（1）に記載した数値に含まれている）
講座受講者数	7,576名〔22年度：3,818名〕

(2) 実施状況

23年度には、新たに海外拠点5か所での日本語講座を開始し、ウクライナ、カザフスタンの日本人材開発センターでも運営を開始した。全23か所の講座のうち、13か所で、J F 日本語スタンダードに準拠して作成された初級用教材「まるごと」を利用し、モデル的な講座の運営を行っている。

評価指標6：海外日本語教育に関するホームページへのアクセス数

約2,046万件のアクセスがあり、中期計画で示された定量指標（前期中期計画期間中の平均年間アクセス件数331万件）を大幅に達成。

業務実績

	① 海外の日本語教育の現状	1,146,177件 [22年度：1,157,484件]
	② 世界の日本語教育の現場から	127,225件 [22年度：147,678件]
	③ 日本語国際センターホームページ	523,017件 [22年度：619,274件]
	④ 関西国際センターホームページ	252,841件 [22年度：151,576件]
	⑤ みんなの教材サイト	3,983,086件 [22年度：4,912,422件]
	⑥ 日本語でケアナビ	673,911件 [22年度：740,777件]
	⑦ アニメ・マンガの日本語	2,395,435件 [22年度：2,093,227件]
	⑧ エリンが挑戦！にほんごできます	4,801,460件 [22年度：3,335,871件]
	⑨ NIHONGO eな	1,018,768件 [22年度：768,298件]
	⑩ JF日本語教育スタンダード （「みんなの『Can-do』サイト」含む）	330,516件 [22年度：388,895件]
	⑪ すしテスト	93,089件 [22年度：108,838件]
	⑫ 日本語能力試験公式サイト	5,115,562件 [22年度：3,573,555件]
	合計	20,461,087件 [22年度：17,997,895件]

※①～⑩、⑫はページビューで、⑪はリクエスト数（トップページへのアクセス数）でカウント。
※⑦は、22年度途中から開設したサイト。
※⑫は、前年度の合計には含まれていなかったが、今年度から掲載し、22年度合計に含めた。

評価指標7：派遣先機関・支援対象機関からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応

業務実績

1. 評価結果

中期計画でデータ収集を義務付けられたすべてのプログラムに関し、アンケート調査等（4段階評価）を行ったところ、各プログラムとも97%以上の回答者が「とても有意義」又は「有意義」（または満足）と評価しており、目標は達成されたと判断できる。

日本語教育専門家等派遣	98%（94機関/96機関） [22年度：100%（90機関/90機関）]
さくら中核事業	海外拠点（主催）：97%（参加者12,850名/13,193名） [22年度：97%（参加者8,325名/8,543名）]
日本語普及活動助成	99%（109機関/110機関） [22年度：99%（88機関/89機関）]
国内連携	①インターン派遣：100%（30機関/30機関） [22年度：97%（36機関/37機関）] ②日本語教育学会助成：100%（1機関/1機関） [22年度：100%（1機関/1機関）]
JF日本語講座	受講者 95%（1,259名/1,317名）[新規]

2. 評価結果への対応
特になし。

評価指標 8 : 中長期的な効果が現れた具体的なエピソード

● 「日本・ハンガリー協力フォーラム日本語教育特別事業」(ブダペスト日本文化センター。さくら中核事業のプロジェクト)。

19年度より6年間の時限プロジェクトとして、日本企業11社により発足した「日本・ハンガリー協力フォーラム」からの寄付金を原資として実施して来た事業のうち、ハンガリー語による日本語教科書「できる1」を23年8月に刊行した。同教科書は、CEFR(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)に基づいた、入門～初級レベルを対象としたハンガリー人のための日本語教材で、JF日本語教育スタンダードとも理念が共通し、学習目標への到達度が確認しやすいことや、多用された写真やイラストにより日本や日本文化を視覚的にとらえられること、異文化間コミュニケーション能力の養成も重視するなど、画期的な教材となり、24年3月の時点で、800部を超える売り上げとなった(注:2009年度日本語教育機関調査によれば、同国の日本語学習者数は1,837人)。初級後半～中級レベルを対象とした「できる2」については、24年度中の刊行を予定している。

● 海外日本語教育実習生(インターン)派遣事業

21年度より連携事業を実施している桜美林大学においては、21年度のインターン修了生が卒業後にトリニダード・トバゴとインドで日本語教師として活躍している他、22年度のインターン修了生の一人も米国に日本語教師として赴任する予定である他、23年度のインターン修了生の一人もアイスランド国立大学にティーチング・アシスタントとして派遣される予定。また、立命館大学等他大学においても、インターン修了生が帰国後に日本語教師を志向する傾向が顕著となった他、海外での実習を通じて日本文化を見直し、実習地での課題に取り組むことによって問題解決力の向上やリーダーシップを発揮する等、国際交流を支える将来の人材としての成長が見られたとの報告がある。

評価指標 9 : 外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。

日本語教育ネットワーク強化 (海外日本語教育機関調査等)	ハ	ハ	さくら中核事業	ハ	ロ
国内連携による日本語普及支援 (派遣)	ハ	ロ	日本語普及活動助成	ハ	ハ
日本語専門家等派遣	ロ	ハ	JF日本語講座	ハ	ハ

2. 外部専門家の評定理由(イ評価及びニ以下の評価について)

該当なし。

3. 評価結果への対応

国内連携による日本語普及支援に関し、更なる拡大が望ましいが、民間からの資金援助も視野に入れた予算拡充を検討してはどうか、とのコメントがあった。事業実施の状況に応じて、外部資金の導入も検討しつつ実施したい。

No. 19 日本語能力試験

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援及び推進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>(ハ) 日本語能力試験</p> <p>中期計画に示された目標をふまえ、日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画、立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。</p> <p>平成23年7月の第1回試験は20カ国・地域、96都市、12月の第2回試験は60カ国・地域、197都市で実施する。また、広報の充実、海外日本語講座やJF日本語教育スタンダードとの連携、実施地及び受験者の増加による収入拡大に努める。</p>

業務実績	<p>評価指標 1：事業実施による効果及び経費効率の向上のための取組、措置</p> <p>1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応</p> <p>項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標 1に記載のとおり。</p> <p>2. 受益者負担の適正化等を通じた事業の経費効率向上</p> <p>(1) 試験実施地現地経費の基金側負担の削減</p> <p>海外各試験実施地の現地実施経費は、原則として当該地の受験料収入で支弁することを方針としているが、平成23年度は、現地経費を基金が負担した実施地はなく、現地経費の受験料収入による全額支弁は達成された(22年度の基金負担額は、50千円・1都市)。</p> <p>(2) 現地余剰金の基金への還元</p> <p>海外各実施地で、現地実施機関の収支が黒字となり余剰金が発生した場合には基金に還元(送金)を求めている。23年度には、25か国・地域から615百万円の還元を受けた。23年度の支出は614百万円であり、21年度、22年度に引き続き収入が支出を上回った。</p> <p>※受験料収入の基金への還元額推移</p> <table border="0"> <tr> <td>18年度収入(17年度実施試験分)</td> <td>124百万円</td> </tr> <tr> <td>19年度収入(18年度実施試験分)</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>20年度収入(19年度実施試験分)</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>21年度収入(20、21年度実施試験分)</td> <td>799百万円</td> </tr> <tr> <td>22年度収入(21、22年度実施試験分)</td> <td>623百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度収入(22、23年度実施試験分)</td> <td>615百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 受験料の設定</p> <p>各実施地での受験料については、現地で実施経費が受験料収入を上回らない(赤字としない)ことを原則として、日本への余剰金還元も可能となる額の設定を検討するよう指示している。しかしながら、現地の物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の</p>	18年度収入(17年度実施試験分)	124百万円	19年度収入(18年度実施試験分)	220百万円	20年度収入(19年度実施試験分)	235百万円	21年度収入(20、21年度実施試験分)	799百万円	22年度収入(21、22年度実施試験分)	623百万円	23年度収入(22、23年度実施試験分)	615百万円
	18年度収入(17年度実施試験分)	124百万円											
19年度収入(18年度実施試験分)	220百万円												
20年度収入(19年度実施試験分)	235百万円												
21年度収入(20、21年度実施試験分)	799百万円												
22年度収入(21、22年度実施試験分)	623百万円												
23年度収入(22、23年度実施試験分)	615百万円												

業務実績	<p>受験料なども参考にしながら適正な額となることにも留意している。その結果、邦貨に換算し 300 円程度から 9,000 円程度までと、実施地によって受験料の設定に幅がある。</p> <p>3. 事業効果向上のための取組</p> <p>年複数回化、試験形式の改定等を行い、事業効果向上に取り組んでいる。日本語能力試験の抜本的改定については、後述「評価指標 2」の通り。</p> <p>評価指標 2 : 年複数回化及び試験内容改定の準備・実施状況</p> <p>1. 年複数回化の継続的实施</p> <p>平成 21 年より、本試験の年 2 回の実施を開始し、23 年度においては、第 1 回（7 月実施）、第 2 回（12 月実施）ともに、N1～N5 の全レベルの試験を実施した。</p> <p>2. 改定新試験の実施状況</p> <p>(1) 「知識だけでなく実際に運用できる日本語能力を測定することを今以上に重視することが望ましい」との文化庁「日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議」の提言（平成 13 年）を受け、平成 17 年より「日本語能力試験 改善に関する検討会」において日本語能力試験の改善を検討し、平成 21 年にはガイドブック「新しい日本語能力試験」を公表し、22 年度試験より、改定新試験を実施した。23 年度には、J F 日本語教育スタンダードが定義するレベルと日本語能力試験のレベルの対応関係に関する調査分析等をおこなった。</p> <p>(2) 試験結果は、実施毎の試験の難易度の変動による影響を受けないよう、得点等化を行った。</p> <p>評価指標 3 : 試験結果に係る外部有識者による評価の実施及びその結果の試験の内容への反映</p> <p>22 年度において外部の第三者に委託し、21 年度第 1 回・第 2 回試験（旧試験）の信頼性・妥当性を検証したが、23 年度は、この結果を「平成 21 年度日本語能力試験（第 1 回・第 2 回）分析評価に関する報告書」として CD-ROM で刊行した。また、22 年度から始まった新試験については、試験ごとに外部有識者による問題分析・評価を行い、その結果を問題作成にフィードバックした。</p> <p>評価指標 4 : 日本語能力試験実施地及び受験者数の増加</p> <p>1. 日本語能力試験の海外実施地・受験者数</p>

	海外実施地数	第1回：20 各国・地域・96 都市 [22 年度：12 各国・77 都市] 第2回：60 各国・地域・196 都市 [22 年度：56 各国・183 都市]																																												
	海外受験者数	487,787 名 [22 年度：421,546 名] (中期計画上の目標値は、前期中期目標期間中の年間受験者数平均=239,225名) ※22年度の台湾の受験者は、53,643名が受験。 ※国内・台湾を含めた受験者数は、608,157名(前年度：607,971名)。																																												
<p>※ 22 年度事業は、台湾（3 都市で実施）を含まない海外実施国・実施地数。23 年度からは、台湾においても基金が実施することとなったため、23 年度実績数には台湾を含む。</p> <p>海外での日本語能力試験の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種別</th> <th colspan="5">旧 試 験</th> <th colspan="2">新試験</th> </tr> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施国・地域</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>実施都市</td> <td>137</td> <td>147</td> <td>158</td> <td>165</td> <td>172</td> <td>183</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>受験者数</td> <td>252,461</td> <td>314,909</td> <td>374,335</td> <td>390,624</td> <td>555,849</td> <td>421,546</td> <td>487,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実施国・地域、実施都市、受験者数は、基金実施分のみ。22 年度までは台湾は含まれず、23 年度には台湾を含む。</p> <p>※ 日本語能力試験の実施国・都市数のカウント方法について、従来、主要都市周辺の会場を地域として一括して1 都市として計上する方法をとっているものがあつたが、前回より、集計基準を統一し、行政単位に寄り都市数を集計することに改めた。なお、モルディブについては、スリランカの分会場として一括集計されていたため、実施国数にも変更が生じている。</p> <p>業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語能力試験の新規実施都市（10 都市） 江陵（韓国）、南通、西寧、福州（中国）、ジョホールバル（マレーシア）、モンテレイ（メキシコ）、キト（エクアドル）、サンティアゴ（チリ）、エディンバラ（英国）、ウィーン（オーストリア） ● 第1回試験（7月試験）の新規実施都市（13 都市） 高陽、富川、梁山（韓国）、シンガポール（シンガポール）、クアラルンプール、ペナン（マレーシア）、コロンボ（スリランカ）、サンタクルス、ラパス（ボリビア）、ロンドン（英国）、デュッセルドルフ（ドイツ）、アルマトイ（カザフスタン）、モスクワ（ロシア） ● 基金が実施業務を担当するのが初めての国・地域・都市（1 地域・3 都市） 台北、高雄、台中（台湾） ● 受験者の増減 通年で、前年度比 66,241 名増（15.7%増）となった（22 年度：前年度比 134,303 名減（24.2%減）。23 年度は、台湾での実施が増加したことから、人数がやや増加した。22 年度の実績数値に台湾での実施分を含めて比較した場合、22 年度の受験者数は 475,189 名で 12,598 名（2.7%）の増加となる。 ● 実施機関満足度 試験を実施した機関に対し、試験実施全般に関する評価（満足度）を調査したところ、第1回試験では 100%が「とても満足」（31 機関/31 機関）と回答、第2回試験では、91%が「とても満足」（82 機関/90 機関）、9%が「まあ満足」（8 機関/90 機関）と回答した。（4 段階評価。回答率は、第1回試験は 91%、第2回試験は 65%） 								試験種別	旧 試 験					新試験		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	実施国・地域	44	46	49	51	52	56	61	実施都市	137	147	158	165	172	183	198	受験者数	252,461	314,909	374,335	390,624	555,849	421,546	487,787
試験種別	旧 試 験					新試験																																								
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																																							
実施国・地域	44	46	49	51	52	56	61																																							
実施都市	137	147	158	165	172	183	198																																							
受験者数	252,461	314,909	374,335	390,624	555,849	421,546	487,787																																							

2. 年少者向けインターネット日本語試験の運営

日本語能力試験N5レベル（旧試験4級）に達しない、中等教育レベル学習者向けのインターネット試験「すしテスト」のアクセス件数（トップページリクエスト数）は約7,800件/月（平成22年度は9,100件/月）、平成23年度末の個人登録者数は約183,000人（平成22年度末176,000人）、平成23年度末の機関登録数（教室活動等で教師が活用するための登録）は1,786機関（平成22年度末1,715機関）であった。

16年度の開設以降、内容の変更を行っていないため、アクセス件数は減少傾向にあるが、個人登録者数、登録機関数は微増（4%増）しており、教室活動等でも活用されている。

3. 新試験の公式問題集の発行

日本語学習者に日本語能力試験についての知識を深め、練習してもらうことにより、受験を促す目的で、試験1回分に相当する問題数で構成された『日本語能力試験公式問題集』をN1～N5のレベル毎の5分冊にて3月に発行した（各レベルとも聴解問題CD付）。

平成22年度に開始した改定新試験では、試験問題は非公開としているが、試験初年度において受験控え（様子見）の傾向が見られたことから、海外の実施機関にアンケートをとったところ、「新しい試験に関する情報が少ない」との声が各地から寄せられた。このため、これに対応して公式問題集を刊行し、現地実施機関への配布など情報提供に努めることにより、今後の応募者増を図っている。

評価指標5：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。

日本語能力試験	ロ	ロ
---------	---	---

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）

該当なし。

3. 評価結果への対応

試験の理念やテスト内容の正しい理解、適切な活用を促進するため、受験者を対象とした情報提供だけでなく、教師や試験を活用する団体等を対象とした情報提供の実施も検討されるべきとのコメントがあった。日本語能力試験は、24年5月から、高度人材の日本への出入国管理上の優遇措置判断のための項目のひとつとして採用されるなど、社会的影響力も増している。平成24年度には、各レベルの合格者が日本語を使ってどのようなことができると考えているかを例示した日本語能力試験自己評価Can-doリストを公表し、受験者や周りの人々が「各レベルの合格者は日本語を使って何ができるか」をイメージできるように情報提供を行うなど、今後より一層、さまざまな広報ツールや学会、シンポジウム等の機会を捉えて、試験に関する情報提供を広く関係者に向けて行っていくことを検討したい。

No. 20 (海外日本語教師に対する施策)

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援及び推進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>(二) 海外日本語教師を対象とする施策</p> <p>効果的かつ効率的に海外日本語教師を養成するために、以下の事業を附属機関において実施する。また、海外日本語教師のために、必要に応じて教材の開発・供給等を行うなど、現地事情に応じた支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教師の養成を支援する。また国内の大学等日本語教育関係機関と協力しつつ、自治体等が行う国際交流事業に対する連携協力も行う。</p> <p>① 海外日本語教師等を招聘し、日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を行う。中等教育に携わる日本語教師の研修に重点を置く一方、政府方針等に基づき、日本語文化研究プログラム（博士課程）は新規採用を休止し、日本語教育指導者養成プログラムは採用者数を半減する。大学等関係機関と協力で講義や機関訪問などの研修事業の実施、埼玉県、さいたま市、同国際交流協会などの自治体等と積極的に連携し、研修生と地域住民との交流を図る等、幅広いニーズに配慮する。</p> <p>② 海外日本語教育・学習のための教材制作を企画、実施または支援する。国際交流基金が制作した日本語教材は、出版、公開等により利用を促進する。さらに、映像教材の制作、テレビ放映等を企画、実施または支援する。日本語教育に関する専門図書館としての日本語国際センター図書館を運営する。</p> <p>③ 適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。長期研修事業については、研修の開始と終了時に能力測定を実施し、当該研修の目的の達成度を評価する。一般日本語教師研修において研修終了時に、「日本語教授法」の能力の向上につき、研修開始前と比して能力が向上しているか自己評価を行う。また、研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。</p>

	<p>評価指標 1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置</p>
業務実績	<p>1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応</p> <p>項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標 1 に記載のとおり。</p> <p>2. プログラムの評価と見直し</p> <p>23年度から、スタンダードに沿った形での日本語講座（JF 日本語講座）を、各海外事務所等で実施する（No. 18 に記述）にあたり、講座を担当する日本語教師に対し、スタンダードの理念、運用に関する研修を実施した。スタンダードの提示だけでなく、普及活動のひとつでもある JF 日本語講座と連携して研修を実施することとした。</p>

業務実績	<p>3. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）</p> <p>日本語教育指導者養成プログラム（修士コース）、日本言語文化プログラム（博士コース）は、政策研究大学院大学と連携して実施している。高度で実践的なカリキュラムを組むと同時に、プログラム運営にかかる費用も分担している。</p> <p>4. 経費効率化のための取組</p> <p>国別研修のマレーシア中等教育日本語教師研修、大韓民国中等教育日本語教師研修は、相手国（教育省など）が研修生訪日のための航空賃を負担している。</p> <p>5. 外務省独立行政法人評価委員会 平成22年度業績評価指摘事項への対応</p> <p>指摘事項は特にない。</p>																								
	<p>評価指標2：海外日本語教師の研修事業の実施状況</p> <p>1. 海外日本語教師研修</p>																								
	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">海外の日本語教師を日本に招聘し、基金日本語国際センター（さいたま市）において日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を実施。</td> </tr> <tr> <td>長期研修（6ヶ月）</td> <td>55名（29か国）</td> <td>〔22年度：53名（33か国）〕</td> </tr> <tr> <td>短期研修（2ヶ月）</td> <td>126名（40か国）</td> <td>〔22年度：103名（38か国）〕</td> </tr> <tr> <td>韓国研修（中等教育）（1ヶ月）</td> <td>35名</td> <td>〔22年度：55名〕</td> </tr> <tr> <td>中国研修（大学・中等教育）（2ヶ月）</td> <td>57名</td> <td>〔22年度：60名〕</td> </tr> <tr> <td>タイ研修（2週）</td> <td>32名</td> <td>〔22年度：21名〕</td> </tr> <tr> <td>マレーシア研修（中等教育）（2か月）</td> <td>6名</td> <td>〔22年度：7名〕</td> </tr> <tr> <td>J F 日本語講座訪日研修</td> <td>23名（15か国）</td> <td>〔新規〕</td> </tr> </table>	内容	海外の日本語教師を日本に招聘し、基金日本語国際センター（さいたま市）において日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を実施。		長期研修（6ヶ月）	55名（29か国）	〔22年度：53名（33か国）〕	短期研修（2ヶ月）	126名（40か国）	〔22年度：103名（38か国）〕	韓国研修（中等教育）（1ヶ月）	35名	〔22年度：55名〕	中国研修（大学・中等教育）（2ヶ月）	57名	〔22年度：60名〕	タイ研修（2週）	32名	〔22年度：21名〕	マレーシア研修（中等教育）（2か月）	6名	〔22年度：7名〕	J F 日本語講座訪日研修	23名（15か国）	〔新規〕
	内容	海外の日本語教師を日本に招聘し、基金日本語国際センター（さいたま市）において日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を実施。																							
	長期研修（6ヶ月）	55名（29か国）	〔22年度：53名（33か国）〕																						
	短期研修（2ヶ月）	126名（40か国）	〔22年度：103名（38か国）〕																						
	韓国研修（中等教育）（1ヶ月）	35名	〔22年度：55名〕																						
	中国研修（大学・中等教育）（2ヶ月）	57名	〔22年度：60名〕																						
	タイ研修（2週）	32名	〔22年度：21名〕																						
	マレーシア研修（中等教育）（2か月）	6名	〔22年度：7名〕																						
J F 日本語講座訪日研修	23名（15か国）	〔新規〕																							
<p>2. 指導的日本語教師の養成</p>																									
<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">各国・地域において、将来日本語教育分野で指導的な役割を果たすことが期待される現職日本語教師等を招聘し、日本語教育、研究に関し高度な研修を実施。大学院における2プログラムは、政策研究大学院大学との連携により実施。</td> </tr> <tr> <td>日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）（1年）</td> <td>10名（4か国）（内訳：継続6名、新規4名）</td> <td>〔22年度：14名（10か国）・継続8名、新規6名〕</td> </tr> <tr> <td>日本語教育指導者養成プログラ</td> <td>5名（5か国）（内訳：継続5名）</td> <td></td> </tr> </table>	内容	各国・地域において、将来日本語教育分野で指導的な役割を果たすことが期待される現職日本語教師等を招聘し、日本語教育、研究に関し高度な研修を実施。大学院における2プログラムは、政策研究大学院大学との連携により実施。		日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）（1年）	10名（4か国）（内訳：継続6名、新規4名）	〔22年度：14名（10か国）・継続8名、新規6名〕	日本語教育指導者養成プログラ	5名（5か国）（内訳：継続5名）																	
内容	各国・地域において、将来日本語教育分野で指導的な役割を果たすことが期待される現職日本語教師等を招聘し、日本語教育、研究に関し高度な研修を実施。大学院における2プログラムは、政策研究大学院大学との連携により実施。																								
日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）（1年）	10名（4か国）（内訳：継続6名、新規4名）	〔22年度：14名（10か国）・継続8名、新規6名〕																							
日本語教育指導者養成プログラ	5名（5か国）（内訳：継続5名）																								

	ム（博士課程）（3年）	〔22年度：7名（5か国）（継続6名、新規1名）〕
	海外日本語教師上級研修 （2ヶ月）	11名（5か国）〔22年度：8名（5か国）〕
業務実績	<p>3. その他の研修等</p> <p>（1） 地方自治体との連携による研修 各地方自治体と連携し、JET プログラム参加者のうち、希望者 21 名に対し、1 週間の基礎的な日本語教授法研修を実施した。</p> <p>（2） 受託研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東アジア若手日本語教師特別招聘研修〔JENESYS〕 （ベトナム、マレーシア等 10 か国の若手日本語教師 45 名、約 2 ヶ月） ● 南アジア若手日本語教師特別招へい研修〔JENESYS〕 （インド、スリランカ、ネパール等 3 か国の若手日本語教師 17 名、約 2 ヶ月） ● 日露交流センター日本語教師派遣事業赴任前研修 （日本人の日本語教師 22 名、約 2 週間） ● ロシア初中等日本語教師研修 （ロシアの初中等教育レベルの日本語教師 9 名、約 2 週間） ● 台湾日本語教師短期研修 （台湾人日本語教師 8 名、約 2 ヶ月） ● 海外教師日本研修プログラム （インドネシア、タイ等 11 か国の日本語教師 14 名、約 2 週間） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">21 世紀東アジア青少年大交流計画（JENESYS Programme）</p> <p>平成 19 年 1 月の第 2 回東アジア首脳会議（EAS）において、安倍総理大臣（当時）より、アジアの強固な連帯の土台を築くため EAS 参加国から 5 年間に毎年約 6,000 人の青少年を日本に招く交流計画を発表。総額 350 億円が ASEAN 事務局、SAARC（南アジア地域協力連合）事務局、（財）日中友好会館及び（財）日韓文化交流基金に拠出された。</p> <p>基金は、平成 19 年 6 月より ASEAN 事務局、SAARC 事務局及び日中友好会館からその一部の実施の委託を受け、アジア各国の行政官・研究者等の若手リーダー、日本語教師、日本語履修大学生・高校生、日本研究専攻大学院生等の招聘事業及び日本語教師の派遣事業を実施。</p> </div> <p>（3） 研修生と地域住民との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県国際課などと連携して、ホームステイや、県内の高校訪問を実施。 ● 日本語国際センターにおいて、さいたま市国際交流協会の主催で「さいたま市民交流会」を年 2 回開催。さいたま市民との交流会を実施した。 ● 研修生が母国で日本語を教えるための教材作成のためのリソース収集活動に県内の高校生が協力し、日本の高校生ら（16 校の生徒 59 名、教師 16 名、計 75 名）との交流を行った。 	

業務実績	<p>4. 研修参加者の達成度評価</p> <p>海外日本語教師長期研修プログラム参加者（56名）に対し、研修開始時と研修終了時に筆記テストと会話テストを実施し、研修成果の評価を行った。この結果、筆記テストでは、日本語能力試験の旧1級レベル32名については平均で旧1級試験点数（400点満点）24.2点相当の伸び、旧2級レベル24名については平均で旧2級試験点数（400点満点）59.1点相当の伸びが見られた。</p> <p>また、会話テストでは、研修開始時は上級レベルが20名だったが、研修終了時には43名に増加するなど日本語運用能力の向上が確認された。（別添資料参照）</p>
	<p>評価指標3：教材開発・供給、教材開発支援等の実施状況</p> <p>1. 日本語教材の自主制作・普及</p> <p>(1) 概要</p> <p>民間では開発が難しい、先駆性の高い日本語教育・教師支援の教材やサイトを基金が自主開発し、海外に公開、配布、市販する。これまでに制作し、利用されている教材は以下の通り。</p> <p>映像教材制作・eラーニングサイト</p> <p>〔映像教材〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エリンが挑戦！にほんごできます。 ・国内外での放映を引き続き実施し、DVD教材も制作・販売。 <p>〔eラーニングサイト〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●WEB版エリンが挑戦！にほんごできます。 ●日本語でケアナビ ●アニメ・マンガの日本語 ●N I H O N G O eな <p>海外日本語教師支援ウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ●JF日本語教育スタンダード ●みんなのCan-doサイト ●みんなの教材サイト <p>教材の出版</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際交流基金日本語教授法シリーズ（教授法教材） ●まるごと（スタンダード準拠教材。試用版） <p>(2) 主要事業例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スタンダード準拠教材「まるごと」の制作 <ul style="list-style-type: none"> ・スタンダードの理念（課題遂行能力と相互理解）を日本語教育の現場に反映させる、具体的な実践モデルを示すために、準拠教材（コースブック）の試用版を開発、制作した。 ・スタンダードが示す6段階のうち、22年度に作成した一番下の入門（A1）レベルに続き、23年度は初級1（A2-1）の教材を作成。A1レベルの教材は、基金の海外拠点等で実施する日本語講座で使用が開始された。 ●教授法教材「国際交流基金日本語教授法シリーズ」の刊行

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本語国際センターにおける教授法の授業を、シリーズ教材として刊行。23年度は、「中・上級を教える」、「文字・語彙を教える」、「学習を評価する」を出版し、シリーズ11巻のすべてが刊行された。 					
	<p>2. 日本語教材制作に対する支援</p> <p>「さくら中核事業」（項目 No. 18「多様化する日本語への関心やニーズを日本語教育へつなげるための施策、日本語教育の総合的ネットワーク構築」に掲載）として、中国、タイ、フィリピン、オーストラリア、スペイン等での教材制作を10件支援した。</p>					
	<p>3. 日本語教材の寄贈</p> <p>日本語普及活動助成事業で、日本語教材購入助成を79件実施した。</p>					
	<p>4. 日本語国際センター図書館の運営</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td>日本語教育に関する専門図書館として、世界各国の日本語教材、日本語教育関係資料等を所蔵し、来館者に対する貸出、レファレンス、文献複写サービス等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 図書：40,412冊（22年度：39,183冊） 視聴覚資料：6,847点（22年度：6,668点） 雑誌、紀要、ニューズレター：726種（22年度：709種） 電子資料、マイクロ資料等：1,567点（22年度：1,511点） </td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>来館者 19,666 人 [22年度：19,744 人]</td> </tr> </table>	内容	日本語教育に関する専門図書館として、世界各国の日本語教材、日本語教育関係資料等を所蔵し、来館者に対する貸出、レファレンス、文献複写サービス等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 図書：40,412冊（22年度：39,183冊） 視聴覚資料：6,847点（22年度：6,668点） 雑誌、紀要、ニューズレター：726種（22年度：709種） 電子資料、マイクロ資料等：1,567点（22年度：1,511点） 	実績	来館者 19,666 人 [22年度：19,744 人]	
	内容	日本語教育に関する専門図書館として、世界各国の日本語教材、日本語教育関係資料等を所蔵し、来館者に対する貸出、レファレンス、文献複写サービス等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 図書：40,412冊（22年度：39,183冊） 視聴覚資料：6,847点（22年度：6,668点） 雑誌、紀要、ニューズレター：726種（22年度：709種） 電子資料、マイクロ資料等：1,567点（22年度：1,511点） 				
	実績	来館者 19,666 人 [22年度：19,744 人]				
	<p>評価指標 4：研修生及び派遣先機関・支援対象機関からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応</p>					
	<p>1. 評価結果</p> <p>中期計画でデータ収集を義務付けられた各研修プログラムに関し、研修参加者へのアンケート調査等（4段階評価）を行ったところ、回答者の97%以上が「とても有意義」又は「有意義」と評価しており、目標は十分達成されたと判断できる。</p>					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">海外日本語教師研修</td> <td>97%（293名/303名） [22年度：100%（336名/336名）]</td> </tr> <tr> <td>指導的日本語教師の養成</td> <td>100%（26名/26名） [22年度：100%（28名/28名）]</td> </tr> </table>		海外日本語教師研修	97%（293名/303名） [22年度：100%（336名/336名）]	指導的日本語教師の養成	100%（26名/26名） [22年度：100%（28名/28名）]
	海外日本語教師研修	97%（293名/303名） [22年度：100%（336名/336名）]				
指導的日本語教師の養成	100%（26名/26名） [22年度：100%（28名/28名）]					
<p>2. 評価結果への対応</p> <p>有意義度の回答の中には、研修期間や研修旅行が短かった、文化体験に対する不満（生け花は男の研修としてはおもしろくなかった、等）等があった。限られた研修期間のなかで、研修参加者のニーズに出来るだけ対応できるよう授業内容の改善や工夫に努めたい。</p>						

評価指標 5 : 中長期的な効果が現れた具体的なエピソード

1. 海外日本語教師研修

国別教師研修として実施した、大韓民国中等教育日本語教師研修の修了者のイニシアティブにより 15 年に「韓国日本語教育研究会（中等教育レベル日本語教師の全国組織、会員数 2,300 名）」が設立された。現在、16 か所に作られた各地域の日本語教師研究会のうち、10 団体（京畿道、ソウル、釜山等）で本研修修了者が会長を務めている。また、22 年度の参加者により、WEB での日本語教師コミュニティである全国日本語教師会（JTA）が創設され、韓国の日本語教育現場でのネットワーク構築を強化する活動を行っている。

2. 日本語教授法教材「国際交流基金 日本語教授法シリーズ」の制作

16 年度から制作を進めてきた本教材は、日本語国際センターの海外日本語教師研修で行われている教授法授業の内容を元にした教師向けの教材である。23 年度に 3 巻を刊行してシリーズ全 11 巻がそろったが、過去に刊行したもので、増刷したものもあり、これまでの研修事業の実施により得られた知見を、教材という形で日本語教師に還元できている。

業務実績

評価指標 6 : 外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家 2 名による評価結果は以下のとおり。

海外日本語教師研修	イ	ロ	受託研修	ロ	ハ
指導的日本語教師の養成	イ	ロ	日本語教材自主制作・普及	イ	ロ

※ 地域交流研修については、海外日本語教師研修のなかに含めた。

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）

(1) 海外日本語教師研修

- 【イ評価】スタンダードを積極的に活用し、スタンダードの理念・方針をもとに、研修の内容と方法に一貫性を持たせたことが非常に重要であり効果的。研修終了時に、研修に参加した教師の「日本語教授法」の知識と能力、日本語運用力のいずれもがかなり向上していたという結果が得られている。

(2) 指導的日本語教師の養成

- 【イ評価】23 年度の各種研修において、当初の計画通り研修生を受け入れ、22 年度受け入れの修士課程 6 名全員が修士号を獲得するなど、目標を十分に達成している。また、博士課程においても 1 名が学位を取得し、順調に博士学位取

<p style="text-align: center;">業務実績</p>	<p>得者を輩出している。これまでの修了者の多くが、研修で培った知識・能力を生かし、リーダーとして新たな研究を企画したり、教材や指導者用書籍を開発・刊行するなど、各地で指導的日本語教師として活躍しており、中国・天津で開催された世界日本語教育大会でも複数国の研修修了者及び在籍者が研究発表を行うなど、本プログラムが国際レベルの活躍をする研修生を育成していること の表れ。</p> <p>(3) 日本語教材自主制作・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【イ評価】スタンダードに準拠した教材（試用版、A1 及び A2-1）が完成し、すでに海外拠点での試用が始まっている。この教材は、スタンダードが重視する課題遂行能力の育成を可能とするための様々な工夫、学習を容易にするための工夫が各種、取り入れられており、たとえば、巻末の「Can-do チェック」、全頁カラー印刷、写真やイラストの多用、学習目的により 2 分冊化したことなど、画期的な教材。新奇性の高い教材を開発し、その有効性を世に問うことは、世界の日本語教育を推進する機関としての役割の一つと考えられ、意義のある教材作りが行われていると思う。 <p>3. 評価結果への対応</p> <p>研修を受けた日本語教師が、現場に戻ってどのような実践をするようになったか、どのような点で研修が有効であったか等を追跡調査して改善につなげるべき、とのコメントがあった。研修の成果把握、改善点の検討のためにも、研修生のフォローアップに取り組む。</p>
---	---

長期日本語教師研修 日本語能力の評価

研修全体で共通の日本語運用力の評価は、以下の2種類に拠った。

- (1) 各授業の達成度は、各学期末に行う科目別試験または科目別の学習課題をもって測定した。
- (2) 日本語運用力の総合的な伸長は、研修開始時と研修終了時の計2回実施した筆記テストと、会話テスト(ACTFL-OPI)によって測定した。

ここでは(2)について報告する。

1 筆記テスト

(1) 日程

研修開始時：2011年9月14日(水)、15日(木)、16日(金)

(プレースメントテストとして実施)

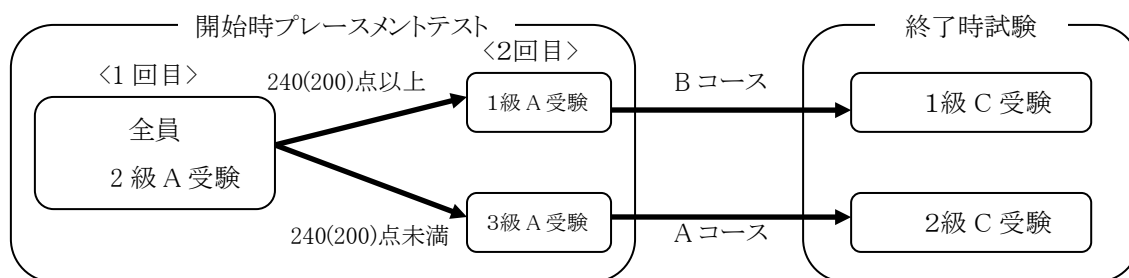
研修終了時：2012年2月22日(水)、23日(木)、24日(金)

(研修終了時試験として実施)

(2) 方法

試験問題は、旧日本語能力試験の過去問題(「文字・語彙」「聴解」「文法・読解」)を再構成したものを使用した。問題冊子は、1級、2級、3級それぞれにABCの3種類があるが、今年度も例年に倣い、開始時はA、終了時はCを使用した。試験時間、採点方法は、実際の旧日本語能力試験に準じて実施した。ただし解答方法はマークシート方式ではなく、選択肢番号を書き込むようになっている。

筆記テストの実施方法を図示すると、次のようになる。



(3) 結果

結果を以下に示す。なお、今年度は健康上の理由から途中帰国した参加者が1名いた。そのため、表1、表2は、この1名を除いた56名の結果となっている。

表 1 : 1 級受験者 (B コース終了者) 32 名の研修開始時と終了時の平均点

試験実施回	文字・語彙 (満点 100 点)	聴解 (満点 100 点)	文法・読解 (満点 200 点)	総合点 (満点 400 点)
開始時(9 月)1級	53.1	58.4	124.7	236.2
終了時(2 月)1級	63.9	74.2	122.3	260.4
平均点の伸び	+ 10.8	+15.8	-2.4	+24.2

表 2 : 2 級受験者 (A コース終了者) 24 名の研修開始時と終了時の平均点

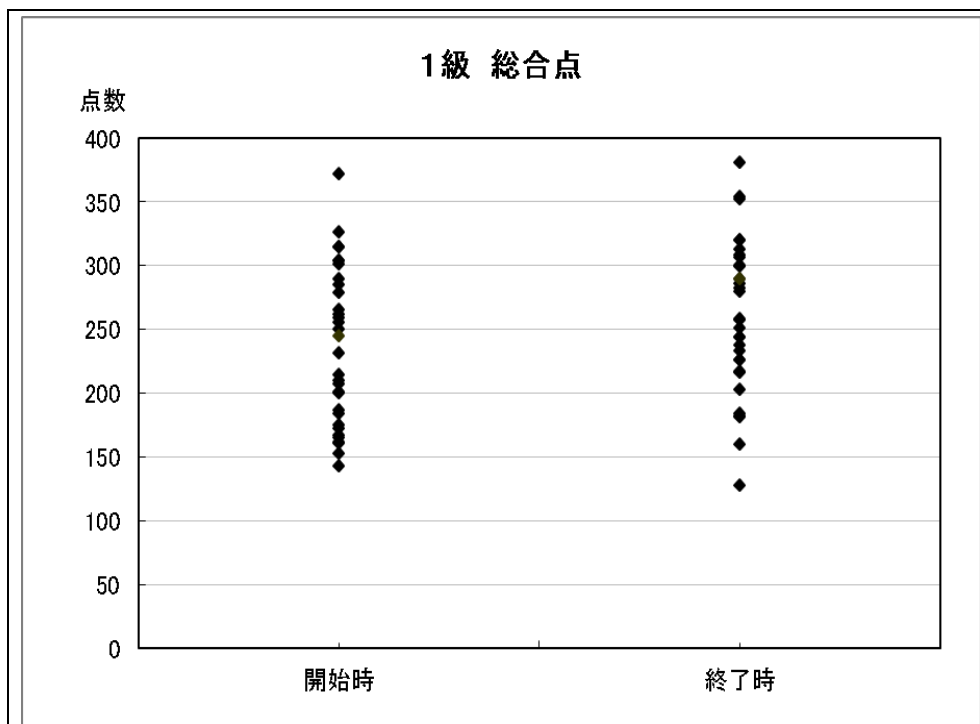
試験実施回	文字・語彙 (満点 100 点)	聴解 (満点 100 点)	文法・読解 (満点 200 点)	総合点 (満点 400 点)
開始時(9 月)2級	48.1	54.6	73.0	175.7
終了時(2 月)2級	58.2	65.9	110.7	234.8
平均点の伸び	+10.1	+11.3	+37.7	+59.1

いずれも小数点以下第二位を四捨五入

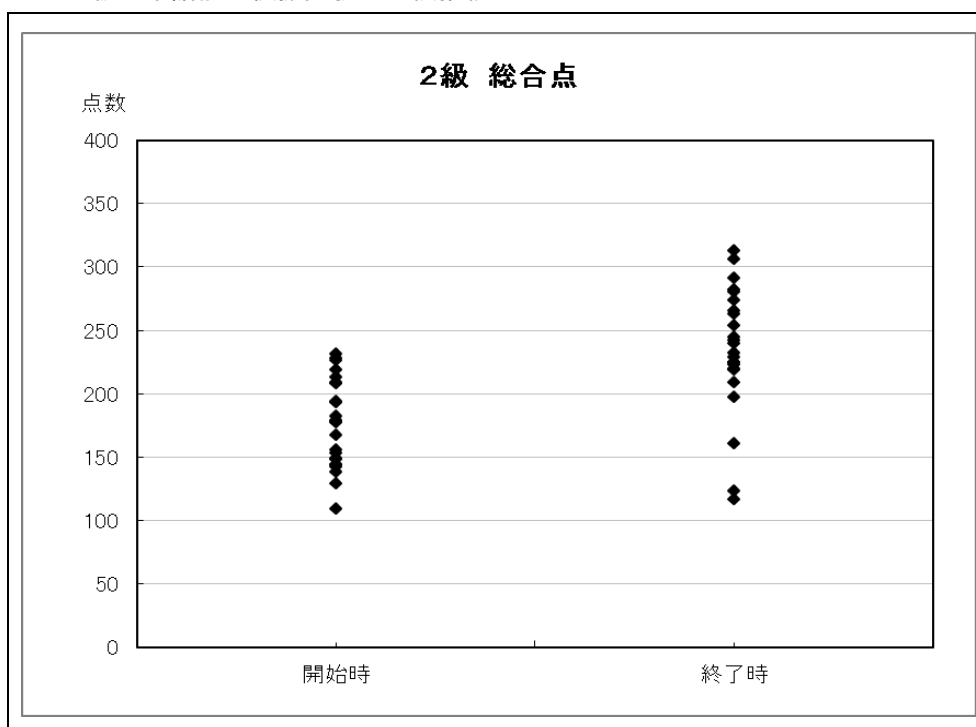
この結果から、A コース、B コースとも、総じて伸びていることがわかる。科目ごとに傾向を見ると、「文字・語彙」は、他の 2 科目に比べてやや低めではあるが、10 点台の堅調な伸びを示している。「聴解」は A コース、B コースとも大きく伸びており、約 6 か月間日本に滞在した成果が現れた結果となった。「文法・読解」は、A コースの伸びが著しいが、これは、未習だった中級レベルの言語知識が増え、読む力が養成されたことが得点につながったものと考えられる。B コースは、終了試験の際に体調不良を押して受験した者がおり、平均点が下がった結果となったが、該当者 2 名を除いて集計したところ若干の伸びが認められた。

開始時と終了時の伸びを分かりやすく示すために、表 8、表 9 をグラフ化したのが、以下のグラフ 1~8 である。なお、グラフの菱形 1 つは受験者 1 名を表している。

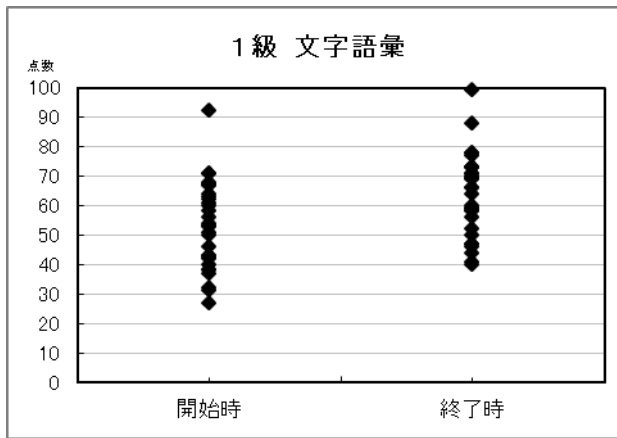
グラフ1：1級日本語能力模擬試験の成績推移



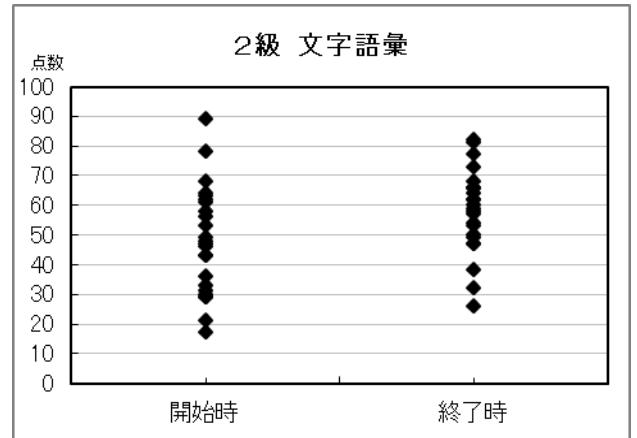
グラフ2：2級日本語能力模擬試験の成績推移



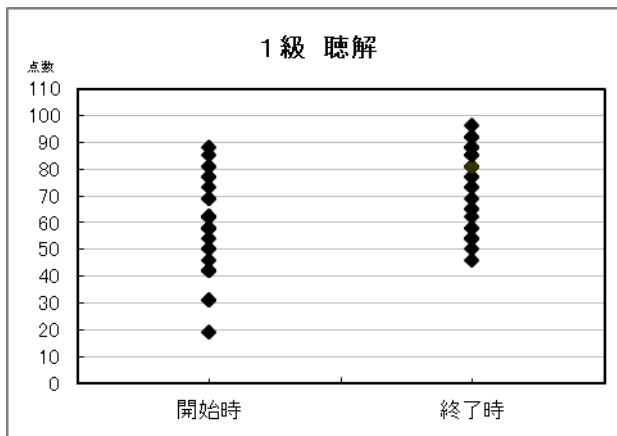
グラフ 3 : 1 級文字・語彙の成績推移



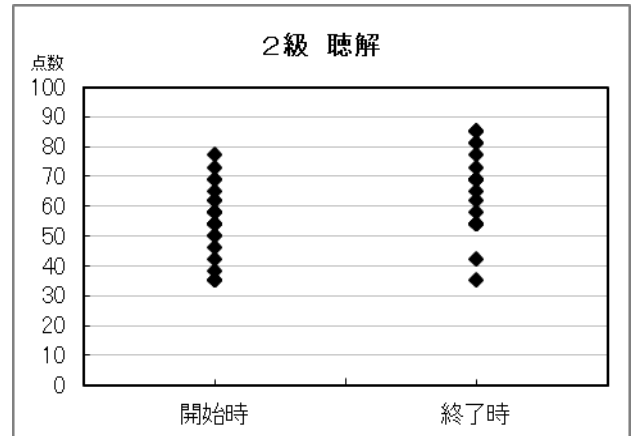
グラフ 6 : 2 級文字・語彙の成績推移



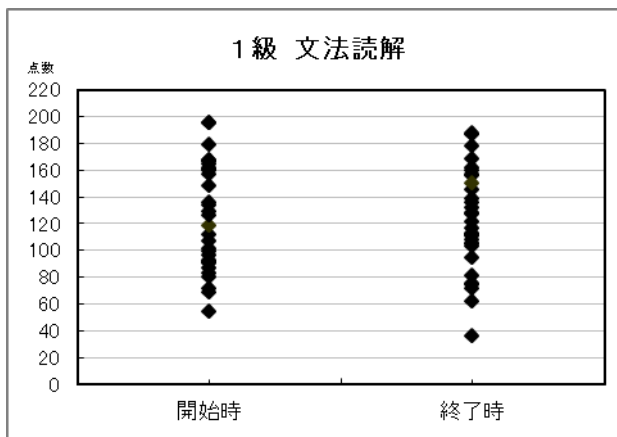
グラフ 4 : 1 級聴解の成績推移



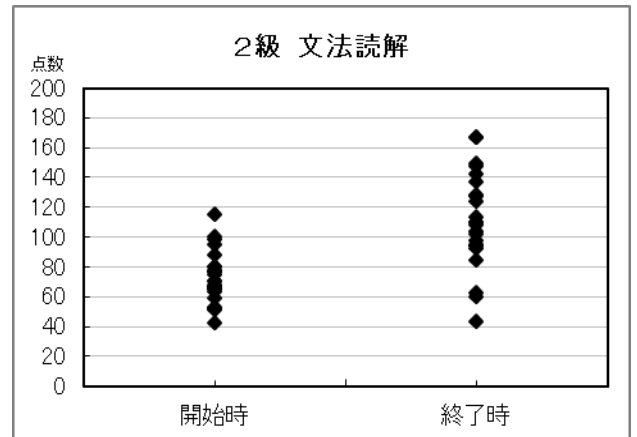
グラフ 7 : 2 級聴解の成績推移



グラフ 5 : 1 級文法・読解の成績推移



グラフ 8 : 2 級文法・読解の成績推移



日本語能力模擬試験を受験し、1、2級合格レベルに達した参加者の人数の推移は表3の通りである。1級合格相当者は5名、2級合格相当者は13名増えた。

表3：日本語能力模擬試験1、2級合格者の推移

	1級合格相当者	2級合格相当者
開始時(9月)	9	0
終了時(2月)	14	13
増減	+5	+13

2 会話テスト

(1) 日程

研修開始時： 2011年9月14日(水) (プレースメントテストとして実施)

研修終了時： 2012年2月22日(水) (研修終了時試験として実施)

(2) 方法

ACTFL OPI (American Council on the Teaching of Foreign Languages, Oral Proficiency Interview) の試験方式で研修開始時と終了時の2回実施し、同テストの判定基準によってレベルを判定した。

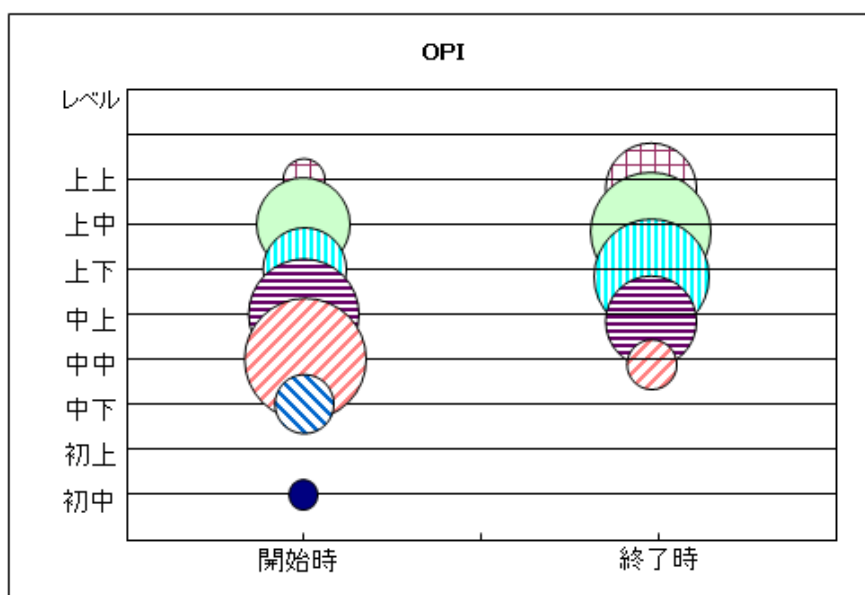
(3) 結果

結果は次のとおりである。グラフ9の円の大きさは、参加者の人数の多寡を示しており、OPI「上下」「上中」「上上」レベルが大きく増えたことが見て取れる。

表4：OPI各レベルの人数の推移(研修終了者総数5名)

レベル 試験実施回	超級	上級			中級			初級			総数
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	
開始時(9月)	0	2	10	8	14	10	4	0	1	0	56
終了時(2月)	0	10	17	16	10	3	0	0	0	0	56

グラフ9：OPIの成績推移



No. 21 海外日本語学習者に対する施策

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外における日本語教育、学習への支援及び推進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】 （ホ）海外日本語学習者を対象とする施策</p> <p>海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び日本語学習を奨励するための研修を受講する機会を海外日本語学習者に提供するために、以下の事業を附属機関において実施する。</p> <p>① 職業上あるいは研究活動上、専門性の高い日本語能力を必要とする外国人に対する専門日本語研修事業、及び日本語学習者の学習を奨励するための日本語学習者訪日研修事業を実施する。また、海外の日本語学習者で優秀な成績を収めた者（高校生、大学生含む）を短期間招聘し、日本語や日本文化への理解を深める機会を提供する事業を引き続き実施するほか、地方自治体等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、地域のニーズに配慮した事業を行う。</p> <p>② 適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。主要事業のうち長期的な研修については、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定して、当該研修の目的のひとつである日本語能力向上の評価をする。研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。</p>

業務実績	<p>評価指標1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置</p> <p>1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応</p> <p>項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標1に記載のとおり。</p> <p>2. プログラムの評価と見直し</p> <p>●国内大学連携による大学生訪日研修</p> <p>21年度より実施した、日本の大学で日本語教育を専攻している学生をインターンとして受け入れている海外の大学の学生を対象に訪日研修を実施し、海外大学生の日本語能力の向上と、大学間の連携強化を目指す研修をプログラム化した。当初は、研修終了後1年以内に卒業論文の提出が予定されている者や、修士課程への進学が予定されている者を対象に4か月のコースを設定していたが、専門分野の知識や理解が不十分な参加者も多く、6週間コースとの差異化が困難であったため、23年度からは4か月コースを廃止し、すべて6週間のコースに改めた。</p> <p>3. 新規事業の開拓に向けた取組</p>
------	--

●国内大学連携による大学生訪日研修の継続的な実施
 21年度より実施しているプログラムであるが、研修修了者からは、日本の大学・大学院への進学が決まった参加者もでていた。参加者の能力向上や学習意欲の増大にも効果があると考えられ、23年度も継続して実施した。

4. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）

●JETプログラム参加者向け研修等に関する地方自治体との連携
 「評価指標2」の3.（1）に記述のとおり。

5. 経費効率化のための取組

●研修期間中の経費見直しによる削減
 専門日本語研修では、生活雑費（1週間あたり5千円）を廃止し、現物支給による研修補助費（1週間あたり4千円）に代え、経費を節減した。

評価指標2：海外日本語学習者に対する研修の実施状況

1. 専門日本語研修

内容	特定の職務または専門研究上の目的で日本語能力を必要とする専門家への日本語教育支援のため、関西国際センター（大阪府泉南郡田尻町）において、各職業別・専門別に用意されたカリキュラムに基づき研修を実施。
外交官・公務員（8ヶ月）	①外交官：新規29名（28か国）継続32名（30か国） [22年度：新規32名、継続23名] ②公務員：新規9名（8か国）継続8名（8か国） [22年度：新規8名、継続5名]
文化・学術専門家	①2ヶ月（新規）：31名（16か国）[22年度：30名（17か国）] ②6ヶ月（新規）：22名（12か国）[22年度：16名（8か国）]

2. 日本語学習者訪日研修

内容	海外における日本語学習奨励のため、海外で日本語を学ぶ大学生、高校生等を招へいし、関西国際センターにおいて、日本語及び日本文化・社会に関する各種研修を実施。
各国成績優秀者（2週）	65名（62か国）[22年度：56名（56か国）]
大学生（6週）	69名（29か国）[22年度：49名（29か国）]
大学連携（6週）	新規：80名（25か国） 継続：23名（14か国） [22年度：新規90名（20か国）継続20名（13か国）]
高校生（2週）	30名（11か国）[22年度：29名（11か国）]
李秀賢氏記念韓国青少年招聘(11日)	30名（韓国） [22年度：30名]
米国JET記念高校生招へい事業(2週)	32名（米国） [新規]

業務実績

3. その他の研修

(1) 地方自治体、(財)自治体国際化協会等と連携し、以下の研修を実施。

- 大阪府 JET 来日時研修 (17 名・4 か国、3 日間)
- 大阪府クィーンズランド州日本語教師研修 (5 名、14 日間)

(2) 東アジア・南アジア日本語履修大学生研修プログラム

JENESYS の一環として、インドネシア、ラオス、インドなどから 135 名の大学生を 4 グループに分けて招へいし、日本語の学習、日本文化・社会への理解を深める機会を提供した。

- 東アジア日本語移動講座プログラム (38 名・7 か国、4 週間)
- 東アジア日本語履修大学生研修プログラム・夏季 (34 名・8 か国、6 週間)
- 東アジア日本語履修大学生研修プログラム・秋季 (24 名・5 か国、6 週間)
- 南アジア日本語履修大学生研修プログラム (39 名・7 か国、4 週間)

(3) その他の受託研修

- 香港中文大学大学生訪日研修 (8 名、9 日間)
- インドネシア大学生日本語研修 (2 名、6 週間)
- キヤノンベトナム日本語学習者訪日研修 (1 名、15 日間)

(4) E P Aに基づく看護師・介護福祉士候補者に対する現地日本語予備教育

インドネシア、フィリピンと日本の二国間経済連携協定 (E P A) により、来日するインドネシア人、フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者に対して、来日前の日本語予備教育をジャカルタ、マニラで行った。また、研修実施のために専門家を 49 名、調整員を 6 名派遣した。

- インドネシア E P A 研修 (新規) 200 名 (継続・受託事業) 104 名
- フィリピン E P A 研修 (新規) 100 名 (継続・受託事業) 131 名

評価指標 3 : 研修生からの評価 (目標 : 70%以上から有意義との評価) と、その結果への対応

1. 評価結果

中期計画でデータ収集を義務付けられた各研修プログラムに関し、研修参加者へのアンケート調査等 (4 段階評価) を行ったところ、回答者の 91%以上が「とても有意義」又は「有意義」と評価しており、目標は十分達成されたと判断できる。

専門日本語研修	100% (88 名/ 88 名) [22 年度 : 100% (77 名/77 名)]
日本語学習者訪日研修	97% (218 名/226 名) [22 年度 : 100% (163 名/163 名)]
地方自治体等との連携による研修	91% (20 名/ 22 名) [22 年度 : 98% (53 名/54 名)]

業務実績	国内連携による日本語普及支援	99% (70名/71名) 〔22年度：100% (87名/87名)〕			
	2. 評価結果への対応				
	プログラムごとに、アンケートに記された意見、指摘事項等を分析し、以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する。				
	評価指標4：海外日本語学習者を対象とした長期研修における研修の開始時と終了時での日本語能力の向上の評価				
	全研修参加者が、研修開始時に各人の能力レベルに応じた達成目標を設定し、研修終了時に日本語能力向上度を測定。以下のとおり、各プログラムにおいて80%を超える研修生が各自の目標を達成した。(なお、各研修参加者の日本語能力向上の評価の詳細については、別添資料参照)				
	コース別個人目標達成度				
	外交官・公務員	文法92% (33名/36名)、口頭92% (33名/36名) * 〔22年度：文法 93%、口頭 89%〕 * 既習者、未習者を合算。			
	文化・学術専門家 (6ヶ月)	口頭82% (18名/22名) 〔22年度：口頭88%〕			
	評価指標5：中長期的な効果が現れた具体的なエピソード				
	各国成績優秀者および大学生研修修了生の多くは、日系企業や在外日本公館に就職したり、日本研究者、日本語教師、通訳、ガイドになったり、母国と日本を繋ぐ架け橋として活躍している。関西国際センターの研修終了後、日本語教師となり、11年度から24年度までに日本語国際センターにおける海外日本語教師研修に参加した者、参加予定の者(24年度採用者)は79名おり、研修後にも引き続き日本とのかかわりを持ち続けていることがわかる。79名のうち、日本語学習者訪日研修修了者は59名(各国成績優秀者研修33名、大学生研修26名)、専門日本語研修(研究者・大学院生)修了者は20名。				
評価指標6：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応					
1. 評価結果					
各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。					
専門日本語研修	ハ	ロ	地域協力研修	ハ	ロ
日本語学習者訪日研修	ハ	ハ	受託研修	ロ	ロ
国内連携	ハ	ハ			

業務実績	<p>2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）</p> <p>該当なし。</p> <p>3. 評価結果への対応</p> <p>日本語教育のノウハウを外部に還元し、海外に日本語教育を発展させるという目的のためにも、今後受託事業を増加させることを期待したいとのコメントがあった。震災の影響で中止になった研修もあるが、今後も引き続き受託事業の獲得に向けて取り組む。</p>
------	---

関西国際センターの専門日本語研修 ～ 日本語能力向上の評価

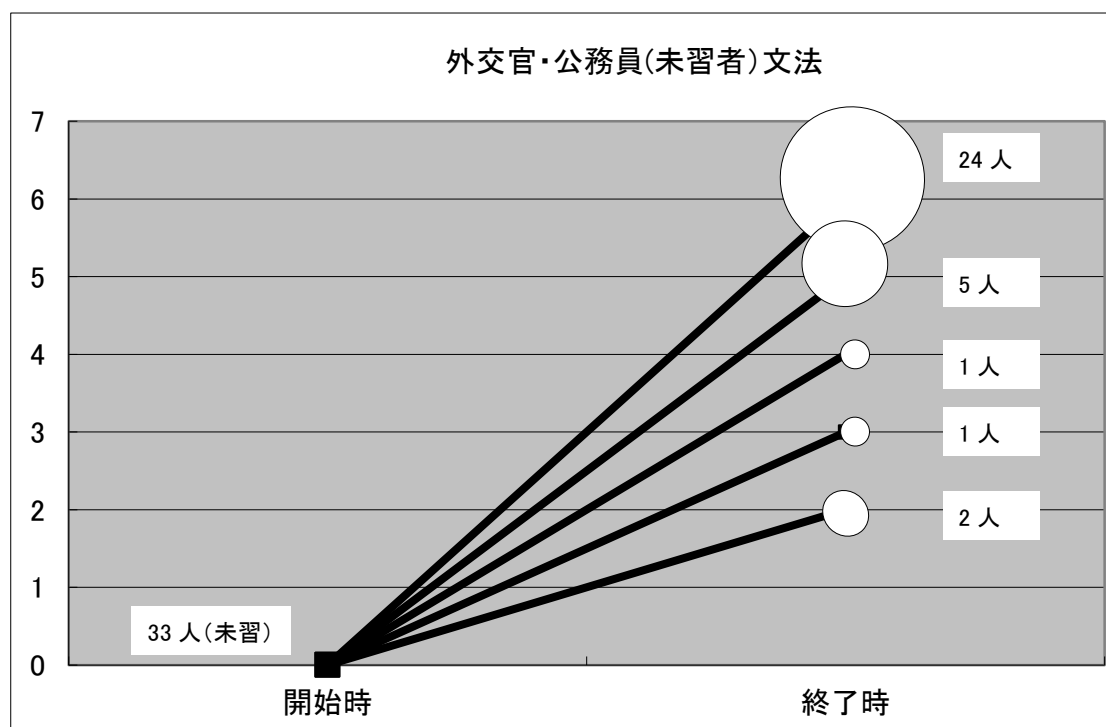
関西国際センターの専門日本語研修（外交官・公務員、文化学術専門家6か月コース）においては、研修開始時と終了時の日本語能力を、各研修で開発した日本語能力評価スケールにあてはめ、個々の参加者の日本語能力向上度を測定した。

1 外交官日本語研修 / 公務員日本語研修（8か月）

① - 1 文法（未習者） 33名

6段階の評価スケールを作成し、レベル4を達成目標としている。向上度の測定は研修期間中の試験結果による。

レベル	6 Excellent	5 Successful	4 Good	3 Fair	2 Acceptable	1 Poor	目標達成者
人数	24	5	1	1	2	0	90.9%

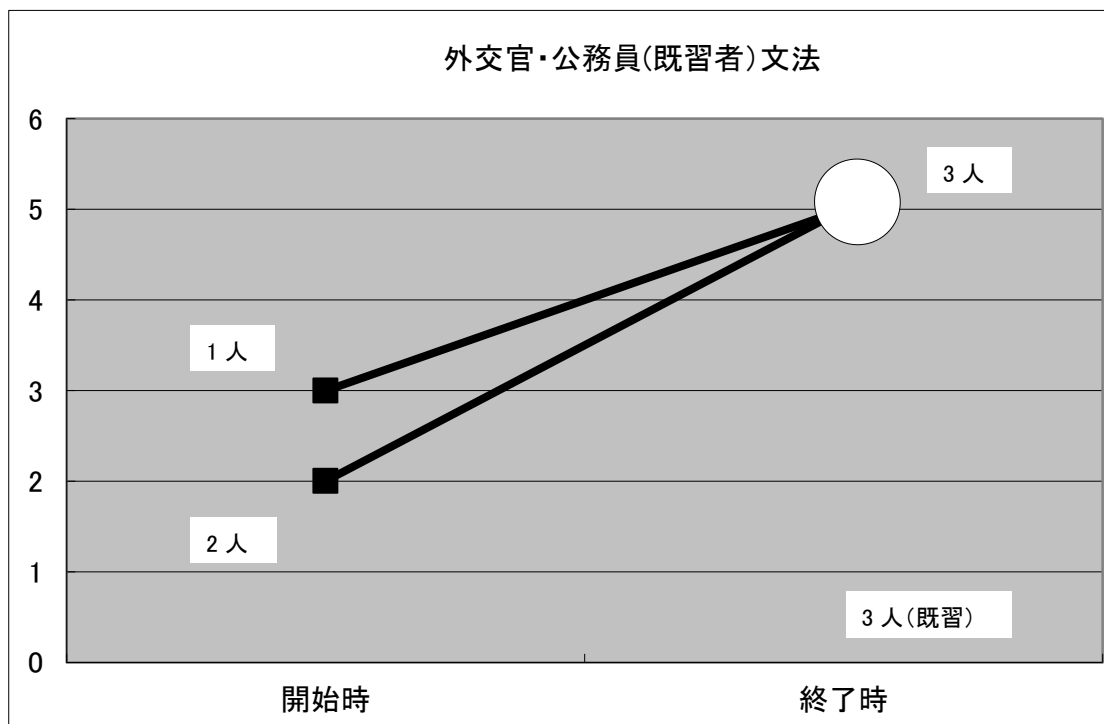


① -2 文法 (既習者) 3名

6段階の既習者用評価スケールを作成し、研修開始時に1～3レベル(初級～初中級)にあった者は、終了時に2段階のレベルアップを、4～5レベル(中級)にあった者は1段階のレベルアップを達成目標としている。向上度の測定は研修期間中の試験結果による。

既習者3名は、研修開始時に初級～初中級レベルと判定された。終了時には3名とも中級レベルに達し、目標である2段階のレベルアップを達成した。

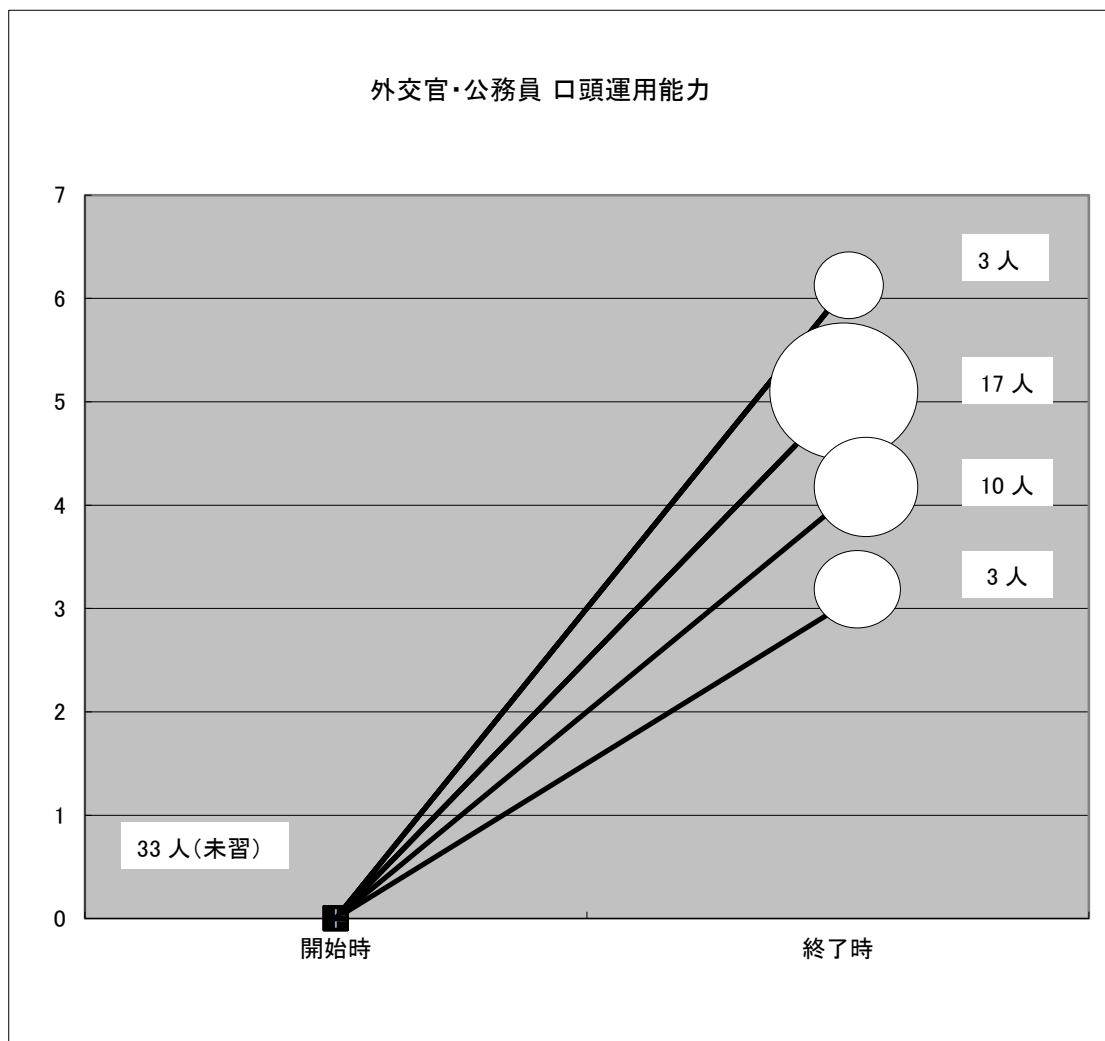
レベル	6 Excellent	5 Successful	4 Good	3 Fair	2 Acceptable	1 Poor
開始時	0	0	0	1	2	0
終了時	0	3	0	0	0	0



② - 1 口頭運用能力（未習者） 33名

6段階の評価スケールを作成し、レベル4を達成目標としている。向上度の測定は研修終了時の試験結果による。

レベル	6 Excellent	5 Successful	4 Good	3 Fair	2 Acceptable	1 Poor	目標達成者
人数	3	17	10	3	0	0	90.9%

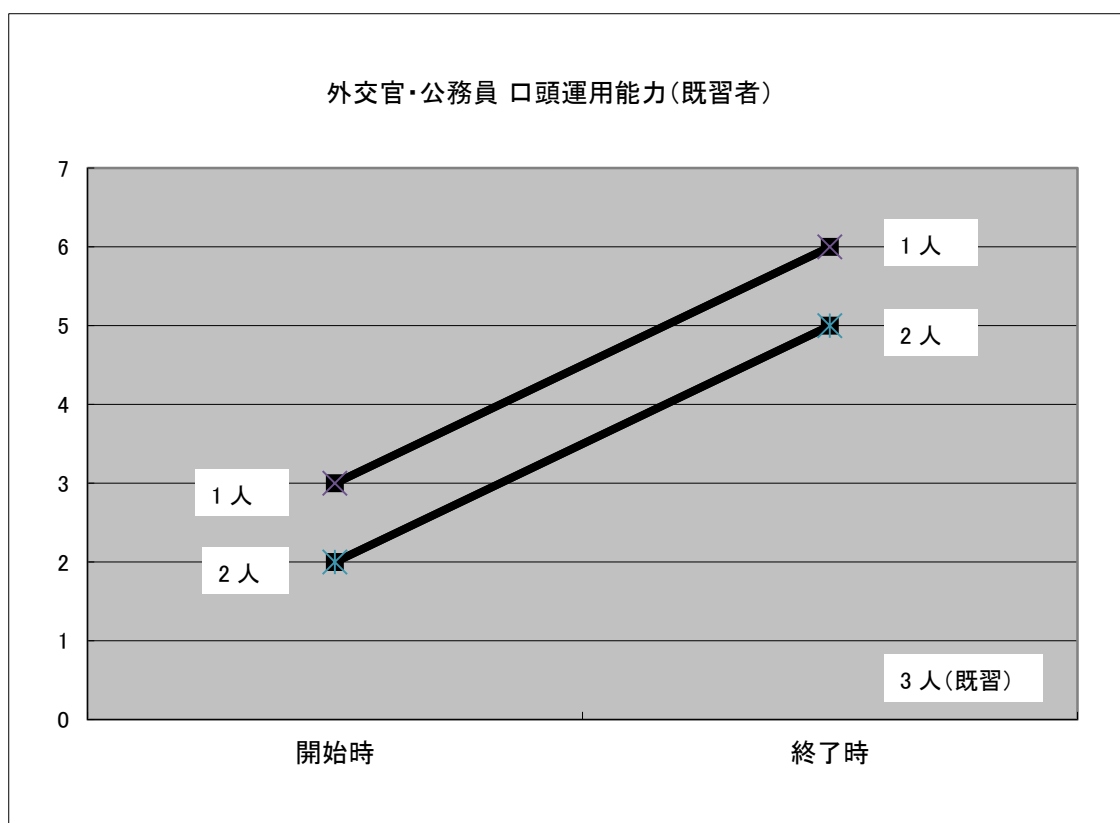


② - 2 口頭運用能力 (既習者) 3名

6段階の既習者用評価スケールを作成し、研修開始時に1～3レベル(初級～初中級)にあった者は、終了時に2段階のレベルアップを、4～5レベル(中級)にあった者は1段階のレベルアップを達成目標としている。向上度の測定は研修終了時の試験結果による。

レベル	6 Excellent	5 Successful	4 Good	3 Fair	2 Acceptable	1 Poor
開始時	0	0	0	1	2	0
終了時	1	2	0	0	0	0

既習者3名は、研修開始時に初級～初中級レベルと判定された。終了時には、1名がExcellent、2名がSuccessfulといずれも中級レベルに達し、目標である2段階のレベルアップを達成した。



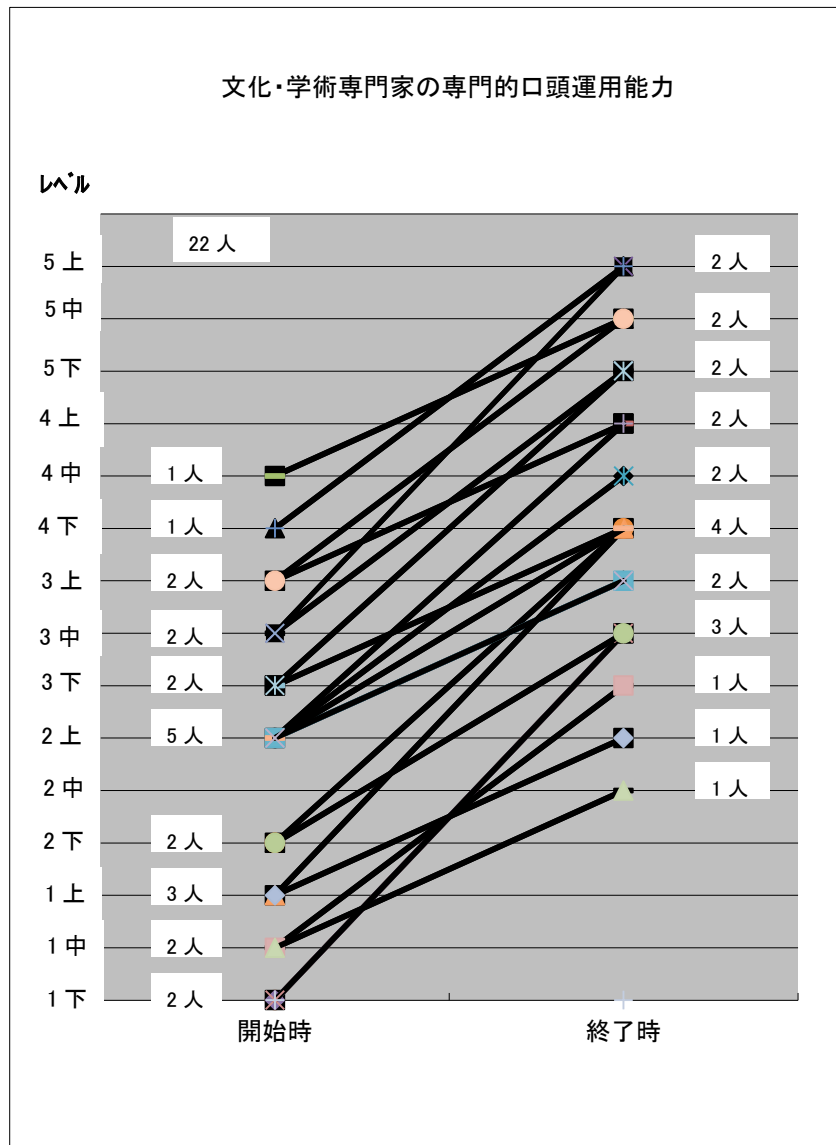
2 文化・学術専門家日本語研修（6か月）

①口頭運用能力

6段階の評価スケールを作成し、1段階を更に、上・中・下の3段階に分けて評価した。来日時1レベル（初級前半）の場合は5段階、2レベル（初級後半）の場合は4段階、3～4レベル（初級修了～中級）の場合は3段階のレベルアップをそれぞれ達成目標としている。向上度測定は研修終了時の試験結果による。

研修開始時と終了時の
口頭運用能力レベル
(網掛け部分が目標達成者)

研修参加者	開始時	終了時
1	3中	5上
2	2上	4中
3	2下	4下
4	4下	5上
5	1上	4中
6	2上	4上
7	4中	5中
8	1下	3中
9	2上	3上
10	1上	4下
11	3中	5下
12	1下	3中
13	2下	3中
14	3上	4上
15	3下	4下
16	2上	4下
17	1上	2上
18	1中	3下
19	1中	2中
20	2上	3上
21	3下	5下
22	3上	5中
目標達成者の割合	81.8% [19名/22名]	



No. 22 海外日本研究の促進

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外日本研究及び知的交流の促進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>基金は、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、外交上の必要性及び重要性を踏まえて、効果的に事業を実施する。</p> <p>(1) 海外日本研究の促進</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>海外における日本研究の促進にあたっては、下記①～②の基本方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。</p> <p>① 共通事項</p> <p>(i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。</p> <p>(ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。</p> <p>(iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。</p> <p>(iv) 支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。またプログラムごとに定期的に、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。</p> <p>(v) 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。</p> <p>② 地域的特性に応じた事業実施</p> <p>各地域における日本研究の促進にあたっては、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、海外の日本研究の現況と課題につき、機関数、研究者数等の定量的な分析に加え、対日関心の分野の変化等質的な面にも踏み込んだ現状把握に努め、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。平成23年度は、欧州・アジア・大洋州地域における日本研究者・日本研究機関ネットワーク形成支援、日本研究が端緒について中東・アフリカ地域の機関支援を重視する。</p> <p>(i) アジア・大洋州地域</p> <p>(a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。平成23年度は、中国、韓国の中核的な日本研究機関に対し包括的な支援を行う。</p> <p>(b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。平成23年度は、東アジア日本研究フォーラム等により日本研究者の連携強化を進める。</p>

<p>小項目</p>	<p>(c) 日本語学習者が多い国においては、高等教育レベルの日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。</p> <p>(ii) 米州地域 北米では日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行う。伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。</p> <p>(iii) 欧州・中東・アフリカ地域 (a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。また、欧州域内のネットワークを通して若手研究者が育成されていく仕組みづくりに取り組む。</p> <p>(b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。日本研究が始まったばかりの国においては機関支援を行う（エジプトのアインシャムス大学等）。</p> <p>(ロ) 諸施策 上記（イ）の基本方針に留意して、以下の諸施策の実施にあたる。</p> <p>① 機関支援型事業 海外の日本研究拠点機関等に対し、中長期的な観点に基づき、客員教授の派遣や、リサーチ・会議開催の助成、図書寄贈等個別のプログラムを統合した、包括的な助成方式による支援を実施することにより、海外日本研究を振興する。また、こうした拠点機関の特定、支援のあり方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の現況調査等、海外の日本研究に関する情報の収集・調査を行い、情報を整理し、調査結果の公表等を行う。</p> <p>② 研究者支援型事業 日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、適切な人選に基づいてフェローシップを供与する。</p>
------------	---

<p>業務実績</p>	<p>【評価指標に基づく検討状況、実施状況】 中期計画の基本方針をふまえ、外交上のニーズ及び各国・地域の事情に基づいて戦略的な施策立案を行い、その結果、以下の取り組みを行った。</p> <p>評価指標 1：外交上の必要性の高い事業への重点化</p> <p>中期計画に定める「各国・各地域における日本研究の中核機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化」するとの方針を、基金では次の点でそれぞれ事業に具体化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「日本研究の中核機関」への支援は、各国・地域の日本研究の拠点的機関への支援 ● 「対日理解の中核となる者」への支援は、日本研究フェローシップ <p>この2種の事業への重点化の状況は以下のとおり。</p>
-------------	---

業務実績

1. 日本研究機関支援

- (1) 平成 23 年度支出実績額：326 百万円〔22 年度：312 百万円〕
- (2) 日本研究事業全体における割合：25.0%〔22 年度：28.4%〕
- (3) 重点化の状況

日本研究機関のニーズと今後の発展計画に応じて支援内容を検討し、67 機関に対して支援を実施した。本プログラムは、19 年度から、個別にプログラム化されていた支援の形態を包括的に支援するプログラムに改編し、日本研究機関の規模や特性、所在国の状況によって、研究プロジェクトや研究者に対する個別支援、機関の基盤強化、基盤の維持、日本研究者育成のための支援など、機関のニーズや実情に即した支援をしている。

重点国においては、23 年度は、韓国 5 機関（22 年度：5 機関）、中国 8 機関（22 年度：6 機関）、米国 11 機関（22 年度：13 機関）に対して支援を実施し、年度計画で機関支援を重視することとしていた東欧地域では、6 機関に対して 12 項目（22 年度：6 機関 9 項目）に支援を実施した。また、中東などの外交政策上の重要性が高い地域でも積極的な事業展開を図る計画としていたが、中東地域への支援は 3 機関（22 年度：8 機関）にとどまった。支援に対して、日本研究コースの設置が大学当局からなかなか承認されないこと等、制度上の問題があることが懸案となっており、この問題を大学側と協議し、24 年度からはバグダッド大やテヘラン大に対して支援を再開する予定である。

2. 日本研究フェローシップ

- (1) 平成 23 年度事業実績額：821 百万円〔22 年度：551 百万円〕
- (2) 日本研究事業全体における割合：63.0%〔22 年度：50.3%〕
- (3) 重点化の状況：

日本研究フェローシップ事業については、次世代の日本研究者育成のための「人材育成」機能（博士論文フェローシップ）と、研究者として活動している者を対象とした「研究支援」機能（学者/短期フェローシップ）の 2 つの機能がある。日本研究機関支援事業との両輪により、学者/短期フェローシップ事業を通じて個々の日本研究者に対する研究支援を充実させることが重要である。日本研究者の世代交代が進んでいることにも鑑み、23 年度も引き続き次世代の研究者の育成に重点を置いた。
※ 「次世代の研究者」は、フェローシップ申請時に 35 歳以下の若手研究者を指す。

表① 各地域の若手研究者の採用状況（年度比較）

	申請数（全体・人）		採用数（35 歳以下・人）		採用率	
	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度
アジア・大洋州	184	190	24	25	13.0%	13.2%
米州	158	142	27	24	17.1%	16.9%
欧州・中東・アフリカ	107	131	21	37	19.6%	28.2%
全体	449	463	72	86	16.0%	18.6%

業務実績

若手研究者について、米州地域を除いて、平成 22 年度の若手研究者の採用率（申請フェロー数に対する、申請時に 35 歳以下の研究者の採用率）を上回っている。特に、欧州・中東・アフリカ地域においては、9 ポイント近く伸ばしている。欧州だけの採用率をみても、28.1%（申請 121 人に対し、若手研究者の採用は 34 人）であり、年度計画において、次世代の日本研究者育成を重視するとしていた欧州地域に重点を置いて採用した状況が示されている。米州地域については、0.2 ポイント減少しているが、人数にして 1 名に満たない差であり、昨年度と同様の割合で採用されている。〔表①〕

表② 平成 23 年度の若手研究者採用状況（全体の採用状況と若手研究者採用状況の比較

	申請数		採用数		採用率	
	全 体	35 歳以下	全 体	35 歳以下	全 体	35 歳以下
アジア・大洋州	190	44	102	25	53.7%	56.8%
米州	142	61	57	24	40.1%	39.3%
欧州・中東・アフリカ	131	68	68	37	51.9%	54.4%
全体	463	173	227	86	49.0%	49.7%

米州地域を除いては、若手研究者の採用率は全体の採用率よりも高く、米州地域にしても、その差は 1 ポイントに満たない僅かなものであり、若手研究者が高い率で採用されている。〔表②〕

表③ 平成 23 年度の重点国（中国・韓国・米国）のフェロー採用状況

	申請数（人）		採用数（人）		採用率	
	全 体	35 歳以下	全 体	35 歳以下	全 体	35 歳以下
中 国	55	20	37	12	67.3%	60.0%
韓 国	68	12	25	4	36.8%	33.3%
米 国	122	55	41	19	33.6%	34.5%

重点国とした中国、韓国、米国の若手研究者の採用率（若手研究者に該当する者の採用率）と、フェロー全体の採用率を比較すると、中国、韓国では若手研究者の採用率がやや低くなっている。しかし、この差を人数に置き換えれば、どちらも 1 名前後であり、ほぼ同水準と言える。〔表③〕

22 年度の採用数と 23 年度の採用数を比較すると、中国は 10 名から 12 名、韓国 4 名から 4 名、米国 20 名から 19 名と、採用数も同水準を維持している。

以上のことから、23 年度には次世代の若手研究者の積極的な採用をフェローシップ事業全体で進め、重点国においても一定の重点化がなされたと判断できる。

3. 外部専門家による評価

「日本研究・知的交流事業の重点化」について外部専門家 2 名に評価（日本研究事業・知的交流事業での評価）を依頼したところ、2 名とも「ハ：順調」の評価であった。

評価指標 2：企画立案過程における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置

1. プログラムの評価と見直し

- 日本研究拠点機関支援は、19年度より、従来の「日本研究客員教授派遣」、「日本研究スタッフ拡充助成」、「日本研究リサーチ・会議助成」、「図書寄贈」の日本研究機関支援プログラムを単一のプログラムに統合し、集中的・包括的に機関支援を実施するプログラムとした。日本研究機関の必要性に応じ、研究インフラの整備が必要な機関に対しては、図書寄贈や客員教授派遣を、研究活動が進んでいる機関に対しては、出版支援や研究会議助成など、柔軟性を持って対応できる仕組みとなっている。

2. 経費効率化のための取組

- 学会等開催の機に合わせてのセミナー開催や、現地の教育・研究機関と共催してその施設やネットワークを活用して開催することで、経費を節減し裨益効果を拡大すべく努力している。

3. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応

業務実績

22 年度業務実績評価においては、「東日本大震災を契機に日本への関心が高まっている機会をとらえるなど、より一層の海外における日本研究の促進につなげる施策、事業を推進することが望まれる」とのコメントがあった。23 年度は、フェロー採用数の拡大や、震災に関連したセミナー等の実施・支援等、世界の日本研究者をより一層支援する事業を展開した。

評価指標 3：機関支援型事業の実施状況

1. 日本研究機関支援

(1) 概要

内容	各国において日本研究の中核的な役割を担う機関に対し、客員教授派遣、共同研究・セミナーの開催助成、図書拡充支援、訪日研修支援等の包括的な支援を行う。
実績	計：67機関〔22年度：70機関〕 内訳 アジア・大洋州 : 29機関〔22年度：28機関〕 米州 : 15機関〔22年度：15機関〕 欧州・中東・アフリカ : 23機関〔22年度：27機関〕

(2) 主要事業例

- 高麗大学校（韓国）
23 年 9 月 30 日から三日間、日本近世文学会の秋季大会を開催。昭和 26 年に創設された同学会は、日本の近世文学を研究する最も代表的な学会であるが、日本国外

業務実績	<p>での開催は今回が初めてであった。</p> <p>● 四川外語学院（中国）</p> <p>23年10月22日、23日に、法政大学国際日本学研究所の協力を得て、国際シンポジウム「地域研究としての日本学—学際的な視点から」を開催。出席した研究者により「中国における『地域研究としての日本学』の現状とあり方」など、現在注目を浴びている多くの問題が議論され、活発な研究発表が行われた。本プロジェクトの実施によって、中国西南地域をはじめとする中国各地の日本学研究者と日本側の研究者とが研究成果を交わすことができた。</p>				
	<p>2. 北京日本学研究センター</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td>中国における日本研究者養成のため、1985年より同国教育部との協定に基づく共同事業として実施。現在は、以下の3つのサブ・プログラムにより構成。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td> <p>① 大学院修士・博士課程（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣 : 12件 [22年度：15名] ・ 修士課程訪日研究 : 20名 [22年度：20名] ・ 博士課程フェローシップ : 2名 [22年度：2名] <p>② 研究・出版協力（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究プロジェクト : 3件 [22年度：4件] ・ 出版プロジェクト : 2件 [22年度：2件] ・ 客員教授招へい : 2件 [新規] <p>③ 現代日本研究講座（北京大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣（のべ数） : 13件 [22年度：12名] ・ 博士課程訪日研修 : 19名（および随行教員3名） [22年度：20名および随行教員3名] </td> </tr> </table>	内容	中国における日本研究者養成のため、1985年より同国教育部との協定に基づく共同事業として実施。現在は、以下の3つのサブ・プログラムにより構成。	実績	<p>① 大学院修士・博士課程（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣 : 12件 [22年度：15名] ・ 修士課程訪日研究 : 20名 [22年度：20名] ・ 博士課程フェローシップ : 2名 [22年度：2名] <p>② 研究・出版協力（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究プロジェクト : 3件 [22年度：4件] ・ 出版プロジェクト : 2件 [22年度：2件] ・ 客員教授招へい : 2件 [新規] <p>③ 現代日本研究講座（北京大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣（のべ数） : 13件 [22年度：12名] ・ 博士課程訪日研修 : 19名（および随行教員3名） [22年度：20名および随行教員3名]
	内容	中国における日本研究者養成のため、1985年より同国教育部との協定に基づく共同事業として実施。現在は、以下の3つのサブ・プログラムにより構成。			
	実績	<p>① 大学院修士・博士課程（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣 : 12件 [22年度：15名] ・ 修士課程訪日研究 : 20名 [22年度：20名] ・ 博士課程フェローシップ : 2名 [22年度：2名] <p>② 研究・出版協力（北京外国語大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究プロジェクト : 3件 [22年度：4件] ・ 出版プロジェクト : 2件 [22年度：2件] ・ 客員教授招へい : 2件 [新規] <p>③ 現代日本研究講座（北京大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教授派遣（のべ数） : 13件 [22年度：12名] ・ 博士課程訪日研修 : 19名（および随行教員3名） [22年度：20名および随行教員3名] 			
	<p>※ 教授派遣に関して、北京外国語大学は12ポストに対して13名を派遣。北京大学は、13ポストに対して12名を派遣。</p>				
	<p>3. 日本研究ネットワーク強化</p>				
	<p>(1) 概要</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td>学問分野を超えた日本研究者・研究機関間の連携、協力を促進するため、国際会議、巡回セミナーの実施や、学会等の横断的組織の支援。また世界の日本研究の状況を調査する。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td> <p>主催 8件（アジア・大洋州 6、米州 1、欧州・中東・アフリカ 1）</p> <p>助成25件（アジア・大洋州 15、米州 3、欧州・中東・アフリカ 7）</p> <p>[22年度：主催12件、助成22件]</p> </td> </tr> </table>	内容	学問分野を超えた日本研究者・研究機関間の連携、協力を促進するため、国際会議、巡回セミナーの実施や、学会等の横断的組織の支援。また世界の日本研究の状況を調査する。	実績	<p>主催 8件（アジア・大洋州 6、米州 1、欧州・中東・アフリカ 1）</p> <p>助成25件（アジア・大洋州 15、米州 3、欧州・中東・アフリカ 7）</p> <p>[22年度：主催12件、助成22件]</p>
	内容	学問分野を超えた日本研究者・研究機関間の連携、協力を促進するため、国際会議、巡回セミナーの実施や、学会等の横断的組織の支援。また世界の日本研究の状況を調査する。			
実績	<p>主催 8件（アジア・大洋州 6、米州 1、欧州・中東・アフリカ 1）</p> <p>助成25件（アジア・大洋州 15、米州 3、欧州・中東・アフリカ 7）</p> <p>[22年度：主催12件、助成22件]</p>				
<p>(2) 主要事業例</p>					
<p>● ヨーロッパ（欧州）日本研究協会（EAJS）特別セッション「日本大震災が日本研究に対してもたらす短期および長期的示唆」</p> <p>ヨーロッパ（欧州）日本研究協会（EAJS）に対して、従来からの同学会への助成支援を継続し、23年度は同学会の3年に一度の定期総会（エストニア、タリンにて</p>					

開催)を支援した。23年度は、通常の助成支援に加えて、東日本大震災の影響を受け、地域研究としての日本研究がどのような方向性に進もうとしているかに関して、長期的な助成金提供者である基金が討論セッションを設置し、震災後の日本と世界のあり方に関しての議論を行い、今後の事業運営のための示唆を得た。

● 中国「ガバナンスと市民社会に関するセミナー」

日本より、公共政策、行政学、地方自治・地方行政改革等を専門とする学者5名を派遣し、「地方行政のガバナンス、市民の行政参加」をテーマとしたセミナーを、中国共産党中央編訳局世界発展戦略研究部との共催により北京市で実施。セミナーでは日本側より日本の政治、行政改革、市民社会、地方自治、民主化の歩み等を紹介した上で、中国側研究者と議論・意見交換を行った。今回のセミナーの様子は中央編訳局が発行する研究レポート誌及び政府報告により行政ガバナンスにおける日中共同研究の成果として発表される予定。

評価指標4：研究者支援型事業の実施状況

1. 概要

内容	対日理解の増進と良好な二国間関係の維持発展に寄与するような諸外国の優れた日本研究者に、日本で研究・調査等の活動を行う機会を提供。「学者・研究者」、「博士論文執筆者」、「短期フェローシップ」の3つのサブ・プログラムで構成。
実績	計：326名〔22年度：272名〕 内訳 アジア・大洋州 : 142名〔22年度：107名〕 米州 : 90名〔22年度：87名〕 欧州・中東・アフリカ : 94名〔22年度：78名〕 (22年度からの継続は99件、23年度新規採用は227件)

業務実績

2. 主要事業例

● SAHIN, Esra-Gokce 氏 (トルコ、22年9月～23年11月)

ハーバード大学博士課程。日本の笑いを理論的に研究する傍ら、実践的見地から落語家(古今亭志ん橋師匠)のもとで修行し芸名を得るに至り、師匠、兄弟子との3人で、国際交流基金本部のJFICホールさくらで落語を披露した。「笑い」という各国の文化に深く根ざした難しい研究テーマを理論と実践の両面から研究し、その成果を学会だけでなく広く一般に向けて発信した。

● EALEY, Mark Christopher (ニュージーランド、23年9月～23年12月)

フリーランス翻訳家。1983年8月から85年4月まで琉球新報紙上で連載された沖縄戦の生存者に対して行ったインタビュー記事「戦渦を掘る」の英文翻訳プロジェクトを実施。集団自決やひめゆり学徒隊等のキーワードをピックアップし新たに英文コメントも付け加えた上で、英語圏で出版する計画である。従来の沖縄戦に関する英文の本や記録は、国防総省など米国政府機関や戦争に参加した退役軍人の回想録、小説などが中心であるが、本プロジェクトは戦闘に巻き込まれた沖縄の住民や日本側の見方を伝える新しい試みであり、海外における対日理解を促進することが期待される。

評価指標 5 : 海外の日本研究の現況と課題に関する把握状況

22年度に調査を実施した韓国における日本研究調査については、収集した既存データの更新、新規データの収集、及びそれら集計データに基づく現状分析を含む報告書の作成に向け、その前段階作業として各分野の専門家（執筆予定者）でワークショップを実施して執筆方針を策定した。また、米国における日本研究調査は、18年度に実施した既存データの更新、新規データの収集、及びそれら集計データに基づく現状分析を含む報告書の作成に向け、調査対象範囲の選定、調査票の作成、執筆方針の策定等を行った。

評価指標 6 : 支援対象機関及びフェロースhip受給者からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応**1. 評価結果**

中期計画でデータ収集を義務付けられた各プログラムに関し、アンケート調査等（4段階評価）を行ったところ、97%以上の回答者が「とても有意義」又は「有意義」と評価しており、目標は十分達成されたと判断できる。

業務実績

日本研究機関支援	①アジア・大洋州：100%（19機関/19機関） 〔22年度：100%（24機関/24機関）〕 ②米州：100%（14機関/14機関） 〔22年度：100%（15機関/15機関）〕 ③欧州中東アフリカ：100%（14機関/14機関） 〔22年度：100%（11機関/11機関）〕 ④北京日本学研究中心： ・機関：100%（2機関/2機関） 〔22年度：100%（2機関/2機関）〕 ・受講者（北京外大）：97%（407名/419名）
日本研究フェロースhip	100%（145名/145名） 〔22年度：100%（130名/130名）〕
日本研究ネットワーク強化	主催 99%（353名/355名） ※セミナー、シンポジウム参加者 助成 100%（12件/12件） ※有意義、まあ有意義（満足、まあ満足）との回答率

2. 評価結果への対応

プログラムごとに、アンケートに記された意見、指摘事項等を分析し、次年度以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する。

評価指標 7 : 中長期的な効果が現れた具体的エピソード

オーストラリア国立大学が豪州及びアジア大洋州地域の日本研究大学院生等を対象に実施する集中研修事業は2005年の立ち上げから8年目となり、当初、オーストラリア・日本の2か国であった参加者についても、現在では欧米からも応募があるまでに拡大・定着している。本プログラムには例年20名から30名程度が参加しており、当該地域における次世代の日本研究者の育成と国境を越えた若手研究者のネットワーク化を促進する貴重な機会を提供するプログラムとして高い評価を得るようになった。23年度は、2月にキャンベラで開催された。

評価指標8：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。

日本研究機関支援 (アジア大洋州)	ハ	イ	日本研究フェローシップ	ハ	ロ
日本研究機関支援 (米州)	ハ	ロ	日本研究ネットワーク強化 (主催)	ハ	イ
日本研究機関支援 (欧州中東アフリカ)	ハ	ロ	日本研究ネットワーク強化 (助成)	ハ	ロ
北京日本学研究中心	ハ	イ			

業務実績

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

(1) 日本研究機関支援

- 【イ評価】(アジア大洋州) 日本近世文学会の高麗大学校での開催や、四川外語学院における「地域研究としての日本学」など、韓国や中国で特筆すべき成果が現れた。両大学での研究大会からの成果物に関しては、まだ報告を取り寄せ中でもあるが点数は多いと期待できるようであり、メディアで注目を集め報道された点も評価できる。日韓・日中関係のようにパイプの太い関係でもJFが補完する機能を果たすことのできるテーマがあると言えよう。また日本研究に関する地域研究的方法論の振興は、対日理解促進に効果的なテーマであった。新たに導入された機関支援プログラム方式は、個々のプログラムを統合して高い効果を発揮していると評価できる。利用者の満足度と事業達成度からは、集計された結果は、最高水準を示している。

(2) 北京日本学研究中心

- 【イ評価】 対日理解促進の対象国としてある意味で最も課題となっている中国で、対日理解の拠点となる事業が軌道に乗って実施され、受講者の高い満足度が安定的に達成されている意義を高く評価したい。民間の資金獲得努力や大学との協力促進の取り組みを評価する。

(3) 日本研究ネットワーク強化（主催）

- 【イ評価】 東日本大震災の後という対応の難しい時期に、右震災に関する事業案を組み込み、当初計画以上の事業を実施した成果を高く評価したい。中国に

<p>業務実績</p>	<p>おける「ガバナンスと市民社会に関するセミナー」は、中国における文化交流分野での新しいニーズを敏感に察知した成果であり、日本側参加者にも中国の変化を理解する上で資するところは大きかったと考えられる。集客率の高さや報道件数の多さにも、関心の高い事業の成果を見て取れる。</p> <p>3. 評価結果への対応</p> <p>外部評価者からは、戦略性・柔軟性をもって、日本研究が盛んな地域以外に対しても支援を期待したい、とのコメントがあった。地域ごとの状況を踏まえ、柔軟な事業実施を検討したい。</p>
-------------	---

No. 23 知的交流の促進

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	海外日本研究及び知的交流の促進
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>基金は、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、外交上の必要性及び重要性を踏まえて、効果的に事業を実施する。</p> <p>（2）知的交流の促進</p> <p>知的交流の促進にあたっては、相手国の研究・社会状況に応じ、下記（イ）、（ロ）の方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案し、実施する。ただし、外交上のニーズ及び知的交流事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。また、事業成果の外部公開による社会還元への促進に特に留意し、事業報告書の公開などにおいてIT技術を積極的に活用する。</p> <p>（イ）共通事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成やネットワークの強化等を進める。 ② 相手国との交流の節目に行われる周年事業及び要人の往来に合わせて必要とされる交流事業等、我が国の外交上の要請にも配慮した事業を行う。 ③ 事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。 ④ 事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。 ⑤ 支援対象となった機関及びフェロシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする等を評価指標の一つとし、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。 ⑥ 我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化し、効率化を図る。平成23年度は、日米交流強化の外交方針に沿った対米事業の強化と中国との多層的な人的交流事業に重点的に取り組むとともに、防災、災害復興等に関する事業も積極的に実施する。 <p>（ロ）地域的特性に応じた事業実施</p> <p>上記（イ）の基本方針に留意して、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、以下の諸施策の実施にあたる。特に、アジア・太平洋地域については、将来に向けた対日理解の中核となる指導者を養成し、域内のネットワークを構築していくことが重要であるとの観点から、知的交流のスキームを強化し、アジア・リーダーシップ・フェロプログラムを初めとする知的リーダーの招聘等により、知的交流・対話事業を強化する。実施にあたっては、将来のネットワーク構築のためのフォローアップに留意したプログラム設計とする。</p>

小項目	<p>① アジア・大洋州地域</p> <p>アジア・大洋州地域の特性をふまえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、日本人が参加することを積極的に支援する。平成23年度は、NPO/NGOなども含めた市民レベルの交流を進め、日中両国の未来志向の関係の礎となる、日中青少年交流事業・市民交流事業を中心とした日中21世紀交流事業を一層強化する。平和構築事業も引き続き実施する。</p> <p>(i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極的な事業実施に努める。</p> <p>(ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする国際会議を行う等知的交流事業を実施するとともに、これら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。</p> <p>(iii) 上記(ii)事業とともに、知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェローシップ等を供与する。</p> <p>(iv) アジアにおける一体感を醸成し、東アジア共同体構築に向けた日本の積極的な取り組みを促進するための研究者・専門家等の域内ネットワーク構築を目指す。</p> <p>② 米州地域</p> <p>国際交流基金日米センターを中心に、日米グローバル・パートナーシップのための知的交流、地域レベル・草の根レベルでの相互理解を推進する。米国内における日本への関心が相対的に低下しているとの指摘もあるなか、日米交流強化の観点から、主にパブリック・インテレクチュアル層における次世代の知日層の育成・強化を図る事業を実施する。</p> <p>また、人物交流を中心に米国以外の米州地域との知的交流を推進する。</p> <p>(i) 日米間の知的交流を促進すべく、政策研究分野を中心に、研究機関等非営利団体への助成、フェローシップ供与等の知的交流事業を実施する。</p> <p>(ii) 日米間の地域・草の根レベルの相手国理解促進事業を実施する。</p> <p>(iii) 日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。</p> <p>(iv) 米国以外の米州との知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェローシップ等を供与する。</p> <p>③ 欧州・中東・アフリカ地域</p> <p>欧州、中東・アフリカ地域の特性を踏まえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。これら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、日本人が参加することを支援する。平成23年度は、欧州については、多文化共生、社会企業等、欧州との共通課題に関して、日本からの積極的な発信を行うと共に、アジアを巻き込んだ日-欧-アジアのネットワーク構築を目指す。中東・アフリカ地域については、文化による平和構築、科学と伝統等の日本からの独自の知的アジェンダを積極的に発信することで、知識層の日本への関心を高める。</p> <p>(i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。</p> <p>(ii) ロシア及び旧ソ連新独立国家（N I S）諸国との交流・協力関係を促進するため、適切な課題をめぐっての知的対話・交流事業を実施するとともに、日</p>
-----	---

小項目	<p>本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。</p> <p>(iii) 中東諸国との相互理解を促進するため、知的対話・交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。</p> <p>(iv) 欧州、中東・アフリカ地域との知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェローシップ等を供与する。</p>
-----	--

業務実績	<p>【評価指標に基づく検討状況、実施状況】</p> <p>中期計画の基本方針をふまえ、外交上のニーズ及び各国・地域の事情に基づいて戦略的な施策立案を行い、その結果、以下の取り組みを行った。</p> <p>評価指標 1：外交上の必要性の高い事業への重点化</p> <p>中期計画に定める「我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化」するとの方針を踏まえ、基金の知的交流事業は、我が国との関係上特に知的交流・対話が現在強く必要とされる国との事業を重点的に行っている。その代表的なものは、東アジア（中国・韓国）と米国であり、これらへの知的交流事業重点的実施の状況は以下のとおり。</p> <p>1. 東アジア（中国／韓国）</p> <p>(1) 平成 23 年度事業実績額：308 百万円（中国：272 百万円、韓国：36 百万円） 〔22 年度：293 百万円（中国：254 百万円、韓国：39 百万円）〕</p> <p>(2) 知的交流事業全体における割合：21.2%（中国：18.8%、韓国：2.5%） 〔22 年度：22.6%（中国：19.6%、韓国：3.0%）〕</p> <p>(3) 重点化の状況： 前年度に引き続き、知的ネットワークをさらに強固なものとするため、中国については、従来日本との接点が無かった中国人知識人・研究者等を日本に招へい（グループ／個人の両方の形態）し、日本の関連機関・知識人と交流・知的対話を行う事業等を実施した。日中、日韓のそれぞれ 2 カ国の関係だけでなく、日中韓の三国の協力・交流の強化が、地域の安定や東アジア共同体構築の推進等においても重要であることに留意し、日中韓次世代リーダーフォーラムなど、3 カ国での交流・対話事業を実施した。</p> <p>(4) 主たる事業例 ア. 中国知識人グループ／個人招へい 日中間の知的交流を活性化させ、知識人ネットワーク形成に貢献することを目的として、中国において今後、政策決定やオピニオン形成など、社会的に重要な役割を果たすことが期待される知識人・研究者で、訪日経験がない、あるいは経験が少なく、日本との関係がまだ強くない人物を日本に招へいし、日本側のカウンターパートとの交流・対話の機会を提供する事業。23 年度には、グループ招へいとして、中国の国防研究を担う中国国際戦略研究基金会から 6 名、中国の海洋政策研究を担う中国南海研究院から 5 名を招へいし、1 週間程度の滞在中に各分野の専門家（学者・研究者、シンクタンク関係者、官公庁、企業など）と意見交換を行った。 また、個人招へいとして、4 名の研究者・知識人を 1～3 ヶ月程度招へいし、東京大学、早稲田大学などの大学や、日本市民社会ネットワークなどの NGO などを受入</p>
------	---

業務実績	<p>れ機関として、日本での研究活動、研究者・専門家との意見交換、関係機関訪問などを行った。</p> <p>イ. 日中韓次世代リーダープログラム</p> <p>次世代のリーダーとして、日本、中国、韓国3カ国の政・官・財・学・メディア・NPOの各分野の、6名ずつが集まり、10日間で3カ国を回りつつ勉強・討論・意見交換などを通じて相互理解とネットワークを築くプログラム。平成14年度から22年度まで、計8回実施した本事業の参加者累計は、日本46名、中国42名、韓国45名にもなる。参加者間の人的繋がりを維持・補強するとともに、開催期を異にする過去の参加者の間の人的ネットワークをさらに広げ、本事業の効果を強化するため、24年3月に10周年記念フォーラムを開催した。参加した3カ国のOB/OG等計34名は、「北東アジアのビジョン2030」と題する提言を作成し、外務大臣に提出した。</p> <p>2. 米国</p> <p>(1) 平成23年度事業実績額：821百万円〔22年度：720百万円〕</p> <p>(2) 知的交流事業全体における割合：56.6%〔22年度：55.4%〕</p> <p>(3) 重点化の状況</p> <p>米国における新たな知日層の拡充を目的とする米国の大学院生、有望な若手政策関係者、研究者等の対話、招へい等の事業を実施し、関係者間のネットワーク構築を行った。具体的な事業としては、「日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワーク」、「国際関係大学院生招へい」、「日本-日系人交流促進事業」等を実施したほか、政府の外交方針である「日米同盟深化のための日米交流強化」として、「米国アジア研究専門家招へい」や、「有力シンクタンク支援助成」、「米国学部学生短期訪日研修助成」を実施した。</p> <p>(4) 主たる事業例</p> <p>ア. 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワーク</p> <p>近い将来において、米国の政策・世論形成に関与することが期待される中堅・若手世代の日本研究者、実務家ら15名（公募48名の候補者から選考）に、日米グローバル・パートナーシップの多岐に渡るアジェンダについて広く理解を得させ、また彼らの間に緊密なネットワーク（コミュニティ）を形成することを目的とした事業。</p> <p>21年度からの継続事業であり、昨年度までには、米国において政策関係者との意見交換や、日本のメディア関係者やアメリカ研究者らを交えての合宿討論を実施してきた。23年度には、6月に訪日研修を実施し、日本の中央省庁関係者や国会議員と日米関係について意見交換を行った。その後、24年1月にワシントンDCで最終報告会を実施。政策関係者50名ほどを対象として、現在の日米関係についてのプレゼンテーションを行った。</p> <p>本事業には、エズラ・ボーゲル（ハーバード大学名誉教授）、スーザン・ファー（ハーバード大学教授）、マイケル・グリーン（ジョージタウン大学教授、戦略国際問題研究所ジャパンチェア）、レナード・ショッパ（ヴァージニア大学教授）がアドバイザーとして関わり、モーリーン・アンド・マイク・マンズフィールド財団と共催で実施している。</p> <p>イ. 米国アジア研究専門家招へい</p>
------	--

米国におけるアジア観・日本観の形成に大きな影響を及ぼしうる米国のアジア専門家をグループで1週間招聘し、日本の対アジア政策関係者や研究者、パブリック・インテレクチュアル等との対話や交流、また関係機関への訪問をおこなった。交流を通じて、ネットワークを形成し相互理解の醸成を目指した。

3. そのほかの重点事項

- (1) 周年事業への対応として、特に文化芸術交流事業として主催した「北斎展」と連携して、「日独交流 150 周年北斎展シンポジウム」を実施した。浮世絵について、江戸後期の文化と社会背景、出版文化、異端と呼ばれる画家を輩出した面白さ等を、同時代のヨーロッパ文化・芸術とも比較する講演会、シンポジウムを開催した。ドイツ対象の事業は、実績額 19 百万円 (22 年度 : 16 百万円)、知的交流事業全体における割合は 1.3% (22 年度 : 1.2%)。
- (2) 震災復興・復旧に向けた事業として、「震災復興に関するセミナー」(インド、マレーシア、ベトナム、インドネシア) や、「シンポジウム『震災とメディアの役割』」(ドイツ) 等の事業を実施したほか、復興や防災をテーマとする事業を対象とした助成事業の追加募集を実施した。いくつかの事業においては、東日本大震災の被災地訪問や復興支援に取り組む市民団体からのブリーフィングを組み込み、自国の防災・減災対策を考える上で極めて有用であったとの評価を参加者から得た。

業務実績

4. 外部専門家による評価

「日本研究・知的交流事業の重点化」について外部専門家 2 名に評価(日本研究事業・知的交流事業での評価)を依頼したところ、2 名とも「ハ : 順調」の評価であった。

評価指標 2 : 企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置

1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応

項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標 1 に記載のとおり。

2. プログラムの評価と見直し

- 日米草の根交流コーディネーター派遣 (JOI プログラム) では、23 年度に派遣開始から 10 年を迎えたことから、任期を終えた被派遣者へのインタビュー等を実施し、外部評価者によるプログラム評価を行った。今後、評価報告にもとづき、プログラム改善を検討する。

3. 新規事業の開拓に向けた取組

- 東日本大震災によって米国の日本に対する関心が高まっていたタイミングに復興と防災をテーマとする助成事業の公募を行い、日米共同で震災からの復興支援や今後の防災に取り組む内容の対話・交流事業や調査研究を募集した。その結果、

地震や防災関連の団体・大学などから初めての申請を得ることができた（15 団体が初申請）。

4. 他団体との連携（関係省庁、政府関係機関、企業、民間非営利団体等）

- 経費面のみならず、事業効果を高めるために、関係団体と共催で実施している事業も多い。アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラム（知的リーダー交流事業）は、国際文化会館と共催で実施しているが、国際文化会館のプログラム運営能力や、豊富な経験と蓄積された情報等を活用し、質の高いプログラムの企画と円滑な事業遂行が可能となった。また、ブリティッシュ・カウンシル、ベルリン日独センター、EUNIC 等の他機関・団体とも共催事業を実施している。

5. 経費効率化のための取組

- 中国の高校生招へい事業では、企業からの寄付・協賛を受けて現物供与も含めて大きなサポートを得ている。特に国際航空賃は、約 350 万円相当の割引提供を受けた。

6. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応

業務実績

平成 22 年度業務実績評価では、東アジア、米国等への重点化だけでなく、対象を広げた事業の実施も必要と考えられるとの指摘があった。23 年度は中東地域から若手リーダーを招へいする等の事業や、東南アジアでの震災復興に関するセミナーの実施等、広い地域での事業実施に努めた。

評価指標 3：地域的特性に応じた事業の実施状況

1. アジア・大洋州地域

地理的・歴史的に関係の深い中国、韓国を中心に、アジア・大洋州地域としての共通課題の解決のために議論を深める事業、日本及び域内での将来的なネットワーク構築を目指した若手リーダーや若手研究者の育成や交流を目的とする事業等を実施した。

(1) 知的交流会議

ア. 概要

内容	アジア・大洋州地域における共通課題の解決と研究者・専門家等のネットワーク構築を目的に、国際会議や共同研究事業を実施または支援。
実績等	主催：15件〔22年度：8件〕 助成：100件〔22年度：57件〕 人材育成助成：18件〔22年度：13件〕 受託：1件（67名・3グループ）〔22年度：1件〕

イ. 主要事業例：

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災復興関連セミナー <ul style="list-style-type: none"> ベトナム・インドネシア・マレーシア・インドに専門家を派遣して、震災復興に関する講演会、現地有識者との公開討論会を実施した。特に震災1周年という節目のタイミングに実施したマレーシアでは、関心が高い中、日本が直面した大災害の実情と今後の復興に向けた動きを伝え、2回の講演会ともに160名収容の会場に200名近い参加者が来場した。講演会に先立ち、大使館と共催で同館保有の震災写真パネル展を数日間開催し、基金制作のDVDを同時上映した。 ベトナムにおいても、収容人数120名の会場に180名の来場者があり、東日本大震災から1年となる機会に、DVD上映と講演を通じ、震災当時の様子から復旧の現状までを振り返るとともに、震災から1年を経て見えてきた教訓や課題、今後考えていくべき論点など、最新の情報を紹介した。 				
	(2) 知的リーダー交流				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td>アジア太平洋地域内のネットワーク構築、知的発信強化のため、専門家や研究者、域内の知的リーダー（政治、経済、メディア、教育等の各分野で影響力を有する人材）の派遣や、招聘を実施。</td> </tr> <tr> <td>実績等</td> <td>招聘：7名（7か国）〔22年度：6名（6か国）〕</td> </tr> </table>	内容	アジア太平洋地域内のネットワーク構築、知的発信強化のため、専門家や研究者、域内の知的リーダー（政治、経済、メディア、教育等の各分野で影響力を有する人材）の派遣や、招聘を実施。	実績等	招聘：7名（7か国）〔22年度：6名（6か国）〕
	内容	アジア太平洋地域内のネットワーク構築、知的発信強化のため、専門家や研究者、域内の知的リーダー（政治、経済、メディア、教育等の各分野で影響力を有する人材）の派遣や、招聘を実施。			
	実績等	招聘：7名（7か国）〔22年度：6名（6か国）〕			
	2. 日中交流センター事業				
	<p>18年度に開設した「日中交流センター」の事業として、日中の一般市民、特に若者を対象にした相互交流・相互理解を目的として、以下の3事業を実施した。</p>				
	(1) 中国の高校生等の招聘事業				
	ア. 概要				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td>中国の高校生を11カ月間招聘し、日本での生活を通して日本の社会と文化を知ってもらい、同時に日本の高校生たちに同年代の中国の高校生と交流する機会を提供。</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>第5期生31名、第6期生32名 ※ (22年度：第4期生35名、第5期生38名) ※ 22年度に来日した5期生38名のうち、23年3月の震災後、29名が一時帰国し、そのうち22名が再来日、7名はそのまま帰国した。</td> </tr> </table>	内容	中国の高校生を11カ月間招聘し、日本での生活を通して日本の社会と文化を知ってもらい、同時に日本の高校生たちに同年代の中国の高校生と交流する機会を提供。	実績	第5期生31名、第6期生32名 ※ (22年度：第4期生35名、第5期生38名) ※ 22年度に来日した5期生38名のうち、23年3月の震災後、29名が一時帰国し、そのうち22名が再来日、7名はそのまま帰国した。
内容	中国の高校生を11カ月間招聘し、日本での生活を通して日本の社会と文化を知ってもらい、同時に日本の高校生たちに同年代の中国の高校生と交流する機会を提供。				
実績	第5期生31名、第6期生32名 ※ (22年度：第4期生35名、第5期生38名) ※ 22年度に来日した5期生38名のうち、23年3月の震災後、29名が一時帰国し、そのうち22名が再来日、7名はそのまま帰国した。				
イ. 主要事業例：					
<ul style="list-style-type: none"> ● 6期生32名は、ホームステイあるいは学校の寮で生活しながら21県、31校の高校に通学し、日本の高校生と同じように学校生活を送ることで、より多くの交流の機会を得ている。 ● 中国の高校生を受け入れている日本の高校の生徒を対象に訪中事業を実施。また、招へいした中国の高校生の出身校の校長・日本語教員等グループの訪日、日本各地の受入れ高校の担当教員グループの訪中を行い、相互に高校や関係者・機関を訪問する視察事業を実施した。 ● 日本の大学への進学者は、24年4月時点で59名（第1期生37名中13名、第2期生37名中21名、第3期生26名中16名、第4期生35名中9名）。 					
(2) 日中市民交流担い手ネットワーク整備事業					

業務実績

内容	日中市民のインターネット上での交流の場「心連心ウェブサイト」の構築、運営。
実績	ウェブサイトアクセス：1,104,744件〔22年度：1,045,782件〕

(3) 中国国内交流拠点設置・運営事業

(ア) 概要

内容	中国地方都市において、特に若い世代を対象に、日本の音楽、映画、ファッション、マンガ等の最新の日本文化を紹介し、各種交流事業を行う「ふれあいの場」を開設し、運営する。また、図書、雑誌等のコンテンツの送付や、一部経費を支援する助成型についても実施する。
実績等	共同設置：3件、年間利用者数31,929名 〔22年度：3件、利用者10,008名〕 助成：8件〔22年度：6件〕

(イ) 主要事業例

前年度から継続して、四川省成都市、吉林省長春市、江蘇省南京市の3都市で、中国の機関と共同で、「ふれあいの場」（共同設置型）事業を実施した。助成型は、黒竜江省ハルビン市ほか8都市で実施した。このうち、遼寧省大連市、浙江省杭州市には新規に開設した。「ふれあいの場」では、日本の雑誌や書籍、音楽等のソフトなどの閲覧・展示、文化事業の開催、交流活動などを行った。

交流活動では、日本から大学生を派遣したり、中国国内の日本人留学生を派遣して日本文化紹介を行い、文化事業の開催にあたっては、日本から専門家を派遣するほかにも、現地在住の邦人ボランティアや、日本に留学した中国人の協力を得て実施した。

3. 米州地域

米国とのパートナーシップ強化のための知的交流の促進、関係者間のネットワーク構築を最重点方針として、日米センターを中心に米国の有望な若手政策関係者、学者、ジャーナリスト等のオピニオンリーダーを対象とした対話・招へい事業、フェローシップ供与等を実施した他、米州地域との知的交流促進のための助成事業も実施した。

(1) 日米交流支援（日米センター事業）

ア. 概要

内容	日米間の最新事情や課題を考慮しつつ、安全保障、国際経済等の主要政策課題に関する各種知的交流事業や、市民交流のための支援等を実施。
実績等	主催6件〔22年度：5件〕、助成121件〔22年度：114件〕

イ. 主要事業例：

● 米国アジア研究専門家招へい事業

米国におけるアジアへの関心の高まりを背景として、米国在住の有力なアジア

業務実績	<p>研究専門家を日本にグループで招へいして、日本に関する知見を深めると共に、日本の政・財・官・学・市民社会のリーダー層との間にネットワークを構築することを目的として実施。1週間の滞在期間中に政治家、局長クラス官僚、企業の国際事業担当部長、大学・シンクタンクの研究者など18件の面談・視察等を実施。参加者の一人は、本事業実施の数日後に野田総理の訪印が予定されていたことから、米国に帰国した直後に、日印関係の強化の必要性に関するオピニオンをインドの経済紙に寄稿するなど、従来の日本研究専門家から枠を広げ、アジア研究者の日本への関心を高めた。</p> <p>● 震災対応ファンダーズ会合</p> <p>東日本大震災支援のために支援基金を立ち上げた米国の日本関連団体、日本を助成対象としている財団、震災支援に関心を持つ日米両国のNPO/NGO関係者を招いて情報共有とネットワークング、今後の支援のあり方やニーズとのマッチング方法等を討議する会議をニューヨークで実施。日米両国の関係者50名ほどのネットワークングの場となり、震災後の日本の状況について米国の財団関係者や支援希望者に伝える機会になった。</p>											
	<p>(2) フェロウシップ事業（日米センター事業）</p> <table border="1" data-bbox="400 913 1414 1361"> <tr> <td data-bbox="400 913 544 1211">内容</td> <td data-bbox="544 913 1414 1211"> 安倍フェロウシップ 地球規模の政策課題や日米関係の課題に関し政策指向研究を行う日米両国の研究者・実務家の支援・ネットワーク構築を目的とする「安倍フェロウシップ」および政策に関する短期研究取材プロジェクトを通じて日本及び米国の関心事についての質の高い報道を支援する「安倍ジャーナリスト・フェロウシップ」を供与。(米国社会科学研究所(SSRC)との共催) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1211 544 1361">実績等</td> <td data-bbox="544 1211 1414 1361"> 安倍フェロウ：32名〔22年度：31名〕 安倍ジャーナリストフェロウ：4名〔22年度：4名〕 ※ 安倍フェロウについては、フェロウシップ期間継続中のもの(受給期間は、開始後2年以内) </td> </tr> </table> <p>(3) 日米草の根交流コーディネーター派遣事業（日米センター事業）</p> <table border="1" data-bbox="400 1451 1414 1664"> <tr> <td data-bbox="400 1451 544 1581">内容</td> <td data-bbox="544 1451 1414 1581"> 日米間の地域・草の根レベルの市民交流と教育を通じた相手国理解促進を目的として、米国の大学や日米協会を拠点として日本に関する知識や情報を提供するコーディネーターを派遣する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1581 544 1664">実績等</td> <td data-bbox="544 1581 1414 1664"> コーディネーター派遣 (JOI)：15名〔22年度：12名〕 (内訳) 継続派遣：9名、新規派遣：6名 </td> </tr> </table> <p>(4) 米国以外の米州との知的交流事業</p> <table border="1" data-bbox="400 1753 1414 2011"> <tr> <td data-bbox="400 1753 544 1883">内容</td> <td data-bbox="544 1753 1414 1883"> 日本と米州の知的交流促進を目的として、国際会議、セミナー、ワークショップ等に対し、有識者を派遣し、積極的な知的発信を行う。また、国際会議等に関する経費を助成。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1883 544 2011">実績等</td> <td data-bbox="544 1883 1414 2011"> 知的交流会議：2件〔22年：2件〕 知的交流会議助成：16件〔22年度：6件〕 人材育成助成：5件〔22年度：1件〕 </td> </tr> </table>	内容	安倍フェロウシップ 地球規模の政策課題や日米関係の課題に関し政策指向研究を行う日米両国の研究者・実務家の支援・ネットワーク構築を目的とする「安倍フェロウシップ」および政策に関する短期研究取材プロジェクトを通じて日本及び米国の関心事についての質の高い報道を支援する「安倍ジャーナリスト・フェロウシップ」を供与。(米国社会科学研究所(SSRC)との共催)	実績等	安倍フェロウ：32名〔22年度：31名〕 安倍ジャーナリストフェロウ：4名〔22年度：4名〕 ※ 安倍フェロウについては、フェロウシップ期間継続中のもの(受給期間は、開始後2年以内)	内容	日米間の地域・草の根レベルの市民交流と教育を通じた相手国理解促進を目的として、米国の大学や日米協会を拠点として日本に関する知識や情報を提供するコーディネーターを派遣する	実績等	コーディネーター派遣 (JOI)：15名〔22年度：12名〕 (内訳) 継続派遣：9名、新規派遣：6名	内容	日本と米州の知的交流促進を目的として、国際会議、セミナー、ワークショップ等に対し、有識者を派遣し、積極的な知的発信を行う。また、国際会議等に関する経費を助成。	実績等
内容	安倍フェロウシップ 地球規模の政策課題や日米関係の課題に関し政策指向研究を行う日米両国の研究者・実務家の支援・ネットワーク構築を目的とする「安倍フェロウシップ」および政策に関する短期研究取材プロジェクトを通じて日本及び米国の関心事についての質の高い報道を支援する「安倍ジャーナリスト・フェロウシップ」を供与。(米国社会科学研究所(SSRC)との共催)											
実績等	安倍フェロウ：32名〔22年度：31名〕 安倍ジャーナリストフェロウ：4名〔22年度：4名〕 ※ 安倍フェロウについては、フェロウシップ期間継続中のもの(受給期間は、開始後2年以内)											
内容	日米間の地域・草の根レベルの市民交流と教育を通じた相手国理解促進を目的として、米国の大学や日米協会を拠点として日本に関する知識や情報を提供するコーディネーターを派遣する											
実績等	コーディネーター派遣 (JOI)：15名〔22年度：12名〕 (内訳) 継続派遣：9名、新規派遣：6名											
内容	日本と米州の知的交流促進を目的として、国際会議、セミナー、ワークショップ等に対し、有識者を派遣し、積極的な知的発信を行う。また、国際会議等に関する経費を助成。											
実績等	知的交流会議：2件〔22年：2件〕 知的交流会議助成：16件〔22年度：6件〕 人材育成助成：5件〔22年度：1件〕											

業務実績

4. 欧州・中東・アフリカ地域

欧州については、世界的な共通課題に関する知的交流強化、ネットワーク構築を中心とした事業を、中東・アフリカについては我が国と同地域との知的対話を深めるための会議の開催、フェローシップ供与などの事業を実施した。

(1) 知的交流会議

ア. 概要

内容	欧州・中東・アフリカ地域における共通課題の解決と研究者・専門家等のネットワーク構築を目的に、国際会議を実施または支援。
実績等	主催9件〔22年度：14件〕 助成50件〔22年度：33件〕 人材育成助成：9件〔22年度：7件〕

イ. 主要事業例

- 「日・韓・欧 多文化共生都市国際シンポジウム～語り、協働し、作りあげる：明日のコミュニティ～」

「多文化共生」について、日本・欧州・韓国の状況を考察すると共に、9都市の首長（日本／浜松市、新宿、大田区、韓国／ソウル市西大門区、水原市、安山市、欧州／リスボン市、レッジョ・エミリア市、ボットシルカ市）が一同に会し、各都市の取り組みを紹介する国際シンポジウムを、欧州評議会と共催して実施。シンポジウムの最後に、参加者一同の同意を得て「多文化共生都市の連携を目指す東京宣言」が採択され、このシンポジウムを契機に、本テーマについて各都市が今後も取り組んでいく決意が表明され、24年秋には浜松市で第2回シンポジウムが開催される予定となっている。

(2) フェローシップ事業等

ア. 概要

内容	欧州・中東・アフリカ地域との知的交流促進と人材育成を目的に、域内有識者の招聘と派遣・招聘フェローシップ事業を実施。また、国際会議等に有識者を派遣し、積極的な知的発信を行い、日本の貢献の促進、知的リーダー間のネットワーク構築等を行う。
実績等	知的交流フェローシップ（招聘）：47名（25か国）※ 〔22年度：21名（18か国・地域）〕 ※ 個人招へい31名、グループ招へい16名（1グループ）

イ. 主要事業例

- 中東・北アフリカグループ招へい

「国づくり・地域づくりにおけるリーダーシップ」をテーマに、24年2月に10日間、アラブ諸国の若手リーダーを日本に招へいした。参加者は、2010年暮れから2011年にかけてアラブ各地で起きた「アラブの春」を経験した国々を含む若手リーダーで、両国・地域に共通する社会問題にあわせて、若者の農業回帰支援、地域開発支援、障がい者就労支援、被災地復興支援等を行う団体のリーダーとの懇談やワークショップを実施し、23年に東日本大震災を経験した被災地をはじめ、各地で活躍する日本の若手リーダーと共に、今後両国・地域の社会を変えて

いくリーダーシップのあり方を浮き彫りにしよう試みた。

評価指標 4：支援対象機関及びフェロシップ受給者からの評価（目標：70%以上から有意義との評価）と、その結果への対応

1. 評価結果

中期計画でデータ収集を義務付けられた各プログラムに関し、支援対象機関やフェロ等に対してアンケート等の調査を行った結果、85%以上の回答者が「とても有意義」又は「有意義」と評価しており、目標は達成されたと判断できる。

業務実績

アジア大洋州	
知的リーダー交流	100% (参加者 7 名/7 名) [22 年度：100% (6 名/6 名)]
知的交流会議	主催：99% (参加者 975 名/989 名) [22 年度：100% (105 名/105 名)] 助成：99% (参加者 2,406 名/2,436 名) [22 年度：99% (474 名/474 名)] 人材育成助成：96% (339 人/354 人) [22 年度：100% (12 件/12 件)]
中国の高校生等の招へい	100% (第 5 期生 37 名/37 名) [22 年度：100% (31 名/31 名)] 100% (受入校 22 校/22 校) [22 年度：100% (24 校/24 校)]
中国国内交流拠点設置・運営事業	94% (307 名/326 名) [22 年度：86% (167 名/195 名)]
米州	
知的交流会議	96% (参加者 195 名/203 名) [22 年度：91% (参加者 99 名/109 名)]
日米交流支援	主催：99% (参加者 71 名/72 名) [22 年度：99% (参加者 124 名/125 名)] 助成：85% (81 機関/95 機関) [22 年度：100% (74 機関/74 機関)]
安倍フェロシップ	100% (フェロ 14 名/14 名) [22 年度：100% (14 名/14 名)]
日米草の根交流コーディネーター派遣	100% (被派遣者 14 名/14 名) 100% (受入機関スーパーバイザー 12 名/12 名) [22 年度：100% (12 名/12 名)]
欧州中東アフリカ	
知的リーダー交流	100% (フェロ 22 名/22 名) [22 年度：100% (16 名/16 名)]
知的交流会議	主催：96% (194 名/202 名) [22 年度：92% (444 名/481 名)]

		助成：98%（参加者 279 名/285 名） [22 年度：98%（参加者 186 名/189 名）] 人材育成助成：86%（38 人/44 人） [22 年度：100%（7 件/7 件）]																														
	2. 評価結果への対応 プログラムごとに、アンケートに記された意見、指摘事項等を分析し、平成24年度以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する。																															
業務実績	評価指標 5：中長期的な効果が現れた具体的エピソード <ul style="list-style-type: none"> ● ワシントン・カレッジ准教授アンドリュー・オロス（Andrew Oros）氏 「米国若手指導者ネットワーク・プログラム」（18-22年度／外務省との共催で実施）の第一回訪日研修（19年に実施）の参加者であるAndrew Oros氏（ワシントン・カレッジ准教授）は、その後21年度安倍フェローに選出され「日米中安全保障関係における三国間主義」というテーマで研究を行ったほか、23年度には「日米次世代ネットワーク・プログラム」第2期生に選出されている。さらに同氏は、23年度に日米センターが実施した「米国学部学生短期訪日研修助成プログラム」を利用して、教鞭をとるワシントン・カレッジで日本の政治・外交政策を学ぶ学生18名を日本研修に導き、将来が期待される日本の若手議員との意見交換会を実現させるなど、同氏よりさらに若い世代のネットワーク育成に貢献したほか、東北でのボランティア活動を組み入れた質の高い研修内容が日本のメディアの関心と呼びテレビ局の取材が入るなど、広報面でも高い成果を挙げた。ほぼ震災1周年の時期に実施された同研修は米国内でも注目を集め、24年4月にはワシントンDCのシンクタンク、ヘンリー・スティムソン・センターに同氏と研修参加学生数名が招かれ、DCの政策関係者を前に研修成果を発表する機会が設けられた。 																															
	評価指標 6：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応 1. 評価結果 各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。																															
	<table border="1"> <tr> <td>知的リーダー交流 (アジア大洋州)</td> <td>ロ</td> <td>ロ</td> <td>知的交流会議 (アジア大洋州)</td> <td>ロ</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>中国の高校生等の招聘</td> <td>ハ</td> <td>ハ</td> <td>中国「ふれあいの場」事業</td> <td>ロ</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>日中市民交流担い手ネットワーク整備</td> <td>ハ</td> <td>ハ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日米交流支援(日米センター事業)</td> <td>ハ</td> <td>ハ</td> <td>日米草の根交流コーディネーター派遣(日米センター事業)</td> <td>ハ</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>安倍フェローシップ</td> <td>ハ</td> <td>ハ</td> <td>知的交流会議 (米州)</td> <td>ハ</td> <td>ハ</td> </tr> </table>	知的リーダー交流 (アジア大洋州)	ロ	ロ	知的交流会議 (アジア大洋州)	ロ	ハ	中国の高校生等の招聘	ハ	ハ	中国「ふれあいの場」事業	ロ	ハ	日中市民交流担い手ネットワーク整備	ハ	ハ				日米交流支援(日米センター事業)	ハ	ハ	日米草の根交流コーディネーター派遣(日米センター事業)	ハ	ロ	安倍フェローシップ	ハ	ハ	知的交流会議 (米州)	ハ	ハ	
知的リーダー交流 (アジア大洋州)	ロ	ロ	知的交流会議 (アジア大洋州)	ロ	ハ																											
中国の高校生等の招聘	ハ	ハ	中国「ふれあいの場」事業	ロ	ハ																											
日中市民交流担い手ネットワーク整備	ハ	ハ																														
日米交流支援(日米センター事業)	ハ	ハ	日米草の根交流コーディネーター派遣(日米センター事業)	ハ	ロ																											
安倍フェローシップ	ハ	ハ	知的交流会議 (米州)	ハ	ハ																											

	(日米センター事業)				
	知的リーダー交流 (欧州中東アフリカ)	ロ	ハ	知的交流会議 (欧州中東アフリカ)	ロ ハ
業務実績	2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ以下の評価について）				
	該当なし。				
業務実績	3. 評価結果への対応				
	<p>知的リーダー交流、知的交流会議の事業について、事業実施国・地域の拡大等を期待する旨のコメントがあった。また、取り組むべき知的交流の分野、テーマについても、コメントがあった。状況に応じて柔軟に実施対象国を設定することや事業実施数が少ない地域への配慮を検討したい。また、重要な課題、テーマの発掘をも意識しつつ、事業を実施したい。</p>				

No. 24 国際交流に関する情報の収集・提供及び事業の積極的広報

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	<p>(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に関する情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等
小項目	<p>【平成23年度計画（別紙1）分野別政策】</p> <p>4. 国際交流に関する情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等</p> <p>国際文化交流の増進を図るため、国際交流に関する情報の収集・提供及び調査・研究を行うとともに、国際交流の担い手に対する支援を行う。国民へのサービス強化と国際交流の担い手に対する支援の観点から、情報提供や他団体等との連携の窓口を中心に、基金の事業情報を含め国際文化交流に関する情報全般の提供を行うとともに、外部との事業の連携等を行い、国際文化交流事業への国民の関心を喚起し、理解を促し、国民が国際文化交流に参加しやすくなるよう図る。</p> <p>国際文化交流に関心を持つ市民が容易に情報にアクセスできるよう、ウェブサイト・ブログ・メールマガジン等の複数の媒体のそれぞれの特質を活かして情報提供を行うとともに、ライブラリーとイベントスペースを含むJFIC（情報センター）を活用して情報提供を行う。</p> <p>(1) 国際交流基金本部及び海外事務所の図書館ネットワークを活用し、日本に関心を有する海外の知識人、市民を対象に、日本関連情報の提供や各種照会への対応を行うことにより、対日理解の増進を図る。</p> <p>(2) 国際交流に関心を有する国内・海外の一般市民や国際交流事業関係者に対して、ウェブサイト・ブログ・メールマガジン等の複数の媒体のそれぞれの特質を活かし、またライブラリーとイベントスペースを含むJFIC（情報センター）の整備・活用により、国際交流基金が収集した国際文化交流及び国際交流基金事業についての資料・情報を効果的かつ効率的に提供する。平成23年度は、ライブラリーの開館日を変更し利便性を高めるほか、コレクションの保存修復・可視化やレファレンス等を通じた情報発信をさらに促進することにより、利用者数の増加を図る。国際交流基金の活動に関心をもつ層や支持者を増やすため、ウェブ・イベントの一層の活用やメールマガジンの見直しを図る。</p> <p>(3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、顕彰やノウハウ提供等の支援を行う。</p> <p>① 国内のさまざまな国際交流関連団体とのネットワーク形成のために、国際文化交流に関する照会への対応、情報提供を行い、また共催によるセミナー等をJFICなどで開催する。</p> <p>② 国際文化交流に貢献のあった国内外の団体・個人に対する顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。</p> <p>また国内の地域に根ざした優れた国際交流を行う団体の顕彰を行い、これを効果的に周知する。</p> <p>(4) 内外の国際交流の動向を的確に把握し、これに基づいて我が国を巡る国際環境の変化に機動的に対応し、内外の国際交流団体や研究機関と連携・協力して国際交流を効率的・効果的に行うために必要な調査及び研究を行う。調査結果を国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうるよう、内容の充実に努めるとともに、</p>

小項目	<p>成果報告を印刷物等を通じて効果的、効率的に公開する。</p> <p>平成23年度は、青山学院大学と連携し、国際交流共同研究センターで進めてきた「平和のための文化イニシアティブ」研究について、シンポジウムを実施する。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)に関し、必要性、有効性、効率性等適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得るよう努める。</p>
-----	--

業務実績	<p>評価指標 1：企画立案における事業の効果及び経費効率の向上のための取組、措置</p> <p>1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応</p> <p>項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標 1 に記載のとおり。</p> <p>2. プログラムの評価と見直し</p> <p>21 年度にサポーターズクラブ（有料会員制度）の廃止を決定したことを受け、旧会員を中心に 22 年度より無料メールマガジン「JF ナビゲーター」を隔週で発行し国内イベント案内等を引き続き行っていたが、23 年 11 月よりこれを毎週発行してきた基金メールマガジンと一体化して情報の量と内容の充実を図ることとした。</p> <p>3. 外務省独立行政法人評価委員会 平成 22 年度業績評価指摘事項への対応</p> <p>「情報の収集・提供は、国際交流基金の事業全体のインフラをなす重要な活動であることを認識し、よりタイムリーで発信力のあるコンテンツの提供などに引き続き取り組むことが望まれる」とのコメントがあった。22 年度に引き続き、ツイッターの活用（ツイート数は 622 件から 1,337 件に、フォロワー数は 2,129 名から 4,453 名に増加）や、ウェブマガジン「をちこち Magazine」の毎月更新、内容の充実（アクセス数は、月平均で 3,029 件から 5,837 件に増加）など、発信強化に取り組んだ。</p> <p>※ ウェブマガジン「をちこち Magazine」は、22 年度 8 月から開始したため、年間のアクセス数ではなく、月平均の数値で比較した。</p> <p>評価指標 2：日本関連情報の提供や各種照会への対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">内容</td> <td> <p>JFIC ライブラリー：</p> <p>日本について外国語（主に英語）で紹介する資料・書籍、国際文化交流に関する資料、国際交流基金の発行書籍・報告書等を収集し一般の利用者の閲覧に供している。基金資料のアーカイブ機能を充実させるよう努め、基金事業報告書の整備、映像資料を収集し、メール等によるレファレンスサービス等のサービスも行った。</p> </td> </tr> </table>	内容	<p>JFIC ライブラリー：</p> <p>日本について外国語（主に英語）で紹介する資料・書籍、国際文化交流に関する資料、国際交流基金の発行書籍・報告書等を収集し一般の利用者の閲覧に供している。基金資料のアーカイブ機能を充実させるよう努め、基金事業報告書の整備、映像資料を収集し、メール等によるレファレンスサービス等のサービスも行った。</p>
内容	<p>JFIC ライブラリー：</p> <p>日本について外国語（主に英語）で紹介する資料・書籍、国際文化交流に関する資料、国際交流基金の発行書籍・報告書等を収集し一般の利用者の閲覧に供している。基金資料のアーカイブ機能を充実させるよう努め、基金事業報告書の整備、映像資料を収集し、メール等によるレファレンスサービス等のサービスも行った。</p>		

		<p>また、国内・海外の基金図書館間のネットワーク機能の向上に努め、電子ジャーナルやデータベースの共同利用、重複本の寄贈照会・送付などを中心となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書：約 3 万 6 千冊（外国語書籍約 2 万 9 千冊） ・ 雑誌・紀要・ニューズレター：約 400 誌 ・ 視聴覚資料・ビデオ、マイクロフィルム資料、基金事業紹介ファイル等 									
	実績	<p>総入館者数：21,704 人〔22 年度：20,053 人〕 貸出冊数：2,803 冊（月 234 冊） 〔22 年度：3,179 冊（月 265 冊）〕 レファレンスサービス：775 件（月 65 件） 〔22 年度：921 件（月 77 件）〕 ※入館者数は、JFIC 全体の入館者数。</p>									
業務実績	<p>その他、ライブラリー所蔵資料を用いて、特別展示「昭和初期のグラフィックに見る NIPPON—名取洋之助・木村伊兵衛・土門拳」を開催したほか、ライブラリーで所蔵する貴重本などを紹介するミニ展示を 7 回実施（「日本風俗図誌」ティチング、1822 年刊、「日本誌」モンタヌス、1670 年刊、「イエズス会史」バルトリ、1653～1660 年刊等を展示）したほか、テーマ展示・イベント関連展示等を 11 回実施（「日本のデザイン」、「ヨコハマ・トリエンナーレ」、「国際交流基金賞受賞者関連資料」、オーギュスタン・ベルグ氏（国際交流基金賞受賞者）著作物の展示等）した。</p>										
	<p>評価指標 3：ホームページを通じた情報提供（海外事務所分を除く）</p> <table border="1"> <tr> <td>基金ホームページ</td> <td> <p>訪問者数：1,863,166 件 〔22 年度：1,905,435 件〕 ※中期計画で示された目標（年間100万件）を上回った。</p> </td> </tr> <tr> <td>メールマガジン</td> <td> <p>日本語版：48 回発行（毎週）、登録者 10,810 人 〔22 年度：10,465 人〕 英語版：24 回発行（隔週）、登録者 7,372 人 〔22 年度：7,195 人〕</p> </td> </tr> <tr> <td>ブログ</td> <td> <p>年間更新回数：60 回 アクセス総数：35,906 件（平均 98 件／日） 〔22 年度：38,592 件〕</p> </td> </tr> <tr> <td>ツイッター</td> <td> <p>ツイート数：1,337 件 フォロワー数：4,453 名</p> </td> </tr> </table> <p>評価指標 4：情報誌等を通じた情報提供（海外事務所分を除く）</p> <p>1. 情報誌の発行を通じた情報提供</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> <p>ウェブマガジン「をちこち Magazine」の発行： 国際文化交流に関して話題となっているテーマや先進的なプロジェクトについて特集を組み、インタビューや特別寄</p> </td> </tr> </table>		基金ホームページ	<p>訪問者数：1,863,166 件 〔22 年度：1,905,435 件〕 ※中期計画で示された目標（年間100万件）を上回った。</p>	メールマガジン	<p>日本語版：48 回発行（毎週）、登録者 10,810 人 〔22 年度：10,465 人〕 英語版：24 回発行（隔週）、登録者 7,372 人 〔22 年度：7,195 人〕</p>	ブログ	<p>年間更新回数：60 回 アクセス総数：35,906 件（平均 98 件／日） 〔22 年度：38,592 件〕</p>	ツイッター	<p>ツイート数：1,337 件 フォロワー数：4,453 名</p>	内容
基金ホームページ	<p>訪問者数：1,863,166 件 〔22 年度：1,905,435 件〕 ※中期計画で示された目標（年間100万件）を上回った。</p>										
メールマガジン	<p>日本語版：48 回発行（毎週）、登録者 10,810 人 〔22 年度：10,465 人〕 英語版：24 回発行（隔週）、登録者 7,372 人 〔22 年度：7,195 人〕</p>										
ブログ	<p>年間更新回数：60 回 アクセス総数：35,906 件（平均 98 件／日） 〔22 年度：38,592 件〕</p>										
ツイッター	<p>ツイート数：1,337 件 フォロワー数：4,453 名</p>										
内容	<p>ウェブマガジン「をちこち Magazine」の発行： 国際文化交流に関して話題となっているテーマや先進的なプロジェクトについて特集を組み、インタビューや特別寄</p>										

		稿、諸分野のプロフェッショナルによる連載記事を企画・編集し、掲載。
	実績	<p>訪問者数： 70,038 件 [22 年度： 24,232 件] ※ ※ 22 年度は 8 月から 3 月までの数値</p> <p>各号の特集テーマ：</p> <p>4 月号 いま、日本語でつながる。 5 月号 韓国を、想う 6 月号 3.11 後の社会 7 月号 地域を結ぶデザイン、世界をつなぐデザイン 8 月号 フェスティバル！ 9 月号 ビエンナーレ/トリエンナーレ 10 月号 ドイツで北斎に出会う 11 月号 Japan Foundation Award 特別号 先駆者たちの横顔 12 月/1 月号 2012 年クールジャパンの今 2 月号 時代と空間を越える文学 3 月号 3.11 から 1 年 文化は社会に貢献出来たのか</p>
業務実績	2. その他の情報提供	
	<p>(1) J F I C セミナースペース等での情報提供</p> <p>セミナースペース (JFIC ホール[さくら]、スペース[けやき]) を活用しつつ、国際文化交流の担い手を対象として、国際文化交流に関する情報提供や国際交流基金の組織広報を目的としたイベントを企画し、基金が過去に実施した舞台芸術共同制作事業の記録・レクチャーや、シンポジウム、セミナー等を 5 件行った。</p> <p>(2) 国際交流基金賞</p> <p>23 年度は、文化芸術部門：タンブッコ パーカッションアンサンブル (メキシコ、4 名)、日本語部門：カイロ大学文学部日本語日本文学科 (エジプト)、日本研究・知的交流部門：オギュスタン・ベルク (フランス、国立社会科学高等研究院退任教授) の 3 団体/名に国際交流基金賞を授与した。併せて受賞者による受賞記念公演をトッパンホールで、また講演会を国際交流基金日本語国際センター及び国際交流基金 J F I C ホールさくらで開催した。受賞者インタビューを含む計 29 件の報道 (22 年度： 49 件) があった。</p>	
評価指標 5：国際交流を行うために必要な調査及び研究の実施状況		
	国別事業評価手法の研究	項目 No. 4「事業目的の明確化・外部評価の実施」の「評価指標 1.」に記述。
	青山学院大学国際交流共同研究センターの運営への参画と同センターにおける調査研究	青山学院大学との連携により、同大学内に設立された「青山学院大学国際交流共同研究センター」の運営に参画、「平和のための文化イニシアティブの役割」研究プロジェクト、「多文化共生と国際交流」研究プロジェクトを共同で行った。

国際文化交流情報の収集	基金の政策形成の参考となるような基礎資料の収集を目的に、主要国における国際文化交流の動向等の翻訳を行い、内部で共有した。
上智大学－基金連携「国際文化交流講座」の実施	上智大学との連携により、国際文化交流関係職種への就職を目指す学生及び一般社会人を対象として「国際文化交渉学の構築を目指して－国際文化の発信によりモデルなき時代の波をつかむ－」（全11回）を開講した（受講申込者10名、修了者5名）。基金の役職員も講師を務めた。

評価指標 6：国内に於ける国際文化交流の増進を図るための国際交流団体への各種支援の実施状況

業務実績

1. 概要

国際文化交流に関する情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国内国際交流団体、在京外国大使館・文化機関からの各種相談・情報提供依頼への対応：115件〔22年度：119件〕 ・国内各地で行われているアーティスト・イン・レジデンスをまとめたウェブサイトを公開。アクセス数は164,806件〔22年度：224,555件〕
国際交流基金地球市民賞	<ul style="list-style-type: none"> ・3団体（所在地：東京都、岐阜県、鳥取県）に授賞。〔22年度は東京都、神奈川県、兵庫県に所在の3団体。〕 ・3団体（所在地：岩手県、宮城県、福島県）に、理事長特別賞を授与。

2. 主要事業例：

● 国際交流基金地球市民賞

地域に根ざした国際交流活動を支援するため、そのモデルとなる先導的活動を行っている団体・個人を顕彰する事業であり、23年度は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト（東京都）、特定非営利活動法人ブラジル友の会（岐阜県）、特定非営利活動法人鳥の劇場（鳥取県）の3団体に授賞。また、東日本大震災で被災した3県の国際交流団体、陸前高田市国際交流協会（岩手県）、国際交流協会ともだちin名取（宮城県）、特定非営利活動法人ザ・ピープル（福島県）に対して理事長特別賞を授与。報道件数 計36件（22年度：33件）

評価指標 7：サービス対象者の満足度等と、その結果への対応

1. 評価結果

JFIC ライブラリー利用者、ウェブサイト訪問者、メールマガジン登録者にアンケート

ト調査等（4段階評価）を行ったところ、82%以上の回答者が「とても有意義」又は「有意義」と評価。

JFIC ライブラリー	利用者 : 99% (106名/107名) [22年度: 100%]
ウェブサイト	日本語 : 93% (238名/256名) [22年度: 93%]
メールマガジン	日本語 : 88% (143名/163名) [22年度: 100%] 英語 : 82% (148名/180名) [22年度: 92%]

2. 評価結果への対応

アンケートに記された意見等を、次年度以降の事業の企画立案、実施方法等の改善に反映する。

評価指標 8 : 中長期的な効果が現れた具体的なエピソード

● 国際交流基金地球市民賞（旧・地域交流振興賞）受賞団体の活動

過去の受賞団体が、3月の東日本大震災の被災地支援のため、海外での支援活動のノウハウを活かし、救援物資の搬送やボランティアの派遣、被災者の受入、被災外国人への多言語での地震・生活関連情報の提供などの活動を継続している。

山形県鶴岡市で国際交流活動を実施している庄内国際交流協会（1990年受賞）は、太平洋側の被災者の受け入れを実施。フィリピン、韓国、中国などから庄内地方への農村花嫁の方々もボランティアで協力し、英語・中国語・韓国語・仏語・ポルトガル語・タガログ語で対応している。

特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（1996年受賞）は、震災直後の3月14日より事務局内に「東北広域震災 NGO センター」を開設し、緊急支援活動を開始。被災地にニーズに合わせ、仙台市近辺できめ細かい対応を行なっている。

阪神大震災での外国人被災支援の経験から多言語（10言語）によるコミュニティラジオを放送しているFM わいわい（特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンター、2002年受賞）は、仙台市災害多言語支援センターと連携して活動し、外国人被災者にむけたウェブサイトで、地震及びライフライン関連情報を多言語で掲載している。

● ウェブサイト AIR_J

日本国内で実施されているアーティスト・イン・レジデンスの情報をまとめて公開しているウェブサイト、AIR_Jでは、訪日を希望する海外のアーティストや研究者等に、日本のアーティスト・イン・レジデンスの情報を網羅的に提供しており、アクセス数も増加の傾向にある（23年度はアクセス数が減少しているが、震災の影響により訪日滞在制作活動へのニーズが一時的に低下したと考えられる）。これまで、バイリンガルでの情報提供サイトは多くなく、地道ながら情報の更新、提供を継続し、国際交流活動の担い手を支援してきた結果が現れつつある。

業務実績

業務実績

評価指標9：外部専門家によるプログラム毎の評価と、その結果への対応

1. 評価結果

各プログラムに関する外部専門家2名による評価結果は以下のとおり。

情報提供・広報事業	ハ	ハ	国際交流顕彰事業	ロ	ハ
国内連携促進	ハ	ハ	国際交流調査研究	ハ	ハ

2. 外部専門家の評定理由（イ評価及びニ評価以下について）

該当なし。

3. 評価結果への対応

情報提供・広報活動について、ウェブサイトやソーシャルメディアのコンテンツの更新・変化が重要であるとのコメントがあった。サイトの更新や新たなコンテンツの提供を今後も継続して実施したい。

No. 25 海外事務所・京都支部の運営状況

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	その他
小項目	<p>(1) 海外事務所の運営</p> <p>基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び周辺地域において上記1～4の本部事業の円滑な遂行の連絡調整を行うとともに、所在国及び周辺地域における我が国の国際文化交流の情報、事業、ネットワークの拠点として、現地の事情及びニーズに応じて柔軟かつ機動的に、各種事業を効果的に実施し、関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。</p> <p>(2) 京都支部の運営</p> <p>基金京都支部は、本中期目標に示された諸点をふまえ、関西において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じて関係者とのネットワーク構築を図り、公演、セミナー、ワークショップ等の催しを関係団体との共催等により、効果的かつ効率的に実施する。</p>

評価指標 1：企画立案における事業効果向上のための取組、措置（方針・重点化に沿った事業の実施）

業務実績

1. 行政刷新会議による事業仕分け結果等への対応

項目 No. 3「機動的かつ効率的な業務運営」評価指標 1 に記載のとおり。

2. 方針・重点化に沿った事業の実施

(1) 平成 23 年度は、開設から一年を経たマドリッド日本文化センターについては、事業活動の拡充及び事務所のプレゼンスと外部機関との連携の強化を図った。事業件数は 22 年度 35 件から 23 年度 71 件に増加したが、このうち協力事業（文化備品の貸出や後援名義の付与等、経費の支援以外の方法で事業に協力する）が 22 年度の 10 件から 23 年度 32 件と大きく増加している。同センターの活動を拡充したことにより認知度が向上するなどして、他機関からの事業協力の要請につながり、協力事業件数の増加と見られる。

また、センターの存在とその活動が知られることで、他機関との事業連携の拡充や広報の面で成果を生み、主催事業参加者の増加にもつながった（22 年度 19,728 名、23 年度 39,838 名）。

(2) 外交上重要な文化事業として外務省から要請のあった周年事業である「日独交流 150 周年」に対して、在外事業でも対応を行った。具体的には、ケルン日本文化会館において「日独交流 150 周年」対応事業を含む 46 件（22 年度は 34 件）の在外主催事業と 15 件（22 年度は 6 件）の助成事業を実施し、主催事業では 53,696 名の参加者を集めた。ドイツにおける在外主催事業の参加者数は 22 年度の実績（23,623 名）に比べて約 2.3 倍増加した。

(3) 平成 23 年 3 月の東日本大震災を受けて、海外から寄せられた日本に対する支援に謝意を表すとともに、風評を正して復興に取り組む日本の前向きな姿を示し、震災を機に高まった日本への関心を対日理解の促進につなげるための事業を展開した。具体的には、各地の事務所において東日本大震災に関連する主催・共催事業計 62 件を実施。これら事業には計 42,159 名が参加した。展覧会、公演、映画上映、シンポジウム等の多様な形態の事業を通じて、日本に対する支援に応えるとともに、困難を乗り越えて復興に取り組む日本の姿を多くの人々に紹介した。

3. 収入拡大や経費効率化等に向けた取組み状況

在外事業実施にあたり、現地の民間企業からの協賛金や現地文化団体等からの共催分担金等、全事務所で延べ約 54 百万円の外部資金を得た。厳しい経済状況のなか、22 年度より約 1%増加した。

評価指標 2：海外事務所・京都支部企画事業の実施状況（催し物、ライブラリー、外部団体との連携の状況）

1. 海外事務所企画事業の実施状況

21 か国 22 か所の海外事務所・拠点において、以下のような事業を実施した。（詳細は別添 1 及び別添 2 参照）

(1) 在外事業実施件数

在外事業は、①主催事業（単独主催事業と共催事業から成る）、②助成事業、③協力事業（会場提供、文化備品・視聴覚資料貸出、後援名義付与）に区分される。件数は、プロジェクト毎に 1 件とし、シリーズ企画は 1 件と計上した。

なお、21 年度までは在外事業においても日本語分野の事業を実施していたが、22 年度からは国・地域ごとのニーズに応じた日本語事業の展開を強化するために同分野は本部事業に一元化したことから、在外事業は文化・芸術事業と日本研究・知的交流事業のみで構成されている。

23 年度は全海外事務所において、延べ 1,454 件（22 年度 1,349 件）の在外事業を実施した。事業件数は全体では 22 年度に比べて約 8%増加した。

分野別では、文化・芸術交流事業は 1,233 件（85%）（22 年度 1,141 件、85%）、日本研究・知的交流事業は 221 件（15%）（同 208 件、15%）であった。事業形態別では、単独主催事業は 242 件（16%）（215 件、16%）、事業の共同運営や会場提供などを受けて実施した共催事業は 469 件（32%）（438 件、32%）、助成事業は 283 件（19%）（267 件、20%）、協力事業 460 件（31%）（429 件、32%）であった。

分野別（文化・芸術、日本研究・知的交流）および事業形態別（主催、助成、協力）でも、それぞれのカテゴリーで同等の増加率であった。海外拠点単独の主催事業は全体の 16%であり、多くの事業において関係団体との連携を図っている。

また、外交上重要な文化事業として外務省から要請のあった周年事業に関しては、「日独交流 150 周年」のため、ドイツにおける事業件数が 22 年度の 99 件から 23 年度は 120 件に増加した（協力事業を含む）。

(2) 来場者・参加者数

全海外事務所で開催した主催・共催事業には、735,720 人が参加・来場した。来場者の分野別内訳では、文化・芸術交流事業は 718,178 人（全事業に占める割合は 98%）、日本研究・知的交流事業は 17,542 人（同 2%）であった。事業形態別では、単独主催事業に 227,997 人（同 31%）、共催事業には 507,723 人（同 69%）が参加した。22 年度（670,166 人）と比較すると、約 10%の増加となった。23 年度は 22 か所の海外事務所中 18 か所の事務所で 22 年度に比べて来場者数が増加している。

外交上重要な文化事業として外務省から要請のあった周年事業に関しては、「日独交流 150 周年」のため、ドイツにおける来場者数が 53,696 名（22 年度 23,623 名）に増加した。

ソウルにおいては 22 年度に比べて大きく来場者数が減少しているが、これは 22 年

度、ソウルが「主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクト」の実施都市であったこと、大規模な文化祭の会場内で実施したことで多くの動員を得た案件があったことによる。

なお、来場者・参加者数を把握することが困難な事業（出入自由な会場での屋外公演等）については、本集計には含めていない。

(3) 日本語講座運営状況（詳細は、項目 No. 18 参照）

海外事務所 22 か所のうちサンパウロ日本文化センターを除く 21 か所で日本語講座を運営した（22 年度は 16 か所）。授業時間数は 11,115 時間、受講者数は延べ 7,014 人となった（22 年度は授業時間数 7,950 時間、受講者数 3,837 人）。

(4) 図書館サービス

ニューヨーク日本文化センターを除く 21 か所の海外事務所で図書館を運営している。23 年度は述べ 237,636 名が来館した（対 22 年度比約 1%増）。レファレンス数は 15,262 件（対 22 年度比 3%増）、貸出件数は 173,040 点（同 3%増）であった。

図書館の利用実績は概ね 22 年度と同等の水準となっている。

2. 京都支部企画事業の実施状況（詳細は別添1及び別添2参照）

京都支部が企画・実施した事業の概要は次のとおり。

(1) 事業実施件数

京都支部においては、主催事業 4 件（22 年度 4 件）、共催事業 12 件（同 9 件）、協力事業 9 件（同 11 件）の合わせて 25 件（同 24 件）の事業を実施した。

事業形態別では、単独主催事業は 4 件（16%。22 年度 4 件 17%）、共催による主催事業は 12 件（48%。22 年度 9 件 38%）、協力事業 9 件（36%。22 年度 11 件 46%）であった。共催による主催事業は、大学や地方自治体の国際交流団体等の外部機関との連携により実施している。協力事業は、すべて他の団体が実施した事業に対する後援名義の付与であった。

(2) 来場者・参加者数

京都支部で実施した主催・共催事業には、1,804 人が参加した。22 年度（1,392 人）と比較すると約 30%増加した。事業形態別では、単独主催事業に 58 人（3%）、共催事業には 1,746 人（97%）が参加し、共催により集客力の高い事業が実現した。23 年度は、日本映画上映会の実施に際して広報を強化すべく地元の新聞社に働きかけるなどしたことにより、映画上映会の来場者数が大きく増えたため、全体の来場者数も増加する結果となった。

評価指標 3：海外事務所等による情報発信（ウェブサイトなど）の状況

1. インクワイアリーへの対応（詳細は別添2参照）

海外事務所において、延べ44,479件の一般照会（日本文化事情案内、マッチング・サービス、基金プログラム案内等）に対応した。京都支部においては、延べ341件の一般照会に対応した。海外事務所の対応件数は22年度（35,410件）より増加している。増加件数が特に多かった事務所はジャカルタであるが、これはツイッターやフェイスブックといったソーシャルメディアによる発信を強化した影響と考えられる。京都支部の対応件数も22年度（295件）に比較して増加している。これは他機関とのネットワークの広がり等により京都支部の認知度が高まった結果と考えられる。

なお、カイロについても件数が大幅に増加しているが、これは現地における社会状況が不安定となったために日本語講座や図書館といった事務所事業の運営に中止や変更が多く生じたことから、これらに関する問い合わせが増加したためである。

2. 情報発信に関する取り組み（詳細は別添2参照）

(1) ニュースレター発行部数（部数×回数）：10事務所において、12種類のニュースレターを8言語で発行した。延べ発行部数は152,790部で、22年度（153,900部）とほぼ同等の水準となっている。なお、近年は現地事情をふまえながら情報発信を紙媒体からウェブでの発信（メールマガジン、ブログ、ツイッター等）に切替える傾向にある。

(2) メール・マガジン配信数（宛先×回数）：海外事務所22か所のうち、14事務所においてインターネットを通じ、延べ1,700,630件のメール・マガジンを発信した。22年度（1,578,164件）に比較して、約8%の増加となっている。

(3) 全事務所が事務所ホームページを運営し、年間の延べアクセス数は5,659,207件であった。22年度（6,066,822件）に比較して、約7%の減少となった。22年度と比べてホームページのアクセス数が増加している事務所数と減少している事務所数がほぼ拮抗している。19年度以来ホームページアクセス数は継続して増加してきたが、ソーシャルメディアといった新たな媒体の発達によって、ウェブサイトから情報を得る傾向に変化が現れていることが推定される。

このため、ソーシャルメディアの活用にも取り組んでおり、10か所の事務所でツイッターを活用した広報を行っており、14か所の事務所でフェイスブックを通じた広報を行っている。

評価指標4：中長期的な効果が現れた具体的エピソードや来館者満足度等

1. 中長期的効果が現れたエピソード

継続的な事業の取り組みにより、現地の団体等とのネットワークを構築するなどして中長期的な効果があらわれた事例は、別添3のとおり。

2. 来館者満足度等

すべての海外事務所において主催事業の参加者に対して満足度を計るアンケート調査を実施している。入場者・参加者満足度については、入場者・参加者へのアンケートの結果、5段階の上位2段階（「とても満足」「まあ満足」）の回答率が全事務所平均で95%であった。限られたリソース（資金、マンパワー等）を十分に活用して質の高い事業を展開している。

京都支部については、主催・共催事業における来場者・参加者の満足度は98%が好評価を示した。

評価指標5：在外公館による評価

基金海外事務所所在国の在外公館から年間の活動に対する評価を求めたところ、11か所の事務所においてイ（特に優れている）評価、8か所においてロ（優れている）評価、3か所においてハ（順調）評価であり、全ての事務所について順調以上の好評価を得ている。

評価指標6：外部有識者による評価と、その結果への対応

1. 評価結果

海外事務所の運営、京都支部の運営のそれぞれに対する外部専門家2名の評価結果は次のとおり。

海外事務所の運営	ロ	ロ	京都支部の運営	ロ	ロ
----------	---	---	---------	---	---

平成23年度 海外事務所および京都支部の運営状況(事業実施件数/来場者・参加者数)

種類	事務所名	事業実施件数												合計 (件)		来場者・参加者数(主催・共催事業の来場者数・参加者数)								合計 (人)	
		分野別の件数内訳				事業形態別の件数内訳										分野別の人数内訳				事業形態別の人数内訳					
		文化・芸術交流		日本研究・知的交流		主催(単独主催)		主催(共催事業)		助成事業		協力事業		文化・芸術交流		日本研究・知的交流		主催(単独主催)		共催事業					
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
文化会館	ローマ	55	62	7	9	15	27	11	6	0	0	36	38	62	71	8,308	8,642	530	240	5,097	7,469	3,741	1,413	8,838	8,882
	ケルン	87	105	12	15	15	23	19	23	6	15	59	59	99	120	23,186	53,406	437	290	12,500	12,019	11,123	41,677	23,623	53,696
	パリ	74	66	10	10	44	32	40	44	0	0	0	0	84	76	41,159	64,838	891	586	32,633	52,411	9,417	13,013	42,050	65,424
文化センター	ソウル	68	65	36	30	2	3	32	25	34	38	36	29	104	95	246,701	88,863	297	4,000	2,764	5,087	244,234	87,776	246,998	92,863
	北京	83	68	23	18	12	5	10	13	20	28	64	40	106	86	4,282	11,728	1,313	190	1,613	1,151	3,982	10,767	5,595	11,918
	ジャカルタ	53	44	9	4	10	11	52	36	0	1	0	0	62	48	22,347	46,199	845	380	4,768	821	18,424	45,758	23,192	46,579
	バンコク	69	59	9	12	4	5	15	13	13	8	46	45	78	71	34,054	90,062	1,721	338	5,488	81,859	30,287	8,541	35,775	90,400
	マニラ	23	26	1	4	0	0	18	16	5	12	1	2	24	30	47,109	65,916	0	0	0	0	47,109	65,916	47,109	65,916
	クアラルンプール	70	63	3	2	3	2	19	18	8	4	43	41	73	65	15,238	24,904	515	149	79	112	15,674	24,941	15,753	25,053
	ニューデリー	37	47	7	6	3	2	25	16	10	13	6	22	44	53	12,848	43,945	318	120	550	352	12,616	43,713	13,166	44,065
	シドニー	80	166	15	22	28	32	35	93	8	10	24	53	95	188	30,161	33,058	740	1,159	13,610	31,484	17,291	2,733	30,901	34,217
	トロント	81	54	13	22	9	14	37	38	16	16	32	8	94	76	17,415	32,672	625	4,175	629	6,084	17,411	30,763	18,040	36,847
	ニューヨーク	43	46	8	5	1	1	6	7	35	38	9	5	51	51	6,935	10,522	213	235	213	235	6,935	10,522	7,148	10,757
	ロサンゼルス	53	43	0	0	2	2	3	1	35	24	13	16	53	43	5,410	6,299	0	0	2,028	6,037	3,382	262	5,410	6,299
	メキシコ	33	26	2	0	0	1	8	4	13	9	14	12	35	26	37,500	4,982	0	0	0	360	37,500	4,622	37,500	4,982
	サンパウロ	51	50	9	15	19	10	22	24	13	14	6	17	60	65	9,311	19,117	80	185	3,260	2,881	6,131	16,421	9,391	19,302
	ロンドン	37	46	22	22	11	19	12	10	26	28	10	11	59	68	1,489	1,685	395	740	780	1,240	1,104	1,185	1,884	2,425
	マドリード	31	62	4	9	0	0	19	30	6	9	10	32	35	71	18,907	37,138	821	2,700	205	0	19,523	39,838	19,728	39,838
	ブダペスト	32	24	1	3	4	10	13	7	14	8	2	2	33	27	12,908	8,770	70	42	500	2,653	12,478	6,159	12,978	8,812
モスクワ	44	60	12	7	24	29	20	24	0	0	12	14	56	67	18,158	21,431	2,057	1,213	5,531	6,606	14,684	16,038	20,215	22,644	
カイロ	17	17	1	3	6	8	10	9	2	3	0	0	18	20	2,729	4,417	70	245	175	1,286	2,624	3,376	2,799	4,662	
ベトナム日本文化交流センター	20	34	4	3	3	6	12	12	3	5	6	14	24	37	41,652	39,584	421	555	842	7,850	41,231	32,289	42,073	40,139	
全海外事務所合計	1,141	1,233	208	221	215	242	438	469	267	283	429	460	1,349	1,454	657,807	718,178	12,359	17,542	93,265	227,997	576,901	507,723	670,166	735,720	
(%)	85%	85%	15%	15%	16%	17%	32%	32%	20%	19%	32%	32%	—	—	98%	98%	2%	2%	14%	31%	86%	69%	—	—	
京都支部	7	7	17	18	4	4	9	12	0	0	11	9	24	25	0	0	1,392	1,804	60	58	1,332	1,746	1,392	1,804	

平成23年度 海外事務所および京都支部の運営状況(日本語講座／図書館／情報発信／来場者評価／在外公館評価／報道件数／稼働率)

種類	事務所名	日本語講座運営状況				図書館利用実績						インクワイアリーへの対応(件)		情報発信への取組み								来場・参加者評価		在外公館満足度		報道件数(件)		多目的ホール稼働率(%)		外部資金導入率(%)	
		授業時間数(時間)		受講者数(人)		延べ来館者数(人)		レファレンス数(件)		貸出点数(点)				ニュースレター発行部数(延べ部数)		ニュースレター使用言語		メールマガジン配信数(延べ件数)		ホームページアクセス件数(件)											
		22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度
文化会館	ローマ	1,218	1,607	362	357	4,546	4,067	717	669	2,673	2,390	3,500	3,550	12,000	12,000	イタリア語		44,960	92,470	113,963	98	96	□	□	218	271	47	60	8	7	
	ケルン	1,072	1,164	444	1,487	3,327	5,084	391	461	3,704	6,496	3,375	2,660				62,217	66,669	415,248	308,438	92	96	□	□	280	300	60	75	35	36	
	パリ	17	244	28	126	14,716	13,666	3,351	2,727	3,826	1,899	828	659	56,000	56,000	フランス語	6,934	109,256	208,777	232,575	97	96	ハ	ハ	502	542	73	77	17	19	
文化センター	ソウル	600	952	284	549	15,671	18,162	1,242	1,237	16,283	20,690	1,692	1,584				204,611	277,208	2,393,863	2,182,687	95	94	イ	イ	643	311			76	57	
	北京	12	49	237	287	14,410	13,576	17	27	11,748	10,008	120	130	12,000					268,605	188,418	98	99	イ	イ	146	106	55	66	4	3	
	ジャカルタ	258	180	88	253	12,904	12,549	100	94	10,292	10,185	2,500	5,800	36,400	39,600	インドネシア語	778,800	449,856	390,776	215,356	91	90	□	イ	234	198	77	70	65	57	
	バンコク	775	1,003	618	784	70,471	71,938	92	77	13,399	14,212	1,200	1,050	6,000	6,500	タイ語、英語			31,556	38,886	97	97	イ	ハ	182	124			19	33	
	マニラ	242	84	160	75	3,925	3,448	3,161	3,093	1,941	1,782	1,056	788	13,000	14,000	英語、日本語			34,070	37,018	98	98	イ	ハ	188	198			38	62	
	クアラルンプール	447	954	167	313	7,641	7,232			18,775	15,279	2,184	2,244	12,500	12,500	英語	135,772	138,736	98,132	65,788	99	96	□	□	465	314			40	40	
	ニューデリー		309		97	6,729	6,585	649	801	2,618	2,601	823	1,756	1,000				808	7,668	22,642	23,076	99	96	□	□	30	542	41	71	29	33
	シドニー	295	388	201	512	16,114	17,070	97	128	11,468	10,590	400	450				99,000	89,900	419,373	398,084	99	95	ハ	□	650	758	74	83	12	5	
	トロント		37		266	28,255	29,511	1,186	1,836	29,262	30,162	780	780				171,500	337,500	110,769	120,901	97	99	イ	イ	2,910	649	99	96	74	68	
	ニューヨーク		30		18							950	1,033				50,565	57,920	281,635	68,150	97	97	イ	イ	98	94			0	32	
	ロサンゼルス		48		59	511	426	166	183	1,550	1,325	9,651	10,216		7,690	英語		16,536	72,958	180,724	98	77	イ	イ	486	293			50	42	
	メキシコ		40		10	3,339	1,663	1,164	834	8,149	7,312	864	1,200	1,500	1,500	スペイン語			187,255	251,562	97	98	□	イ	152	1,282			45	55	
	サンパウロ					11,621	13,050	261	146	21,660	24,998	860	607						406,004	309,706	99	99	ハ	□	434	284	30		18	30	
	ロンドン	76	89.5	179	223	1,437	1,224	787	698	1,439	1,250	723	732				45,457	54,861	188,695	178,863	91	94	□	□	45	99	62	64	47	38	
	マドリード	8	482	8	140	400	1,065	50	218	165	681	100	700				22,500	44,000	78,246	140,316	99	96	□	イ	60	381			19	20	
	ブダペスト	819	736.5	214	242	6,637	5,157	104	133	4,939	3,824	225	485	500	3,000	ハンガリー語			39,798	33,002	91	92	イ	イ	30	63			32	28	
	モスクワ	315	608	269	296	3,183	2,855	1,242	1,831	1,885	3,895	2,663	1,874						133,517	164,202	95	97	□	イ	25	60	73	76	30	23	
カイロ	1,715	1,900	551	670	4,206	2,753	40	53	660	1,099	700	5,953	3,000				5,560	89,823	85,936	99	95	イ	□	51	50			14	3		
ベトナム日本文化交流センター	82	211	27	250	4,165	6,555	34	16	1,441	2,362	216	228						102,610	321,556	95	90	□	イ	626	673	45	62	44	25		
全海外事務所合計	7,951	11,116	3,837	7,014	234,208	237,636	14,851	15,262	167,877	173,040	35,410	44,479	153,900	152,790		1,578,164	1,700,630	6,066,822	5,659,207	96	95	-	-	8,455	7,592	61	73	32	33		
京都支部											295	341	3,000	3,000	日本語					98	98			15	11			52	63		

(3) 中長期的な効果が現れた事例

ジャカルタ日本文化センター	<p>【アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラム、JENESYS次世代リーダー招へいプログラムのフォローアップ事業】(平成24年2月実施)</p> <p>ジャカルタ日本文化センターは、ラウンドテーブル・ディスカッション「災害後の街づくりおよび都市計画ー東日本大震災の事例を中心にー」を同センターにて開催した。モデレーターを務めたマルコ・クスマウィジャヤ氏(ルジャック都市研究センター代表)は、21年度アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラムで来日した後も日本とのつながりを積極的に維持し、23年度に再来日して震災後の日本の状況を視察した。また、23年度のJENESYS参加者をパネリストに迎え、19年度以降のJENESYS事業で「防災」をテーマに実施している次世代リーダープログラムで訪日した行政官・研究者と他の基金の事業で訪日経験をもつ研究者・知識人を一堂に集めてセミナーを実施した。日本からは東北大学小野田泰明教授が参加、震災を経た新たな日本の人々のつながりについての事例を紹介し、日本・インドネシアそれぞれの経験を共有するとともに、これまでに基金が事業を通じて培った人のネットワークを維持拡大することができた。</p>
ケルン日本文化会館	<p>【ドイツ主要都市の映画専門機関と連携した黒澤明監督特集】(平成23年9月～12月実施)</p> <p>日独交流150周年記念事業の中心的事業の一つとして、平成22年に生誕100周年を迎えた黒澤明監督の作品を包括的に紹介する映画特集を5か月にわたりケルンを含む全独7都市で実施し、合計13,549人の観客を動員する成果を収めた。関連企画として黒澤監督の弟子である小泉堯史監督を迎え、全独4都市でトークイベントも実施した。ケルン日本文化会館の企画提案に対し、主な映画博物館、シネマテークから即座に共催の申し出があったのは、同館がドイツ語圏における日本映画の中心的な上映団体として、各地の映画専門機関と長年にわたり信頼関係とネットワークを築いていたことが大きい。これら共催機関の全面的かつ主体的な協力を得たことで、日本文化愛好家のみならず、各地の映画人や映画ファンが世界映画史上に残る黒澤監督の偉業を堪能した。多極分散型国家ドイツにおいて、長年に渡るネットワークを駆使して効率的に事業展開を図ったケースである。また、ドイツ全国紙や映画専門誌にも好意的な批評記事が複数掲載され、同館および基金の知名度向上にも貢献した。</p>
シドニー日本文化センター	<p>【第15回オーストラリア巡回日本映画祭】(平成23年11～12月実施)</p> <p>オーストラリアにおける日本に特化した唯一の映画祭である本巡回映画祭は、シドニー日本文化センターが過去14年継続して開催しており、各都市で恒例の行事として定着してきた。その実施に際しては、他の文化機関との連携や民間企業からの協賛、広報</p>

	<p>のためのメディアとの協力等、長年にわたり現地の機関と協力しながら事業を拡充してきた。その結果 15 周年にあたる 23 年度には、多数の日系企業の協賛、Australian Center for Moving Image 他の映像関係機関の協力を得て、事業予算の 58% を外部資金で賄うこととなった。またメディア・パートナーの協力も得て 22 年度に比べて 50% 増となる合計 18,000 人の動員を得た。このように現地機関との協力の結果、事業を効果的、効率的に実施することができた。また日本政府観光局に協力し、映画祭で上映される映画の舞台となる都市とその観光情報を紹介したウェブサイトページ「Travel Japan by Film Website」を開設した。</p> <p>同映画祭は報道件数 650 件（ソーシャルメディアでの掲載数は含めず）、映画祭公式ウェブサイトのアクセス数 75,000 件、映画祭 E ニュースレター購読者数約 5,000 名、Facebook と Twitter はそれぞれ約 860 フォロワーと、例年以上の注目を集めた。「太平洋の奇跡」の平山秀幸監督及び主演俳優の竹野内豊氏が同映画祭に出席したことにより、日本テレビの報道番組 NewsZero やシネマトゥデイなどの大手映画サイトの日本メディアでも報じられ、オーストラリアや日本における基金や映画祭のプレゼンスの飛躍的な向上に繋がった。</p> <p>さらに、震災関連プログラムとして、新潟中越地震のドキュメンタリー「1000 年の山古志」と阪神淡路大震災を描いた「その街のこども」を上映、それぞれ監督、プロデューサー、撮影監督などを招聘し、ファイナンシャルレビュー紙の副編集長をモデレーターとしてパネルディスカッションを開催、現地メディアなどから大きな反響を呼ぶなど、これまでの映画祭実施のノウハウとネットワークの蓄積を十分に発揮できた。</p>
ソウル 日本文化センター	<p>【映画「折り梅」配給上映】</p> <p>19 年度に日韓専門家交流事業として、両国の高齢者ケアの問題を話し合うシンポジウムをソウルで開催し、同時に高齢者問題を考える一つの方策として痴呆老人を支える家族愛をテーマとした映画「折り梅」を上映した。</p> <p>同映画の上映は観客に大きなインパクトを与えたため、ソウル日本文化センターは、同映画の韓国における 3 年間限定の無料上映権を取得し、韓国痴呆家族協会との連携をもとに、同会のネットワークを最大限に活用して、行政・民間・大学など多方面にわたって全国で上映会を実施してきた。</p> <p>ソウル日本文化センターが 20 年度から 22 年度まで継続して韓国各地で上映を実施してきた結果、韓国の配給会社の目に止まり、平成 23 年 9 月に韓国で商業上映されることになり、松井久子監督、主演の吉行和子が韓国を訪れ、大きな反響を呼んだ。高齢者ケアの問題は日韓の共通課題であり、同内容を扱った日本映画が同センターの事業を通じて、韓国内に広まったことは大きな成果と言える。</p>

No. 26 国際文化交流のための施設の整備に対する援助

大項目	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
中項目	その他
小項目	国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

	<p>評価指標 1：特定寄附金受入れ及び特定助成金交付の状況</p> <p>平成 23 年度においては、寄附者が特定する 21 件の国際文化交流事業を支援する目的で、延べ 858 の個人、法人より総額 258,693 千円〔22 年度：911 件、380,896 千円〕の寄附金を受入れた。同寄附金と 22 年度末に預り寄附金として受入れた 23,004 千円との合計 281,697 千円のうち、248,957 千円を原資として、21 件の事業に対し助成金を交付した。なお、残額 32,740 千円の寄附金は、24 年度に助成金として交付の予定である。</p> <p>事業分野別の状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本への留学を希望する米国人大学生に対して奨学金支給を行う人物交流事業 1 件について、3 法人より総額 4,789 千円の寄附金を受入れた。同寄附と 22 年度末に預り寄附金として受入れた 2,050 千円との合計 6,839 千円を原資として同事業に助成金を交付した。 ●米国の大学での日本法研究のための基金設置等の日本研究支援事業 5 件について、160 の個人、法人より総額 66,139 千円の寄附金を受入れた。同寄附金と 22 年度末に預り寄附金として受入れた 3,000 千円との合計 69,139 千円を原資として 5 件の事業に対し助成金を交付した。 ●日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給等の日本語普及事業 3 件について、120 の個人、法人より総額 32,849 千円の寄附金を受入れた。同寄附金と 22 年度末に預り寄附金として受入れた 233 千円との合計 33,082 千円を原資として 4 件の事業に対し助成金を交付した。 ●イタリアでのオペラ「蝶々夫人」の日本人演出家による公演等の催し事業 10 件について、557 の個人、法人より総額 142,547 千円の寄附金を受入れた。同寄附金と 22 年度末に預り寄附金として受入れた 13,246 千円との合計 155,793 千円のうち、130,053 千円を原資として 9 件の事業に対し助成金を交付した。残額の 25,740 千円は 24 年度に交付の予定である。 ●英国における日本庭園修復等の施設整備事業 2 件について、18 の個人、法人より総額 12,368 千円の寄附金を受入れた。同寄附金と 22 年度末に預り寄
業務実績	

附金として受入れた 4,475 千円との合計 16,843 千円のうち、9,843 千円を原資として助成金を交付した。残額の 7,000 千円は 24 年度に交付の予定である。

評価指標 2 : 外部有識者による審査実施の状況

外交、会計監査、租税、言論等の分野の有識者7名からなる特定寄附金審査委員会を3回開催した（うち1回は同委員会による書面審査）。申込のあった案件12件を対象として、寄附申込者、特定助成対象事業等についての審査が行われ、11件について特定寄附金としての受入れが適当、1件について一定条件を付した上での受入れが適当との意見が示されたため、この結果を踏まえて、特定寄附金の受入れを決定した。